

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年10月31日
【計算期間】	第17期(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)
【ファンド名】	ピムコ・バーミューダ・トラストー ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド (PIMCO Bermuda Trust—PIMCO Euro Total Return Fund)
【発行者名】	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター ピーター・G・ストレロウ (Peter G. Strelow, Managing Director)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国、92660 カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、ニューポート・センター・ドライブ650番 (650 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注1） ユーロの円貨換算は、別段の記載がない限り、2019年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=117.63円)による。以下同じ。

（注2） ファンドは、バーミューダの法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、ユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨をもって行う。

（注3） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切捨の処理がしてある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4） 本書の中で会計年度とは、原則として、毎年6月1日に始まり、5月31日に終わる一年をいう。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド(「ファンド」)は、アンブレラ・ファンドとしてバーミューダの法律に基づき構成されているユニット・トラストであるピムコ・バーミューダ・トラスト(「トラスト」)のファンドである。アンブレラとは、その傘の下で一つまたは複数の投資信託(ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

2019年9月末日現在、トラストは本ファンドを含む合計9個のファンドで構成されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、追加のファンドを設定する権限を有する。

ファンドの投資目的は、投資元本を確保し、慎重な投資運用を維持しつつ、最大のトータル・リターンを追求することである。ファンドは、ベンチマークであるブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックスのトータル・リターンを上回ることを目標とする。かかる目標が成功する旨保証することはできない。ファンドのインデックスは、欧州全体の代表的な投資適格性を有する債券の非運用指数である。かかるファンドのインデックスは、受益者に通知することなく変更されることがある。

b ファンドの性格

トラストは、1998年バーミューダ金融庁(Bermuda Monetary Authority)(集団投資スキームの分類に関する)規則(以下「BMA規則」という。)に基づきバーミューダ標準スキーム(Bermuda Standard Scheme)として分類され、承認されていた。従って、トラストは、バーミューダ標準スキームに関するBMA規則に規定されている規則および監督に服する。しかし、バーミューダ金融庁(以下「BMA」という。)は、BMA規則により付与された権限に基づき、またトラストの受益証券の日本の公衆または管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対する予定された募集を考慮に入れて、トラストについて付加的な要項および条件を課した(当該付加的な要項および条件は、一定の例外を含むが、総称して以下「BMA関連規定」という。)。従って、トラストは、トラストがバーミューダ公認スキーム(Bermuda Recognised Scheme)に分類されている場合と同様に、バーミューダ公認スキームに関するBMA規則の多数の規則を遵守することを義務づけられている。2007年3月7日付けで施行された2006年投資ファンド法(以下「投資ファンド法」という。)は、BMA規則に代わるものである。投資ファンド法は、BMA規則に基づきバーミューダ標準スキームとして承認されたファンドを含むすべてのファンドが、投資ファンド法に基づき標準スキームとして承認および分類されるという経過規定を設けている。さらに、投資ファンド法はBMA規則に基づき承認されたファンドが、その分類により課せられる要項に服する場合、当該要項は引き続き当該ファンドに適用されとの規定も設けている。従って、トラストは投資ファンド法および標準スキームの関連規則の規定および監督に服するものの、トラストおよびそのサービス提供者は引き続き、バーミューダ標準スキームに関するBMA規則をトラストの追加の要項として遵守する必要がある。しかし、トラストは、トラストに伴うリスクを完全に判断することができ、リスクを負担できる投資者のみに適する投資ビークルとみなされるべきである。

為替管理目的上、バーミューダ非居住者に対する英文目論見書に基づくトラストの受益証券5,000億口までの発行に関して、1972年バーミューダ為替管理法(Exchange Control Act 1972)に基づく認可が、BMAから取得されている。BMAの承認または認可は、トラストの業績またはトラストの信用性に関してBMAによる何らの保証を構成するものでもない。また、かかる承認または認可を付与するに際して、BMAは、トラストの業績もしくはその運用やサービス提供者の不履行または英文目論見書において行われた言明もしくは述べられた意見について責任を負うものではない。

受益証券について、上場またはその他の取引手段の取得は、現在のところ考えられていない。

ただし、管理会社は、将来において上場を目指す可能性がある。

BMAは、投資ファンド法に規定された状況がある場合、受託会社およびサービス提供者に対する書面による通知によりいつでも、トラストの認可を取り下げることができる。

トラストは、信託証書の当初日付である2001年8月8日より約100年を期限として、2001年8月8日付で当該時の受託会社であったウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された信託証書(以下随時の改訂を含み「信託証書」という。)に従い、バーミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。2006年、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドがトラストの受託会社に任命された。2017年9月29日の営業時間終了時(米国東部標準時)をもって、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドはトラストの受託会社を退任し、メイプルズ・トラスティ・サービスーズ(バミューダ)リミテッドがトラストの受託会社に任命された。信託証書に基づき、管理会社および受託会社は、英文目論見書に記載された行為を行う権限を有する。信託証書および投資ファンド法の条項に基づき、メイプルズ・トラスティ・サービスーズ(バミューダ)リミテッドは、トラストの受託会社およびバーミューダにおける保管会社を務め、ファンドの資産の保管を任される。受託会社は、2001年信託(信託業務規則)法(改訂済)に基づく免許を受けている。信託証書の条項に基づき、トラストの構成要素であるすべての投資、現金およびその他の財産および資産は、受託会社に授与されている。受託会社は、トラスト資産の保管業務を委託する権限を有する。管理会社および受託会社は、各々に関係するBMA規則の規定に拘束されることについて、各々同意している。疑義を避けるため、投資ファンド法が有効である現在もこれらの規定は適用される。

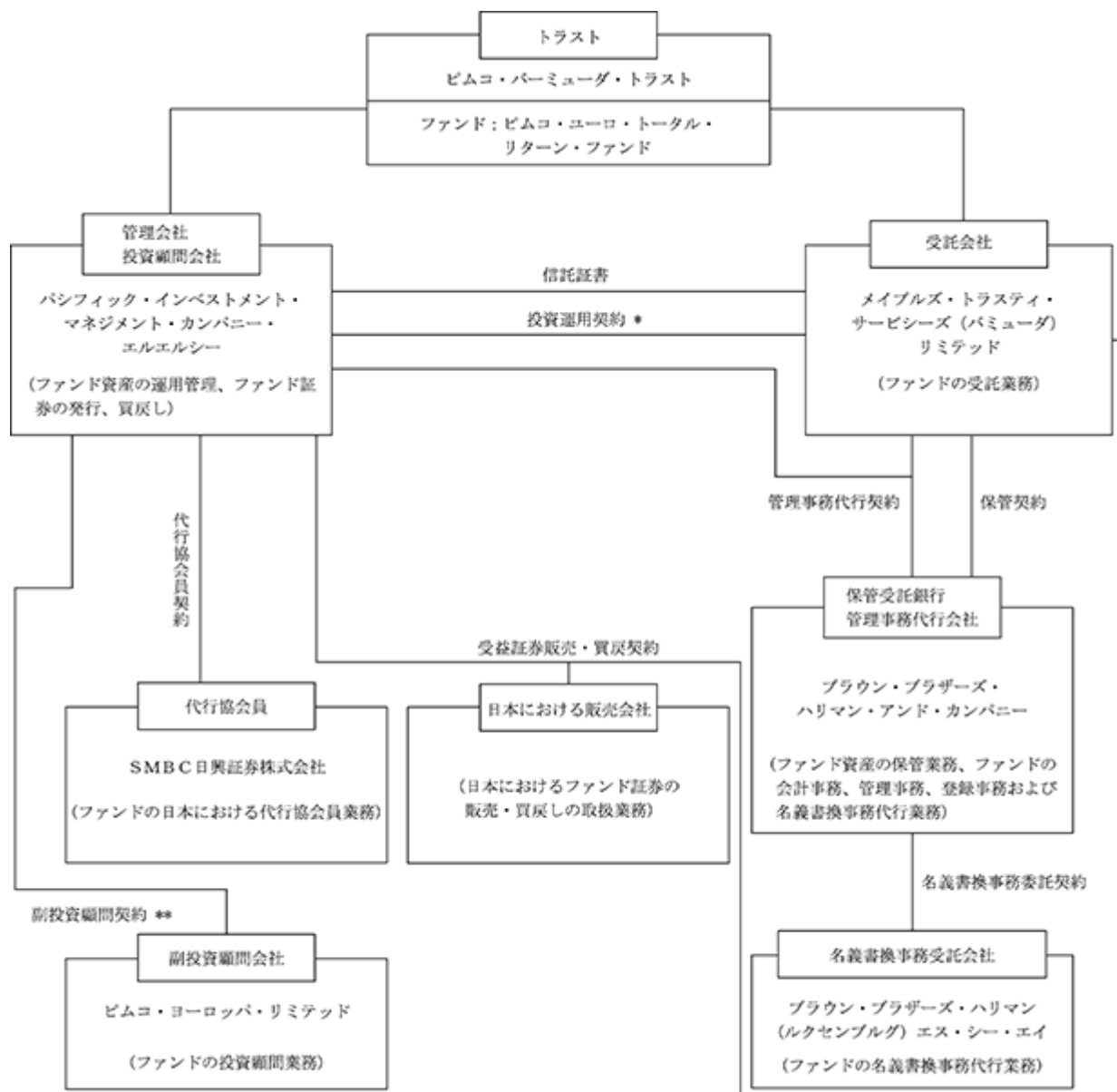
バーミューダ規則、投資ファンド法および関連規則の写しは、受託会社において閲覧の用に供されており、写しを取得することができる。

(2) 【ファンドの沿革】

1971年3月8日	管理会社設立
2001年8月8日	信託証書締結
2002年9月26日	第1次改訂済再録信託証書の締結
2002年10月15日	日本におけるファンドの募集開始
2002年10月31日	ファンドの運用開始
2003年4月29日	第2次改訂済再録信託証書の締結
2010年6月23日	第3次改訂済再録信託証書の締結
2017年7月14日	受託会社の退任および任命証書の締結(2017年9月29日午後5時(米国東部標準時)効力発生)
2018年2月15日	第4次改訂済再録信託証書の締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



* 投資運用契約は、受託会社と投資顧問会社との間で締結される。

** 副投資顧問契約は、投資顧問会社と副投資顧問会社との間で締結される。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)	管理会社 投資顧問会社	2003年4月29日付で第2次改訂信託証書(随時の補足を含め、「信託証書」という。)をウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド(「当初の受託会社」と)と締結。ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにトラストおよびファンドの終了について規定している。2006年11月28日付で信託証書第12補遺を当初の受託会社およびブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドと締結し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「旧受託会社」と)をトラストの受託会社として任命。2017年7月14日付受託会社の退任および任命証書により、メイプルズ・トラスティ・サービシーズ(バミューダ)リミテッド(「受託会社」と)を、2017年9月29日付でトラストの受託会社に任命した。 2006年11月28日付で投資運用契約 ^(注1) および2010年6月10日付で改訂・再録投資運用契約(改訂済)を旧受託会社と締結。また、2017年9月29日付で第2次改訂・再録投資運用契約(随時改定)を受託会社と締結。ファンド資産の投資運用業務および投資顧問業務について規定している。
メイプルズ・トラスティ・サービシーズ(バミューダ)リミテッド (Maples Trustee Services (Bermuda) Limited)	受託会社	信託証書を当初の受託会社が管理会社と締結。2006年11月28日付で信託証書第12補遺を管理会社および当初の受託会社と締結し、旧受託会社をトラストの受託会社として任命。また、旧受託会社は、2006年11月28日付で信託証書第13補遺を管理会社と締結。受託会社、旧受託会社および管理会社は2017年7月14日付で受託会社の退任および任命証書を締結。ファンドの資産の保管、ファンド証券の発行、買戻しならびにトラストおよびファンドの終了について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社	2006年11月28日付で管理事務代行会社が管理会社および旧受託会社と管理事務代行契約 ^(注2) を締結。また、2010年11月23日付で改訂・再録管理事務代行契約(改訂済)を締結。ファンドの会計事務、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管受託銀行	2006年11月28日付で保管受託銀行が旧受託会社と保管契約 ^(注3) を締結。また2011年9月30日付で改訂・再録保管契約(改訂済)を締結。ファンドの資産の保管業務について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	名義書換事務受託会社	2006年11月28日付で管理事務代行会社と名義書換事務委託契約 ^(注4) を締結。ファンドの受益証券の発行事務、分配金支払事務の委託について規定している。
ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド (PIMCO Europe Ltd)	副投資顧問会社	2002年9月26日付で副投資顧問契約を投資顧問会社との間で締結。ファンドの資産の投資顧問業務について規定している。
SMB C日興証券株式会社	代行協会員	2002年9月26日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注5) を締結。また、2006年11月28日付および2015年10月14日付で代行協会員契約の変更契約を締結。代行協会員業務について規定している。
SMB C日興証券株式会社 野村證券株式会社	日本における販売会社	日本における販売会社は、管理会社および受託会社との間で、受益証券販売・買戻契約(変更契約を含む。) ^(注6) を締結。受益証券の販売・買戻の取扱業務について規定している。

- (注1) 投資運用契約とは、信託証書の規定に基づき任命された投資顧問会社がファンドの資産に関し投資運用サービスを提供することを約する契約である。
- (注2) 管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの会計帳簿の維持および純資産価格の計算等の業務ならびに管理事務、登録事務および名義書換事務を行うことを約する契約である。
- (注3) 保管契約とは、受託会社に任命された保管受託銀行がファンドの資産のために保管業務を行うことを約する契約である。
- (注4) 名義書換事務委託契約とは、管理事務代行会社が名義書換事務受託会社に受益証券の発行事務、宣言済および支払済分配金の記録の管理事務等の一定の職務を委託することを定めた契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する財務書類その他の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で受託会社および管理会社から交付を受けた受益証券を受託会社によって任命された日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に基づき1971年3月8日に設立された。1994年9月、同社のすべての資産が、デラウェア州法上のゼネラル・パートナーシップであるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニーに拠出された。2000年5月、デラウェア州有限責任会社として改組された。

(ii) 会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

(iii) 資本金の額(2019年8月末日現在)

資本金の額 388,027,447米ドル（約413億940万円）

授權有限責任会社社員持分口数

授權有限責任会社社員持分口数は1,250,000口である。クラスA授權持分口数は850,000口、クラスB授權持分口数は150,000口、クラスM授權持分口数は250,000口である。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、別段の記載がない限り、2019年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.46円)による。以下同じ。

発行済有限責任会社社員持分口数

クラスA発行済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は48,875.82口である。

過去5年間における資本金の額の増減は以下の通りである。

2015年8月末日現在	324,930,646米ドル
2016年8月末日現在	338,413,044米ドル
2017年8月末日現在	308,558,334米ドル
2018年8月末日現在	302,158,349米ドル
2019年8月末日現在	388,027,447米ドル

(iv) 会社の沿革

1971年3月8日設立。

(v)大株主の状況

2019年8月末日現在、アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルピーおよびその関連会社が合わせて管理会社の持分の95.4%を、管理会社の一定の現役員および元役員がその4.6%を所有している。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

トラストは、バーミューダ諸島の法律に基づき設立されている。トラストは1969年バーミューダ金融庁の法律、適用のBMA規則ならびに投資ファンド法および関連規則に服する。

(ii) 準拠法の内容

① 1969年バーミューダ金融庁の法律

BMAは、1969年バーミューダ金融庁の法律に基づき、バーミューダ諸島内において、またはバーミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドに該当する金融組織を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンドを監督および規制しており、ファンドの業務運営者に、BMAが合理的に要求するファンドの運営に関する報告書を提出するよう要求する。

ファンドは、会計年度終了から6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則を遵守している旨を確認する文書を、BMAに提出しなければならない。ファンドのサービス提供会社は、特別な懸案事項についての報告書をBMAに提出しなければならない。

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するよう要求することができる。特に、BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書類の入手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのために調査を開始するための条項もある。

② 投資ファンド法

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA(集団投資ファンドスキーム分類)規則(「CIS規制」)は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バーミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、(1)法人向けファンド(institutional funds)、(2)管理型ファンド(administered funds)および(3)標準ファンド(standard funds)に分類される。

投資ファンドは、複数の方法により構成および設立される。1981年会社法(改正済)(以下「会社法」という。)により免税会社として登録されかつミューチュアル・ファンドと称される会社は、日本からの投資家を除き、これまでのところ投資ファンドのために利用される投資ビークルとしては最も一般的な形のものである。このような会社は登録により設立され、すべての必要な情報が受領されれば設立手続きにわずか数日しかかからない。

投資ファンドはまた、(1)ユニット・トラスト・スキーム(日本からの投資家が選好する。)、(2)クローズ・エンド型投資会社(すなわちミューチュアル・ファンド会社ではない会社。)または(3)リミテッド・パートナーシップとして構成および組織することもできる。

法律上の観点からすると、投資ファンド法における「投資ファンド」の定義は範囲が広く、参加者が当該資産の運用により利益を得ることができるあらゆる種類の資産に関する取り決めが含まれている。かかる取り決めは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの形を取ることができるが、投資ファンド法が適用されるのは、ファンドの設立証書および目論見書に従い決定される価格において、当該設立証書および目論見書に従い買戻しが行われるファンドの、権利および持分(名称は問わない。)(以下「ユニット」という。)を参加者が有することができる取り決めに限られる。したがって、投資ファンド法は、投資者に償還または買戻しの権利を付与していない投資ファンド、即ちクローズ・エンド型投資ファンドには、適用されない。投資ファンド法が適用されるのは、バーミューダにおいて設立、構成および／または組織されるミューチュアル・ファンド会社、ユニット・トラストおよびリミテッド・パートナーシップに限られる。

(5) 【開示制度の概要】

A バーミューダ諸島における開示

① 監督官庁に対する開示

1981年バーミューダ会社法第3部および第35条は、目論見書および募集について定めている。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはユニット・トラストの場合には、ユニット・トラストの受託会社もしくは管理会社による受益証券の募集を構成する。パートナーシップには1981年バーミューダ会社法の規定の適用はない。従って、集団投資スキームにより作成された目論見書または募集説明書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設定するためのBMAへの申請の一部を形成する。ファンド証券がバーミューダ諸島で設立された会社ではない管理会社より募集されるため、英文目論見書は、バーミューダ会社登記官への提出は要求されない。しかし、英文目論見書は、BMAにより承認され、重要な変更についてはBMAの承認を要する。

目論見書は、1981年バーミューダ会社法第27(1)条、適用のBMA規則および投資ファンド法に従うファンド目論見書規則の要件を遵守しなければならない。目論見書が1981年バーミューダ会社法を遵守している旨を証明する弁護士によりバーミューダ会社登記官に提出しなければならない。受益証券の継続募集について、目論見書の記載中重大な事項について真正でなくなる場合、補足目論見書をバーミューダ会社登記官に届け出なければならない。

1981年バーミューダ会社法は、目論見書は、(a)1981年バーミューダ会社法に規定されている事項を含んでいなければならない、または(b)バーミューダ諸島外の一定の任命された証券取引所もしくは監督官庁により受領または受諾しなければならない旨規定されている。

トラストはBMAが承認した監査人を選任することを要する。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー(PricewaterhouseCoopers LLP)である。トラストの会計監査は、米国の会計基準に基づいて行われる。

② 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から3か月以内(もしくはその後可及的速やかに)および半期終了後2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、原則として毎年5月31日に終了する。

B 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、BMAの監督に服している。監督の主な内容は次の通りである。

(i) 投資ファンド法および規則

BMAは、1969年バーミューダ金融庁の法律に基づき、バーミューダ諸島内において、またはバーミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する責任を負っている。かかる趣旨において、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA(集団投資ファンドスキーム分類)規則(「CIS規制」)は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バーミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、(1)法人向けファンド(institutional funds)、(2)管理型ファンド(administered funds)および(3)標準ファンド(standard funds)に分類される。

適切な分類で認可を取得するために、

- (a) ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければならない。ただし、BMAは、適切であると考えられる場合、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがある。
- (b) ファンドは、投資管理者、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、認可を受ける段階でこれらの者を任命する。
- (c) ファンドの財産は、バーミューダにおいて認可を取得しているか、またはバーミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服している保管受託銀行に委託しなければならない。BMAは、異なる取決めによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めている。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドが保管受託銀行または承認されたプライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていることを条件とする。免除は、主としてインフラストラクチャーのタイプの資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがある。
- (d) 保管受託銀行はまた、業務運営者(投資ファンド法の定義では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、およびミューチュアル・ファンド会社の場合は会社をいう。)から独立していなければならない、さらに(1)ミューチュアル・ファンド会社の場合は、取締役、(2)パートナーシップの場合は、パートナーからの独立が義務付けられている。

BMAは、かかる措置が適切であると考える場合、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、保管受託銀行は、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがある。

(e) 業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行うものとして適切かつ適正な者でなければならない、その経験および知識の組み合わせは、ファンドの目的に適したものでなければならない。

(f) ファンドは、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守しなければならない。

認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならない、かかる者がバーミューダにおいて参加者名簿を保管することを要求されている。

(ii) BMAに対する承認の申請および承認の取消

ファンドの認可の申請は「投資ファンド法申請書式」によって行われ、設立、構成および／または組織の承認ならびにファンドのユニットの発行および譲渡の一括承認の要請と、同時にまたは希望する場合は、事後に、BMAに提出される。

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きをただちに開始する。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立／組織について早い決定をする。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設するなど、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとる。しかし、ファンドが認可または免除を得るまで営業を開始できないことは明らかである。

申請の迅速な処理の一助として、BMAは、プロモーターになる予定の者およびサービス提供会社の名称をBMAに事前通知するために使用される直通連絡用Eメール・アドレスを設置したことに留意しなければならない。

認可申請は下記を伴わなければならない。

- (a) 会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書、
- (b) 認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する業務運営者の署名した証明書、
- (c) BMAが合理的に要求する情報、および
- (d) 申請料。

BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることがある。

BMAに対する投資ファンドの認可および分類の申請は、手続きに通常、2営業日から5営業日を要する。

投資ファンド法は、経過規定を含み、それにより、CIS規則の下でバーミューダ法人向けスキームとして承認された各投資ファンドは、新投資ファンド法の下で法人向け投資ファンドとして認可され分類される。バーミューダ標準スキームは、標準投資ファンドとして分類される。さらに、CIS規則の下で承認された投資ファンドがその分類に課された条件に従っている場合、当該条件は投資ファンドに適用され続ける。いかなる当該投資ファンドも、手数料なしで分類を変更することができるが、分類変更の当該申請は投資ファンド法の開始日から6か月以内になされる。

BMAは、トラストを認可する要件が満たされなくなるか、トラストの受託会社またはトラストのサービス提供会社のいずれかが投資ファンド法の下での要件に違反しているか違反しそうであるかまたはBMAに虚偽のまたは誤解を与える情報を提供したと判断した場合、トラストの認可を取り消し、業務を停止させることができる。BMAが、トラストの認可の取消しの根拠とするほどには状況が重大ではないと判断した場合、受託会社に対してトラストの広告を停止するか受益証券の販売または買戻しを中止するかの指示をすることができる。BMAはまた、トラストの受益者または潜在的受益者の利益を保護するよう指示をすることができる。トラストはまた、事実上休眠状態であり最低12か月間投資活動を行っていない場合、認可を取消されることがある。受託会社は、BMAの決定により権利が侵害されていると判断した場合、特別に設置された上訴裁判に上訴することができる。

(iii) BMAによる検査

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するように要求することができる。特に、BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書類の入手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのために調査を開始するための条項もある。

BMAの事前の承認を得ることなく、集団投資スキームの目論見書に重大な変更を加えてはならない。集団投資スキームは、BMAの書面による特定のまたは包括的な認可を得ることなく、受益証券を発行し、またはこれを後日譲渡することができない。

(iv) 法令遵守、罰則

ファンドは、BMAに対して会計年度終了後6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守していることを確認する書面を提出しなければならない。

ファンドのサービス提供会社は、特定の重要事項についてBMAに報告することを要求されている。サービス提供会社が、ファンドの資産が実質的に目論見書に従って投資されていないことまたはファンドの一般的な管理が実質的にその設立書類の規定にしがっていないことに気付いた場合、当該サービス提供会社は、事実の発生から14日以内にBMAに通知しなければならない、業務運営者に当該事実を書面で報告しなければならない。

当該報告をしなかったサービス提供会社は、刑事罰を受ける。

さらに、投資ファンド法に違反してバーミューダにおいてまたはバーミューダから投資ファンドを運営するいかなる者も、刑事罰を受ける。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドの投資目的は、投資元本を確保し、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。ファンドは、ベンチマークであるブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックスのトータル・リターンを上回ることを目標とする。かかる目標が成功する旨保証することはできない。ファンドのインデックスは、欧州全体の代表的な投資適格性を有する債券の非運用指数である。かかるファンドのインデックスは、受益者に通知することなく変更されることがある。

ファンドは、通常の状態において、その資産の65%以上を、異なる満期を有するユーロ建て確定利付金融商品(以下に定義する。)または当該有価証券にかかるデリバティブ商品に投資することにより、投資目的の達成を追求する。

ファンドが投資する確定利付金融商品には、以下のものを含むが、これに限定されない。

- ・ 政府、政府機関、政府系企業が発行または保証する証券(「政府証券」)
- ・ 社債券(転換社債および会社発行のコマーシャル・ペーパーを含む。)
- ・ モーゲージ証券およびアセット・バック証券
- ・ 政府および企業が発行するインフレ連動債券
- ・ ストラクチャード・ノート(ハイブリッド証券またはインデックス債、発生事象連動型債券およびローン・パーティシペーションを含む。)
- ・ 繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティ
- ・ 譲渡性銀行預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ契約および逆レポ契約
- ・ 国際機関または超国家的機関の債務証書

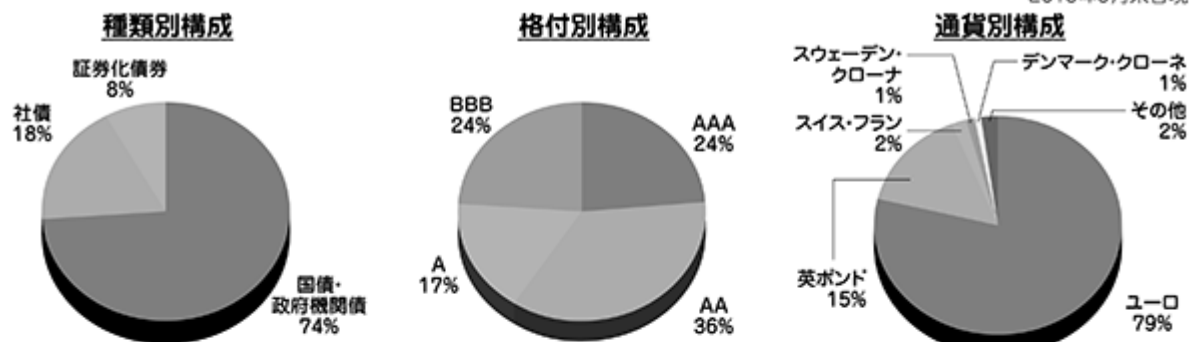
ファンドは、主に投資適格債務証券に投資するが、その資産の10%を上限として、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(「ムーディーズ」)、S&Pグローバル・レーティング(「S&P」)またはフィッチ・レーティングス(「フィッチ」)がB格以上の格付けを付する(格付けがない場合は、投資顧問会社が同等と判断する)ハイ・イールド証券に投資することができる。ファンドは、投資対象の平均格付けについてA格以上を維持する。ファンドは、その資産の10%を上限として、発展途上(または「新興市場」)の経済地域内の各国に所在する発行体の証券に投資することができる。

ファンドの投資対象の平均存続期間は、通常、ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックスのプラス・マイナス2年以内で変更されることがとされている。

ファンドは、その資産全部を、オプション、先物、スワップ契約等のデリバティブ商品またはモーゲージ・バック証券もしくはアセット・バック証券に投資することができる。ファンドは、インカム収益獲得のため、その投資対象証券をブローカー、ディーラーその他の金融機関に貸し付けることができる。ファンドは、一連の売買契約の締結または他の投資手法(買戻し、ダラー・ロール等)の利用により、主に投資する証券のマーケット・エクスポージャーの獲得を追求することができる。

ファンドのベンチマークである「ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス」の特徴

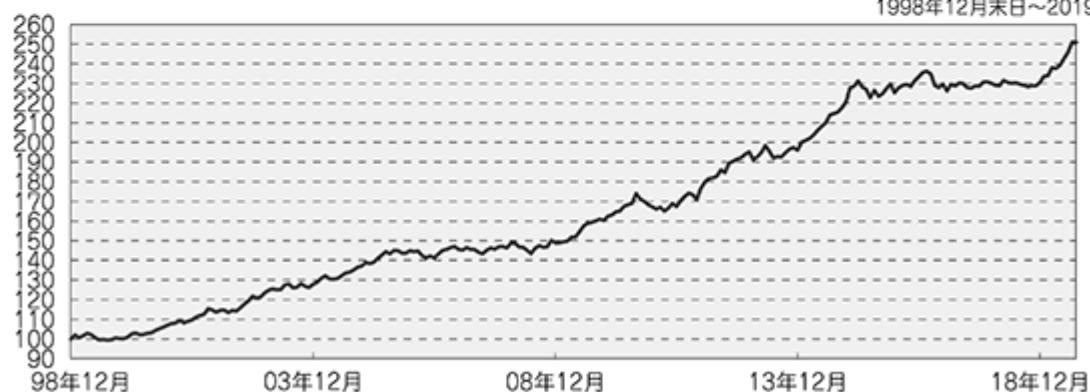
2019年9月末日現在



※構成比は四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。
出所：ブルームバーグ

ベンチマーク「ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス」の推移

1998年12月末日～2019年9月末日



(1998年12月末日=100：ユーロベース)
出所：ブルームバーグ

※上記のグラフはベンチマークの過去の推移を示したものであり、ファンドの今後の運用成果を保証または示唆するものではありません。

(2) 【投資対象】

本項では、ファンドの主な投資対象と関連リスクの一部についての追加情報を記載する。また、投資顧問会社がファンドに関して随時活用する追加的な証券および投資手法の特質とリスクについても記述する。かかる証券および投資手法の大半は裁量的なものであり、投資顧問会社がこれらを採用するか否かを決定することができる。本書およびパーミューダの目論見書は、投資顧問会社がファンドに関して使用する多種多様な証券や投資手法のすべてを開示しようとするものではない。今後の法令の変更により、ファンドが様々な証券および投資手法の使用を制限されたりまたは妨げられる可能性があり、最終的にファンドが投資目的を達成できないことも考えられる。ファンドへの投資者は、投資顧問会社と個々のポートフォリオ・マネジャーの専門的な投資判断と技量に依拠することになる。

証券選択

ファンドのために証券を選択するに際して、投資顧問会社は、金利、為替レート、経済に対する見通しを展開し、信用および期限前償還リスクを分析し、かつ、他の証券選択手法を利用する。投資顧問会社は、米国経済その他世界各国の経済、金融市場その他の要因に対する見通しに基づき、一定の特性(クオリティ、セクター、金利または満期等)を有する証券に対するファンドの投資割合を変更させる。

投資顧問会社は、他の市場よりも比較的安く評価されている債券市場のエリアを見極めることに努めている。投資顧問会社は、債券を短期金融商品、政府債、社債、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券および国際的証券等のセクターに分けることによりかかるエリアを識別する。高度な独自のソフトウェアにより、セクターの評価と特定の証券の価格設定が可能になる。投資機会が発見されると、投資顧問会社は、相対価値および信用スプレッドの変化に応じて、資産をセクター間でシフトさせる。投資顧問会社の証券選択手法が好ましい結果を生むとの保証はない。

国債

国債は、政府、政府機関、その下部組織もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。国債には、市場リスクや金利リスクが付随し、また様々な程度の信用リスクに服することがある。国債には、ゼロ・クーポン証券が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクを被る傾向がある。本書で使用される場合、「国債」という用語は、連邦政府により保有、管理、支援もしくは保証されている発行体により発行される証券を含む。

ファンドは、政府、政府機関もしくは下部機構またはその他政府関連団体が発行したソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の借換計画への参加および政府機関への追加貸付の供与を要請されることがある。そのほか、債務不履行になったソブリン債が回収されることになる破産手続は存在しない。

ファンドは、債務の組換えに関連して国家機関に対する既存のコマーシャル・バンク・ローンと新規債務との交換により設定される証券であるブレイディ・ボンドに投資することがある。ブレイディ・ボンドへの投資は投機的と見られることがある。ファンドが取得したブレイディ・ボンドが組換取決めまたは新規与信請求の対象となり、それにより、ファンドがその保有証券の利息または元本の損失を被ることがある。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局その他下部機構により発行される。地方債は、金利リスク、信用リスク、市場リスク、および地方債の課税上の取扱いまたはかかる証券に投資する投資家の権利に関連する不確実性にさらされる。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他政治的事情または発行体の倒産による影響を受けることがある。さらに、地方債市場における需要と供給の不均衡により、かかる市場における流動性の低下および価格の透明性の欠如が生じることがある。ある時期においては、これが、ある特定の取引に関係する価格決定、執行および取引コストに影響を及ぼす場合がある。また、特定の地方債、特に一般財源保証債の価値は、医療費の高騰、未積立年金債務の増加、会計基準の変更、および財政支援を行う連邦政府制度の段階的廃止によっても悪影響を受ける場合がある。低格付の地方債は、より良質の地方債よりも大きな信用リスクや市場リスクを被る。ファンドが投資できる地方債の種類には地方自治体のリース債務が含まれる。ファンドは、原資産を地方債とする主体により発行される証券に投資することもある。

ファンドは、地方証券を寄託して原資産である地方債の収益を変動利付証券と残差金利債券の2つに分割することで設定される残差金利債券(通常、「RIB」と呼ばれる。)に、制限なく投資することができる。変動利付証券の金利は、インデックスもしくは概ね7日から35日毎に開催されるオークションで決定される一方、残差金利債券保有者は、原資産である地方債からの収益からオークション費用を差し引いた金額を受領する。残差金利債券の市場価格は、市場金利の変化に対して非常に敏感であり、市場金利が上昇する場合には大幅に下落する可能性がある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証書(「CMO」)、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、不動産担保証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券(「SMBS」)、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。

モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、ファンドを元本の再投資時における金利の低下にさらすこととなりうる。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般に下落し、また金利の下落時には、期限前償還の特質を有するモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度までは上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格とボラティリティに影響し、取得時の予想を超えて当該証券の実効満期を短縮したり、延期したりすることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率がモーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用性に関する市場の見方に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／または保険によって担保されているが、民間保証人または保険会社はその債務を充足するとの保証はない。

SMBSには、モーゲージ資産から利息のすべてを受領するクラス(利息限定または「I0」クラス)があり、また、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)もある。I0クラスの満期までの利回りは、対象モーゲージ資産に対する元本支払率(期限前償還を含む。)に極めて影響されやすく、また元本支払率急上昇は、かかる証券から得られるファンドの満期までの利回りに大きな悪影響を及ぼしうる。ファンドは、その総資産の5%を超えて、モーゲージ関連証券またはその他のアセット・バックI0、P0、デリバティブまたは逆変動利付債を組み合わせて投資することはできない。ファンドは、既に投資者に販売されているその他のアセット・バック証券に投資することができる。

米国の住宅ローン市場は、モーゲージ関連投資のパフォーマンスや市場価格に悪影響を及ぼすような困難な状況の場合がある。住宅ローン（特に、サブプライムおよび第二順位担保権付の住宅ローン）の延滞や損失が増加すると思われる。また、住宅価格の下落や横這いの状況が延滞や損失を悪化させる可能性がある。調整金利住宅ローンの借り手は月次のローン支払額に影響する金利の変動に敏感であり、比較的低金利のモーゲージへの借換えを確保できない可能性がある。さらに、住宅ローンのオリジネーターも、深刻な資金繰りの逼迫や破綻に陥ることがある。主に上記の要因により、投資家のモーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券への需要が減退し、また、高利回りへの要求が高まっていることで、一定のモーゲージ関連証券の流通市場における流動性が制限されることがあり、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼすことも考えられる。さらに、様々な市場および政府の措置により、裏付となる抵当権の保有者に対して差押えを行うか、もしくは当該保有者に対する他の救済手段を行使する能力が損なわれたり、または差押えにより受領する金額が少なくなる可能性がある。これらの要因により一部のモーゲージ関連証券の評価額が下がり、流動性が低下することがある。また、景気がさらに悪化したとしても、米国政府がかつて行ったようなモーゲージ関連証券産業を支援するための追加的な措置を講ずるとの保証はない。さらに、最近の立法措置および今後の政府の措置によりモーゲージ関連証券市場が機能を果たす方法が大きく変わるかもしれない。これらの要因の各々により、ファンドがモーゲージ関連証券により損失を被るリスクが最終的に増大することがある。

アセット・バック証券（「ABS」）は、ローンやその他の債権を裏付けにした債券である。ABSは、自動車ローン、クレジットカード債権、ホームエクイティ・ローンおよび学生ローンなどを含む多くの種類の資産から設定される。ABSは、裏付資産の発行体から倒産隔離される特別目的会社を通じて発行される。ABS取引の信用力は、原資産のパフォーマンスに左右される。借主が返済を滞納するかまたは債務不履行となる可能性からABSの投資家を保護するために、ABSには様々な信用補完が付与される。

特にホームエクイティ・ローンなどのABSは、金利リスクや期限前返済のリスクに晒される。金利の変動は、原資産のローンの返済ペースに影響することがあり、その証券のトータル・リターンに影響する。ABSには、信用リスクまたは債務不履行のリスクもある。原資産のローンの多くの借主が債務不履行となる場合、損失が信用補完レベルを超過し、ABSの投資家に損失をもたらす可能性がある。ABSは、その独自の特性により構造的なリスクを抱えており、それは期限前償還もしくは早期返済のリスクとして知られている。早期返済の誘因は多くのABSの仕組みに組み込まれており、投資家を損失から保護することが企図されている。それらの誘因は、各取引毎に異なり、原資産のローンの債務不履行の大幅な増加、信用補完レベルの急落、またはオリジネーターの破産までもが含まれる。期限前償還が発生すると、ローンの返済金すべてが（費用の支払後に）、予め決められた支払順位により可能な限り早急に投資家に対する支払いに利用される。

ファンドは、債権担保証券（「CB0」）、ローン担保証券（「CL0」）およびその他の類似の構成の証券を含む、債務担保証券（「CD0」）に投資することができる。CB0およびCL0は、アセット・バック証券の種類である。CB0は、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールをしばしば担保とする信託である。担保は、ハイイールド債、住宅用に私募で発行されるモーゲージ関連証券、商業用に私募で発行されるモーゲージ関連証券、信託優先証券および新興市場債等の多くの異なる種類の確定利付証券から構成されることがある。CL0は、主として投機的格付となり得るローンまたは同等の格付なしローンを含む、とりわけ米国内外の（担保付き）シニア・ローン、（無担保）シニア・ローンおよび劣後社債等のローンのプールを担保とする信託である。他のCD0は、様々な当事者の債務を表す他の種類の資産を担保とする信託である。CB0、CL0およびその他のCD0は管理費用および管理事務費用を請求することができる。

CB0、CL0および他のCD0において、信託からのキャッシュフローは異なるリスクおよび利回りを有するトランシェと称する2つまたはそれ以上の階層に分類される。リスクが最も高い部分が「エクイティ」トランシェで、債券または信託のローンのデフォルトの大部分を負担し、最も深刻な状況を除いて、階層がもっと高い他のトランシェをデフォルトから保護する役割を果たしている。これらはデフォルトから部分的に保護されているため、裏付となる証券に比べて格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付与されることもある。CB0、CL0および他のCD0のトランシェは、エクイティ・トランシェから保護されているものの、実際のデフォルト、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅、市場で予想されるデフォルトや、クラスとしてのCB0、CL0または他のCD0証券からの逃避を理由として大きな損失を被ることがある。

CB0、CL0または他のCD0への投資のリスクは、担保証券の種類およびファンドが投資する商品の種類に主に左右される。通常、CB0、CL0、他のCD0は私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われない。その結果、ファンドがCB0、CL0および他のCD0への投資を流動性の低い証券として特徴づけることがあるが、CB0、CL0およびその他のCD0が規則144A取引としての適格性を得ることができる活発なディーラー市場が存在することがある。CB0、CL0、その他のCD0は、債券に伴う通常のリスク（例えば、期限前返済リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、法的リスクおよび金利リスク等（これらは、金利の大幅な変動により、または金利の変動に反比例してストラクチャード・ファイナンスに対する支払金利が変動する場合に一段と悪化する可能性がある。））に加えて、以下のリスクを含むがこれらに限られない追加的なリスクを負担する。

- (i) 担保証券からの分配が利息またはその他の支払いに不足する可能性。
- (ii) 担保の信用力の価値が低下するか、またはデフォルト水準となること。
- (iii) ファンドが他のクラスより返済順位が低いCB0、CL0またはその他のCD0に投資することがあるリスク。
- (iv) 証券の複雑な構造が投資時に十分に理解されず、発行体との紛争または予想外の投資結果が生じること。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

ファンドは、確定利付および変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、ローン・パーティシペーションと当該ローン・ポジションの譲渡の形態で、下記のローンの種類を含む。ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡には、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、貸主リスクを含む特定種類のリスクを伴う。ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、貸主を介してのみその権利を執行することができ、借主のリスクに加えて、貸主の信用リスクをも引き受けることになる。

シニア・ローン： シニア・ローンは一般に、様々な業種および地域にまたがる企業、パートナーシップおよびその他の事業体に対して行われる。シニア・ローンは原則として、借主の資本構成上最も優先順位が高く、特定の担保により保証され、借主の劣後債の所有者および株主より優先順位の高い借主の一般資産に対する請求権がある。借主は一般に、シニア・ローンによる手取金をレバレッジド・バイアウト、資本再編成、合併、買収および自社株買戻しのための資金調達に利用したり、またはそれほど一般的ではないものの、企業の内部成長およびその他の目的のための資金調達に利用する。シニア・ローンは一般に、ベースとなる貸出金利を参照しプレミアムを加算した上で、毎日、毎月、四半期毎もしくは半年毎に再決定される利率の利息を付す。ベースとなる貸出金利は一般に、LIBOR、一行以上の主要な米国銀行が提示するプライム・レート、商業貸付で使用される企業預金の金利もしくはその他のベース金利である。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。

セカンド・リーエン・ローン： セカンド・リーエン・ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。セカンド・リーエン・ローンは、関連する借主の債権の優先順位がシニア・ローンに続く二番目となる。セカンド・リーエン・ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して第二順位の担保権もしくはリーエンにより保証されており、シニア・ローンと類似の保護および権利が付与される。セカンド・リーエン・ローンは、借主のシニア・ローン以外のいずれの債務に対しても債権が劣後しない(また、条件により劣後することにはならない。)。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローン同様、一般に調整可能な変動金利による利息を支払う。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローンに続く第二順位であるため、シニア・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。セカンド・リーエン・ローンは、劣後するという以外では、上記のシニア・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

その他の担保付ローン： シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローン以外の担保付ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。そうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは借主に対する債権の優先順位が低い。担保付ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して優先順位の低い担保権もしくはリーエンにより保証されており、保護および権利に関してシニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに劣後する。担保付ローンは、借主の今後発生する優先債務に対しても劣後する可能性がある。担保付ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりも債権の優先順位が低いため、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。担保付ローンは、より劣後するという以外では、上記のシニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。ただし、このようなローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べて借主に対する債権の優先順位が低いため、優先順位の高い債務の返済後に、借主のキャッシュ・フローや担保資産が期日通りの返済を行うには不足する可能性がある。また、こうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べ、価格の変動幅が大きく流動性が低いと考えられる。さらに、オリジネーターが別の担保付ローンの参加権を売却できない可能性もあり、その結果、信用リスクが高まることになる。

無担保ローン： 無担保ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。無担保ローンは一般に、担保付債務より借主に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、ローンにおける借主の債務の担保資産に担保権もしくはリーエンが設定されていない。無担保ローンは、その条件により、シニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよびその他の担保付ローンを含む借主の債務に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。無担保ローンは、担保付ローンよりも債権の優先順位が低いため、投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。無担保ローンは、より劣後し担保されていないという以外では、上記のシニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよび担保付ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

銀行債務

ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

企業の債務証券

企業の債務証券は、発行体が当該債務に対する元利金の支払を充足できないリスクを被り、また金利に対する対応具合、当該発行体の信用性についての市場の見方、全般的な市場の流動性等の要因による価格の乱高下を被ることがある。金利の上昇時には、企業債務証券の価格は下落することが予想される。満期までの期間が長ければ長いほど、債務証券は、短期の満期のものよりも金利の動向の影響を受けやすい傾向がある。さらに、一部の企業の債務証券は、高度にカスタマイズされている場合があり、その結果、特に、流動性リスクおよび価格決定の透明性に係るリスクにさらされることがある。

発行体のデフォルトが、企業の債務証券が創出するリターンの水準に影響を及ぼすおそれがある。予想外のデフォルトにより、企業の債務証券の利息および元本価値が減少することがある。さらに、経済情勢に関する市場予測および発行体のデフォルトの予想数値が、企業の債務証券の評価額に影響することがある。

企業の債務証券は、異なる市況下での売買が困難になる可能性があるため、流動性リスクを負担する場合がある。

ハイ・イールド証券

ファンドは、投資方針に記載されたファンドの投資対象のクオリティについての方針に従う。しかし、ファンドが保有する証券の格付が下がる可能性がある。ムーディーズのBaa格またはS&PもしくはフィッチのBBB格より低い格付の証券は、しばしば「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資または保有には、高金利の債券への投資に伴うリスクの他、特別のリスクを伴う。ハイ・イールド証券およびディストレスト証券は、元本の値上りと高いリターンの機会をより多くもたらす一方、一般に、比較的大きな価格変動にさらされ、高金利の証券より流動性が低いことがある。これらのハイ・イールド証券およびディストレスト証券は、発行体の継続的な元利金支払能力に関し、圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高い格付の証券よりも、現実的または観念的な経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすい。ファンドが、利息の支払いや元本の払戻しに関して債務不履行となっている、または当該支払いに関して債務不履行となる差し迫ったリスクがある証券に投資する場合、上記のリスクがそれだけ増大する。債務不履行に陥っている証券の発行体は、元本または利息の支払いを再開できない可能性があり、その場合ファンドは投資額すべてを失うおそれがある。

債権者の債務および債権者委員会への参加

一般にファンドが発行体の債券や類似の債務証券を保有する場合には、ファンドは当該発行体の債権者となる。債権者となったファンドは、当該発行体の破産に関連して、または他の債権者、株主もしくは発行体自身が提起するその他の措置に関連して、保有する証券に関する異議申し立ての対象となり得る。ファンドは随時、保有する証券の財務上の問題を抱える発行体の経営陣との交渉を行うために債権者が設置する委員会に参加することができる。そうした委員会への参加により、ファンドには弁護士費用などの費用が発生し、また発行体に関する公開されていない重要な情報を知り得ることになり、ファンドが望む特定の証券の取引や追加取得が制限されることも考えられる。さらに、そうした委員会への参加により、ファンドが連邦破産法もしくは債権者および債務者の権利を規定するその他の法に基づく債務を負う可能性もある。ファンドは、ファンドの権利を行使する、またはファンドが保有する証券の価格を保護する上で必要もしくは望ましいと投資顧問会社が判断した場合にのみ、そうした委員会に参加することができる。

変動利付証券

変動利付証券は、当該債務に対し支払われる金利の定期的な調整を規定している。ファンドは、変動利付債務証券（「フローター」）に投資することがある。変動利付証券は一般に金利変動への感応度は高くないが、その金利が全般的な金利と比較してあまり上昇しないかもしくは上昇の速度が早くない場合には価格が下落する。変動利付証券は、金利の低下時には価格の上昇はみられない。ファンドは、逆変動利付債務証券（「逆フローター」）にも投資することがある。逆フローターは、金利の上昇時に価格が下落し、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（または逆フローターの場合は、上昇）は、当該証券から得る収益やファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。さらに、ファンドは制限なく残差金利債券に投資することができる。

インフレ連動債券

インフレ連動債券(地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。)は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。指数測定インフレ率が低下すると、インフレ連動債券(地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。)の元本価格は下方調整され、その結果、これら証券の支払利息(元本額がより少額なものに関して計算される。)は低下することになる。米国インフレ連動国債の場合、満期時の原債券元本の返済(インフレ率に応じて調整される。)が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済元本価格は、当初の元本を下回ることがある。

地方自治体のインフレ連動債は、固定金利に消費者物価指数を加算したクーポンを支払う地方債である。地方自治体のインフレ連動債および一定のインフレ連動社債のインフレ調整は、年2回の利息支払いにおいて行われる。その結果、地方自治体および当該インフレ連動社債の元本価額は、インフレ率に応じて調整されない。同時に、地方自治体のインフレ連動債および企業のインフレ連動債の価格は一般に、インフレ率が低下した場合でも、上昇しない。地方自治体のインフレ連動債および企業のインフレ連動債は、それぞれ地方債および社債の市場に占める割合が低く、通常の地方債や社債に比べ流動性が低い。

インフレ連動債券の価格は、実質金利の変化に応じて変動することが予想される。実質金利は、名目金利とインフレ率との関係に連動している。名目金利がインフレ率を上回る速度で上昇する場合、実質金利は上昇し、インフレ連動債券の価格の低下をもたらす。短期的なインフレ率の上昇は価格の値下がりをもたらすことがある。インフレ連動債券の元本額の上昇分は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、課税対象の通常所得とみなされる。

イベント・リンク・エクスポージャー

ファンドは、「イベント・リンク債券」、「イベント・リンク・スワップ」に投資することによってイベント・リンク・エクスポージャーを獲得し、また「イベント・リンク戦略」を実行することができる。イベント・リンク・エクスポージャーは、往々にして偶発的であるか、確定されたトリガー・イベントに関係するとされる損益をもたらす。トリガー・イベントの例には、台風、地震、気象関連の現象またはこれら事象に関係する統計が含まれる。一部のイベント・リンク債券は、一般に、「災害債券」と呼ばれている。トリガー・イベントが発生すると、ファンドは、当該債券の投資元本全額またはスワップの額面額全額またはその一部を喪失することがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、トリガー・イベントが発生または発生する可能性がある場合には、損失請求を処理し、監査するために満期の延長を規定することがある。満期の延長は、ボラティリティを増大させることになる。イベント・リンク・エクスポージャーは、発行体リスク、信用リスク、流動性リスク、取引相手方リスク、不利な監督当局または管轄当局の解釈、不利な租税上の影響を含む一定の予想外のリスクにもファンドをさらすことがある。

転換証券および株式

ファンドは、転換証券に投資することができる。ただし、普通株式に転換することはできない。転換証券とは所定の価格もしくは割合で普通株式に転換されるまたは転換権を行使できる確定利付証券およびワラントを含む証券をいう。転換証券の価格は、この転換または転換権の行使という特徴のため、通常、転換先の普通株式の価格変動に一定程度比例して変化する。しかし、転換証券の価値の変動は、転換先の普通株式ほど急速には生じない。転換証券は、通常、収益を伴い、金利リスクを有する。転換証券は、より大きな信用リスクにさらされている低格付証券の場合がある。ファンドは、あらかじめ定めていた時期の前に転換を強いられることがあり、これによりファンドが投資目的を達成する可能性に悪影響が生じるおそれがある。

ファンドは、普通株式、優先株式または日本で株式であるとみなされる証券には投資することができない。

ファンドは、株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託、または会社型投資信託に投資してはならない。

非米国証券

非米国証券への投資には、一般的に関連しない特別のリスクや考察事項を伴う。受益者は、非米国の企業や政府が発行した非米国証券に投資するファンドに関わる大きなリスクを慎重に考慮すべきである。かかるリスクには以下のものが含まれる。すなわち、会計監査や財務報告基準の相違、一般により高い非米国ポートフォリオ取引に対する手数料料率、国有化、収用または没収的課税の可能性、投資規則または為替管理規則の不利な変更、政治的不安定である。個々の非米国経済は、国内総生産の伸び率、インフレ率、資本再投資、資源、自給力、収支の状況等に関し米国経済とは有利または不利に異なることがある。証券市場、証券価格、利回りおよび非米国証券市場に伴うリスクは、相互に個別に変化することがある。また、非米国証券およびかかる証券に対し支払われる配当金や利息は、当該証券に対する支払額からの源泉徴収税を含む非米国税の課税対象となることがある。非米国証券は、米国内証券よりも少ない頻度や小さい取引高で取引されることがよくあり、したがって、より大きな価格の乱高下を示すことがある。非米国証券への投資にはまた、米国内投資よりも高い保管費用や非米国通貨換算に関する追加の取引費用を伴うことがある。為替レートの変動も非米国通貨建てまたは非米国通貨で相場が立っている非米国証券の価格に影響するであろう。

ファンドは、ロシアに経済的に連動する証券または商品に投資することがある。上記に記載されるほか、ロシアへの投資には、追記的なリスクを伴う。特に、ロシアへの投資は、米国および／または米国外の国が経済制裁措置を実行するリスクを伴う。このような制裁措置は、エネルギー、金融サービス、およびとりわけ防衛を含む多数のセクターの企業に影響を及ぼす可能性があり、ファンドの運用実績および／またはその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、ロシア企業およびロシア企業に関連がある商品に対する一定の投資が禁止されたり、ならびに／または（既存の投資対象の一部が取引を禁止される場合等に）既存の投資対象が流動性を失ったために、受益者の買戻請求に対応するために、ファンドがその他の組入銘柄の持ち高を不利な時期および価格で売却することを迫られる場合がある。より一般的には、ロシアの証券への投資は非常に投機的で、米国およびその他の主要先進国の証券市場への投資には通常付随しない、重要なリスクおよび特別な判断を伴うことがある。20世紀のロシアは、政治、社会および経済的な混乱に見舞われ、数十年に及ぶ共産主義体制を強いられ、かかる体制下で、何千万の民間人が、連邦政府による農業および工業会社の集産化に遭っていた。ソビエト連邦の崩壊後、ロシア政府は国内経済を安定させるための困難な業務に取り組む一方で、国際市場に競合でき、かつ国民の要求を満たすことができる、近代的で効率的な構造へと転換している。一方、これまで、ロシアの経済改革イニシアティブの多くは、苦戦を強いられている。このような環境下においては、ロシア政府が現行の経済改革プログラムを廃止し、代わりに、外国人投資家の利益を損いかねない別の急進的な政治および経済政策を取るリスクが、常に存在する。その結果、旧ソビエト連邦下で存在していたような中央計画経済および民間企業の国有化に逆戻りする可能性も否定できない。

新興市場証券

証券が主として当該国の証券市場において取引されるか、またはその発行体が当該国において設立されているか、主たる事業を行い、事業収益の大部分が当該国内で発生するか、またはその資産の大部分が当該国にて保有されている場合、当該証券は新興市場を有する国と経済的に関連していることになる。投資顧問会社は、「新興証券市場」を有するとみなす国々を見極め、投資する上で幅広い裁量を有する。投資顧問会社は、かかる裁量を行使するにあたり、個別のファンドの戦略目的に一致する国を新興市場として特定する。例えば、投資顧問会社は、世界銀行もしくは国際連合またはその関連組織等の超国家的組織により新興経済国または発展途上経済国として分類される場合、または新興市場の指数を構築する目的で、ある国が新興市場国であるとみなされる場合を含むがこれらに限られない多数の要因に基づき、ある国が新興市場国に該当するかを検討することができる。この手法により、投資顧問会社は、特定の国をあるファンドにおいては新興市場国とみなし、同じトラストの別のファンドにおいてはそうでないとみなす可能性もある。新興市場証券へ投資を行う際に、ファンドは、一人当たりのGNPが比較的低く、急速な経済成長が期待される国を重視する。投資顧問会社は、相対的な金利の評価、インフレ率、為替相場、金融財政政策、貿易収支および経常収支ならびに投資顧問会社が関係すると考えるその他特定要因に基づき、投資対象国および通貨構成を選定する。

新興市場証券への投資は、先進国の証券への投資とは異なるまたはこれを上回るリスクに服する。かかるリスクには以下のものが含まれるが、それらに限定されない。すなわち、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性をもたない期間をもたらし得ることがある。）、大きな価格の乱高下、非米国投資の制限、投資利益や投資元本の本国送金の可能性、より大きな社会的、経済的、政治的な不確実性と不安定、経済へのより大きな政府の関与、政府の監督や規制が少ないこと、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新設の小規模企業、将来の経済危機または政治危機の結果としての価格統制、強制的合併、収用または没収的課税、没収、国有化、政府独占の導入である。さらに、海外の投資者は、売却代金の登録を求められる可能性がある。

新興市場への投資に影響する法令が、未発達であるか、または予測出来ないもしくは曖昧な方法により発展することがある。新興市場の証券に投資を行うファンドの活動に適用される法令、特に税制、海外投資および取引、資産もしくは証券の権原、権原の譲渡に関するものは、比較的新しく、米国やその他の先進国に比べてはるかに不定期的に重大な変更が行われる可能性がある。新興国には権原登録に関する信頼できる制度や法体系が存在しないことも考えられ、ファンドがその投資した資産もしくは証券に対して権原を取得していると新興市場の政府が認識もしくは承認しているとの保証はない。一部の新興国には基本的な商法が存在しているものの、それらは明確でなく解釈が変更となる場合もあり、ファンドに不利となる修正、変更、廃止もしくは差替が随時行われる可能性がある。米国で通常みられる広範な法体系や先例が欠如している場合もある。現地の法令が米国の慣習に従い今後発達し、それらの一部もしくはすべてがファンドの運用に重大な悪影響を及ぼすことはないとの保証はない。

新興市場の証券への投資には、監査財務報告基準の相違から発行体についての重要な情報が取得できないリスクも伴う。新興市場を抱える国、地域および地方の政府、機関、当局もしくは下部組織が公表する公式データは、先進国に比べるとはるかに不完全であり信頼性に欠けており、ファンドのために投資決定を行う投資顧問会社が利用する公式な情報源が完全に信頼できるとの保証はない。公式な統計も先進国で使用されるものとは異なるベースで作成されることがある。したがって、こうした市場に関する事項については、入手できる公式な公開情報の完全性や信頼性に対する懸念から判然としない。さらに、新興市場国の通貨は、米ドルおよび／または円に対して大幅な下落に見まわれることがあり、ファンドによるかかる通貨への投資後に通貨切下げが起こることがある。通貨ヘッジ戦略がファンドによって試みられたとしても、それが成功するとは限らない。インフレやインフレ率の急速な変動は、一部の新興市場国の経済や証券市場にマイナスの影響を及ぼしており、かかる影響が継続することがある。

そのほか、新興市場証券は、決済手続が異なることがあり、これにより、証券取引規模に対応できなかったり、その他当該取引の執行が困難になったりすることがある。決済上の問題により、ファンドが魅力ある投資機会を逃したり、投資までの間その資産を現金で保有したり、または組入証券の処分に遅れたりすることがある。かかる遅滞は、当該証券の購入者に債務を発生させるおそれがある。

東欧を含む一部の新興市場で取引される証券は、国際的投資が通常抱えるリスクに加えて、金融仲介業者の経験不足、最新技術の不足、運用拡大のための十分な資本の欠如などによるリスクにさらされる。さらに、旧共産主義の東欧諸国の没収財産に関しては、請求権が完全には解決していない。ファンドの東欧への投資が収用、国有化もしくはその他の方法により没収されないとの保証はない。

ファンドは、発展途上（または新興市場）経済地域内の各国に所在する発行体の証券に、その総資産の10%を上限として投資することができる。「投資方針」に別異の記載がない限り、新興市場の発行体への投資は、地域的な分散を義務付けられておらず、投資顧問会社の裁量で限られた数の新興市場に投資を集中させることができる。

中華人民共和国への投資

新興市場国に投資するファンドは、中華人民共和国（以下、「中国」といい、本開示の目的上、香港、マカオ、台湾を除く。）に経済的にリンクされた証券または商品に投資することがある。かかる投資は、中国適格外国機関投資家（以下「QFII」という。）プログラムおよび/または人民元適格外国機関投資家（以下「RQFII」という。）プログラムを含むがこれらに限定されない、利用可能な市場アクセス制度を通じて行われる。商品が中国に経済的にリンクされているか否かを判断する際に、ピムコは、「新興市場証券」に記載されているように、商品が新興市場国に経済的にリンクされているか否かを判断する基準を使用する。新興市場への投資に関連するリスクを含む、上述の「新興市場証券」のリスクに加えて、中国への投資には追加リスクを伴う。これらの追加リスクは以下を含む（が、これらに限定されない）。(a)不安定な成長に起因する非効率性、(b)一貫して信頼できる経済統計が入手できないこと、(c)潜在的に高いインフレ率、(d)輸出および国際貿易への依存、(e)相対的に高水準にある資産価格のボラティリティ、(f)潜在的な流動性不足および限定的な外国投資家による利用可能性、(g)地域経済との競争の激化、(h)特に為替ヘッジ手段の相対的不足および現地通貨から米ドルへの変換能力に対する規制による、為替相場の変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、(i)多くの中国企業が比較的小規模であり、業務履歴がないこと、(j)証券市場、保管取り決めおよび商業の法的小規模であり、業務履歴がないこと、(k) QFII/RQFIIプログラムおよび当該投資が行われるその他の市場アクセス・プログラムの規則および規制に関する不確実性および変更の可能性、(l) 中国政府による経済改革の継続的な実施、および(m) 中国規制当局が、市場混乱時に中国の発行体の取引を停止する（あるいは当該発行体に取引停止を許可する）ことがあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があること。

さらに、これらの証券市場では、より発達した国際市場と比較して、法令の明確性が欠如しており、執行活動の水準が低い。関連する規則の解釈と適用に一貫性が欠ける可能性があり、また規制当局が、市場参加者との事前協議または通知なしに、既存の法律、規則、規制または政策に即時の、または急速な変更を加えるか、新たな法律、規則、規制または政策を導入するリスクがあり、このためファンドの投資目的または投資戦略達成能力を著しく制限する可能性がある。さらに中国への外国投資に対する規制および投資資本の本国送金に対する制限がある。QFII/RQFIIプログラムの下では、特に、投資範囲、投資割当、資金の本国送金、外国人株式保有制限、アカウント構造を含む（がこれらに限定されない）側面について、規制上の制限がある。関連するQFII/RQFII規制は、最近、資金の本国送金に対する制限を緩和するために改訂されたが、極めて新しい展開であり、これが実際に実施されるか否か、およびその実施方法については不確定である。中国の規制要件の結果として、ファンドは中国にリンクされた証券もしくは商品への投資能力が制限され、および/または、中国にリンクしている証券もしくは商品の持ち高を清算しなければならないことがある。証券の価格が低水準にある場合等、一定の場合において、非任意清算はファンドに損失を招く可能性がある。さらに、中国の証券取引所は、通常、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有している。また、中国政府または関連する中国規制当局は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある方針を実施することがある。かかる停止、制限または方針は、ファンドの投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

近年、中国の政治環境は比較的安定しているが、今後もこのような安定が維持される保証はない。新興市場として、所得格差の拡大、農業不安および既存の政治構造の不安定性など、かかる安定性に影響を及ぼす多くの要因があり、中国に経済的にリンクされた証券および商品に投資するファンドに当該投資を限度とする悪影響を及ぼす可能性がある。政治的不確実性、軍事介入、地域紛争および政府の汚職は、市場および経済改革、民営化、貿易障壁の撤廃に向けた良好な傾向を逆転させ、証券市場に重大な混乱をもたらす可能性がある。

中国は共産党の支配下にある。中国への投資は、より強度な政府による経済への支配および関与に関連するリスクにさらされている。米国とは異なり、中国の通貨は市場によって決定されるのではなく、対米ドルの人為的な価格で管理されている。この種のシステムは、為替の急激かつ大規模な調整に到る可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響を及ぼす可能性がある。中国はまた、自国通貨を米ドルを含む外国通貨に自由に転換することを制限することができる。本国送金に関する制限は、特に償還請求に関連して、中国にひもづけられた証券および商品の流動性を相対的に低下させる効果を有することがある。さらに、中国政府は、資源配分および金融政策への直接的かつ重要な関与、外貨建て債務の支払に対する管理ならびに特定の業種および／または企業に対する優遇措置の提供を通じて、経済成長に対して重大な支配権を行使している。中国の経済改革プログラムは成長に貢献してきたが、このような改革が継続される保証はない。

中国は、過去において干ばつ、洪水、地震、津波などの自然災害に見舞われてきたが、将来、このような環境事象が発生した場合には、中国経済が影響を受ける可能性がある。このため、中国へのファンドの投資は、かかる事象のリスクにさらされている。さらに、中国と台湾との関係は特に微妙であり、中国および台湾間の敵対関係は、中国に投資するファンドにリスクをもたらす可能性がある。

税法の適用（例えば、配当または利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課）または没収税も、ファンドの中国投資に影響を及ぼす可能性がある。中国に経済的にリンクしている証券および商品への投資に対する課税を規定する規則が必ずしも明確ではないため、ピムコは、中国に経済的にひもづいている証券および商品の処分または保有によって生じる実現利益および未実現利益の両方を留保することにより、かかる証券および商品に投資するファンドに対するキャピタル・ゲイン税に備えることがある。この方法は、現在の市場慣行およびピムコの適用税制の解釈に基づいている。市場慣行または適用される税法の解釈の変更により、引当金の金額が、結果として実際の税負担に比べて大きすぎたり小さすぎたりする可能性がある。

CIBMダイレクトを通じた投資

関連する中国の規則または当局が許容する範囲で、ファンドは、2016年に中国人民銀行（以下、上海本店を含み「PBOC」という。）が発表した関連規則（中国人民銀行公告(No.3 [2016])およびその施行規則（以下「CIBM直接規則」という。）を含む。）に従い、中国銀行間債券市場（以下「CIBM」という。）で取引される許容された商品（キャッシュ・ボンドを含む。）に直接投資することができる。国内取引および決済代理人は、ファンドの投資顧問会社であるピムコにより雇われるものとし、関連するファンドのために申請を行い、ファンドのためのトレーディングおよび決済代理業務を行う。PBOCは、CIBM直接規則に基づき、国内決済代理人およびファンドの取引を継続的に監督し、CIBM直接規則に違反した場合、ファンドおよび/またはピムコに対する取引停止および強制的な手仕舞いなどの関連する行政的措置を講じることができる。CIBM直接規則は非常に新しいもので、未だ市場で実証されていない。現段階では、CIBM直接規則は、依然としてさらなる明確化および/または変更が行われることがあり、CIBMへのファンドの投資能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

ボンド・コネクトによる投資

「新興市場証券」および「中華人民共和国への投資」に記載されているリスクに加えて、ボンド・コネクト・プログラムを通じてCIBMで取引されている中国国債およびその他の中国に本拠を置く債券へのファンドの投資に関連するリスクがある。ボンド・コネクト・プログラムとは、中国と海外の投資家が、それぞれの関連する金融インフラ機関間の接続を通じて、互いの債券市場において様々な種類の債券取引を可能にする香港および中国間の取決めを指す。ボンド・コネクトを通じた取引は、ファンドの投資およびリターンに影響を及ぼす可能性のある多くの制約を受ける。ボンド・コネクトを通じて行われる投資は、中国では比較的に実証されていない注文、決済手続きに従うものであり、ファンドにリスクをもたらす可能性がある。さらに、ボンド・コネクトを通じて購入された証券は、中国に拠点を置くカストディアン（中央国債登記結算有限責任公司（以下「CCDC」という。）または上海清算所（以下「SCH」という。）のいずれか）に維持される香港金融管理局（金管局）- 債務工具中央結算系統の名義で振替決済共同アカウントを通じて、最終投資家（例えば、ファンドなど）に代わって保有されることになる。ボンド・コネクト証券におけるファンドの所有権は、CCDCまたはSCHの帳簿に直接表示されず、代わりに香港サブ・カストディアンの帳簿にのみ表示される。また、この記録維持システムは、ファンドが債券保有者として権利を行使する能力が限られるリスク、ならびに香港のサブ・カストディアンの決済遅延および取引相手方の不履行のリスクを含む、様々なリスクにファンドをさらしている。最終的な投資家がボンド・コネクト証券の受益権を保有するが、実質的所有者がその権利を行使するために用いるメカニズムは検証されておらず、中国の裁判所における受益権の概念の適用経験は限られている。このため、ファンドは、時間的制約またはその他の運営上の理由により、適時の分配金の支払いなど、債券保有者としての権利に影響を及ぼす企業活動に参加することができないことがある。ボンド・コネクト・トレードは人民元で決済されるため、投資家は香港で人民元の信頼できる供給源にタイムリーにアクセスしなければならないが、これを保証することはできない。さらに、ボンド・コネクトを通じて購入された証券は、適用される規則に従い、ボンド・コネクトを経由しない限り、通常、売却、購入またはその他の方法で譲渡することはできない。

ボンド・コネクトの主な特徴は、中国の確定利付証券の投資者に適用される国内市場の法令の適用である。したがって、ファンドのボンド・コネクトを通じた証券への投資は、他の制約の中でも、一般的に中国の証券規則および上場規則の制約を受ける。当該証券は、いつでもその資格を喪失することがあり、その場合、当該証券を売却することはできるが、ボンド・コネクトを通じて購入することはできなくなる。ファンドが、ボンド・コネクトを通じて投資を行う場合、取引の不履行から保護するために設定された香港の投資家補償基金へのアクセスを通じて恩恵を受けない。ボンド・コネクトは、中国および香港の両方の市場が開いている日にのみ利用可能である。その結果、ボンド・コネクトを通じて購入された証券の価格は、ファンドがポジションを追加または手仕舞うことができない場合に変動する可能性があり、したがって、その他の点で魅力的であると思われる場合において、ファンドの取引能力を制限することがある。最後に、ボンド・コネクトを通じた投資による収益および利得への課税を定める中国の税法における不確実性は、ファンドに予想外の税金債務を引き起こす可能性がある。現在、海外投資家に支払う配当およびキャピタル・ゲインの源泉徴収税の取扱いは確定していない。

ボンド・コネクト・プログラムは比較的新しいプログラムであり、さらなる解釈および指針の対象となる可能性がある。さらに、ボンド・コネクトにおける非中国人投資家に要求される取引、決済、ITシステムは比較的新しいものであり、進化を続けている。システムが適切に機能しない場合は、ボンド・コネクトによるトレーディングが中断する可能性がある。今後の規制が、プログラムにおける証券の利用可能性、償還の頻度、その他の制限に影響を及ぼさないという保証はない。さらに、香港および中国の法令、ならびにボンド・コネクト・プログラムに関して関連規制当局および取引所が公表または適用する規則、方針または指針の適用および解釈は不確実であり、ファンドの投資および収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

通貨および為替取引

ファンドは、通貨に直接投資したり、ファンドの取引通貨以外の通貨で取引されるまたは収益を受ける証券に投資することがあり、為替リスクを被る。為替レートは短期的に大きく変動することがある。為替レートは一般に、非米国為替市場の需給や各国への投資の相対的メリット、金利やその他複合要素の実際または想定される変化によって確定される。為替レートは、米国またはその他の政府もしくは中央銀行による介入（もしくは介入の失敗）または為替管理もしくは政治動向によっても予想外の影響を受けることがある。

ファンドは、為替リスクをヘッジするため、ある非米国通貨に対するエクスポージャーを管理するため、または非米国通貨変動に対するエクスポージャーを増やし、もしくは非米国通貨変動をある通貨から別の通貨にシフトするため、為替予約を締結し、または通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションおよびスワップ契約およびスワップのオプションに投資することができる。

将来のある期日に契約時の設定価格で特定通貨を売買する義務を伴う為替予約は、当該契約の存続期間にわたり、その受け渡す通貨の価値の変動に対するファンドのエクスポージャーを縮小し、その受領する通貨の価値の変動に対するエクスポージャーを増大させる。ファンドの価額への影響は、ある通貨建ての証券の売却と別の通貨建ての証券の購入に類似している。非米国通貨を売却する契約は、ヘッジされる通貨の価値が上昇する場合に実現されうる利益の可能性を制限することになる。ファンドは、為替リスクに対しヘッジするため、ある通貨に対するエクスポージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨にシフトするためにかかる契約を締結することがある。

あらゆる状況下で適正なヘッジ取引が利用できるとは限らず、またファンドが特定時期または随時かかる取引を行うことは保証できない。また、かかる取引が成果を上げず、ファンドが関係通貨の有利な変動から利益を得る機会を取り除くことがある。ファンドは、二通貨間の為替レートの相関関係が上昇関係にある場合には別の通貨(または通貨バスケット)の価値の不利な変動に対しヘッジするためにある通貨(または通貨バスケット)を利用することがある。

レポ契約

ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、ファンドは、銀行またはブローカー／ディーラーから証券を買い付け、ファンドによる証券買付けの費用負担で指定期間内に当該証券を利息付で買い戻させることを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、ファンドは、その保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価額以下に値下がりした場合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。7日以上の満期のレポ取引は、非流動性証券とみなされる。

ファンドが当事者であるすべてのレポ取引において、レポ契約の担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務を含むことがある。ただし、担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務以外の証券（ファンドが買戻義務を負うことなく投資戦略に基づき直接保有することができない証券を含む。）を含むことがある。

レポ契約の裏付けとなる担保の種類もまた、ファンドに一定のリスクをもたらすおそれがある。質が低い担保および長期担保は、質が高い担保および短期担保よりも高い価格変動性にさらされることがある。レポ契約の取引相手方がデフォルトに陥った場合、質の低い担保は、質の高い担保よりも清算が困難であることがある。取引相手方がデフォルトし、担保の金額が取引相手方の買戻債務をカバーするのに十分ではない場合、ファンドは、不足額に関して、取引相手方の無担保債権者の地位（すなわち、ファンドが投資方針に従って、不履行取引相手方のその他の無担保債務証券を保有した場合に通常有する立場）を保持することになる。無担保債権者として、ファンドは、取引に投じた元利の一部またはすべてを喪失するリスクを負う。

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

ファンドは、ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定時期に指定価格で当該証券を買い戻すためにファンドによる証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。逆レポ取引では、ファンドは取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受取る。ただし、逆レポ取引は、ファンドによって保有される証券の市場価格がファンドによる買戻し義務のあるファンドによって売却された証券の買戻価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。これらによりファンドの全体の投資エクスポージャーが大きくなり、関連する取引コストによりファンドのパフォーマンスが低下することがある。

ファンドは、借入れ時に(取得価格または借入れ額を含まない資産の時価のうち低い方の)価格の10%を超えて、銀行借入れを行うことはできない。ただし、合併、統合等の特別または緊急の場合には、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落中、借入れとは、銀行借入れであるとみなされ、したがって、逆レポ契約およびダラー・ロール(これらに限定されない。)を含む取引は、上記の10%制限の対象とはならない。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は一部の面で逆レポ取引に類似している。「ダラー・ロール」取引ではファンドは、GNMAにより発行される証券等のモーゲージ関連の証券をディーラーに売却し、事前の指定価格で将来に類似の証券(ただし、同一証券ではない。)を買い戻すことを同時に約束する。「ダラー・ロール」は、逆レポ取引と同様に、ファンドが資金の獲得のためにディーラーに対しモーゲージ関連証券に担保権を設定する担保付借入れとみなすことができる。逆レポ取引の場合とは異なり、ファンドがダラー・ロール取引を執行する相手のディーラーには、ファンドが当初売却したものと同一の証券を返還する義務はなく、「実質的に同一の」証券を返還することができる。「ダラー・ロール」は事前に決定した価格で将来において証券を売買取き取り決めであるため、ファンドは、「ダラー・ロール」取引が締結された特定の証券の市場価格の変動を活用できない。「ダラー・ロール」の相手方が債務不履行となった場合、ファンドは、受領することになっている売却代金を差し引いた将来の売却義務を履行するために、代わりの証券を購入しなければならない、その場合には市場価格の（上昇もしくは下落）リスクを被る。

セール・バイバックは逆レポ取引に類似している。ただし、セール・バイバックでは証券を買い付ける取引相手方は、ファンドによる対象証券の買戻しの決済まで対象証券に対し行われる元利金の支払を受けることができる。

デリバティブ

ファンドは、リスク管理の目的でまたはその投資戦略の一環としてデリバティブ商品を利用することができるが、これを要求はされない。一般に、デリバティブ商品とは、その価格が原資産の価格、参照レートまたは指数に依拠するか、これらに由来する金融契約であって、株式、債券、金利、異なる金利間のスプレッド、通貨または為替レート、商品、関連指数に関係している。デリバティブ商品の例には、オプション契約、先物契約、先物契約にかかるオプション、スワップ契約(ロング／ショート・クレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むがこれらに限定されない。)、およびスワップ契約にかかるオプションがある。ファンドは、その投資目的および投資方針を条件に、資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することがある。ポートフォリオ・マネジャーはこれら戦略を利用しないことを決定することができ、ファンドが利用するデリバティブ戦略が成功するとの保証はない。

ファンドによるデリバティブ商品の利用は、有価証券その他の従来型の投資対象への直接投資に伴うリスクとは異なるリスクまたはそれを上回る可能性のあるリスクを伴う。ファンドが利用するあらゆるデリバティブ商品に関係する重要なリスク要因に関するより一般的な記述を以下に記載する。

運用リスク：デリバティブ商品は、株式や債券に伴うものとは異なる投資手法やリスク分析を必要とする高度に専門的な商品である。デリバティブの利用には、あらゆる起こり得る市況下でのデリバティブのパフォーマンスを守るという利点のない場合でも、原投資対象についての理解のみならず、デリバティブ自体についての理解をも必要とする。

信用リスク：一部のデリバティブ商品の利用は、契約の他方当事者(通常「カウンターパーティ」と呼ばれる。)が必要な支払を実行しないことまたはその他契約条件を遵守しないことの結果損失が生じるというリスクを伴う。そのほか、クレジット・デフォルト・スワップの基礎となる企業の信用力をファンドが正確に評価しない場合には、クレジット・デフォルト・スワップのショート・ポジションは損失をもたらさう。

流動性リスク：特定デリバティブ商品の売買が困難な時には流動性リスクが生じる。デリバティブ取引が特に大規模である場合、または関係市場が(多くの直接的な相対デリバティブのように)流動性をもたない場合、有利な時期にまたは有利な価格で取引を開始することまたはポジションを清算することができないことがある。

レバレッジ・リスク：多くのデリバティブ商品はレバレッジ部分を保持しているため、原資産、参照レートまたは指数の価格または水準の変動は、当該デリバティブ自体への投資額を大幅に上回る損失をもたらすことがある。一部のデリバティブ商品は、当初の投資規模に関わらず無限の損失の可能性がある。ファンドがレバレッジのためにデリバティブ商品を利用する時、ファンドの投資対象はさらに乱高下する傾向となり、その結果、市場の変動に応じてより大きな損益がもたらされる。

利用の可能性の欠如：一部のデリバティブ商品の市場(米国外の市場を含む。)は、相対的に新しく、未だに発展段階であるため、リスク管理等の目的のためのあらゆる場合において適正なデリバティブ取引が利用できないことがある。特定の取引の満了時に、ポートフォリオ・マネジャーは、同様の契約を締結することでファンドによるデリバティブ商品への投資ポジションの維持を希望することができるが、原取引の取引相手方が新たな契約を締結することを望まず、他の適切な取引相手方が見つからない場合、そのようにできないことがある。ファンドがある時点にまたは時に応じデリバティブ取引を行うとの保証はない。ファンドがデリバティブを利用する可能性は、一部の規制上・租税上の考察事項によっても制限される。

市場およびその他のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品は、当該商品の市場価格がファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネジャーが証券価格、通貨、金利またはファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確であった場合、ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い状況になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、利益獲得の機会を削減したり、他のファンドの投資対象の有利な価格動向を相殺することによる損失をもたらしたりすることもある。ファンドは、特定のデリバティブ取引に関連して法律上相殺ポジションまたは資産補填を維持することを要求されるため、ファンドは、不利な時期にまたは不利な価格で証券を売買しなければならないこともある。デリバティブ市場への規制はここ数年で強化されており、この先さらにデリバティブ市場への規制が強化されれば、デリバティブのコストが増加し、デリバティブの利用可能性が制限され、また、流動性が低下するか、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶかもしれない。このようなこの先の不利な展開により、ファンドのデリバティブ取引の有効性が損われたりコストが上昇したり、またはファンドのデリバティブ戦略の実施が妨げられるか、もしくはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブ商品の価格が、その密接な追跡が図られている資産、基準レートまたは指数に完全にまたは全く相関関係をもたないことがある。さらに、ファンドがデリバティブを利用することにより、ファンドは当該商品を利用しなかった場合に比べて、大きい額の短期キャピタルゲイン(投資家は米国課税に従い通常の所得税率により一般的に課税される。)を実現させられることがある。ファンドがデリバティブを利用した結果、ファンドの損失、ファンドのリターン の低下および／またはボラティリティの上昇を招くことがある。

スワップ取引は、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、ファンドと取引相手方との間の個別の交渉による契約である。当該義務は1年間を超える場合がある。スワップ取引が集中清算の対象とならないことが多いので、スワップ取引は取引所で取引される商品よりも流動性が低いことがある。ドッド・フランク・ウォール街改革法及び投資家保護法(「ドッド・フランク法」)および関連の規制改革は、米国商品先物取引委員会(「CFTC」)および米国証券取引委員会(「SEC」)が「スワップ」と定義している一部の標準的なOTCデリバティブ商品を清算機関や取引所を通じて取引することを求めている。CFTCは、ドッド・フランク法に基づく取引所を通じた取引および清算の義務化を実施済みであり、引き続き清算集中型契約の承認を行っている。非清算スワップは証拠金要件の対象となり、これは段階的に実施される。投資顧問会社は、特に、規制の変更がスワップ契約を締結するファンドの能力に影響を及ぼす範囲を中心に、これらの進展状況の検証を続ける予定である。

先物、オプションおよびスワップを含む様々なデリバティブ商品に対する政府の規制の追加により、ファンドが、そうした商品を投資戦略の一環として利用することが制限または妨げられ、最終的な投資目的を達成できない可能性がある。この分野の過去、現在または将来の立法や規制の影響を完全に予測することは不可能であるが、影響が重大で好ましくない可能性もある。立法および規制により、ファンドが投資戦略として特定の商品を利用することが制限または禁止される可能性がある。また、ファンドが行うデリバティブ取引の相手方に対する制限や禁止により、ファンドが特定の商品を利用することが妨げられることもある。これらのリスクは、ファンドが投資目的達成のために商品関連のデリバティブを広範に利用する場合に特に顕著となる。

今後の規制の変更により、ファンド投資の性質やファンドの投資戦略を継続する能力が、おそらくは大幅に変更となる可能性がある。先物、オプションおよびスワップの市場は、広範囲にわたる法規制および委託証拠金の対象となっている。さらに、SEC、CFTC、特定の取引所および別の法域における規制当局は、市場に緊急事態が発生した場合に、投機的ポジション制限の実施や引き下げ、証拠金要件の引き上げ、1日の値幅制限および取引の中断などの特別措置を講じる権限を付与されている。米国における先物、オプションおよびスワップの取引規制は、急速に変化している分野であり、政府や裁判所の措置により修正される可能性がある。

特に、ドッド・フランク法が、米国で2010年7月21日付けで成立した。ドッド・フランク法により、米国の金融システムに対する監督・規制の方法が変更されている。ドッド・フランク法の第7章では、ファンドが投資することのできるスワップなどの金融商品を含む、店頭デリバティブに対する新しい法的枠組みを設けている。ドッド・フランク法の第7章は、OTCデリバティブ市場全体に影響するもので、OTCデリバティブおよび市場参加者を規制する大きな権限をSECやCFTCに対して付与している。また、多くのOTCデリバティブ取引に関して清算機関や取引所を通じた取引を求めている。

CFTCおよびSECは、「スワップ」および「証券派生スワップ」の定義を行った。これらの定義は、ドッド・フランク法に基づく追加規制対象の取引の範囲を示している。今回の変更により、二者間取引に伴う信用リスクが軽減されると思われるが、取引所における取引や清算が行われたとしても、リスクが皆無になるわけではない。

ドッド・フランク法には、新たな資本／証拠金を求める条項や多くのOTCデリバティブ取引に清算機関の使用を義務付ける条項が含まれる。CFTC、SECおよびその他の米国連邦監督当局は、ドッド・フランク法の条項を法制化する規則や規制を策定している。規則の制定や規制を実施するまでの期間については段階的な規定があるため、現時点でドッド・フランク法のファンドへの影響の全体的な性質および範囲を評価することはできない。しかし、スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップのカウンターパーティーは、新たな／追加的な規制、要件、遵守義務および関連費用を負いつつある。ドッド・フランク法および公布されることになる新たな規則は、ファンドやそのカウンターパーティーに課せられる制限や要件により、投資目的を達成するファンドの能力にマイナスに作用する可能性がある。特に、ファンドやそのカウンターパーティーに対するあらゆるポジション制限は、ファンドが効率的に投資目的を達成するために行う先物、オプションおよびスワップへの投資に影響する可能性がある。自己資本規制、CFTC投機的持ち高制限および清算システムの義務付けなどの新たな要件は、ファンドに対して直接適用されない場合にも、ファンドの投資コストや運用コストを上昇させ、受益者に対して好ましくない影響を及ぼす可能性がある。

繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティ

ファンドは、特定の期間中に借主の要求に応じ貸主が最大限度額までの貸付を行うことに同意する繰延融資やリボルビング・クレジット・ファシリティを実施するか、これへの参加権を取得することがある。かかる約定は、本来その旨の決定を行わない時期(当該企業の財務状況により、当該額が返済される公算のない時期を含む。)にある企業への出資を増加することがファンドにとって必要になる効果を及ぼすことがある。ファンドが追加資金の立て替えを約定している限度内で、ファンドは、当該約定を充足するに十分な金額による投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または用途を指定することで区別して管理する。繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティは、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、および貸し手としてのリスクを被る。

発行時取引、繰延受渡および先渡約定取引

ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、繰延受渡に対し価格証券を売買し、通常の決済時期以後の将来のある期日に確定価格に対しかかる証券を購入する契約(先渡約定)を締結することがある。発行時取引、繰延受渡購入および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、ファンドの他の資産の価格が下落するリスクに付加するものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。ファンドは該当する場合当該ポジションの補填のために分別した証券に対する収益を得ることができるが、概して、当該証券の受渡時期前にファンドが買付を約束した証券にはインカム収益は発生しない。

ファンドが発行時取引、繰延受渡および先渡約定取引により証券を売却する場合、当該証券の将来発生する収益もしくは損失を受けることはない。取引の相手方が証券に対する支払いを怠る場合、ファンドは損失を被る可能性がある。

その他投資法人への投資

ファンドは、オープン・エンド型もしくはクローズド・エンド型の投資法人または非米国市場に投資するプールされた勘定その他投資ビークルに、その資産の10%を上限として投資することができる。

空売り

ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、潜在する証券価格の下落を相殺するため、ファンドの柔軟性を強めるため、投資リターンのため、または、リスク裁定戦略の一環として、証券の空売りを行うことがある。空売りは、ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために(ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。)証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクにファンドをさらし、その結果、ファンドに損失をもたらす。ファンドが空売りを行う場合、ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または用途を指定して区別するか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

非流動性証券

ファンドは、その純資産額の15%を上限として、非流動性証券に投資することができる。一部の非流動性証券は、投資顧問会社の監督下で誠実に決定された適正価格での価格設定を必要とすることがある。ポートフォリオ・マネジャーは、非流動性証券の処分の際には相当の遅滞を被ることがあり、また非流動性証券の取引は、流動性証券の取引に関わるものを上回る登録費用やその他の取引コストを内包することがある。

本項における「非流動性証券」とは、概ねファンドが当該証券を評価した金額で通常の取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。非流動性証券は、満期までが7日以上であるレポ契約、一定のローン・パーティシペーションの権益および期限前の払戻しができないもしくは解約違約金が条件の(翌日物預金以外の)定期預金を含むと考えられるが、これらに限定されない。制限付証券、すなわち、再販売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券(1933年米国証券法(改定済)によるルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等)は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

組入証券の貸付

利益の達成を目的として、ファンドは、当該貸付が全額担保されていることを含む一定の条件が充足される場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しその組入証券を貸し付けることができる。ファンドが組入証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、またファンドは、当該担保物件に対する手数料または利息も受領する。証券貸付は、借主が貸付証券を返還しない場合、または支払不能になる場合、当該担保物件の喪失リスクまたは当該担保物件の回収の遅延リスクを伴う。ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

ポートフォリオの回転率

ファンドが特定証券を保有する期間は、原則として投資決定上の考察事項ではない。ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転率」といわれる。ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発な組入証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ(例えば、100%以上)は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含む、ファンドにとって結果的により多額の費用を伴うことになる。これらおよびポートフォリオの回転率に伴う他のコストは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

一時的または防御目的で、ファンドは、投資顧問会社がかかる投資を適切とみなす場合、課税対象証券や短期金融市場証券を含む米国の債務証券および現金等価物に無制限に投資することができる。現金等価物の投資は、満期まで1年以下の投資適格債券投資と定義される。ファンドがかかる戦略を採用する場合、ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

市場や金利の状況により、ポートフォリオ・マネジャーの裁量において、ファンドの純資産の一部が投資されないことがある。そのような場合、ファンドの資産は保管口座に現金で保管される。現金資産は一般に、収益を発生せず、ファンドのパフォーマンスに影響する可能性がある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、本書に掲載されるファンドの投資対象に関するすべての制限比率は投資時に適用される。ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除いて、かかる制限に違反することはない。

信用格付および非格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用格付を提供する民間サービス会社である。格付機関による格付は絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時の変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況が格付よりも良かったり悪かったりする。一部の格付は、格付機関内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。ファンドは、取得時に当該証券がファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付けされる場合、格付の修正に関わらず証券を取得することができる。例えば、ファンドは、B格の証券をファンドが購入できる場合にB-格の証券を購入することがあり、また同様に、ファンドは、最低平均格付け限度をA格として、平均A-格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。投資顧問会社は、信用格付のみに依拠することではなく、発行体の信用力について独自の分析を行う。ファンドが保有する証券が、「(1)投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、投資顧問会社は、当該証券を処分することを要求されない。

ファンドは、当該証券がファンドの購入できる格付証券に相当するクオリティのものであると投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付されていない）非格付証券を取得することができる。非格付証券は、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社が正確に評価できないというリスクを伴うことがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑なことがある。ファンドがハイ・イールド証券および／または非格付証券に投資する限り、ファンドによる投資目的の達成の成否は、ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となりうる）デュレーションは、特に、証券の利回り、クーポン、最終満期および期限前償還条項に基づき数値化された、金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが5年の債券ファンドの価格は、インフレ率が1%上昇した場合に約5%下落すると予想される。逆に、デュレーションが－1年の債券ファンドは、インフレ率が1%上昇した場合には約1%上昇すると予想される。

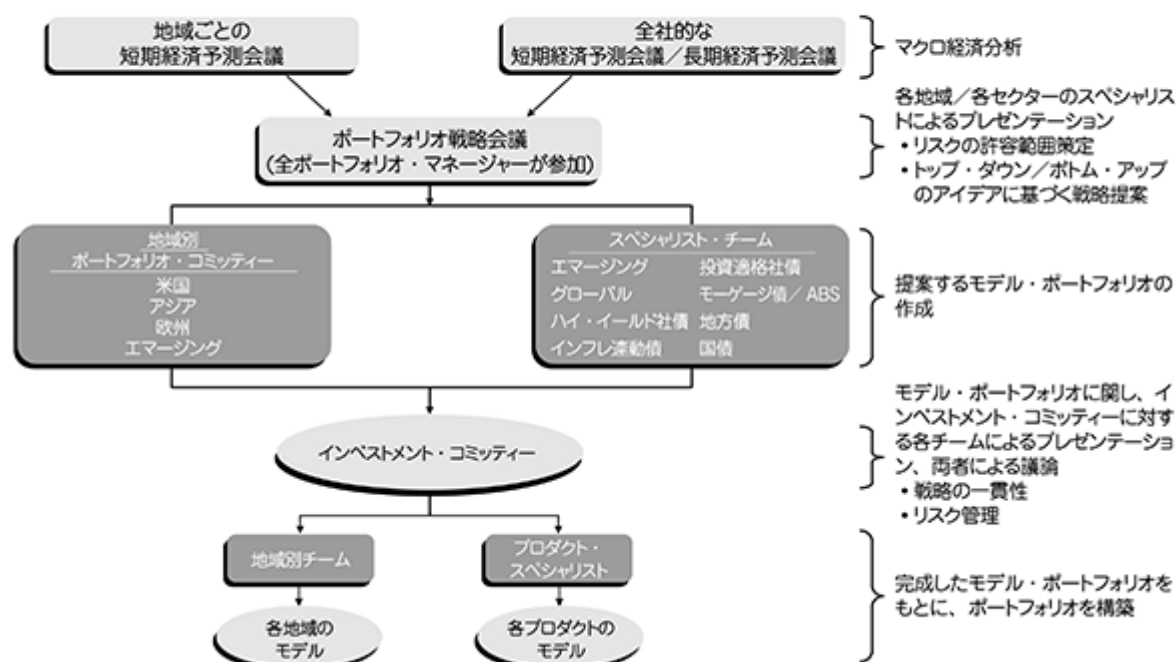
その他の投資対象および手法

ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法は、ファンドを追加的なリスクに服させることになる。

(3) 【運用体制】

運用プロセス

- ▶ 長期的な視点に基づいた投資戦略
- ▶ トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- ▶ 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



2019年9月末日現在

PIMCOの投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれている。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけである。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えている。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益である。PIMCOは、短期的な市場動向に適合させる能力よりも、ファンダメンタル経済や信用の分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としている。

PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしている。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っている。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処する。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換する。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、当グループによるさらなる議論や討論の背景として役立っている。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることである。

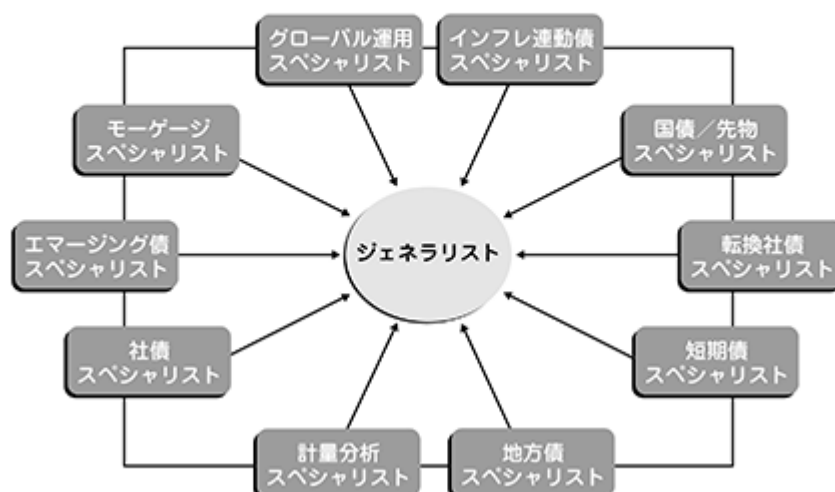
PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析である。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循環の視野から成長率とインフレ率を評価する。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、GDP成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断する。その結論は、短期的(2ないし4四半期間)の経済動向の予想を調整し、更新する一助となっている。

PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネジャーから成るインベストメント・コミッティーの常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネジャーから選出された非常任メンバーで構成されるインベストメント・コミッティーが、全ポートフォリオのモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業する。インベストメント・コミッティーは、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用する。インベストメント・コミッティーが達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、共分散、セクター別集中度および信用性が含まれる。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドの運用チーム

■ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制

■トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2019年9月末日現在

次に、PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行う。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネジャーとスポークとしてのセクター別スペシャリストグループを備えている。PIMCOは、各アカウントに対しジェネラリスト・ポートフォリオ・マネジャーを配置する。すべてのポートフォリオがインベストメント・コミッティーによって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視するのはジェネラリストの責任である。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられるが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することを求められる。ジェネラリストは、国債、モーゲージ証券、社債、米ドル建以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別スペシャリスト・チームから情報を入手し、戦略的構想を得る。これらセクター別チームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ熟練のポートフォリオ・マネジャーが率いている。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォリオの一切の売買について最終的責任を負うが、セクター別スペシャリストのポートフォリオ・マネジャーに取引執行の支援を指図することができる。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面である。セクター別スペシャリストは、各々のセクター内で相対的価値を確定することを任せられ、証券選定上の中心的役割を果たす。セクター別スペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの高度に熟練のアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行う。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用する。

内部運用規定

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー／ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。PIMCOは、最適な価格を入手し取引を履行するため、および、ブローカー／ディーラーの報酬の合理性を決定するために、クライアントの最大の利益を念頭に、関連があると思われるすべての要因を検討する。それらの要因の例としては、希望する時間内での執行の見込み、市況、希望する数量で執行するブローカー／ディーラーの能力および意欲、反応度、機密を保持して行為するブローカー／ディーラーの能力、市場の影響を極小化しつつ行為するブローカー／ディーラーの能力、取引により生じるリスクにおけるブローカー／ディーラーの信用度、ブローカー／ディーラーとPIMCOが協調してオペレーションを行う水準および経験、特定の証券のマーケット・メイクを行う意欲および能力、道徳的で信頼に値する行為への評価、インフラストラクチャー、特定の取引に対して資金を拠出するブローカー／ディーラーの意欲、ブローカー／ディーラーの市場知識、珍しいおよび／もしくは複雑な証券の困難な取引を執行するブローカー／ディーラーの能力、帳簿管理の適確性および信頼度、ブローカー／ディーラーが紛争解決においてPIMCOを公平に取り扱うかどうか、ブローカー／ディーラーが募集の引受けおよび流通市場にアクセスできるかどうか、ブローカー／ディーラーにより提供されるリサーチおよび取次業務の利用可能性等が含まれる。

PIMCOは、ブローカー／ディーラーとソフト・ダラー取引を行わず、PIMCOはソフト・ダラー取引のために特定のブローカー／ディーラーとクライアントの取引を行わないが、PIMCOは、最善の取引を目指すというPIMCOとしての責任に従い、金利またはその他の商品もしくはサービスを主題とするリサーチを提供するブローカー／ディーラーを利用することや、その他のブローカー／ディーラーにより請求される手数料より高い手数料がかかる有益な情報の取得のために支払うことが適切であると判断する場合がある。PIMCOは、とりわけ、ブローカー／ディーラーまたは第三者により作成または開発された可能性があるリサーチ報告書、経済および市場データならびに信用分析およびアナリストの収益予想を入手することがある。ソフト・ダラーまたはそれに相当する仕組みが、クライアントのために行われる取引のために実施される限度で、入手するリサーチまたはその他の商品もしくはサービスが、必ずしも当該リサーチ、商品またはサービスを得るために使われる取次手数料を支払うクライアントによりまたはかかるクライアントの利益のために利用されるとは限らない。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを時間をかけて行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

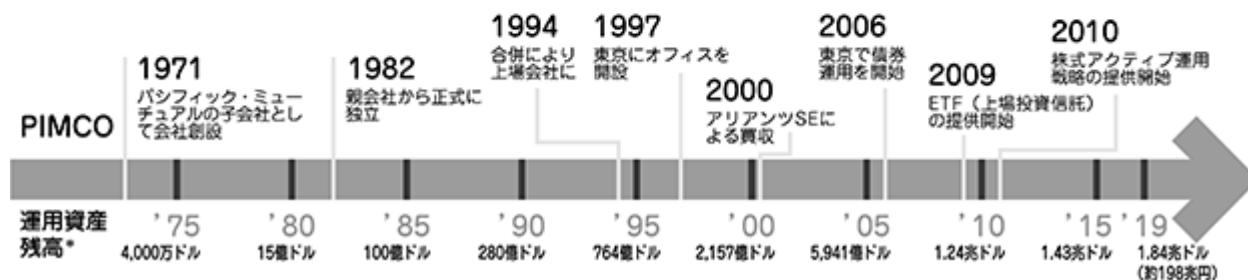
サービス提供者に対する監督

信託証書および適用のバーミューダ法の規定に基づき、受託会社と管理会社がファンドの運用・管理に関する最終的責任を負う。一定の制限を条件に、受託会社および管理会社は、それぞれの運用・管理の責務を他者に委託する権限を有しており、トラストに代わって一定の責務を果たすよう管理事務代行会社と保管受託銀行に対し一部の業務を委託している。管理事務代行会社および保管受託銀行の業務履行に対しては、モニタリングが行われている。管理事務代行会社および保管受託銀行は、月次で業務報告を提出するほか、トラストに関する業務を議題とした協議を毎月行う。

管理会社・投資顧問会社

PIMCOの概要

- ◆Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（略称「PIMCO」）は1971年に設立され、現在世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- ◆世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、現在PIMCOグループ全体での運用資産（関係会社からの受託分を含む）は約1.84兆米ドル（約198兆円*）となっております。
※1米ドル=107.74円で換算（WMロイターレート、2019年6月末日現在）
- ◆PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



*2012年3月31日よりアリアンツ・グループ関係会社からの受託分を含めた運用資産総額を表示しています。
各年の残高は12月末日時点。2019年は6月末日現在。

PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年



運用実績賞

アジア・インベスター誌
[日本債券]
2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券（ヘッジ付）]
2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015©, Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

（４）【分配方針】

分配は、管理会社が意図する場合、毎日宣言され、毎月ファンドの最終取引日に計算され、当該月について支払われる。日本の受益者に対しては、毎月の最終営業日を基準日とし、原則としてファンドの総収益から翌月の第４営業日目までに支払われる。純実現キャピタル・ゲインの分配は、毎年決定され12月に支払われる。ファンドに関する分配金の支払いにより、その額に相当する割合で、ファンドの受益証券１口当たりの純資産価格が下がることになる。

分配は、収益または元本(または両方)から支払われ得るため、分配が投資者の当初元本またはキャピタル・ゲインを返還することになる可能性もあり、これにより、分配が支払い可能な収益を超える場合、元本を減少させることになる可能性もある。したがって、元本の確保を重視する投資者は、ファンドの投資価額は、投資対象の価格の下落のみならず、分配による投資者への元本の返還によっても減少する可能性があることを検討すべきである。

受益者の裁量により、ファンドの分配金はファンドに再投資することも、現金で受けとることもできる。

ファンドの分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、追加的な分配を行うことができる。本書により要求されるファンドの分配金を支払うために十分な純収益および純実現キャピタル・ゲイン(原則として組入債券の売却益)が存しない場合、管理会社は、ファンドの元本部分から分配金を支払うことができる。

支払期日から６年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

※上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

※分配が行われる場合、受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券１口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。

<参考情報>

収益分配は、金利収入等（インカム・ゲイン）から毎月お支払いするものと、組入証券の値上がり益（純実現キャピタル・ゲイン）から年１回（もしあれば）お支払いするものの２種類があります。

インカム・ゲイン からの分配	日々宣言され、毎月最終ファンド営業日に計算し、日本における翌月の原則第４営業日目に日本で支払われます。
キャピタル・ゲイン からの分配	毎年12月に支払われます（もしあれば）。年によってお支払日が変わります。なお、12月時点でキャピタル・ゲインの原資がない場合は、キャピタル・ゲインからの分配は行いません。

※なお、毎月のインカム・ゲインからの分配時に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を控除させていただきます。

※上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

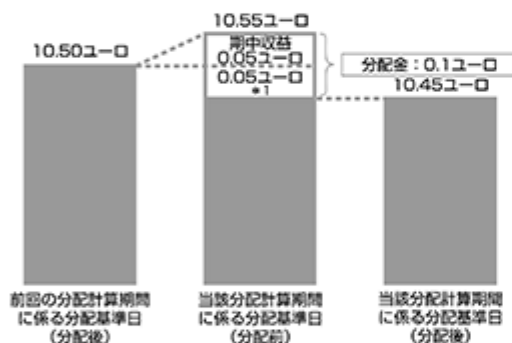
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ファンドの分配は、毎日宣言され、収益（金利収入（インカム・ゲイン）および売買差益（キャピタル・ゲイン）等）を超えて行われる場合があります。1口当たり純資産価格は前営業日に比べ下落することになります。また、分配計算期間中に宣言された分配金が当該期間中の収益を超える場合には、当該分配計算期間に係る分配基準日（分配後）における1口当たり純資産価格は、前回の分配計算期間に係る分配基準日（分配後）と比べて下落する事になります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配計算期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



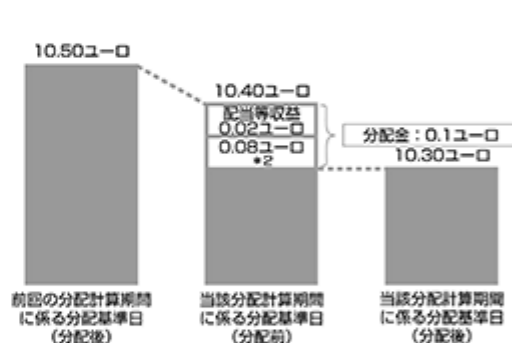
分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配計算期間に係る分配基準日（分配後）から1口当たり純資産価格が上昇した場合



*1 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.05ユーロを取り崩す

前回の分配計算期間に係る分配基準日（分配後）から1口当たり純資産価格が下落した場合



*2 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.08ユーロを取り崩す

上記いずれの場合も分配金受取額は同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

(注)分配金は、分配方針に基づき支払われます。分配方針については、「分配方針」をご参照ください。

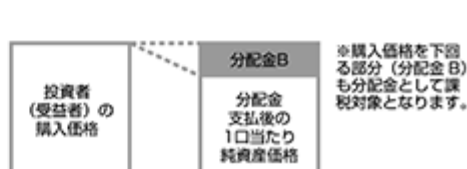
※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに1口当たり純資産価格について示唆、保証するものではありません。

- 投資者（受益者）のファンドの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配課税の対象となります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する部分



(注)分配金に対する課税については、本書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

ファンドは、ファンドの資産の投資に関して、以下の投資制限および投資方針に従う。ファンドは、日本の法令上、金融商品取引法（昭和23年法律第25号改正済）第2条第1項に定める「有価証券」および／またはかかる有価証券に関連するデリバティブ商品にその資産総額の50%超を投資する。ファンドは、国債（投資制限なし）を除いて、その資産の10%を上限としていずれかの銘柄または一発行体に投資することができる。

日本証券業協会の規則に基づく制限

- (i) 空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額の総額を超えてはならない。
- (ii) 借入れの制限 借入残高の総額がファンドの純資産の10%を超えることとなる借入れは行ってはならない。ただし、この10%を一時的に超えることを許可されている特別または緊急の場合（合併の場合等）を除く。本(ii)において、借入れとは銀行借入をいい、したがって、逆レポ取引およびダラー・ロールを含むがそれらに限定されない取引は、上記の10%の制限を受けない。
- (iii) 同一法人の株式の取得制限 いずれか一社（投資法人を含むが日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズの場合に限る。）の議決権付の発行済み株式総数の50%を超える株式を取得することはできない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の管理会社により運用されているすべての投資信託の保有分を合算して、50%を超える株式の取得をすることはできない。この割合による制限は、投資時に適用されることになる。前記制限は、投資先ファンドへの投資を目的とするファンドには適用されない。
- (iv) 流動性の低い有価証券への投資制限 ファンドの純資産の15%を超えて私募株式、非上場株式、または流動性の低い証券化関連商品に投資することはできない。ファンドが私募株式、非上場株式もしくはその他の流動性の低い銘柄への投資を行う場合、それらの証券が、公正価格にて算定される方法が取られるものとする。
- (v) 株式への投資の禁止。ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資してはならない。ファンドは、株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託、または会社型投資信託に投資してはならない。
- (vi) 利害関係当事者との取引の制限 管理会社が管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。
- (vii) デリバティブ取引規制 管理会社および投資顧問会社は、あらかじめ管理会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産を超えることとなる場合には、デリバティブ取引またはそれに類似した取引を行うことができない。管理会社および投資顧問会社は、UCITSに適用されるEUの規制に定められたリスク管理手法に基づきデリバティブ取引によるリスクを管理する。

(viii)信用リスクの管理 管理会社および投資顧問会社は、管理会社の可能な限り、アイルランドの2011年欧州共同体（UCITS）規則およびアイルランド中央銀行が発行したUCITS通達に記載されるリスク管理方法に従ってファンドの信用リスクを管理するものとする。ファンドは、その純資産の35%を超えて、以下のリスト（元々はアイルランド中央銀行が2014年5月付UCITS申請フォームに記載したリストから選出されたものである。）から選定される発行体に投資する予定である。経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国政府（ただし、関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫（ファニー・メイ）、連邦住宅貸付抵当公社（フレディ・マック）、連邦政府抵当金庫（ジニー・メイ）、連邦奨学金融資金庫（サリー・メイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートAファンディング・エルエルシー。管理会社および投資顧問会社は、これらの個々の発行体の証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとする。

受益証券の買戻しまたはファンドの終了の場合、ファンドの受益証券は現金で受益者に対し買戻される。ファンドの現物による買戻しは行われない。

ファンドの受益証券が日本において販売される際に上記制限が日本証券業協会の基準上要求されなくなった場合、かかる基準(適用ある場合)は、適用されなくなる。

3 【投資リスク】

① リスク要因

ファンドの投資対象の種類は、時の経過とともに変更されることがあり、ファンドは、追加的なリスクや下記のリスク要因以外リスクにさらされる可能性がある。現在特定されていないリスクがファンドに重大な影響を及ぼすことも考えられる。投資者は、投資を行う前に下記のリスク要因を慎重に検討すべきである。

裁定取引のリスク

ファンドが2つの証券の価格差を利用するためにアービトラージ戦略によって証券もしくはデリバティブの買ポジションを取る場合、一定のリスクに晒される。アービトラージ戦略では、ファンドはある証券を購入し、組み合わせで別の証券を空売りするためにデリバティブを利用する。この戦略に基づき取られるデリバティブのショート・ポジションは、意図したパフォーマンスを挙げずに、ファンドに損失をもたらす可能性がある。さらに、アービトラージ戦略により購入される証券の発行体は、多くの場合、再編、買収、合併、企業取得、株式公開買付、株式交換または清算といった重大な企業活動に携わっている。そうした企業活動は、当初計画したようには完了しない、または全く達成できない可能性がある。

コール・リスク

コール・リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を買い戻す(「コール」する)権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由(金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等)により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができる。ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、ファンドは、最初に投資した全額を回収できないことがあり、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

利益相反リスク

ポートフォリオ・マネージャーによるファンドの運用とその他の勘定の運用との間において、潜在のおよび実際の利益相反が随時発生することがある。投資機会がファンドおよびポートフォリオ・マネージャーが運用するその他の勘定の双方にとって適している可能性がある場合でも、ファンドおよびその他の勘定の双方が完全に参加するために十分な数量を利用できるとは限らない。同様に、あるファンドおよび別の勘定が保有する投資対象を売却する機会が限定されることがある。投資顧問会社は投資機会を長期にわたり公正かつ公平に配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用する。個別の勘定の投資ガイドラインおよびポートフォリオ・マネージャーの投資見通しに基づいて様々な投資戦略にわたって投資機会が配分される。投資顧問会社は、ファンドおよび一定のプールされる投資ビークルの並列的な運用に起因する潜在的な利益相反(投資機会の配分の問題を含む。)に対処するために設計される、全般的な取引の配分方針を補完するための追加的な手続きを採用する。潜在のおよび実際の利益相反は、投資顧問会社の別の事業活動および投資顧問会社が発行体に関する重大な非公開情報を所有する結果として生じることもある。さらに、ファンドに投資する勘定の投資顧問として投資顧問会社が業務を提供する結果として、潜在のおよび実際の利益相反が生じることもある。加えて、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の懸案事項により、投資顧問会社が一定の投資対象を制限したり、それらへの参加を禁止することもある。

転換証券のリスク

転換証券は、所定の価格もしくは割合で発行体の普通株式(または現金もしくは同価値の証券)に転換または交換できる債券、優先株式もしくはその他の証券である。転換証券の市場価格は、金利の上昇時には下落し、金利の低下時には上昇する。ただし、転換証券の市場価格は、発行体の株価が転換証券の「転換価格」に近くかそれ以上となる場合、当該発行体の普通株式の市場価格を反映することが多い。転換価格とは、転換証券が株式に交換される場合の事前に決められた価格をいう。転換先の普通株式の市場価格が下落すると、転換証券の価格はその利回りからの影響を受けやすくなる。したがって、転換証券の価格は、転換先の普通株式と同程度には下落しない。発行体が清算される場合、転換証券の保有者は、その発行体の普通株式の株主よりは債権の優先順位が高いが、優先債務よりは優先順位が低い。したがって、転換証券は一般に、普通株式よりはリスクは低く債務よりはリスクが高い。

信用リスク

債券(貸付証券の担保のために購入された証券を含む。)の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が、適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できないもしくは履行しようとしなかった場合、または(市場参加者、格付機関、値付業者などにより)履行できないまたは履行しようとしなかったとみなされる場合、ファンドは、損害を被る可能性がある。ファンドが保有する証券の格下げは、その価格を下落させる可能性がある。証券は、信用リスクの程度(多くの場合信用格付けに反映される。)の変更による影響を受ける。平均信用度等の指標は、ファンドの正確な信用リスクを的確に反映していないことがある。これは、特に、ファンドのポートフォリオを構成する証券に付与されている信用格付けが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、ファンドは、一定の信用度があることを示す平均信用格付けが付与されていても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる場合がある。このリスクは、ファンドがその運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

為替リスク

ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨にて取引されるか収入を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーがあるデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨が米ドルに対して下落するリスクにさらされる。また、ヘッジを行っている場合には、米ドルがヘッジされる通貨に対して下落するリスクがある。米国以外の国の為替レートは、金利変動、米国もしくは同国以外の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入(もしくは介入の失敗)または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、ファンドが外貨建て証券に投資する場合、ファンドのリターンが減少することがある。

ファンドは、為替レートの変動により損失を被るリスクを減少するために、通貨ヘッジを行うことができる。その場合、ファンドの通貨もしくは通貨単位の他の通貨に対する変動に関してヘッジを行う予定である。ファンドが常時ヘッジされる、または投資顧問会社がヘッジに成功するとの保証はない。ヘッジ戦略の利用は、ファンドの通貨が基準通貨および／またはファンドの資産の一部またはすべてに使用される通貨に対して下落した場合、受益者の利益を大幅に制限する可能性がある。ファンドは、通貨へのエクスポージャーをヘッジすることができるが、義務ではない。

ファンドが、新興国と経済的に結びついている米国以外の通貨に投資を行い、または当該通貨の取引を行う場合、為替リスクは特に高くなる。そうした通貨取引は、米国以外の先進国の通貨への投資や米国以外の先進国と経済的に結びついている通貨の取引を行う場合とは異なる市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびそれ以外のリスクや、より重大なリスクを伴うことがある。

サイバーセキュリティのリスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、ファンドがサイバーセキュリティ違反を通じてオペレーショナル・リスクの影響を受けやすくなってきている。サイバーセキュリティ違反は、意図的または意図的ではない出来事の双方を指し、いずれの場合も、ファンドが機密情報の喪失、データの損失または業務運営能力の喪失を招くことがある。これが転じて、ファンドが規制上の罰則を課されたり、評判が損なわれたり、是正措置に伴う追加の法令遵守費用および／または金銭的な損失を負担することがある。サイバーセキュリティ違反が、ファンドのデジタル情報システムへの(「ハッキング」または悪質なソフトウェアのプログラミング等を通じた)不正アクセスを伴う場合があるが、サービス拒否(DoS)攻撃(対象ユーザーによるネットワーク・サービスの利用を不能とするための行為)等の外部からの攻撃に起因する場合もある。さらに、ファンドは、ファンドの第三者としての業務提供者(管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および保管会社等)またはファンドが投資する発行体のサイバーセキュリティ違反により、直接的なサイバーセキュリティ違反に伴うリスクと類似のリスクの多くを負担する場合もある。投資顧問会社は、一般的なオペレーショナル・リスクの場合と同様に、サイバーセキュリティに伴うリスクの低減のために設計されたリスク管理システムを確立している。ただし、特に、ファンドは発行体または第三者としての業務提供者のサイバーセキュリティ・システムの直接的な管理を行っていないことから、かかる措置が成功するとの保証はない。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドが活用することのできる多様なデリバティブ商品については、本書の「第1 2(2)投資対象」を参照のこと。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／もしくは、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および／もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに／または、金利リスク、信用リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。ファンドは、レバレッジの形式でデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブの利用により、ファンドの投資リターンが、ファンドが保有していない有価証券の運用実績に影響され、その結果、ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きなリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク(高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。)、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、信用リスク、経営リスクに加えて、証拠金規制の変更から生じるリスクといった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクも伴う。デリバティブ商品に投資することにより、ファンドは当初の投資額を超える損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が通常ではないまたは極端な時を中心に、ファンドのボラティリティが上昇することがある。また、適切なデリバティブ取引をいかなる場合にも行えるとは限らないため、ファンドが、その他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために有効なタイミングでデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に、当該戦略が成功するとの保証はない。さらに、ファンドがデリバティブ取引を利用することにより、受益者が支払うべき税額が増額され、または繰り上がることがある。OTCデリバティブは、集中清算のデリバティブに付与される保護の多くが適用されず、取引相手方が契約上の義務を履行しないというリスクを抱える。取引所においてもしくは中央清算機関を通じて取引されるデリバティブの信用リスクは、OTCデリバティブにおける取引相手に対するリスクというよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーもしくは清算機関の信用力による。

デリバティブ商品のための市場への参加には、かかる戦略を利用しない場合に負担しなかったはずの投資リスクおよび取引コストを伴う。デリバティブ戦略の遂行を成功させるために必要とされる技術は、その他の種類の取引に必要とされる技術と異なる場合がある。ファンドが有価証券、通貨、金利、カウンターパーティまたはデリバティブ取引に伴うその他の経済的要因の評価および／もしくは信用性の予測を誤った場合、ファンドがかかるデリバティブ取引を行っていないければファンドの運用成績は上昇していたということがあるかもしれない。特定のデリバティブ商品に伴うリスクおよび契約上の債務を評価する際には、ファンドおよびそのカウンターパーティの双方が合意する場合に限り修正または終了することができるデリバティブ取引もあれば、特定のファンド関連事由またはカウンターパーティ関連事由が発生した場合にカウンターパーティまたはファンド（場合による。）が終了することができるデリバティブ取引もあり、かかる修正や終了により、ファンドとカウンターパーティとの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に応じてファンドに損失または利益が生じる可能性がある点に留意することが肝要である。また、かかる早期終了により、課税事由が発生し、課税目的による利益または損失の認識が早期に行われる場合がある。ファンドは、その終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うファンドの債務またはファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。

特定の契約の満了または終了時に、ファンドが同様の契約の締結によりデリバティブ商品によるファンドのポジションの構築を意向している場合であっても、元々の契約のカウンターパーティが新規契約の締結を望まない場合や、他に適切なカウンターパーティを確保できない場合は、かかるポジションを構築できないおそれがあり、このような場合、ファンドが一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができない、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができない可能性があり、その場合、ファンドが損失を被るおそれがある。さらに、かかる特定の契約の満了または終了後、ファンドは、追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティがより少なくなる場合があり、その場合、一または複数のカウンターパーティに対するカウンターパーティ・リスク・エクスポージャーがより大きくなる可能性があるとともに、一定のデリバティブを締結するコストが増加する可能性もある。そのような場合、ファンドに損失が生じるおそれがある。

一定のデリバティブ取引のための市場(米国以外の国々に所在する市場を含む。)は、比較的新しく、なお発展途上にあるため、リスク管理およびその他の目的上、すべての状況において適切なデリバティブ取引を執行できない場合がある。そのような市場を利用できない場合、ファンドの流動性リスクや投資リスクが上昇する場合がある。

ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより発生する損失は、基本的に、ヘッジされる投資対象からの利益により事実上相殺され、その逆の場合も同様である。ヘッジにより、損失が減少または低下することがあるが、利益が減少または低下することもある。デリバティブと投資先の有価証券との間のマッチングが不完全なことによりヘッジに影響が及ぶ場合もあるため、ファンドのヘッジ取引が効果を発揮するとの保証はない。

デリバティブ市場の規制が過去数年間で強化されているため、デリバティブ市場の将来的な追加規制により、デリバティブのコスト負担が増加する、デリバティブの利用可能性が制限される、または、デリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶおそれがある。このような不利な進展により、ファンドのデリバティブ取引の効果が損われ、ファンドの価値が低下する可能性がある。

デリバティブ取引が執行される市場の一部が、「店頭取引」または「ディーラー間取引」市場となる場合がある。当該市場への参加者は、基本的に、取引所ベースの市場の会員のような信用評価および規制監督下にはない。そのため、ファンドは、取引当事者がカウンターパーティの信用力または流動性の問題を理由として取引条件に従った取引決済を行わないリスクにさらされる。取引所で取引されるデリバティブの主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度である。また、当該市場が、取引ベースの市場に存在するような、市場参加者間の対立の迅速な解決に向けて確立された規則や手続きを備えていないため、（誠実か不誠実かを問わず）契約条件を巡る対立の結果として決済が遅延する可能性もある。これらの要因により、代替取引またはその他の手段が講じられる場合でも不利な市場動向によりファンドが損失を被るおそれがある。このような「カウンターパーティ・リスク」は、スワップにおいても存在し、イベントの発生が決済を妨げるような償還残存期間が長い取引や、ファンドが単一のカウンターパーティまたは小規模なカウンターパーティのグループとの取引に集中する場合に、増大する可能性がある。

新興市場リスク

非米国への投資リスクは、新興市場証券にファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。新興市場の証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがある。ファンドが特定の地域、国または国の集合体と経済的な関係がある新興市場の証券に投資する限度で、ファンドは、当該地域、国または国の集合体に不利な影響を及ぼす政治的または経済的な事象に対して敏感に反応することがある。経済的、事業的、政治的および社会的な不安定さが、先進国市場の有価証券に対するものとは異なる、時により深刻な影響を新興市場の有価証券に与えることもある。新興市場証券の複数の資産クラスへ集中して投資を行う限度で、ファンドは、新興市場証券全体に不利な状況下において、損失を低減する能力を制限されることがある。新興市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券に比べて、変動が大きく、流動性が低く、価格評価が難航する場合がある。新興市場の有価証券の取引および決済のための仕組みおよび手続きは、未成熟で透明性が低いため、取引の決済に時間がかかることがある。金利の上昇と信用スプレッドの拡大とが相俟って、新興国市場の債務の評価額にマイナスの影響が及び、新興市場の発行体の資金調達コストが上昇する可能性がある。このようなシナリオにおいては、新興市場の発行体は債務を返済できず、新興市場債務の取引市場の流動性は低下し、投資しているファンドはいずれも損失を被る可能性がある。

先物契約リスク

先物契約は、証券、通貨またはコモディティ等の原資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品である。先物契約を含むデリバティブ商品をファンドが利用することに付随するリスクは、「デリバティブ・リスク」の項でさらに詳しく説明されている。先物契約を売買した結果、先物契約への投資金額を上回る損失が生じるおそれがある。先物契約と原資産の価格の推移に相関性があるとの保証はない。また、先物市場と原資産の市場が大きく乖離した結果、各市場間の相関性が薄れる場合もある。どの程度相関性がなくなるかは、原資産の先物および先物オプションに対する投機的市場の需要の推移(先物取引および先物オプションにおけるテクニカル要因の影響を含む。)ならびに金利水準、償還残存期間および発行体の信用力等を要因とする先物契約と原資産の乖離等の状況に依拠している。

先物契約は、取引所で取引されるため、当事者は、大半のケースにおいて、原資産を引き渡すことなく、ポジションを取引所で現金により手仕舞いすることができる。ファンドが利用する先物が取引所で取引されている場合、先物契約における主な信用リスクは、ファンドの清算ブローカーおよび清算機関の信用力である。ファンドによるデリバティブや関連商品の利用についての規定の変更により、ファンドのデリバティブ投資が制限や影響を受け、ファンドが採用するデリバティブ戦略が制限されたり、デリバティブやファンドの価格もしくはパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。先物の取引所が、一定の先物契約価格において一取引日の値幅制限を課す場合がある。ファンドが先物または先物オプションのポジションの清算を意図する時点で市場に流動性があるとの保証はなく、ファンドはポジションが清算されるまでマージン請求を充足する義務を負い続ける可能性がある。

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

バンクキャピタル証券への投資における一般的リスク

一般的に、金利が上昇するとバンクキャピタル証券の価値は低くなり、金利が低下するとバンクキャピタル証券の価値は高くなる。バンクキャピタル証券の価値は、経済情勢および発行体としての日本の銀行の信用力等の要因に起因する利払いの不履行または元利金の不払いおよび価格変動のリスクに影響を受けることもある。バンクキャピタル証券が利息または分配金を支払わないこともあれば、その発行体が利息および／または元本金額の支払義務を履行できないこともある。ファンドの投資ポートフォリオに随時含まれることがあるバンクキャピタル証券の大半に担保が付されないことがあり、この場合該当する発行体としての日本の銀行が債務不履行または支払不能となる場合には損失リスクが増大する。国際金融市場では、与信利用および流動性を低下させる大幅なリプライシングが行われ、これにより一部の発行体では収益力の低下または既存債務の借換え余力がないことによりデフォルトの可能性が高まっている。バンクキャピタル証券への投資により、発行体としての日本の銀行が当該バンクキャピタル証券を発行するために利用する特別目的会社の支払能力に関連するリスクが生じる。バンクキャピタル証券の所有者の返済順位が、一定の状況において、発行体としての日本の銀行の預金者および債権者に比べて低くなる可能性がある。

金融市場への政府の介入

2008年から2009年にかけての金融危機時およびその後の金融市場の不安定さから、各国政府は、極端な変動をみせたり場合によっては流動性を欠いた特定の金融機関や金融市場の特定部門を支援するための先例のない措置を講じることとなった。特に、米国政府は、金融サービス業界および消費者信用市場を含む広範囲にわたる新たな規制の枠組みを制定したが、それがファンドが保有する証券価格にどのように影響するかは予見できない。連邦、州およびその他の政府機関、監督機関もしくは自主規制の機関が、ファンドが投資を行う金融商品や当該金融商品の発行体への規制に影響する措置を予想できない方法で講じること考えられる。ファンド自体が服する法規制が変更される可能性もある。こうした法規制は、ファンドの投資目的の達成を妨げる場合がある。

金融サービス業界全体、また特に私募ファンドやそれらの投資顧問会社の活動は、法規制の監視強化の対象となっている。そうした監視により、ファンドおよび／または運用者が法的、コンプライアンス上、管理事務上およびその他の関連する負担や費用、またファンドおよび／または運用者への規制監督もしくは関与を増やし、また結果としてファンドもしくは運用者に適用される法規制の仕組みに曖昧さや利益相反が生じる可能性もある。さらに、証券や先物市場は、広範囲にわたる法規制や委託証拠金の対象となっている。米国証券取引委員会（SEC）、米商品先物委員会、自主規制の機関や取引所を含む米国連邦政府や州規制当局は、市場に緊急事態が発生した場合に例外的措置を講じることが認められている。デリバティブ取引や当該取引を行う法人への法規制は、現在、整備段階にあり、政府や司法による追加的な規制や変更の対象となっている。ファンドもしくは運用者に関する従来とは別の米国もしくは米国以外の規則や法規制が採用される可能性もあり、今後の規則や法規制の適用範囲は不明である。今後、ファンドもしくは運用者が監督当局の検査または規制を受けないとの保証は一切ない。規制の変更や今後の展開が及ぼすファンドへの影響は、それらの運用方法を左右し、重大で好ましくない影響である可能性もある。

ドッド・フランク法により義務付けられる改正が、ファンドの運用実績およびファンドが保有する資産の価値に重大な影響を与え、ファンドに追加コストを負担させ、投資慣行の見直しを義務付け、ファンドの分配金支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、自己勘定売買の制限により、確定利付債券のマーケット・メイキングの能力にマイナスの影響が及び、その結果、確定利付債券市場の流動性が低下するおそれがある。これらの改正およびその他の規制変更の影響の詳細が不透明な状況は今後も続くものの、ファンドがより複雑な規制の枠組の影響を受ける可能性があり、新しい規制の遵守および今後の法令遵守の検証のために追加費用を負担することになる可能性がある。

政府またはその機関が金融機関から毀損資産を取得し、当該機関の持分を取得することも考えられる。政府保有やそれらの資産の処分に関しては明確ではなく、そうした計画はファンドの投資銘柄の流動性、価格およびパフォーマンスに良くも悪くも影響する。さらに、不安定な金融市場により、ファンドはこれまで以上に大きな市場リスクや流動性リスクにさらされ、ファンドが保有する銘柄の価格決定が困難になる可能性もある。ファンドは、保有銘柄の流動性を査定し、また市場価格が入手困難になった銘柄の価格を決定する手続きを設定済みである。投資顧問会社は、様々な動きを監視して、ファンドの投資目的を達成するような方法によりファンドの運用を行う予定であるが、それが成功するとの保証はない。

政府機関による対応がファンドが投資する一定の金融商品に影響を及ぼすこともある。例えば、ファンドが投資することができる一定の商品は何らかの形でロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）に基づいている。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制する英国の金融行為規制機構は、2021年末までにLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利の性質はなお先行きが不透明であり、LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る影響は不明である。この移行プロセスには、特に、現在LIBORに基づいている商品のための市場においてボラティリティの上昇または流動性の低下を招くことがある。この移行の結果、ファンドが保有する一定の商品の価値が下落したり、該当するファンドの取引（ヘッジ等）の有効性が低下することもある。LIBORからの移行によるこのような影響や他の予測できない影響により、ファンドが損失を被ることがある。

ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。そうした混乱が生じた場合、ファンドが保有する証券の発行体が資産価値を大幅に低下させ、事業を中断することもあり得る。また、政府支援を受け、事業活動の大幅な制限その他の介入を招くことも考えられる。さらに、各国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理に努めることはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

メールの取扱い

トラスト宛ておよび受託会社の登記事務所で受信されたメールは、トラストの転送先に開封されずに転送される。受託会社、その取締役、役員、アドバイザーもしくはサービス提供者(バーミューダにおける登記事務所のサービスを提供する組織を含む。)は、転送先における受信の遅れについて責任を負わない。特に、受託会社の取締役は、(トラストのみに宛てられたメールと対照的に)個人宛てのメールについてのみ受信、開封もしくは直接対応する。

ハイ・イールド債リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される）に投資するファンドは、かかる証券に投資しない他のファンドに比べて、より大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個別企業の動向が、これらの証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドが有利な時期および価格でハイ・イールド証券を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷は、一般的に、不払い率の上昇を招き、ハイ・イールド証券は、債務不履行が発生するよりも前に市場価値が大幅に下落する場合がある。ゼロ・クーポン債または現物支払証券としての仕組みを有するハイ・イールド証券は、金利上昇による価格上昇圧力またはスプレッド拡大に対する感応度が特に高いことにより、価格変動が特に大きくなる傾向があり、ファンドが現金を実際に受領していなくても帰属収入による課税対象の分配を求められる場合がある。ハイ・イールド証券の発行体が「コール」を行うか償還日前に発行証券を買い戻す権利を付与されている場合があり、支払われる金利がより低い他のハイブリッド証券または類似の商品にファンドが収益を再投資しなければならない場合がある。また、ファンドは、ハイ・イールド証券に投資を行わない投資信託よりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、ファンドが投資するハイ・イールド証券は、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかる証券の流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、ハイ・イールド証券の取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、ハイ・イールド債が、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、ファンドは、かかる証券の価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはハイ・イールド証券の売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、ファンドに損失が生じる可能性がある。ハイ・イールド証券への投資にはリスクを伴うため、当該有価証券に投資するファンドへの投資は投機的であると判断される。

金利リスク

金利リスクは、金利の上昇によりファンドのポートフォリオ内の債券、有配当の株式およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する特定の債券または有配当の株式の価格が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてファンドが損失を被ることがある。ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期の存続期間を有する債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の存続期間を有する債券よりも変動しやすい。株式および債券以外のその他の証券の価格も、金利の変動により低下することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債は、同じデュレーションの他の債券と比べ、大きな損失を被る可能性がある。様々な要因により金利が上昇することがある(中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済情勢等)。

変動利付証券は一般に金利変動への感応度は高くないが、その金利が全般的な金利と比較してあまり上昇しないかもしくは上昇の速度が早い場合には価格が下落する。変動利付証券は、金利の低下時に価格の上昇はみられない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価格が下落する。逆変動利付証券も同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（または逆変動利付証券の場合は、上昇）は、当該証券から得る収益やファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

有配当の株券、中でもその市場価格が利回りに緊密に関連しているものは、金利の変動に対してより敏感なことがある。金利が上昇する期間中、かかる株券の評価額は下落する場合があり、ファンドの損失につながる可能性がある。金利は、幅広い要因(中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済状況等)により上昇する。金利が歴史的な低水準に近い水準で推移している現在の市況は、まさにそのような状況にある。そのため、確定利付債券に投資するファンドは現在、特に米連邦準備制度理事会が量的緩和プログラムを2014年10月に終了し、開始した利上げを今後も継続すると考えられるため、金利リスクレベルの高まりに直面している。米連邦準備制度理事会が利上げを継続する限り、金融システム全体の金利が上昇するリスクがある。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。米国および世界の多くの地域(一部のヨーロッパ諸国を含む。)における金利は、過去最低水準もしくはそれに近い水準にある。一部のヨーロッパ諸国では、近年、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動(金利がゼロを下回る場合を含む。)により、市場が予想外の影響を受け、市場ボラティリティが高まり、また、ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はそのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

平均デュレーション等の指標は、ファンドの正確な金利感応度を的確に反映していないことがある。これは、特に、ファンドのポートフォリオを構成する証券のデュレーションが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、ファンドは、一定の水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有していても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる場合がある。このリスクは、ファンドがその運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。

コンベクシティとは、証券またはファンドの金利感応度を理解するために利用される追加的な指標である。コンベクシティは、金利の変動に対してデュレーションがどの程度の割合で変化するかを測定する。証券の価格に関しては、コンベクシティ（プラスまたはマイナス）が大きい場合、金利の変動に対する価格の変動が大きいことを意味している。コンベクシティは、プラスの場合とマイナスの場合がある。コンベクシティがマイナスの場合、金利の上昇によりデュレーションが長期化するため、金利上昇に対する価格感応度が高いことを意味する。そのため、コンベクシティがマイナスの証券（従来型のコール条項付債券や、一部のモーゲージ・バック証券を含むことがある。）は、金利上昇時に大きな損失を被ることがある。したがって、ファンドがこのような証券を保有する場合、金利上昇時の損失が拡大するリスクにさらされる場合がある。

非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行うファンドは、分散投資を行うファンドに比べ、経済的、政治的もしくは規制上の単一の出来事の影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

発行体リスク

ファンドが保有する証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがある。

レバレッジ・リスク

一定の取引がレバレッジの形式をとり、一定のファンドは、相当なレバレッジを利用することができる。かかる取引には、とりわけ、銀行からの直接借入れ、逆レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、あるファンドの投資能力を増すことまたは取引の決済を容易にすることが有利であると考えられる場合に使用される。レバレッジは、より大きな収益の機会を生み出すが、損失を増大させる可能性もある。デリバティブの使用からもレバレッジ・リスクが生じることがある。

ファンドは、投資顧問会社が清算することを決定した資産を分別し、または、リスクが生じることがあるデリバティブ取引における義務をカバーするために相殺関係に立つポジションをとることによって、レバレッジ・リスクを軽減することを目指す。ファンドは投資目的で金銭を借り入れることによりレバレッジ・リスクにさらされる。レバレッジの活用により、ファンドは、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを解消することがある。借入れを含むレバレッジにより、ファンドは、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる。これは、レバレッジにより、ファンドの組入証券の価値の増減が増幅されるためである。取引が分別された資産または相殺ポジションにより「カバー」されている場合、当該取引は、レバレッジとはみなされない。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常よりも拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性のない有価証券は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、ファンドは流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがあり、これにより、ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもある。さらに、ある特定の発行体の状況の悪化とは無関係に、市場もしくは経済の状況が悪化して一部の投資証券の市場の流動性が欠如することがある。債券市場は、ここ30年を通じて絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は不安定で、一部で減少しているケースもある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う在庫が、市場規模に対して、低水準または過去最低に近い水準にある。マーケット・メイカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させているが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような発行債券は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合がある。

そうした場合、ファンドは、非流動的な証券への投資が制限され当該証券もしくは商品の売買が困難となることで、特定のセクターへの投資の望ましい水準が達成できないことがある。流動性の欠如は、ファンドが保有する証券の価格に悪影響を及ぼすこともある。ファンドの元々の投資戦略に、時価総額の低い投資対象、米国以外の証券、ルール144A証券、流動性が低いセクターの債券、市場および／もしくは信用リスクが高いデリバティブもしくは証券が含まれる範囲において、流動性リスクに対するファンドのエクスポージャーが増大する傾向がある。さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、機関投資家などの大口の受益者からの異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、ファンドが認められる期限内で買戻請求に応じるための投資対象の売却が困難になる可能性がある。ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、ファンドの価値が損なわれることになる。また、その他の市場参加者がファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。

ファンドのための買戻しの事前通知および／または買戻代金の支払のための決済期間が長引くことにより、ファンドの受益証券の買戻請求を行う権能は、いずれかの営業日（以下および該当する英文目論見書補遺において定義される。）に買戻しを行うことができるファンドの受益証券の買戻請求を行う権能に比べて制限されている。したがって、そのようなファンドまたはクラスへの投資は、その受益証券をいずれかの営業日に買い戻すことができるファンドまたはクラスへの投資に比べて流動性が低くなる。投資者は、買戻請求を行う日と買戻しを執行する該当する取引日（以下および該当する英文目論見書補遺において定義される。）の間に、該当するファンドまたはクラスの受益証券の価値が大幅に変動するというリスクを負担する。

マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが望まれる結果を生むとの保証はない。ファンドが投資しようとする一部の証券またはその他の商品が、希望する数で利用できないことがある。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の要因により、投資顧問会社が一定の投資を実行することを制限または禁止されることがある。このような場合、投資顧問会社またはポートフォリオ・マネージャーが、代用として他の証券または商品の購入を決定することがある。このような代用としての証券または商品が、希望するパフォーマンスを上げることができない場合に、ファンドが損失を被ることがある。ファンドが価格設定上の非効率性の認識を目標とする戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を採用する場合、ファンドは、かかる戦略に関する証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動するリスクにさらされ、かかる変動が生じた場合、ファンドのリターンが減少する、またはファンドに損失が生じるおそれがある。さらに、法令上、規制上もしくは税務上の制限、政策または展開が、ファンドの運用において投資顧問会社が利用する投資手法に影響し、投資目的を達成するためのファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。投資顧問会社の人員がすべて、今後も投資顧問会社と関係を持ち続けるとの保証はない。投資顧問会社の一または複数の重要な従業員による業務が行われない場合、ファンドが投資目的を達成するための能力に悪影響が及ぶことがある。投資者は、ある特定の期間において、ファンドが行う投資や達成する業績が、ファンドと同様の名称、投資対象および投資方針を有するファンドを含む、投資顧問会社が投資顧問業務を行う他の投資ビークルによる投資や業績と一致するとは限らないことを認識すべきである。これは、それぞれ他の同様のポートフォリオと比較して、特定のポートフォリオが運用を開始した際における別のポートフォリオ管理チームもしくは戦略の使用または特定のポートフォリオの規模を含むが、これらに限られない様々な要因に起因することがある。

新設ファンドまたは運用資産が少ないファンドにおけるマネジメント・リスク

新設ファンドまたは運用資産が少ないファンドは、運用資産規模が相対的に大きいファンドに比べて、受益者の購入および買戻しにより大きく影響をされることがある。大口受益者による購入および買戻しは、ファンドのポートフォリオ管理に悪影響を及ぼすことがある。たとえば、新設ファンドまたは規模が小さいファンドは、受益者からの大量の買戻し請求を充足するために組入銘柄の大部分を売却したり、大量の購入のためポートフォリオの大部分を現金で保有することを強いられる（いずれの場合においても、ファンドがそのように望まない場合を含む。）。かかる受益者の取引により、ファンドが都合が良くない時期または価格で投資決定を行うことになったり、投資妙味の高い投資機会を逃すことがある。また、かかる取引により、ファンドの取引コストが上昇したり、証券の売却の結果利益を得る場合に課税収益の換金が増大したり、それ以外の場合においてファンドの意図とは異なる行動を取るようになる場合もある。同様に、大口受益者による購入は、ファンドが新たな現金を投資することが遅れ、その結果、通常の状態よりも比例的に大きな現金ポジションを保有することとなった場合、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。このようなリスクは、いずれの規模のファンドにも適用され得るが、かかるリスクは、運用資産規模が少ないファンドで発生することが多い。さらに、新設ファンドは、投資業務の開始直後に投資戦略を完璧に実施できない場合があり、そのために投資実績が低下するおそれがある。

市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需要、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の下降局面においては、複合資産クラスは同時に価格が下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。信用格付の引き下げも、ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクには、地政学上のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、テロ、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、政権交代、外交上の進展および自然／環境災害はすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、ファンドの価格が低下しかねない。市場の機能が停止し、ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行った限度で、ファンドはより高い損失リスクにさらされる。そのため、投資家は、特定のファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

現在の市況においては、確定利付証券に投資するファンドのリスクが上昇する可能性がある。米国の金利は、歴史的な低水準に近い水準で推移しているが、持続的な景気拡大および金利上昇局面の可能性の高まりを受け、今後も上昇するリスクが増大している。金利がこの先これ以上上昇すれば、確定利付証券に投資するいかなるファンドも価値が低下する可能性がある。このように、確定利付債券市場は、金利、ボラティリティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利の上昇によりファンドの価値が大きく損なわれた場合、ファンドに対する受益者の買戻請求が増加し、ファンドが不利な時期および価格での投資対象の清算を余儀なくされ、その結果、ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。

取引所および証券市場が、特定の有価証券の早期清算、終了の延長、取引遅延または取引停止を行う可能性があり、その結果、ファンドが有利な時期での有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行えなくなる場合がある。また、ファンドは、純資産価格の算出のために各種の第三者の情報源を利用することができる。その結果、ファンドが、サービス・プロバイダーおよびサービス・プロバイダーのデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、ファンドの純資産価額の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価額の決定上の問題により、純資産価額の算出が不正確になり、純資産価額の算出が遅れ、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。ファンドが、かかる失敗による損失を回復できないこともありうる。

ファンドは非米国証券に投資することができ、米国企業の証券にのみ投資する他のファンドに比べて、より急激な価格変化を経験することがある。非米国の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、非米国証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。非米国の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界の経済および金融市場はますます相関関係を深めており、ある1つの国、地域もしくは金融市場の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市場における発行体に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的發展が、ファンドの非米国投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、ファンドはその非米国証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。ファンドが特定の地域にその相当部分の資産を投資する限度で、ファンドは、一般的に、非米国投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。非米国証券は、米国の発行体の証券に比べ流動性が低く、評価が難しい場合もある。同様に、特定の国や1つの国の発行体に集中投資を行うファンドは、当該国の経済的、規制上もしくは政治的な動きに大きく左右される。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券は多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクやより重大なリスクを伴うことがある。一般に金利の上昇により固定金利のモーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。個々の担保権者が期限前償還のオプションを行使することは少ないため、モーゲージ関連証券の価値にさらに下降圧力がかかり、ファンドが損失を被ることがある。その結果、金利上昇時期において、モーゲージ関連証券を保有するファンドのボラティリティはより大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。モーゲージ・バック証券は、金利の低下に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動により投資しているファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴う。さらに、調整金利および固定金利のモーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借り手は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、ファンドのリターンは減少されることがある。ファンドがその他のアセット・バック証券に投資を行う場合、モーゲージ関連証券への投資と同様のリスクを負うと共に、原資となる資産の種類や当該資産のサービスに関連した追加的リスクにさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。

さらに、アセット・バック証券の価値は、業務提供会社の実績に関連するリスクを伴う。一定の状況下において、サービサーまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取り扱いミス(例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等)を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがある。

新規設定／小規模ファンドリスク

新規に設定された、または規模が小さいファンドのパフォーマンスは、当該ファンドの規模が大きくなり、その投資戦略が完全に実行された場合に長期的に見て達成すると見込まれる、または達成し得るパフォーマンスを示さないことがある。投資ポジションは、新規に設定されたファンドおよび小規模のファンドに見合わない（マイナスまたはプラスの）影響をそれらのパフォーマンスに及ぼすおそれがある。また、新規に設定されたファンドおよび小規模のファンドは、その投資目的および投資方針を満たす証券に全額が投資され、代表的なポートフォリオ構成を達成するまでに一定の期間を要する場合がある。ファンドのパフォーマンスは、この「成長」期間中は、ファンドが全額投資された後に比べて、低くなったり高くなったり、また、より大きく変動する場合がある。同様に、新規に設定された、または小規模のファンドの投資戦略は、その戦略の代表的なリターンを示すようになるまでの期間がより長くなる場合がある。新規に設定されたファンドは、投資家が評価を行う際に参照するパフォーマンス履歴が限られており、また、新規に設定されたファンドおよび小規模のファンドは、投資効率および取引効率を得るのに必要な資産を集めることができない場合がある。新規に設定された、または小規模のファンドがその投資戦略の実行または投資目的の達成に失敗することとなった場合、パフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがあり、かかる失敗により清算が行われる場合は、ファンドに対しては追加の取引コストが発生し、投資家に対しては税務上の悪影響が生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスク

ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、ファンドが損失を被る可能性がある。

不動産リスク

不動産投資信託（「REIT」）または不動産関連のデリバティブへの投資では、ファンドは、不動産の直接保有に伴うリスクに類似するリスク（保険または収用による損失ならびに地域および一般的な市況の変動、需給、金利、都市計画法、賃貸用の規制制限、不動産税および運営費用を含む。）を負担する。REITまたはREITの価値に連動する不動産に連動するデリバティブ商品への投資は、REITの管理会社による運用手腕の不足、税法の変更またはREITが米国内国歳入法に基づく収益を通じた非課税のパススルーの適格要件を充足しないこと等の、追加的なリスクを伴う。さらに、限られた数の不動産、地理的に狭い範囲または単一の種類の不動産に投資するため、分散化の程度が限られたREITもある。また、REITの組成書類に、REITの管理の変更を困難かつ時間を要するようにする規定が含まれていることもある。最後に、私募のREITは、国の証券取引所で取引されていない。したがって、これらの商品は、一般的に流動性が低い。そのため、ファンドがかかる投資を早期に買い戻す能力は低下する。私募のREITは、価格設定が困難であるため、公募のREITに比べて負担する手数料が高くなる場合がある。

シニア・ローン・リスク

ファンドが銀行ローンを含むシニア・ローンに投資する場合、ファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、高い水準の信用リスク、コール・リスク、決済リスクおよび流動性リスクにさらされるおそれがある。かかる商品は、発行体が元本および利息を継続して支払う能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個々の企業の動向が、これらの商品の市場に悪影響を及ぼし、ファンドが有利な時期または価格でこれらの商品を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷は、一般的に、不払い率の上昇を招き、シニア・ローンは、債務不履行が発生するよりも前に市場価値が大幅に下落する場合がある。また、ファンドは、シニア・ローンに投資を行わないファンドよりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、ファンドが投資するシニア・ローンは、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかるローンの流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、シニア・ローンの取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、ローン契約に譲渡制限が設定されていること、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、シニア・ローンが、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、ファンドは、シニア・ローンの価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはシニア・ローンの売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、ファンドに損失が生じる可能性がある。シニア・ローンは、取引決済期間が7日以上となる場合を含み、長期化し、ファンドが現金を直ちに利用できなくなるおそれがある。その結果、決済が遅れたシニア・ローンの取引は、ファンドが追加投資し、またはファンドの買戻義務を履行する能力を制限することがある。ファンドは、とりわけ、ポートフォリオ資産の売却、追加現金の保有または銀行およびその他の潜在的な資金調達源との一時借入覚書の締結により、長期間の取引決済プロセスから生じる短期的な流動性需要を満たすことを目指す。シニア・ローンの発行体が満期より前に当該ローンを返済または償還した場合、支払われる金利がより低い他のシニア・ローンまたは類似の商品にファンドが収益を再投資しなければならない。シニア・ローンは、米国証券法に基づく証券とは見なされない場合がある。かかる場合、ファンドによるシニア・ローンへの投資に関し、法的保護をほとんど受けられない場合がある。特に、シニア・ローンが、米国証券法に基づく証券とは見なされない場合、詐欺や虚偽記載等に対する対抗措置として米国証券法に基づいて証券への投資者が通常利用できる法的保護を、受けられない場合がある。シニア・ローンへの投資にはリスクを伴うため、当該商品に投資するファンドへの投資は投機的であると判断すべきである。

投資者は、ファンドまたは投資顧問会社が、ファンドによるシニア・ローンへの投資により、発行体に関する重大な未公開情報であると見なされる情報を取得する場合があることに、留意すべきである。かかる場合、かかる発行体の証券の取引が限定されることにより、ファンドの投資機会が制限されることがある。さらに、投資顧問会社が、シニア・ローンの発行体に関する重大な未公開情報の取得を未然に防ぐよう努める場合がある。その結果、投資顧問会社が、一定の投資機会を見送ったり、シニア・ローンの発行体から取得する情報に関して制限を受けない他の投資家に比べて、不利な状況に置かれる場合がある。

空売りのリスク

ファンドが空売りを行う場合、特別なリスクにさらされる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却時より安い価格で後日購入することを希望して、証券を売却する取引である。ファンドは、先渡契約により空売りを行うことができ、先物もしくはスワップを利用してショート・ポジションを建てることできる。証券もしくはデリバティブの価格が上昇した場合、ファンドは、空売り期間中の価格の上昇分に第三者に支払うプレミアムおよび利息を加えた金額分の損失を被る。したがって、空売りには、実際の投資額以上の損失が発生する可能性があり、過大な損失のリスクが伴う。これに対して、ロング・ポジションにかかる損失は、証券価格が下落することで生じ、証券価格がゼロ以下に下落することは有り得ないため損失は限定的である。また、空売りの第三者が契約条件を履行せずに、ファンドに損失が発生することがある。

中小企業リスク

中小企業が発行する証券への投資は、大企業への投資よりも大きなリスクを伴う。中小企業が発行する証券の価格は、大企業よりも小規模な市場ならびに限られた経営資源および財源により、時として急激かつ予測外に上昇または下落する場合がある。中小企業へのファンドの投資は、そのポートフォリオのボラティリティを高める場合がある。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン機関が発行する確定利付商品について、かかる発行体が適時に元本または利息の支払いを行うことができないまたはその意思がないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由により、当該商品の価値が下落するリスクをいう。ソブリン機関による債務の適時返済の不履行は、外貨準備高が不足している、または通貨の相対的な価値の変動を十分に管理できないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満たすことができないまたはその意思がないこと、国内総生産および税収に比べて債務負担の規模が大きいこと、キャッシュ・フローが低下したこと、ならびにその他の政治上および社会上の勘案事項を含むがこれらに限定されない多くの要因に起因する。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合におけるファンドの損失リスクは、ソブリン債の保有者としてのファンドの権利を行使する正式な求償権または手段が得られる見込みがない場合に高まる。さらに、ファンドの支配の及ばない事業体および要因により決定されうるソブリン債の再編により、ファンドが保有するソブリン債の価値が下落するおそれがある。

割安株投資のリスク

割安株投資では、投資顧問会社が過小評価されていると考える企業を特定する。割安株は、企業の収益、キャッシュ・フローもしくは配当などの要因からみて、株価が安い水準にある。割安株は、市場の過小評価が続く場合または株価が上昇すると投資顧問会社が考えていた要因が発生しない場合、価格が下落するまたは投資顧問会社が期待するより価格が上昇しない可能性がある。割安株投資手法は、成長株に集中投資するまたは広範な投資手法を取る株式投資ファンドと比べて、パフォーマンスが良い場合も悪い場合もある。

投資者は、ファンドへの投資のすべてまたは実質的にすべてを失う可能性がある。投資顧問会社がファンドの投資目的を達成できるとの保証はない。

所得税における不確実性に関する会計

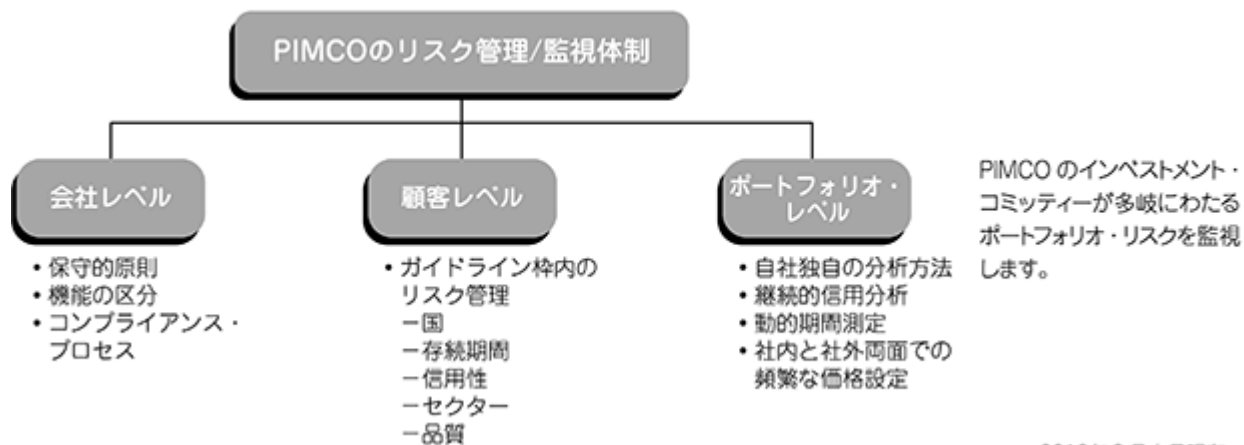
米国財務会計基準審議会（「FASB」）および国際会計基準審議会（「IASB」）は、ファンドに適用される財務諸表における税開示の拡大を求める指針を発行している。米国で一般に認められた会計原則（「米国GAAP」）を採用しているファンドに適用されるFASBの米国会計基準集トピック740（旧FASB第48号）および国際財務報告基準（「IFRS」）を採用するファンドに適用されるIAS第12号は、財務諸表に記載される所得税の不確実性の測定および認識についての枠組みを設けている。こうした基準の適用により、ファンドが所得税を見込計上することを求められ、純資産価格の計算に悪影響を及ぼす可能性がある。また、そうした影響により、ファンドへの投資を開始または終了した時期に応じて、特定の投資者が利益を上げたり、損失を被ることも考えられる。

以上のリスク要因のリストは、ファンドに関する投資に伴うリスクの完全な記述ではない。投資をしようとする者は、本書全体を読み、ファンドに対する投資を決定する前に専門的アドバイザーに相談すべきである。

② リスクの管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



2019年9月末日現在

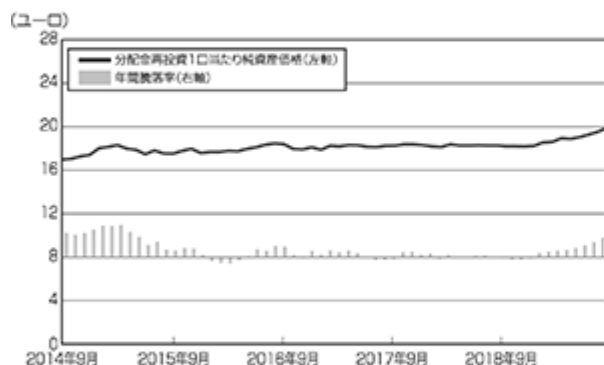
ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブ取引等を行っている。ファンドは、UCITSに適用されるEUの規則に基づくリスク管理手法により、かかるデリバティブ取引等に関するリスクを管理している。

また、ファンドは、UCITSに関するEU規制等に基づくリスク管理手法により、ファンドの信用リスクを管理している。

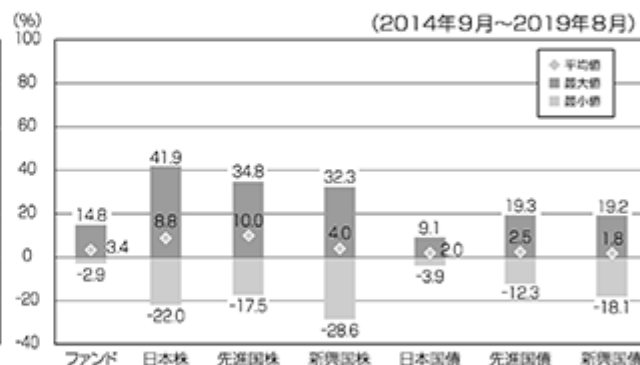
③ リスクに関する参考情報

ファンドの課税前分配金再投資1口当たり
純資産価格・年間騰落率の推移

2014年9月～2019年8月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものです。グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所：投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

（ご注意）

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）。
- ・ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）。
- ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ファンドの分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数

日本株…TOPIX（配当込み）
先進国株…FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
新興国株…S&P新興国総合指数
日本国債…BBGバークレイズE1年超日本国債指数
先進国債…FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
新興国債…FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

② 日本国内における申込手数料

申込時に、日本国内における申込手数料は徴収されない。ただし、申込日の属する月の翌々月以降の分配金受取時に、以下の通り各回の申込口数に応じて、投資者は、当該分配額(源泉税控除後)から控除する方法により、以下の申込手数料(以下「申込手数料」という。)および消費税等相当額を毎月支払う。従って、毎回の手数料額は変動することがある。

各回の申込口数に応じて2回ないし20回にわたり、1回当たり1口当たり純資産価格の0.10%(税抜)の申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を毎月支払う。

＜各回の申込口数＞	＜申込手数料＞
10万口未満	$0.10\% \times 20回 \times 1.10(消費税等相当額) = 2.20\%(税抜2.00\%)$
10万口以上50万口未満	$0.10\% \times 15回 \times 1.10(消費税等相当額) = 1.65\%(税抜1.50\%)$
50万口以上100万口未満	$0.10\% \times 10回 \times 1.10(消費税等相当額) = 1.10\%(税抜1.00\%)$
100万口以上500万口未満	$0.10\% \times 5回 \times 1.10(消費税等相当額) = 0.55\%(税抜0.50\%)$
500万口以上	$0.10\% \times 2回 \times 1.10(消費税等相当額) = 0.22\%(税抜0.20\%)$

- (注1) なお、申込手数料負担回数が上記の回数に満たない場合に買戻請求が行われるときは、既に分配金から控除された申込手数料相当分を除く不足手数料全額および当該手数料にかかる消費税等相当額を買戻代金から徴収する。この場合、当該買戻請求がなされた日(毎月の最終営業日)現在の1口当たり純資産価格をもって不足手数料の額を算出する。
- (注2) ある月において分配金の支払が行われなかった場合またはある月の分配金支払額(源泉税控除後)がその際徴収されるべき申込手数料の額に満たなかった場合には、申込手数料の徴収は翌月以降に持ち越される。
- (注3) 管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合は、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合がある。なお、申込手数料に関する照会先は、各日本における販売会社。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われる。

(2) 【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

ファンドは、その日々平均純資産額に対する料率として表される以下の報酬を支払う。投資顧問報酬としてファンドの純資産額の、①5億ユーロ以下の部分について年率0.45%、②5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.40%、③10億ユーロ超の部分について年率0.35%の報酬を負担する。管理事務代行報酬としてファンドの純資産額の、①5,000万ユーロ以下の部分について年率0.25%、②5,000万ユーロ超1億ユーロ以下の部分について年率0.20%、③1億ユーロ超の部分について年率0.15%の報酬を負担する。ファンドは、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.02%の代行協会員報酬を負担する。ファンドは、販売報酬としてファンドの純資産額の、①5億ユーロ以下の部分について年率0.23%、②5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.28%、③10億ユーロ超の部分について年率0.33%の報酬を負担する。投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、投資顧問会社に対して、投資顧問業務、管理事務および第三者への業務の提供および提供の手配(監査、保管、受託、投資証券会計、継続開示などに関する弁護士、名義書換事務代行、印刷業務を含む。)について毎月支払われる。当該報酬と引き換えに、投資顧問会社はトラストおよびファンドが必要とする様々なサービスの費用を負担する。投資顧問会社は(受益者ではなく)、そのような第三者へのサービスの減少から生じる利益を享受する。投資顧問会社はまた一般に、管理事務代行報酬からも利益を得る。

代行協会員報酬および販売報酬は、毎月、ファンドの日本における代行協会員業務(受益証券1口当たり純資産価格の公表および法令規則により作成を要する財務書類その他の文書の配布等、ならびにこれらに付随する業務)および受益証券の販売および買戻しに関する業務に関し、代行協会員および各日本における販売会社に対して、それぞれ支払われる。

2019年5月末日に終了した会計年度にファンドが負担した投資顧問報酬は115,860.18ユーロ、管理事務代行報酬は64,366.68ユーロ、販売報酬は59,223.59ユーロ、代行協会員報酬は5,149.2ユーロであった。

(4) 【その他の手数料等】

管理会社は、トラストの設定に伴う創立費を支払った。ファンドは、ファンドの当初設定に伴う創設費を支払った。創立費は、5年にわたり償却された。

ファンドは、受託会社の検討および承認を条件として、その業務に関連する下記を含むその他の支払いを負担する。(i)公租公課、(ii)ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、(iii)利息支払いを含む借入れ費用ならびに(iv)訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用。

2019年5月末日に終了した会計年度にファンドが負担したその他の手数料は、1,881.48ユーロの利息支払であった。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2019年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バーミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバーミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、パーミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しパーミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記 I ないし III に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) バーミューダ諸島

本書の提出日現在、トラストまたは受益者(バーミューダ諸島に通常居住する受益者を除く。)によって支払われるバーミューダ諸島の所得税、法人税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税、資本移転税、遺産税、または相続税はない。トラストは、受益証券の発行、譲渡または買戻しに関して、印紙税を課せられない。

トラストは、バーミューダ諸島の為替管理上、バーミューダ諸島金融当局(トラストの受益証券の発行を承認している。)により、非居住者として位置付けられてきた。為替管理上バーミューダ諸島の居住者または非居住者とみなされる者による、または、かかる者の間の受益証券の発行、買戻しおよび譲渡は、1972年バーミューダ諸島為替管理法またはその下位規則に基づく特定の同意なくして行うことができる。

トラストは、為替管理上バーミューダ諸島の非居住者とみなされる者のために、制限なく自由に、外貨および外国証券を取得、保有、売却することができる。

バーミューダと米国との間の政府間協定

米国政府は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）を実施する過程の一環として、パートナー国の外国金融機関（以下「FFI」という。）がFATCAの規定を遵守することを容易にするため、多くの外国法域と政府間協定（以下「IGA」という。）の交渉を行っている。バーミューダは、米国との間で、報告規則を実施するためのモデル2 B政府間（非相互）協定（以下「米国IGA」という。）を締結している。米国IGAに基づき、FFIは、参加FFIとしての資格を得るために米国内国歳入庁と外国金融機関契約（以下「FFI契約」という。）を締結することを求められ、また、米国人口座保有者に関する情報を米国内国歳入庁に報告することを求められる。

トラスト（またはファンド）は、バーミューダ報告金融機関（以下「バーミューダFI」という。）として、一般に、可能な限り速やかに米国内国歳入庁に登録し、該当する「特定米国人」（米国受益者および米国所有者を有する非米国受益者をいう。）を特定することに同意することを求められる。トラスト（またはファンド）は、米国IGAおよびFFI契約を遵守することを条件として、関連する源泉徴収税の課税対象とならない。受益者は、一般に、自らの直接的または間接的な米国における所有権を特定する情報をトラストに提供することを求められる。報告および源泉徴収に関する規則から別途免除される場合を除き、トラストに提供される当該情報は、すべて米国内国歳入庁に毎年自動的に開示される。

バーミューダと英国との間の政府間協定

バーミューダは、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）との間でもIGA（以下「英国IGA」という。）を締結している。英国IGAは米国IGAと類似する要件を課すものであり、トラストは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座を特定し、かかる者に関する情報を英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「HMRC」という。）に報告することを求められる。ただし、英国IGAは源泉徴収税の納税義務を課していない。

税務における金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準－共通報告基準

税務における金融口座情報の自動的交換に関する基準（一般的に「共通報告基準」または「CRS」と称される。）は、世界中の複数の法域（以下「参加外国法域」という。）の間で、主に課税目的において、居住者の資産および収益に関する情報の交換を促進および標準化するためにOECDにより創設された制度である。バーミューダは、参加外国法域が一定の税務事項に関する情報の自動的交換について定める合意を締結することを認める税務行政執行共助条約の締約国である。2014年10月29日に、バーミューダは、参加外国法域がCRSに同意することができる法的根拠を規定した、権限ある当局による金融口座情報の自動的交換に関する多国間合意（以下「MCAA」という。）に署名した。バーミューダは、60カ国を超える他の参加外国法域とともに、2016年1月1日に効力を生じる形でCRSを実施することを確約している。その結果、トラストは、参加外国法域の居住者により直接的または間接的に保有される口座を特定し、かつ、かかる者に関する情報をバーミューダの関連する税務当局に報告することを求められ、その後、当該税務当局は、かかる情報を参加外国法域の外国金融当局（以下「外国金融当局」という。）と毎年交換する。

一般

受益者は、トラストに投資する（または投資を継続する）ことにより、以下を確認および承諾し、またこれに同意したものとみなされる。

- (1) トラストまたはその任命された代理人は、受益者またはその直接的もしくは間接的な投資主に関する一定の情報（受益者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および受益者の投資に関する一定の情報を含むが、これらに限られない。）を米国内国歳入庁、HMRC、バーミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に開示する。
- (2) トラストまたはその任命された代理人は、米国内国歳入庁、HMRC、バーミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に登録を行う際に、またはかかる当局が追加的な照会のためにトラスト（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合に、かかる当局に対し一定の秘密情報を開示する。
- (3) トラストは、受益者に対し、トラストが米国内国歳入庁、HMRC、バーミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に開示する義務のある追加の情報および書類を提供するよう要求する。
- (4) 受益者がFATCAに関連する報告要件を遵守しないことにより源泉徴収税が発生した場合、トラストは、当該受益者が報告要件を遵守しなかったことから生じた、当該源泉徴収税およびトラスト、管理事務代行会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社が被ったその他一切の源泉徴収または関連する費用、経費、罰金、利息、違約金、負債、損失もしくは債務が当該受益者により経済的に負担されることを確保する権利を留保する（かかる金額を買戻代金、またはトラストにより宣言され支払われたかもしくは支払われるべき配当もしくはその他の分配に関して当該受益者に支払われる金額から控除することによる方法を含むが、これに限られない。）。

- (5) 受益者が要求された情報または書類を提供せず、かつ、適用ある要件を遵守しない場合、トラストは、かかる行為がトラストによる法令遵守違反もしくはトラストもしくはその受益者がFATCAにより源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展し、またはその他源泉徴収税の課税もしくは関連する費用、経費、罰金、利息、違約金、負債、損失もしくは債務の負担を生じさせるか否かにかかわらず、自身の判断により、対象となる受益者の即時の強制的買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない、あらゆる対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- (6) FATCAまたはトラストが対象となる強制的な税務情報の報告要件（またはこれに関連して発表された関連ある法律、規制もしくは当局の指針）（以下「報告要件」と総称する。）を遵守するために、トラストまたはトラストの代理人により講じられるかかる対応措置または求められる救済措置の影響を受ける受益者（受益者でなくなった者を含む。）は、対応措置または救済措置の結果として生じるいかなる形態の損害または債務についても、トラスト、管理事務代行会社、管理会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社に対し何らの請求権を有さず、また、受益者は、適用法により許可される最大限の範囲内で、かかる対応措置が講じられるかまたはかかる救済措置が実施されることに同意し、これに関する一切の権利または請求を放棄したとみなされる。
- (7) 受益者（受益者でなくなった者を含む。）は、FATCAおよび報告要件を遵守しなかったこと（直接的または間接的かを問わず、当該受益者に関連または関係する者（当該受益者の直接的または間接的な投資主その他実質的な所有者を含むが、これらに限られない。）の資格、作為または不作為による場合を含む。）または時機を失して遵守したことにより、またはこれらに起因もしくは関連して、もしくはその結果として生じた、トラスト、管理会社、管理事務代行会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは管理会社が被った源泉徴収（米国源泉徴収税を含む。）、費用、負債、経費、違約金、義務、損失または債務（あらゆる費用、弁護士報酬、専門家報酬その他の費用を含むが、これらに限られない。）につき、トラスト、管理会社、管理事務代行会社ならびにそれらの取締役、役員、関連会社および代理人を補償する。かかる補償は、適用法により許可される最大限の範囲内で行われる。

本要約は、トラストまたは特定の受益者に適用される可能性があるFATCAおよび／または米国IGAもしくは英国IGAまたはその他の報告要件のすべての規定について述べたものではない。さらに、適用ある税法および規制法が英文目論見書の日付後に変更されることにより、予想される税効果または本要約に言及される事項に変更が生じる場合がある。トラスト、管理会社またはそれらの役員、取締役、従業員、代理人、会計士、顧問もしくはコンサルタントのいずれも、受益者に対するトラストへの投資の税効果について責任を負わない。

受益者は、FATCA、英国FATCAおよび共通報告基準、これらに相当または類似する制度、ならびにトラストへの投資に関するこれらの規則の影響について、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

トラストへの投資により、米国受益者および／または英国受益者またはその他共通報告基準の参加外国法域に居住する受益者に対して、本書に記載していない不利な税効果が生じる可能性がある。したがって、かかる者は、自らの税務アドバイザーに最初に相談することなくトラストに投資すべきでない。

(C) 米国

トラストの各ファンドは、異なる時期に、異なる投資方針および投資目的で設定されており、そのため、各ファンドに対する米国連邦所得税の取扱いもそれぞれ異なる。以下の記述は、現在の形態におけるトラストに対する米国連邦所得税の取扱いに限定される。

以下の記述は、トラストへの投資に関連して、トラストやその受益者に及ぼす可能性のある一定の米国連邦所得税の影響の一般的な要約である。当該記述は、トラストに適用される米国連邦所得税をすべて網羅することを目的としていない。また、あらゆる受益者に適用される米国連邦所得税をすべて網羅することも目的としておらず、受益者によっては特別な規則が適用されることもあり得る。

以下の記述は、現在有効な法令に基づくものであり、遡及的または将来的に変更となる可能性がある。当該記述は、トラストが今後、内国歳入法において定義される「米国不動産所有会社」の持分を(債権者として保有する場合を除き)保有しないことを前提としている。さらに、当該基準は、(以下に定義される)米国納税者がトラストもしくはファンドの全受益証券の合算で10%以上の議決権もしくは価値を、直接的もしくは間接的に所有していない、またはみなし所有の税務規則の適用により所有しているとみなされることはないことを前提としている。投資者は、個別な事情に応じたトラストへの投資に関する税金の取扱いについて、税務専門家に相談すべきである。

本書において「米国納税者」とは、(米国連邦所得税の課税目的で定義される)米国人もしくは米国に居住する外国人、米国もしくはその州(コロンビア特別区を含む。)においてまたはその法律に従い創設・設立された米国税制上パートナーシップまたは法人とみなされる法主体、米国財務省規則により米国納税者とみなされるその他のパートナーシップ、源泉にかかわらずその収益が米国所得税の対象となる不動産、米国内の裁判所がその管理について主たる監督を行い、かつその実質的な決定が一または複数の米国受託者の管理下にある信託をいう。なお、米国の市民権を失い、かつ米国外に居住する者であっても、場合によっては米国納税者とみなされることがある。

以下の記述は、便宜上、トラストが、各ファンドを含め米国連邦所得税の課税上単一の法人とみなされる場合を想定している。しかしながら、この分野の法律は不確定である。したがって、米国連邦所得税の課税目的で各ファンドを別個の法主体とみなすなど、トラストが他のアプローチを採用する可能性がある。米国内国歳入庁がトラストの取る立場に合意するとの保証はない。

トラストへの課税

トラストは原則として、米国において取引や事業に従事しているとみなされないようにその業務を行う予定であり、したがって、その所得のいずれもトラストが行う米国の取引や事業に「事実上関連する」とはみなされない。トラストのいずれの所得もトラストが行う米国の取引や事業に事実上関連しない場合、米国の源泉からトラストが得た配当(および一定の代替配当ならびに支払に相当するその他の配当)を含む一定の範疇に属する所得ならびに一定の利息収入は、米国において30%の課税対象とされ、原則として当該所得から源泉される。キャピタル・ゲイン(デリバティブ商品の利用から発生したものを含む。)を含むその他の一定の範疇に属する所得および一定のポートフォリオ債務(米国政府証券を含む。)、当初発行から満期までの期間が183日以内である割引債、ならびに譲渡性銀行預金証書にかかる利息は、この30%の課税対象とはならない。一方、トラストの所得が、トラストが行う米国の取引や事業に事実上関連して生じた場合、かかる所得には米国内の法人に適用される税率で米国連邦所得税が課税され、またトラストが支店利益税の対象となる可能性もある。

上記のとおり、トラストは原則として、米国連邦所得税の課税対策上、米国において取引や事業に従事しているとみなされないように活動する予定である。具体的には、トラストは、活動が自己勘定による株式や有価証券またはコモディティの取引に限定される場合には米国の事業に従事しているとはみなされないという内国歳入法のセーフ・ハーバー・ルール of the 適用を受けることを意図している。コモディティがセーフ・ハーバー・ルール of the 適用を受けるためには、コモディティは、習慣的に組織化された商品取引所で取引されており、かつ取引が習慣的に当該取引所で完了する類のものでなければならない。それらのセーフ・ハーバー・ルールは、取引がトラスト、居住者であるブローカー、委託代理人、カストディアンもしくはその他の代理人によって行われているか否か、また、それらの代理人が取引実行の決定を一任されているか否かを問わず、適用となる。なお、セーフ・ハーバー・ルールは、株式、有価証券もしくはコモディティのディーラーには適用されないが、トラストはそうしたディーラーとなることは予定していない。

ただし、米国内において自己勘定で有価証券およびコモディティのデリバティブ・ポジションを保有する非米国人に対する課税上の取扱いについては、最終案となっていない規制案を含む、ごく限定的な指針しか存在しないことに留意されたい。今後の指針により、トラストは米国において従事する活動の方法を変更する可能性がある。

上記にかかわらず、トラストは一定の貸出しを行っていることを根拠に、取引や事業に従事しているとみなされうる。トラストは、かかる可能性を最小限にするため、繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティへの投資を含むローン投資を構成する予定である。それでもなお、ある課税年度において、トラストが米国の取引や事業に従事しているとみなされない保証はない。

「想定元本契約」としてのクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップ契約に対する米国連邦所得税上の取扱いは、不確定である。米国内国歳入庁が、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップは米国連邦所得税の課税目的上「想定元本契約」ではないとの立場をとる場合、かかる投資からトラストが受領する支払いが、米国の物品税または所得税の対象となる可能性がある。

さらに、保険をベースにした証券や災害証券およびこれらに関連したデリバティブ商品が比較的最近市場に導入されていることを考慮すると、そうした商品が、その収入や収益が米国連邦所得税の対象外である有価証券とみなされる絶対的な保証はない。

コモディティ関連スワップ、ストラクチャード・ノートおよびその他の商品の課税に関する米国税法の今後の動向により、トラストはコモディティのエクスポージャーを得る方法を変更する可能性がある。

FATCAに従い、トラスト（またはファンド）は、包括的な報告および源泉の規定を遵守しない（または遵守しているとみなされない）法主体に対して行われる一定の金額の支払い（以下「源泉徴収対象支払い」という。）について、（30%の）米国連邦源泉税を課されることになる。一般に、源泉徴収対象支払いとは、利子（発行差金を含む。）、配当、賃料、年金およびその他の定額もしくは算定可能な年次のもしくは定期的な利益、収益または所得のうち米国を源泉とする支払いをいう。ただし、米国の取引または事業の遂行に事実上関連する所得は、本定義に含まれない。これらの規定を遵守しているとみなされない場合、源泉税を回避するために、トラスト（またはファンド）は、かかる法主体に投資する各米国納税者（または実質的な米国における所有権を有する外国の法主体）に関する本人確認情報および財務情報を確認および開示するための契約を米国との間で締結し、当該契約に基づく義務を果たすためにかかる法主体が要求する情報を提供しない受益者に対して行われる源泉徴収対象支払いおよび関連する支払いについて（30%の）税を源泉徴収することを義務付けられている。米国およびバーミューダとの間の政府間協定に従い、トラスト（またはファンド）は、当該契約で義務付けられる方法で米国納税者情報を確認かつ米国に直接報告すれば、規定を遵守しているとみなされ、源泉税を徴収しなくてよい。特定の種類の米国の受益者（免税受益者、株式公開企業、銀行、規制を受ける投資会社、不動産投資信託、共同信託基金、ブローカー、ディーラーおよび取次業者ならびに州および連邦政府機関を一般的に含むが、これらに限られない。）は、当該報告義務を免除される。この報告および源泉の制度の仕組みおよび適用範囲に関するさらに詳細な指針は、策定中である。今後のトラストまたはファンドの運用に関するこのような指針の公表のタイミングや影響についての保証はない。

受益者は、トラストまたはその代理人が随時要求する税金に関する追加的な情報と共に、米国または非米国の課税上の地位を証明する適切な書類の提供を義務付けられる。要求される情報を提供しない場合、または適用ある場合に自らのFATCAに基づく義務を果たさない場合、受益者は、結果的に生じる米国源泉税、米国税の情報報告および／または自身の受益証券の持分の強制買戻し、譲渡もしくはその他の清算のための債務を負担する場合がある。

受益者への課税

トラストからの分配および受益証券の処分に関する受益者への米国における課税は一般に、受益者が米国内で取引や事業に従事しているか否か、または、受益者が米国納税者として課税対象となっているか否かといった、受益者の個別の状況による。

受益者は、非米国納税者の証明と共に、トラストが随時に要求する追加的な情報の提供を義務付けられることがある。要求される情報を提供しない場合、受益者は、結果的に生じる米国源泉税、米国税の情報報告および／または自身の受益証券の強制買戻しのための債務を負担する場合がある。

米国の州および地方の税制

上記の米国連邦所得税に加え、投資者は、トラストへの投資について米国の州税および地方税が課税される可能性があることも考慮すべきである。米国の州および地方の税法はしばしば、米国連邦所得税法とは異なる。投資者は、個々の状況に基づき米国の州および地方の税制に関する助言を独立した税務専門家に求めるべきである。

カリフォルニア州の税制

米国連邦所得税の課税目的上、トラストが法人に分類される場合、カリフォルニア州を源泉とする収入についてのみ、カリフォルニア州のフランチャイズ所得税または法人所得税の対象となる。トラストのような非米国法人は、(1)商業上の住所地がカリフォルニア州以外にあるか、または(2)その投資活動が、カリフォルニア州を源泉とする収入を発生させない自己勘定の「株式もしくは有価証券」の取引を許可するセイフ・ハーバー・ルールに該当するかのいずれかの場合に、無形の個人資産への直接投資により、カリフォルニア州を源泉とする収入を回避できる。法人の商業上の住所地とは、その取引や事業が指示もしくは管理される主要な場所をいう。トラストは、その商業上の住所地がカリフォルニア州にはないとの立場である。ただし、トラストの商業上の住所地を決定する際に考慮される要因のひとつに、投資対象がカリフォルニア州から運用されていることが挙げられる。したがって、異議申し立てがあった場合、このトラストの立場が支持される保証はない。さらに、トラストは基本的に、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」の取引を充足する方法により投資活動を行うことを意図しているが、この目的上の「有価証券」の定義についての指針はほとんど存在しない。例えば、コモディティ・リンク・スワップやストラクチャード・ノート、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のデリバティブ商品が、この目的上の「有価証券」ではないと判断された場合、トラストの投資活動が、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」としての適格性を満たさない可能性もある。したがって、トラストがカリフォルニア州を源泉とする収入を回避できる保証はない。

(D) その他の法域

米国またはバーミューダ諸島以外の法域において、トラストが実現する収益、および一定の受益証券に関して支払われる分配は、当該法域の課税対象となる可能性がある。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (千ユーロ)	投資比率 (%)
社債	米国	2,895	11.53
	デンマーク	2,723	10.84
	オランダ	914	3.64
	ドイツ	782	3.11
	フランス	757	3.01
	イギリス	687	2.74
	ルクセンブルグ	400	1.59
	ベルギー	396	1.58
	カナダ	311	1.24
	ポーランド	307	1.22
	スイス	291	1.16
	ノルウェー	202	0.80
	スウェーデン	195	0.78
	ケイマン諸島	182	0.72
	アイルランド	180	0.72
	イタリア	157	0.63
	ジャージー（チャネル諸島）	105	0.42
	スペイン	105	0.42
	中国	100	0.40
	日本	100	0.40
	小計	11,789	46.95
サブリン債	スペイン	3,441	13.70
	イギリス	1,127	4.49
	イタリア	718	2.86
	ベルギー	681	2.71
	フランス	513	2.04
	カナダ	342	1.36
	モロッコ	212	0.84
	ルクセンブルグ	101	0.40
	小計	7,135	28.41

資産の種類	国・地域名	時価合計 (千ユーロ)	投資比率 (%)
モーゲージ・バック証券	イギリス	1,470	5.85
	米国	861	3.43
	オランダ	94	0.37
	アイルランド	65	0.26
	カナダ	36	0.14
	小計	2,526	10.06
アセット・バック証券	ドイツ	254	1.01
	ルクセンブルグ	237	0.94
	フランス	100	0.40
	米国	95	0.38
	スペイン	82	0.33
	アイルランド	37	0.15
	オランダ	12	0.05
	小計	817	3.25
短期金融商品	イタリア	600	2.39
	日本	442	1.76
	イギリス	46	0.18
	フランス	24	0.10
	米国	22	0.09
	カナダ	14	0.06
	シンガポール	8	0.03
	オーストラリア	2	0.01
	小計	1,158	4.61
米国政府機関債	米国	3,581	14.26
米国国債	米国	826	3.29
購入オプション	米国	177	0.70
売却オプション	米国	-152	-0.61
小計		27,857	110.93
現金・その他の資産(負債控除後)		-2,745	-10.93
合計 (純資産総額)		25,112 (約2,954百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年5月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	簿価 (ユーロ)	額面金額	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	Spain Government Bond	スペイン	ソブリン債	0.350	2023年7月30日	1,858,518	1,850,000ユーロ	1,887,561	7.52
2	Fannie Mae, TBA	米国	米国政府機関債	3.500	2049年7月1日	1,620,946	1,800,000米ドル	1,646,398	6.56
3	United Kingdom Gilt	イギリス	ソブリン債	3.250	2044年1月22日	692,233	625,000英ポンド	965,416	3.84
4	Treasury Inflation Protected Securities	米国	米国国債	1.750	2028年1月15日	757,671	825,398米ドル	825,998	3.29
5	Kingdom of Belgium Government Bond	ベルギー	ソブリン債	2.250	2057年6月22日	611,001	560,000ユーロ	681,682	2.71
6	Nykredit Realkredit A/S	デンマーク	社債	2.000	2047年10月1日	609,154	4,630,679デンマーククローネ	643,362	2.56
7	Spain Government Bond	スペイン	ソブリン債	1.400	2028年7月30日	595,252	600,000ユーロ	642,463	2.56
8	Italy Buoni Ordinari del Tesoro	イタリア	短期金融商品	(0.232)	2019年8月14日	600,278	600,000ユーロ	600,286	2.39
9	Fannie Mae	米国	米国政府機関債	3.500	2049年4月1日	538,732	595,565米ドル	545,415	2.17
10	Agence Francaise de Developpement	フランス	ソブリン債	0.500	2022年10月25日	510,755	500,000ユーロ	513,174	2.04
11	Nederlandse Waterschapsbank NV	オランダ	社債	0.500	2023年1月19日	461,432	450,000ユーロ	463,442	1.85
12	Freddie Mac	米国	米国政府機関債	3.500	2048年9月1日	408,659	476,863米ドル	436,957	1.74
13	Jyske Realkredit A/S	デンマーク	社債	2.000	2050年10月1日	407,830	3,094,092デンマーククローネ	425,837	1.70
14	Dexia Credit Local S.A.	フランス	社債	0.625	2022年1月21日	408,099	400,000ユーロ	409,269	1.63
15	Nordea Kredit Realkreditaktieselskab	デンマーク	社債	2.000	2050年10月1日	381,464	2,896,738デンマーククローネ	399,548	1.59
16	Italy Buoni Poliennali del Tesoro	イタリア	ソブリン債	1.750	2024年7月1日	400,550	400,000ユーロ	397,176	1.58
17	Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.	日本	短期金融商品	(0.570)	2019年6月3日	382,320	382,320ユーロ	382,320	1.52
18	Jyske Realkredit A/S	デンマーク	社債	1.500	2050年10月1日	375,221	2,800,000デンマーククローネ	379,081	1.51
19	Nykredit Realkredit A/S	デンマーク	社債	1.500	2050年10月1日	316,957	2,394,749デンマーククローネ	324,215	1.29
20	Italy Buoni Poliennali del Tesoro	イタリア	ソブリン債	3.850	2049年9月1日	298,689	300,000ユーロ	320,597	1.28
21	PKO Bank Hipoteczny S.A.	ポーランド	社債	0.750	2024年1月24日	304,030	300,000ユーロ	306,848	1.22
22	Spain Government Bond	スペイン	ソブリン債	2.700	2048年10月31日	203,527	200,000ユーロ	237,663	0.95
23	Soundview Home Loan Trust	米国	モーゲージ・バック証券	2.680	2036年10月25日	204,509	250,000米ドル	216,406	0.86
24	Morocco Government International Bond	モロッコ	ソブリン債	4.500	2020年10月5日	199,838	200,000ユーロ	211,841	0.84
25	Bank of Montreal	カナダ	社債	0.750	2022年9月21日	203,914	200,000ユーロ	206,232	0.82
26	Autonomous Community of Catalonia	スペイン	ソブリン債	4.950	2020年2月11日	204,080	200,000ユーロ	206,177	0.82
27	Province of Ontario	カナダ	ソブリン債	2.400	2026年6月2日	205,286	300,000カナダドル	203,449	0.81
28	Sparebanken Soer Boligkreditt A/S	ノルウェー	社債	0.250	2021年3月22日	201,257	200,000ユーロ	202,055	0.80
29	Spain Government Bond	スペイン	ソブリン債	0.050	2021年1月31日	200,663	200,000ユーロ	201,363	0.80
30	United Technologies Corp.	米国	社債	0.000	2020年5月18日	200,247	200,000ユーロ	200,234	0.80

② 【投資不動産物件】

該当なし(2019年5月末日現在)。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当なし(2019年5月末日現在)。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2019年8月末日および同日前1年間の各月末の純資産の推移は次の通りである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第8会計年度末	45,450,449	5,346,336,316	8.77	1,032
第9会計年度末	41,410,018	4,871,060,417	8.84	1,040
第10会計年度末	37,698,761	4,434,505,256	9.38	1,103
第11会計年度末	35,089,794	4,127,612,468	9.80	1,153
第12会計年度末	35,246,796	4,146,080,613	10.25	1,206
第13会計年度末	32,440,928	3,816,026,361	10.42	1,226
第14会計年度末	26,939,009	3,168,835,629	10.38	1,221
第15会計年度末	27,093,279	3,186,982,409	10.50	1,235
第16会計年度末	25,757,362	3,029,838,492	10.40	1,223
第17会計年度末	25,111,840	2,953,905,739	10.71	1,260
2018年9月末日	25,357,558	2,982,809,548	10.32	1,214
10月末日	25,357,613	2,982,816,017	10.31	1,213
11月末日	25,285,370	2,974,318,073	10.29	1,210
12月末日	25,256,428	2,970,913,626	10.30	1,212
2019年1月末日	25,683,534	3,021,154,104	10.47	1,232
2月末日	25,701,988	3,023,324,848	10.49	1,234
3月末日	26,164,414	3,077,720,019	10.67	1,255
4月末日	26,080,802	3,067,884,739	10.63	1,250
5月末日	26,271,986	3,090,373,713	10.71	1,260
6月末日	25,440,790	2,992,600,128	10.84	1,275
7月末日	26,155,299	3,076,647,821	10.98	1,292
8月末日	26,602,495	3,129,251,487	11.18	1,315

(注) 会計年度末の純資産総額が各日における取引すべてを反映した数字であるのに対し、各月末の純資産総額は各日の米国東部標準時午後7時時点で算出された数字である。

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金	
	ユーロ	円
第8会計年度	0.226604892	26.656
第9会計年度	0.258215956	30.374
第10会計年度	0.272048734	32.001
第11会計年度	0.198548392	23.355
第12会計年度	0.123166264	14.488
第13会計年度	0.765302711	90.023
第14会計年度	0.091291480	10.739
第15会計年度	0.070361437	8.277
第16会計年度	0.087322777	10.272
第17会計年度	0.126751009	14.910
2019年6月	0.008495980	0.999
7月	0.006234684	0.733
8月	0.004762208	0.560

③ 【収益率の推移】

会計年度	収益率(注)
第8会計年度	15.49%
第9会計年度	3.74%
第10会計年度	9.19%
第11会計年度	6.59%
第12会計年度	5.85%
第13会計年度	9.12%
第14会計年度	0.49%
第15会計年度	1.83%
第16会計年度	-0.12%
第17会計年度	4.20%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

* 「第3 ファンドの経理状況」中の収益率と上記収益率は算出方法が異なるため同一ではない。

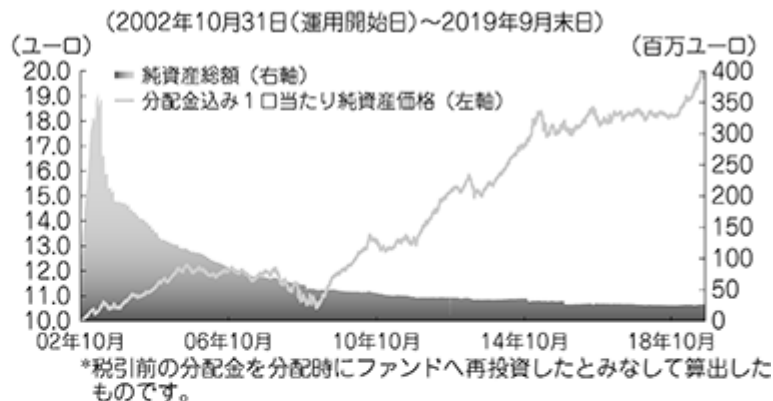
(参考情報)

※金額及び比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。従って、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移

1口当たり純資産価格	11.19ユーロ
純資産総額	26.6百万ユーロ

(2019年9月末日現在)



主要な資産の状況(2019年9月末日現在)

(注) 各項目の区分方法は、「5 運用状況」の「(1) 投資状況」および「(2) 投資資産」ならびに財務書類で使用される区分方法と異なることがあります。

●一般的特性

	ファンド	ベンチマーク*1
平均デュレーション	8.2年	7.9年
平均格付け*2	A-	AA3/A1

出所：ブルームバーグ

*1 ベンチマークは、『ブルームバーグ・パークレイズ汎欧州総合インデックス』です。

*2 平均格付けとは、基準日時点でファンドに組入れられた有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

●通貨別比率

通貨	比率(%)
ユーロ	79
英ポンド	15
スイス・フラン	2
スウェーデン・クローナ	1
日本円	1
その他	2

●セクター別投資比率

種類	比率(%)
国債・政府機関債	39
証券化債券*	11
社債	41
エマージング債券	1
キャッシュ等**	8

*証券化債券にはモーゲージ債等が含まれます。

**キャッシュ等には、PIMCOがキャッシュとみなす債券(高格付けの短期債)等が含まれています。

●格付別投資比率

格付	比率(%)
短期	
A1/P1	0
A2/P2以下	0
長期	
AAA	15
AA	28
A	8
BBB	44
BB	3
B	1
B格未満	0

●投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	発行地	種類	償還日	投資比率(%)
1	FNMA TBA 3.5% NOV 30YR	米国	モーゲージ債	2049/11/13	6.3
2	SPANISH GOVT BD (BONOS Y OBLIG)	スペイン	国債	2028/7/30	5.8
3	BELGIUM GOVT	ベルギー	国債	2057/6/22	3.7
4	UK GILT 3 1/4% 2044	英国	国債	2044/1/22	3.6
5	SPANISH GOVT BD (BONOS Y OBLIG)	スペイン	国債	2024/7/30	2.7
6	NYKREDIT REALKREDIT	デンマーク	社債	2050/10/1	2.7
7	UK GILT 3.50 01/22/2045	英国	国債	2045/1/22	2.0
8	FNMA PASS THRU 30YR #MA3637	米国	モーゲージ債	2049/4/1	2.0
9	AGENCE FRANCAISE DEVELOP	フランス	政府機関債	2022/10/25	1.9
10	NEDER WATERSCHAPS BANK	オランダ	政府機関債	2023/1/19	1.7

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

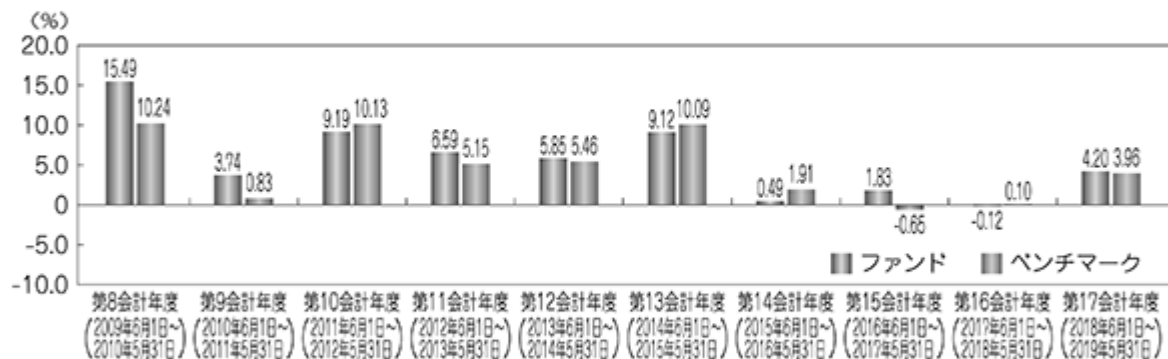
分配の推移（税引前）

分配 年度／月	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	19年6月	19年7月	19年8月	19年9月	設定来累計
1口当たり分配金 (ユーロ)	0.77	0.09	0.07	0.09	0.13	0.008	0.006	0.005	0.004	5.52

(注1) 各会計年度と設定来累計の1口当たり分配金は0.01ユーロ未満を四捨五入して表示しています。各月の1口当たり分配金は0.001ユーロ未満を四捨五入して表示しています。

(注2) キャピタルゲイン分配がある場合は、これを含みます。

収益率の推移



(注1) ベンチマークはブルームバーグ・パークレイズ汎欧州総合インデックス

(注2) ファンドの収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a=会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引前）の合計金額を加えた額）

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配前の額）

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次の通りである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第8会計年度	78,540 (78,540)	1,225,256 (1,225,256)	5,182,498 (5,182,498)
第9会計年度	278,700 (278,700)	774,492 (774,492)	4,686,706 (4,686,706)
第10会計年度	52,040 (52,040)	721,575 (721,575)	4,017,171 (4,017,171)
第11会計年度	281,650 (281,650)	717,806 (717,806)	3,581,015 (3,581,015)
第12会計年度	108,160 (108,160)	251,874 (251,874)	3,437,301 (3,437,301)
第13会計年度	192,190 (192,190)	515,414 (515,414)	3,114,077 (3,114,077)
第14会計年度	127,440 (127,440)	645,585 (645,585)	2,595,932 (2,595,932)
第15会計年度	238,850 (238,850)	255,307 (255,307)	2,579,475 (2,579,475)
第16会計年度	21,310 (21,310)	124,931 (124,931)	2,475,854 (2,475,854)
第17会計年度	27,250 (27,250)	158,075 (158,075)	2,345,029 (2,345,029)

(注) ()内の数字は日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

(イ)海外における販売手続等

投資者がファンドの受益証券を申し込むためには、①所定の申込書類に必要事項を記入して、②必要な申込代金を送金するよう手配を行う。

管理会社は、発行時のファンドの受益証券の1口当たりの純資産価格により継続的に受益証券を発行することができる。ただし、管理会社もしくは管理会社がその裁量で任命する代理人は、一時的に発行を中止する権利を有する。受益証券1口当たり発行価格は、後記「(1) 資産の評価(i)純資産価格の計算」に記載する要領で計算した各取引日における受益証券1口当たり純資産価格とする。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の購入申込みを受領しなかった場合、受益証券1口当たり発行価格は、次の取引日に決定される1口当たり純資産価格とする。

ファンドの受益証券はユーロ建とする。管理会社は、トラストを代理して、ファンドの別クラスの受益証券を発行することができる。異なるクラスの受益証券は、取引通貨、分配方針、手数料水準、最低申込単位および最低保有数が異なるものの、ある1つのクラスにおいてすべての受益証券は、同一の権利を有する。ファンドの受益証券について端数は発行されない。管理会社は、受託会社の承諾の上、管理会社がその単独の裁量で決定する数量の受益証券にその単独の裁量で決定する方法で受益証券を分割および／または併合することを決定することができる。受益証券の分割および／または併合にあたり、受託会社は(分割および／または併合の効力発生前に通知していなかった場合)、直ちに分割および／または併合を受益者名簿にその名前が記載されている各受益者(または共同受益者の場合は筆頭受益者)に対して通知する。受益者は、発行価格の支払後に追加の支払いを求められることはなく、受益証券の購入に関して追加の債務が受益者に課せられることはない。

受益証券の申込代金は、受託会社またはその指名する代理人の命令に従って、関係するファンドの口座に即時現金化可能資金を送金して支払われる。支払は、受益証券の通貨以外の自由に交換可能な通貨で行うことができるが、その場合、投資顧問会社は、申込人の費用とリスクにおいて、両替を要求することができる。特別の場合、受益者となろうとする者は、支払を投資証券その他の金融商品の譲渡により行うことができる。かかる現物支払は、譲渡される当該投資証券その他の金融商品をファンドが保有し、かつ、当該証券その他金融商品の保有が投資目的および投資方針に合致すると投資顧問会社が考える場合にのみ許容される。受益者があるファンドから別のファンドへの転換を行った結果として発行された受益証券の代金は、あるシリーズ・トラストの信託財産の資産を別のシリーズ・トラストの信託財産に移すことによって、現物で支払うことができる。

確認書

名義書換事務受託会社は、申込みまたは買戻しの直後に、ファンドの受益証券の保有数の確認書を送付する。受益証券の券面は発行しないものとする。

受益証券の所有権と譲渡

受益証券のための市場が整備される予定はない。受益証券の所有権は、譲渡人および譲受人が、または譲渡人および譲受人の代理人を務める受益者名簿に登録された適当な委任状を保有する者が、日付を記入し、署名した書面による譲渡申請により、譲渡される。投資者が受益証券を譲渡できるか否かについては多くの制約がある。したがって、譲受人は、法律の規定、政府等が定めた要件もしくは規則または管理会社もしくはその指名する代理人の方針等を遵守するために、管理会社またはその指名する代理人が要求する情報を提出する義務を負う。また譲受人は、①以下に記載する受益証券の購入または保有を制限されていない者に受益証券を譲渡すること、および、②譲受人が自己の勘定で受益証券を取得することを、書面により管理会社またはその指名する代理人に表明することを要する。受益証券の譲渡人は、受益証券に関して譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に登録されるまでは、引き続き受益者として譲渡の対象となった受益証券に対する権原を有するものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量にて譲渡を拒否することができる。

受益者名簿において確定された受益者は、その名義で登録された受益証券に関する権利、権原または所有権を有する唯一の者であると受託会社または管理会社によって承認された者である。受託会社および管理会社は、かかる受益者にかかる受益証券の絶対所有者として承認することができ、また、これに反する一切の通知によって拘束されることはない。また、受託会社および管理会社は、いずれかの信託の執行について注意もしくは認識する義務はなく、また、信託証書において明記されている場合、または管轄権を有する法域の裁判所の命令を受けた場合を除き、これにより表象されているもしくはかかる受益者の名義で登録されている証券または受益証券に関する権利に影響を及ぼすいずれかの信託、もしくは衡平法上もしくはその他の権利を認識する義務はないものとする。

所有の制限

受託会社は、ファンドの受益証券の所有を制限することができる。さらに、管理会社またはその指名する代理人は、独自の裁量にしたがって、居住地または設立地を問わず、個人または法人に対する受益証券の発行を一時的または恒久的に中止または制限することができる。管理会社またはその指名する代理人は、ファンドの受益証券の購入もしくは保有が禁止されている受益者が保有し、または受益証券の保有が当該法域の法律に違反する場合、いつでも、受益証券を買い戻すことができる。管理会社またはその指名する代理人が受益者に対して強制的買戻しの通知を送付した場合、かかる受益者は強制的買戻し通知に記載する日の営業終了時に、直ちに同通知に記載する受益証券の所有者ではなくなるものとする。強制的買戻しに基づいて管理会社またはその指名する代理人が買い戻す受益証券の買戻価格は、通知に記載する日の受益証券の純資産価格とし、ファンドの資産から支払われるものとする。

受益証券を、直接または間接的に、アメリカ合衆国において、または米国人(以下に定義する。)に対して、販売し、譲渡し、または引き渡すことができない。ただし、米国および受益証券の販売を行う米国のいずれかの州の証券法を遵守している場合はこの限りではない。ただし、トラストは、限られた人数または範囲の米国人向けに受益証券の私募を行う権利を留保する。さらに、トラストは、受益者に適格性に関する追加的条件を課し、または投資を行おうとする者の申込みの一部もしくは全部の承諾を拒絶することができる。

「米国人」には、1933年米国証券取引法(以下「証券法」という。)に基づいて公布されたレギュレーションSのルール902に定める「米国人」でかつ米国商品取引法に基づくルール4.7に定義する「非米国人」を含まないものとして信託証書において定義される。

現在、レギュレーションSは、「米国人」を以下のように定義している。

- (a) 米国に居住する自然人
- (b) 米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人
- (c) 執行者または財産管理人が米国人である財団
- (d) 受託者が米国人である信託
- (e) 米国に所在する外国の法主体の代理人または支店
- (f) 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託機関が保有する非一任勘定またはこれに類する勘定(財団または信託を除く。)
- (g) 米国で組織され、設立され、または(個人の場合)米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定またはこれに類する勘定(財団または信託を除く。)
- (h) 法人またはパートナーシップで、①米国外の法域の法律に基づいて設立され、②証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家(証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立または所有する場合を除く。)

「米国人」には、下記のものを含まない。

- (a) 米国で組織され、設立され、または(個人の場合)米国に居住するディーラーもしくはその他のプロの受託機関が米国人の利益のために、または米国人の勘定で保有する一任勘定またはこれに類する勘定(財団または信託を除く。)
 - (b) 執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である財団で、①米国人でない財団の執行者または財産管理人が財団の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、かつ、②財団に外国の法律が適用される場合。
 - (c) 執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である信託で、米国人でない信託の受託者が信託の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、信託の受益者(信託が取消可能である場合は、設定者)が米国人でない場合。
 - (d) 米国以外の国の法律、慣行および書類に従って設立され、運営される従業員給付基金
 - (e) 米国以外に所在する米国人の代理店または支店で、①有効なビジネス上の理由で営業し、②銀行または保険業に従事しており、所在する法域の銀行または保険に関する実体的規制に服する場合。
 - (f) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国連および国連の部局、関係者、年金基金ならびにその他これに類する国際機関およびその部局、関係者および年金基金
- 現在、米国商品取引法規則ルール4.7は、関係部分において、以下の者は「米国人」とはみなされないことを規定している。

- (a) 米国の居住者ではない自然人
- (b) パッシブ運用を主たる目的として、米国以外の法域の法律に基づいて設立され、米国以外の法域を主たる事業地とするパートナーシップ、法人またはその他の法主体
- (c) 源泉に関係なく、所得が米国の所得税の対象とならない財団または信託

(d) パッシブ運用を主たる目的として設立された、資産プール、投資会社等の法主体(ただし、非米国人もしくは適格投資家としての資格がない者が保有する法主体の利益参加型受益証券が合計でかかる法主体の持分の10%未満であり、かつ利益参加者が非米国人であることを理由に米国商品先物取引委員会規則パート4に定める一部の条件の適用が免除された運営者に関する資産プールに対する非米国人としての資格がない者の投資を促進すること主たる目的として設立された法主体であることを条件とする。)

(e) 米国以外で設立され、米国以外を主たる事業地とする法主体の従業員、執行役員または親会社の年金基金以上にかかわらず、レギュレーション上の「非米国人」とみなされる者およびルール4.7上の「非米国人」は、原則として、米国連邦所得税法上の所得税が賦課される。かかる者はファンドへの投資について各自の税務顧問と相談するべきである。また、投資者は、原則として、米国の納税者でないことの証明を求められる。

ファンドが認可していない米国人が、単独で、または他の者と共同して、受益証券を所有していることに管理会社気づいた場合、管理会社は、かかる受益証券を強制的に買い戻すことができる。

申込みによってファンドの規制上の地位が損なわれるとファンドが判断する場合は、原則として、かかる申込みの承諾を拒絶する。ただし、ファンドの規制上の地位が損なわれない場合、ファンドは、上記の適格性の基準に合致しない投資者の投資を承認する権利を留保する。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングを防止し、テロへの資金供給を阻止するため、名義書換事務受託会社、その関連会社、子会社または関係人は、投資者の身元および申込代金の支払いの資金源の詳細な確認をしなければならない。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な確認は必要とされない。

(a) 申込者が、公認の金融機関の申込者名義の口座から支払を行う場合。または、

(b) 申込みが、公認の仲介業者を通じて行われた場合。

これらの例外は、上記の金融機関または仲介業者が十分なマネー・ロンダリング規制を有すると認められる国に存在する場合にのみ適用される。

受託会社および管理会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込者が確認手続のために必要な情報を提供しないかまたは提供が遅れた場合、該当の場合、名義書換事務受託会社は、申込みおよび買付金の受理を拒絶することができる。

最近の米国のマネー・ロンダリング規制や今後の規制により、申込時にさらなる情報が要求されることがある。USAパトリオット法(USA PATRIOT ACT)により改正された米国銀行秘密保護法(The U.S. Bank Secrecy Act)は、米国内の一定の金融機関に対して、マネー・ロンダリング防止措置の採用を義務付けており、金融機関に対し顧客の身元確認義務および疑わしい取引の報告義務を課している。将来、他の種類の者が追加される可能性がある。

ルクセンブルクの居住者は、(申込みその他による)トラストの支払に犯罪行為による収益が含まれているとの疑いをもつ場合には、ルクセンブルクのCSSFサーキュラー08/387(CSSFサーキュラー10/476と共に理解すること)および当該CSSFサーキュラーを改訂、補足もしくは置換えるCSSFサーキュラー、ならびにマネー・ロンダリング規制に適用されるその他のルクセンブルクの法令に従ってかかる疑いを報告する義務を負う。

(ロ)日本における販売手続等

日本においては、2019年11月1日から2020年10月30日までの申込期間中の各日に受益証券の募集が行われる。受益証券を申し込む投資者は、販売取扱会社と口座約款を締結するものとし、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書の提出を受ける。

受益証券は、1口当たり純資産価格で購入することができる。最低販売単位は、100口以上10口単位とする。ただし、管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合は、当該合意に従うものとし、上記と異なる申込単位を用いる場合がある。日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日(通常、発注日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して日本における第4営業日目に、受渡しを行うものとする。日本国内における申込手数料は、買付時点では課せられないが、申込日の属する月の翌々月以降の分配金受取時に、以下の通り各回の申込口数に応じて、投資者は、当該分配額(源泉税控除後)から控除する方法により、以下の申込手数料(以下「申込手数料」という。)および当該手数料にかかる消費税等相当額を毎月支払う。従って、毎回の手数料額は変動することがある。

各回の申込口数に応じて2回ないし20回にわたり、1回当たり1口当たり純資産価格の0.10%(税抜)の申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を毎月支払う。

＜各回の申込口数＞	＜申込手数料＞
10万口未満	$0.10\% \times 20 \text{回} \times 1.10 \text{(消費税等相当額)} = 2.20\% \text{(税抜2.00\%)}$
10万口以上50万口未満	$0.10\% \times 15 \text{回} \times 1.10 \text{(消費税等相当額)} = 1.65\% \text{(税抜1.50\%)}$
50万口以上100万口未満	$0.10\% \times 10 \text{回} \times 1.10 \text{(消費税等相当額)} = 1.10\% \text{(税抜1.00\%)}$
100万口以上500万口未満	$0.10\% \times 5 \text{回} \times 1.10 \text{(消費税等相当額)} = 0.55\% \text{(税抜0.50\%)}$
500万口以上	$0.10\% \times 2 \text{回} \times 1.10 \text{(消費税等相当額)} = 0.22\% \text{(税抜0.20\%)}$

- (注1) なお、申込手数料負担回数が上記の回数に満たない場合に買戻請求が行われるときは、既に分配金から控除された申込手数料相当分を除く不足手数料全額および当該手数料にかかる消費税等相当額を買戻代金から徴収する。この場合、当該買戻請求がなされた日(毎月の最終営業日)現在の1口当たり純資産価格をもって不足手数料の額を算出する。
- (注2) ある月において分配金の支払が行われなかった場合またはある月の分配金支払額(源泉税控除後)がその際徴収されるべき申込手数料の額に満たなかった場合には、申込手数料の徴収は翌月以降に持ち越される。
- (注3) 管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合は、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合がある。なお、申込手数料に関する照会先は、各日本における販売会社。

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、買付代金の受領と引換えに取引残高報告書または他の通知書を交付する。買付代金の支払は、原則としてユーロ貨または円貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「(イ)海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2 【買戻し手続等】

(イ)海外における買戻し手続等

ファンドの受益証券は、下記の方法により、販売会社から名義書換事務受託会社に対して通知することにより、各取引日(「買戻日」)に買い戻すことができる。

買戻しは、受益証券1口単位で行うことができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の買戻しの申込みを受け取った取引日に決定され、後記「純資産価格の計算」の項のとおり算定されるファンドの受益証券1口当たり純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が東部標準時の正午までに当該買戻しの申込みを受領しなかった場合、買戻しは、次の取引日に受領したとみなされ、当該日に算定される受益証券1口当たり純資産価格で実施される。かかる買戻し後、受益者は(i)ファンドの最低保有口数を保有するか、または(ii)受益証券を保有しない。

受益者が、買戻し後の受益証券口数がファンドに適用される最低保有口数を下回る結果となる口数の買戻しを請求した場合、管理会社の裁量により、トラストは受益者の残りの受益証券のすべてを買戻すことができる。買戻し通知の書式は、名義書換事務受託会社から入手することができる。

買戻手数料は課せられない。買戻価額の支払は、原則として、名義書換事務受託会社が、買戻し通知を受領するまたは受領したとみなされる取引日(以下「買戻約定日」という。)から4営業日以内に、銀行振替で送金される。ただし、一定の状況下において、買戻約定日から8営業日以内に支払を行うことができる。

買戻価額は、ユーロで支払われ、また管理会社がファンドの最善の利益に適合と判断する場合、ファンドの資産を構成する投資対象を現物で分配することで決済する。また、買戻しを求める受益者の請求に応じて、自由に換算できるその他の通貨で受益証券の代金を支払うことができる。ただし、為替の費用は受益者に支払うべき金額から差し引かれる。実際に分配が行われる前に、買戻代金に利息は付されない。

投資顧問会社は、通常の状況下では、受益者から請求を受け次第、すみやかに受益証券の買戻しを実施できるように、ファンドが適正な水準の流動性を維持するように努力する。

以上の手順に基づく買戻し請求は、取消不能であるが、「純資産価格の計算の停止」または「ファンドの終了」に記載するいずれかの理由により買戻し請求に応じられない場合、受益者は、かかる請求を取り消すことができる。

管理会社またはその指名する代理人が、受益証券の購入もしくは保有を禁止されている者が、またはかかる者の利益のために、受益証券が保有していると判断する場合(「所有の制限」参照)、管理会社またはその指名する代理人は、かかる受益者に通知をして、通知に記載する日の買戻し価額で受益証券を買い戻すことができ、通知に記載する日の営業終了時点において効力を発生するものとする。

大量取引の通知

ファンドもしくはその代理人は、ファンドの受益証券の大量取引を既存もしくは将来の受益者が発注する予定である旨または金融仲介業者が受注している旨の通知を随時受ける。ファンドは、当該注文の発注や処理が行われていない場合でも、当該注文を見越してポートフォリオ取引を決定することができる。この方法により、受益者が発注する時期と当該発注に基づきファンドがポートフォリオ取引を行う時期との間には、密接な相関関係が生じる。購入注文の場合にはファンドは積極的に取引を行うことができ、買戻注文の場合にはポジションの解消を行うことができる。ただし、既存もしくは将来の受益者、または該当の場合には金融仲介業者は、最終的に発注や注文の処理を行わない可能性もある。その場合、ファンドは当該注文を見越して行った取引を決済するために資産の借入を行う必要があり、借入費用が発生する。ファンドは、そうした取引から損失を被る可能性もある。その一方で、ファンドはそうした取引から利益を受けることもあり得る。

(ロ)日本における買戻し手続等

ファンドの受益証券は、下記の方法により、名義書換事務受託会社に対して通知することにより、毎月の最終取引日(「買戻日」)に買い戻すことができる。

買戻しは、受益証券1口単位で行うことができる。

買戻請求の受付は、毎月の最終営業日(同日を含む。)の直前5営業日に行われる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が受益証券の買戻しの申込みを受け取った取引日(買戻日)に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定されるファンドの受益証券1口当たり純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が東部標準時の正午までに買戻しの申込みを受領しなかった場合、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券1口当たり純資産価格で実施される。買戻し金額は、円貨またはユーロ貨で支払うものとし、ユーロと円貨との換算は、各買戻しについての買戻約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。なお、取得時期の異なる複数の受益証券を有する受益者がそのうちの一部を買戻請求した場合には、取得時期が先行する受益証券を優先して買戻す。買戻代金からは、買戻しの対象となった受益証券の不足手数料額全額および当該手数料にかかる消費税等相当額を控除することになる。

日本における買戻約定日は、日本において日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、日本における買戻代金の支払は、日本における買戻約定日から起算して4営業日目に行われる。

乗換え

受益証券は、トラストの別のファンドの受益証券に転換することができず、トラストの他のファンドの受益証券も、本ファンドの受益証券に転換することができない。

前記「(イ)海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(i) 純資産価格の計算

公表の頻度

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社の監督の下で、管理事務代行会社が、各取引日のニューヨーク証券取引所における通常取引終了時点(原則として東部標準時の午後4時)(以下「NYSE取引終了時」という。)で決定される。

本書で使用される「取引日」および「営業日」は、同じ意味であり、ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所両方の各取引日をいい、米国の祝日(ニュー・イヤーズ・デイ、マーティン・ルーサー・キング・ジュニア・デイ、ワシントン誕生日(一般に「プレジデント・デイ」とされる。)、聖金曜日、メモリアル・デイ、独立記念日、レイバー・デイ、サンクスギビング・デイおよびクリスマス)ならびに英国の祝日(イースター・マンデー、アーリー・メイ・バンク・ホリデー、スプリング・バンク・ホリデー、サマー・バンク・ホリデー、クリスマス・イブ(午後12時30分以降)、ボクシング・デイおよび12月31日(午後12時30分以降))が除かれる。

(ファンドが買戻可能な期間中の)受益証券1口当たり純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理事務代行会社の主たる事務所で受益者に公表される。

ファンドの資産の計算と評価

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、①(a)ファンドに帰属する資産の価値およびかかる資産に基づく利益から、(b)ファンドに帰属する費用および債務ならびに適正または必要とみなされる将来の費用の引当金または準備金を差し引いた金額を、②その時点におけるファンドの発行済受益証券の総数で除して計算される。

受益証券1口当たり純資産価格を計算する上で、市場価格が容易に入手できる組入証券その他の資産は、所定の市場価格で評価される。市場価格は、原則として、最後に報告された売値、売りが報告されていない場合は、相場報告システム、評価の確立しているマーケット・メーカーまたは価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。日々の市場価格が容易に入手できない一部の証券または投資対象は、その他の証券または指数を参考にして評価することができる。満期が60日以内の短期の投資対象は、原則として、償却後原価で評価する。取引所で売買されているオプション、先物および先物オプションは、取引所の決済価格で評価する。市場価格が容易に入手できないその他の有価証券は、投資顧問会社または投資顧問会社の指示にしたがって行動する者が誠実に算定した公正価格で評価する。異常な状況下では、トラストは、通常の方法で証券を評価する代わりに、投資顧問会社が誠実に算定した公正価格または見積価格で評価することができる。関係する市場の取引が終了した後、NYSE取引終了時の前に、異常な事態が発生した場合も、公正価格を使用することができる。

ファンドにおいては、最初にユーロ以外の通貨で評価した投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートを 사용하여ユーロに換算する。ヨーロッパ以外の市場で取引されるユーロ以外の通貨建ての証券の価格は、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所が終了しかつ投資者が受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない日に相当の影響を受けることがあり、投資者は、受益証券を購入、買戻し、または交換することができない。

組入証券は、ニューヨーク証券取引所とロンドン証券取引所の両方が営業している日のNYSE取引終了時に評価する。受益証券1口当たり純資産価格を計算する上で、ファンドは、原則として、NYSEの取引終了直後に受領した米国の株式関連証券に関する価格データを使用し、NYSEの取引終了後に行われた取引、決済または精算については通常考慮に入れないものとする。米国の債券および米国以外の証券は、原則として、NYSE取引終了時以前に、かかる証券の主要市場の取引終了時のデータを使用して価格を設定するものとする。特定の日に受益証券1口当たり純資産価格を計算した後にトラストまたはその代理人が了知した情報は、原則として、それ以前に算定した証券の価格または受益証券1口当たり純資産価格を遡及的に調整するために使用しないものとする。ナスダック市場および時価総額の小さい証券の公正な市場価格もまた最終報告売却価格の代わりにナスダック公式終値(以下「NOCP」という。)を用いて算定される。

(ii) 純資産価格の計算の停止

管理会社または受託会社(場合による。)が受益者の利益を顧慮した上でファンドの純資産価格の決定の停止が好ましくかつ十分な理由があると判断する場合、管理会社は、一か月を超えない期間、受託会社の事前の同意を得て、ファンドに関する純資産価格(および1口当たり純資産価格)の決定を停止でき、受託会社が要求する場合には停止する。管理会社および/または受託会社は、以下の状況において、ファンドの純資産価格の決定、当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止することが予定されている。

- (a) ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または、取引が実質的に制限もしくは中止されている期間。
- (b) 受託会社が行うファンドの資産の処分が実行不能となる緊急事態が発生している期間。
- (c) ファンドの資産の価格またはファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段が故障している期間。
- (d) ファンドの資産の換金または支払に伴う送金が不可能である期間。
- (e) ファンドを実質的に終了もしくは清算させる事態(受託会社の裁量により判断される。)が発生している期間、または、BMAが命ずる期間。

かかる停止については、BMAおよび全受益者に対して停止後7日以内に通知され、かかる停止期間の終了前にも速やかに通知される。

ファンドの純資産価額の計算が中止されている期間中、受益証券を募集、買戻しまたは譲渡することができない。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

トラストは、下記「(5) その他 (ロ) ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付(2001年8月8日)から100年間継続する。

(4) 【計算期間】

トラストおよびファンドの決算期は毎年5月31日または受託会社の承認を得た上で管理会社が決定する各年のその他の日である。

(5) 【その他】

(イ) 発行限度額

1972年バーミューダ為替管理法(およびこれに従い設立された規則)に基づき、バーミューダ金融庁より5,000億口を上限としてトラストの証券を発行する認可を得ている。

(ロ) ファンドの解散

トラストは、信託証書の締結日より、100年間、下記のいずれかの事態により終了するまで、存続する。

以下のいずれかの場合、トラストおよび／またはファンド(場合に応じて)を終了させることができる。

ファンドは、次の場合に終了することができる。

- ① 管理会社が、ファンドの販売会社と協議の後、裁量により決定したとき。
- ② ファンドの純資産価額が7,500万ユーロ未満となったとき。
- ③ ファンドの発行済受益証券の75%以上の多数決でファンドの受益者の特別集会において決議されたとき、または
- ④ バーミューダ標準スキームとしてのトラストの承認が撤回されたとき。

清算時において、受託会社は、トラストの投資対象、財産その他の資産を換金し、支払うべき負債の適切な引当金を支払いまたは留保し、かつ、清算費用を留保した後に、換金された金銭を、トラスト清算時点におけるトラストに対する持分割合に応じて、(受託会社が合理的に要求する権原の証明(もしあれば)の提出により、)受益者および管理会社に分配する。

支払日から12か月間請求されない受託会社が保有する純利益その他の現金(未請求の分配金を含む。)は、受託会社が支払にかかる費用を留保する権利を有していたとしても、受託会社により裁判所に支払われる。受託会社は、投資者の権原を充足させるため、トラストの一定の資産または財産を現物で分配することができる。

(ハ)信託証書の変更

トラストは、バーミューダ諸島の法律に基づき、管理会社と受託会社の間で締結される信託証書により、設定された。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有する。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望ましい。本書と信託証書との間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先される。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理会社および受託会社の営業所において、通常の営業時間内中無料で閲覧することができる。

各受益者は、ファンドの受益証券を取得することにより、信託証書の条項をすべて承諾したことになる。受託会社および管理会社は、修正が受益者の最善の利益になると考える場合、随時に信託証書を修正することができる。当該修正は、受託会社および管理会社がその合理的な判断で、当該修正の提案が受益者のためになる、または受益者にとって重大な不利益にならないと決定した場合を除き、受益者決議の事前の書面による承認が必要となる。

(ニ)関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約(随時改訂される。)は、投資顧問会社または受託会社が相手方当事者に60日前の書面による事前通知を行うことにより、特定の月の末日に終了させることができる。上記にかかわらず、投資顧問会社は、(i)投資顧問会社が清算に入る場合、(ii)投資顧問会社の事業に関して管財人が任命された場合、(iii)投資顧問会社の変更が受益者のために望ましいと受託会社が考え、その旨を受益者に書面で述べた場合、(iv)受益者集会において、投資顧問会社の解任もしくは法的に可能な限り速やかな解任の決定についての決議が受益者によって可決された場合、または(v)発行済受益証券の価額の4分の3以上の保有者が、投資顧問会社の解任を書面にて受託会社に要求した場合、受託会社により解任させられる。

投資運用契約は、バーミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。ただし、管理事務代行会社の退任および後任の管理事務代行会社の名称については、受益者へ書面により通知される。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは(ii)被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。本契約のいずれの当事者も、相手当事者の書面による同意を得ることなく、本契約または本契約上の権利もしくは義務を譲渡することはできない。

管理事務代行契約は、バーミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

保管契約

保管受託銀行および受託会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは(ii)被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。受託会社は保管受託銀行の書面による事前の承諾なしに本契約を譲渡することはできない。

保管契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

名義書換事務委託契約

名義書換事務委託契約は、いかなる違約金の支払いもなしに、一方当事者から他方当事者に対する30日前の書面による通知をもって、いつでも終了することができる。

名義書換事務委託契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(i) 分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有する。

(ii)買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

(iii)残余財産分配請求権

トラストおよびファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、解散時現在の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(iv)損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(v)議決権

受託会社または投資顧問会社は、適当と考える時期および場所に、受益者集会を招集することができる（また、受託会社は、発行済受益証券の10分の1以上の保有者として登録されている投資者の書面の請求に応じて、受益者集会を招集する。）。

受益者集会の招集通知は、21日前までに受益者に送付するものとし、招集通知には集会の場所、日時および提案する決議の項目を明記するものとする。

受益者集会は、発行済受益証券の10分の1以上を保有する受益者本人または代理人の出席をもって定足数とする。受益者集会では、受益者集会の議決に付されたすべての決議は挙手で決定するものとする。ただし、投票が求められた場合はこの限りではない。挙手に際して、個人の場合には本人が出席し、法人の場合には正式に授權された代表者が出席したすべての受益者は一票の議決権を有するものとし、また投票に際して、かかる受益者は、保有するすべての受益証券に関して一票の議決権を有するものとする。

ファンドの決議が可決されるためには、決議案が提出された受益者集会に本人または代理人が出席した受益者が投じた票の75%以上の多数を必要とする。

受託会社および投資顧問会社が、変更によっても受益者または潜在的受益者は大きな不利益を被らないことを書面で認めない限り、受益者集会で受益者が投じた票の75%以上の多数によって可決された決議によることなく、英文目論見書に記載するファンドの方針または一連の投資目的に関する記述を変更してはならない。

ノミニーマン名義の受益者に保有される受益証券は、実質的投資者の指示に従い議決が行われる。当該投資者が受益証券に対する適法な権原を有していない場合でも、受益者は、投票に際してかかる実質的投資者の指示にしたがって、また挙手に際して(受益証券の口数に従って)かかる実質的投資者の過半数の指示に従って、議決を行ったものとみなされる。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、バーミューダ諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i)管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(ii)日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドの直近2会計年度（2017年6月1日から2018年5月31日までおよび2018年6月1日から2019年5月31日まで）の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バーミューダ諸島）における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、ピムコ・バーミューダ・トラストの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類には、関係するシリーズ・トラストであるピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド（以下「ファンド」という。）に関連する部分のみを記載し、「財務書類に対する注記」については、全文を翻訳している。
日本文の作成にあたってはファンドに関連する部分のみを翻訳し、「財務書類に対する注記」については、全文を翻訳している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年8月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝117.63円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

1 【財務諸表】

(1) 【2019年5月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

資産・負債計算書

2019年5月31日現在

(単位：千ユーロ、1口当たり金額を除く)

	(千ユーロ)	(百万円)
資産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券 [*]	27,832	3,274
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	23	3
店頭取引金融デリバティブ商品	232	27
現金	0	0
相手方への預託金	416	49
外国通貨、時価	10	1
未収投資有価証券売却金	776	91
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	3,269	385
未収ファンド受益証券売却金	2	0
未収利息および／または未収分配金	141	17
その他の資産	0	0
	<u>32,701</u>	<u>3,847</u>
負債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レボ契約にかかる未払金	406	48
売却／買戻し取引にかかる未払金	0	0
空売りにかかる未払金	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	38	4
店頭取引金融デリバティブ商品	253	30
未払投資有価証券購入金	778	92
関係会社に対する投資有価証券購入未払金	0	0
繰延受渡による投資有価証券購入未払金	0	0
TBA投資有価証券購入未払金	4,905	577
未払利息	0	0
相手方からの預託金	0	0
未払ファンド受益証券買戻金	1,159	136
未払分配金	24	3
カストディアンへの当座借越	0	0
未払管理報酬	0	0
未払投資顧問報酬	11	1
未払管理事務代行報酬	6	1
未払代行協会員報酬	0	0
未払設立費用	0	0
未払販売報酬	5	1
未払税金	4	0
その他の負債	0	0
	<u>7,589</u>	<u>893</u>
純資産	<u>25,112</u>	<u>2,954</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

投資有価証券の取得原価	<u>26,901</u>	<u>3,164</u>
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	<u>0</u>	<u>0</u>
外国通貨の取得原価	<u>11</u>	<u>1</u>
空売りによる手取金	<u>0</u>	<u>0</u>
金融デリバティブ商品の取得原価またはプレミアム、純額	<u>1</u>	<u>0</u>
* レボ契約を含む：	<u>0</u>	<u>0</u>
純資産：	<u>25,112</u>	<u>2,954</u>
発行済受益証券口数：	<u>2,345</u> 千口	
発行済受益証券1口当たり純資産価格および買戻価格： （機能通貨による）	10.71 ユーロ	1,260 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

② 【損益計算書】

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

運用計算書

2019年5月31日終了年度

(単位：千ユーロ)

	(千ユーロ)	(百万円)
投資収益：		
利息、外国税控除後 [*]	505	59
その他の収益	2	0
収益合計	507	60
費用：		
投資顧問報酬	116	14
管理事務代行報酬	64	8
販売報酬	59	7
代行協会員報酬	5	1
支払利息	2	0
費用合計	246	29
純投資利益	261	31
実現純利益(損失)：		
投資有価証券(外国税控除後) [*]	128	15
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	614	72
店頭取引金融デリバティブ商品	(1,375)	(162)
外国通貨	145	17
実現純(損失)	(488)	(57)
未実現利益(損失)純変動額：		
投資有価証券	871	102
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(194)	(23)
店頭取引金融デリバティブ商品	531	62
外国通貨建て資産および負債	79	9
未実現利益純変動額	1,287	151
純利益(損失)	799	94
運用の結果による純資産の純増加(減少)額	1,060	125
[*] 外国源泉徴収税	1	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

純資産変動計算書

2019年5月31日終了年度

(単位：千ユーロ)

	(千ユーロ)	(百万円)
以下による純資産の増加(減少)：		
運用：		
純投資利益	261	31
実現純(損失)	(488)	(57)
未実現利益純変動額	1,287	151
運用の結果による純増加(減少)額	<u>1,060</u>	<u>125</u>
受益者への分配金：		
分配金	(311)	(37)
分配金合計	<u>(311)</u>	<u>(37)</u>
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純(減少)額 [*]	(1,394)	(164)
純資産の(減少)額合計	<u>(645)</u>	<u>(76)</u>
純資産：		
期首残高	25,757	3,030
期末残高	<u>25,112</u>	<u>2,954</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

*財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

経理のハイライト

2019年5月31日終了年度

	(ユーロ)	(円)
1口当たり特別情報：		
期首純資産価格	10.40	1,223
純投資利益	(a) 0.11	13
投資有価証券にかかる実現／未実現純利益(損失)	0.33	39
投資運用からの増加(減少)合計	0.44	52
分配金合計	(0.13)	(15)
期末1口当たり純資産価格	10.71	1,260
トータル・リターン(機能通貨による)	(b) 4.23 %	
期末純資産総額(千ユーロ)	25,112 千ユーロ	2,954 百万円
費用の対平均純資産比率	0.96 %	
費用の支払利息控除後対平均純資産比率	0.95 %	
純投資利益の対平均純資産比率	1.01 %	

(a) 1口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額(もしあれば)およびファンドの1口当たり純資産価格の変動額の合計である。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

1. 機構

本報告書に記載される各ファンド（以下、個別的に「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（「クラス」）を含み、バーミューダの法律に基づき、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2001年8月8日付信託証書（随時改訂され、「信託証書」という。）により設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである、ピムコ・バーミューダ・トラスト（「トラスト」）の一シリーズである。2006年11月28日の営業時間終了時点（米国東部標準時）付で、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドが、ファンズの受益証券の保有者（「受益者」）にとってのトラストの受託会社としての役割を果たしていた。2017年9月29日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、メイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッドがトラストの新受託会社として任命された。本報告書で使用されているように、「受託会社」とはトラストの受託会社として行為した人を指す。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「PIMCO」、「管理会社」または「投資顧問会社」）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは、投資信託法2006年規則に提示されているように規則および監督の対象ならびに標準ファンズに係る特定の規則の対象である。

信託証書の条項は、管理会社の同意により受託会社に対して、本財務書類日現在運用中のファンズに加えて、将来さらに複数のファンドを設立する権利を付与する。

本報告書に表示されるファンズは、下記の通りである。

ファンド	募集
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド ピムコ・リアル・リターン・ファンド	日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社はその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ ショート・ターム ストラテジー*	日本の販売会社および／または販売取扱会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社はその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	他のファンズに対し限定してその原投資対象としての役割を果たすために募集される。

* ピムコ ショート・ターム ストラテジーのJ（日本円）クラスおよびJ（米ドル）クラスは、日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーの豪ドルクラス（ヘッジあり）、円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づき登録されている。残りの各ファンズならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーのJ（日本円）クラスおよびJ（米ドル）クラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づいて登録されておらず、登録される予定も現在ない。したがって、これらファンズの当該受益証券は、適切な日本の法律および規則に従う場合を除き、日本または日本のあらゆる居住者に対して直接的または間接的に募集することはできない。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（「US GAAP」）に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、本財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求する。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

（a）投資先ファンド

受託会社および管理会社は、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF）、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）およびピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ（以下、それぞれ、その他の投資信託に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」、または「取得ファンド」という。）の資産のすべてあるいは一部を、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下、「投資先ファンド」、または「被取得ファンド」という。）の各貨方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領したかのように、当該被取得ファンドに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の1口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は当該受益証券の1口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。

（b）証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日後の当該証券の標準決済期間を超えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの一定の分配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。一定の外国証券にかかる見積り税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて運用計算書において受取利息の構成要素または投資有価証券にかかる未実現（損）益純変動額に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純（損）益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益（もしあれば）は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

（c）現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を使用して表示されている。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目（もしあれば）は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンズは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益（損失）ならびに未実現利益（損失）純変動額に含まれる。ファンズは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット（現金）ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨純利益および純損失は、運用計算書の外国通貨資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

一定のファンズ（またはそのクラス（該当する場合））の純資産価額（「純資産価額」）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（「英文目論見書」）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（「純資産価額通貨」）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨および機能通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド／クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF)	日本円	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) ・ 米ドル	米ドル	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ・ J (ブラジル・リアル) ・ J (インドネシア・ルピア) ・ J (インド・ルピー) ・ J (メキシコ・ペソ) ・ J (トルコ・リラ) ・ J (南アフリカ・ランド)	日本円	米ドル
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ 豪ドルクラス (ヘッジあり) ・ J (日本円) ・ J (米ドル) ・ 円クラス (ヘッジあり) ・ 米ドルクラス	豪ドル 日本円 日本円 日本円 米ドル	米ドル 米ドル 米ドル 米ドル 米ドル

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロス、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(e) 配分方針

下記の表は、各ファンドごとに予想される配分の頻度を示したものである。各ファンドからの配分は、管理会社の承認でのみ受益者に宣言および分配することができるが、その承認は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎日宣言および毎月支払
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド
毎月宣言および支払
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ J（日本円） ・ J（米ドル）
四半期毎の宣言および支払
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド
毎年宣言および支払
ピムコ・リアル・リターン・ファンド ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ 豪ドルクラス（ヘッジあり） ・ 円クラス（ヘッジあり） ・ 米ドルクラス
以下のファンド（またはそのクラス、該当する場合）について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

かかる分配金は、もしあれば、通常当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の投資純利益から支払われる。さらに管理会社は、分配可能な純実現キャピタル・ゲインからの支払を承認できる。追加の分配金は、管理会社が適切と判断した場合に宣言することができる。あらゆるファンド（またはそのクラス（該当する場合））に関して支払われた分配金は、当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の受益証券の純資産価額の減少をもたらす。受益者の裁量により、ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の現金分配はファンド（またはそのクラス（該当する場合））に追加された受益証券に再投資するか、または現金で受益者に支払うことができる。現金による支払いは、ファンドの純資産価額通貨で支払われる。ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））は、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド（またはそのクラス（該当する場合））の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド（またはそのクラス（該当する場合））の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の利益として計上される。

（f）新会計基準公表

2016年3月、財務会計基準審議会（「FASB」）は、会計基準編纂書（「ASC」）のトピック815に基づく、特定の関係にかかるデリバティブ契約の更改への影響に関連する指針を提供するASU第2016-05号を公表した。当該ASUは、2017年12月15日以降に開始する会計年度および2018年12月15日以降に開始する会計年度中の中間期間より適用される。ファンズは、当該ASUを採用している。当該ASUの実施は、ファンドの財務書類に影響を及ぼさなかった。

2016年8月、FASBは、キャッシュ・フロー計算書における特定の現金受領および現金支払いの分類にかかる指針を明確にするために、ASC第230号を修正するASU第2016-15号を公表した。当該ASUは、2018年12月15日以降に開始する会計年度および2019年12月15日以降に開始する中間期間より適用される。ファンズは、当該ASUを採用している。当該ASUの実施は、ファンドの財務書類に影響を及ぼさなかった。

2016年11月、FASBは、キャッシュ・フロー計算書における制限付きの現金および制限付きの現金等価物の変動の分類ならびに表示にかかる指針を提供するASC第230号の修正版となる、ASU第2016-18号を公表した。当該ASUは、2018年12月15日以降に開始する会計年度および2019年12月15日以降に開始する中間期間より適用される。ファンズは、当該ASUを採用している。当該ASUの実施は、ファンズの財務書類に影響を及ぼさなかった。

2018年8月、FASBは、公正価値測定の開示要件を修正するASC第820号の修正版となる、ASU第2018-13号を公表した。当該ASUは、2019年12月15日以降に開始する会計年度および当該会計年度中の中間期間より適用される。当該ASUの実施により、一定の開示要件が排除または修正される。現時点で、経営陣は当該ASUを早期適用することを選択しており、その変更は財務書類に組み込まれている。

3. 投資有価証券の評価および公正価値測定

（a）投資評価方針

ファンドの受益証券の価格は、ファンドの純資産価額に基づく。ファンドまたはその各クラス（該当する場合）の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、（トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり）ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点（「NYSE終了時点」）で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日まで決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。各ファンドは、ファンドが早期に終了した場合、純資産価額の算定のタイミングを変更する権利を有する。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、市場価格で評価される。市場価格は通常、公式終値または最後に報告された売値、あるいは売りが報告されない場合は、評価の確立したマーケット・メーカーから入手した見積り、もしくはファंडズの承認された価格設定サービス、相場報告システムおよびその他の第三者のソース（以下、まとめて「価格設定サービス」という。）により提供される価格（評価価額を含む。）に基づき決定される。ファंडズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格設定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。市場価格での価格設定が用いられた場合、外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている（非米国の）外国持分証券は、通常、主要な取引所であると管理会社がみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。（非米国の）外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。国内および（非米国の）外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場の過去の終値を反映したデータを用いた価格設定サービスに基づき評価される。価格設定サービスから入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した市場価格の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。スワップ契約は、ブローカー・ディーラーから入手した買呼値もしくは価格設定サービスまたはその他の価格設定ソースにより提供される市場ベースの価格に基づき評価される。上場投資信託（「ETF」）を除き、ファンドのオープン・エンド型の投資運用会社への投資は、当該投資有価証券の純資産価額で評価される。オープン・エンド型の投資運用会社には、関連ファंडズが含まれることがある。

（非米国の）外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない（非米国の）外国持分証券もまた、公正価値で評価される。（非米国の）外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定サービスおよびその他の第三者ベンダーにより提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際、ならびに公正価値決定の際に、ファンドは、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象（米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。）について検討することができる。ファンドは、（非米国の）外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモデリングツールを用いることができる。これらの目的において、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動（「ゼロ・トリガー」）も重要な事象とみなされ、（事実上、日々の公正価値評価につながる）価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない日に（非米国の）外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア（担保付き）変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値／売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア（担保付き）変動金利ローンは、市場価格に近似する公正価値で評価される。シニア（担保付き）変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。（a）借主および参加仲介業者の信用力、（b）ローンの条件、（c）類似のローンの市場における直近の価格（該当する場合）、および（d）類似の質、利率、次の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが（非米国の）外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任をPIMCOに委譲した。市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できず、証券または資産が管理会社により承認された評価方法に従って評価できない場合、当該証券または資産の評価額は評価委員会により誠実に決定される。関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値情報、実勢相場（「ブローカー価格」）または価格設定サービスの価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券または資産の評価額に重大な影響を及ぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または資産が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を有する。

純資産価額算定の目的上、ファンドが組入証券またはその他の資産の評価額を決定するために公正価値評価を使用する場合、当該投資有価証券は、取引されている主たる市場からの見積りに基づき価格決定されるよりもむしろ、管理会社またはその指示に従って行動する者により公正価値を反映すると判断される他の方法で価格が決定されることがある。公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2または3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1－活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格。

レベル2－活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3－管理会社またはその指示に従って行動する者による投資有価証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

US GAAPの要件に従い、レベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3への／からの移動の開示、ならびに当期中のレベル3の資産および負債の購入および発行の開示を要求する。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重大で観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従って、公正価値の階層および重大で観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価技法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1およびレベル2に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付債券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーまたは価格設定サービスから入手した見積りに基づき評価される。価格設定サービスの内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービスにより、通常ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ関連証券およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物にかかるオプション契約等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

ファンドの機能通貨（建て）以外の通貨（建て）で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レート（直物相場と先物相場）を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格決定サービスにより、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資有価証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他のエクイティもまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

（ETF以外の）オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される。）により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値／売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される）により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価され得る。価格設定モデルには、翌日物金利スワップ（「OIS」）、ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）先渡レート、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。公正価値の階層のレベル3に分類される組入資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価技法および重大なインプットは、以下のとおりである。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の市場価格の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格または市況データの分析により得られる内部評価によるものである。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価委員会により承認された手続きに基づき、定期的リセットされることがある。委任による価格設定手順（基準価格）の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、管理会社はブローカー・ディーラーよりブローカー見積りを直接入手するか、第三者ベンダーを介して入手する方法を選択することができる。公正価値がブローカー見積りによる単一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、管理会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

満期までの残存期間が60日以内の（コマーシャル・ペーパー等の）短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

(a) 繰延受渡取引

一定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

(b) インフレ連動債券

一定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期日における（インフレ率調整後の）原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債（US TIPS）の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期日に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

(c) ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（「貸主」）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、（第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。）劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。未履行ローン契約は、資産・負債計算書において負債として反映される。

（d）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

一定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージ・バンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の民間保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カード債権および病院向け売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ボート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、航空機リース、コンピューター・リースならびにシンジケート銀行ローン等の売掛金を含むがそれらに限定されない、様々な種類の資産により組成される。ファンドは、株式または「最初の損失」のトランシェを含む、モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の発行体の資本構成の任意のレベルにおいて投資することができる。

（e）モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券（「CMO」）は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

（f）ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券（「SMBS」）は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常2つのクラスで構成され、モーゲージ・アセットのプールに係る利息分と元本償還分の異なる割合を受領する。SMBSには、すべての利息を受領するクラス（利息限定もしくは「I0」クラス）と、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

（g）債務担保证券

債務担保证券（「CDO」）は、債権担保证券（「CBO」）、ローン担保证券（「CLO」）および同様の仕組みの証券を含む。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールに担保された信託である。CLOは、主として投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含む、国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債等のローンのプールに担保された信託である。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保证券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク（例：期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク（ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆に変動した場合、悪化することがある。））に加え、CBO、CLOおよびその他のCDOは、（i）担保证券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、（ii）担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、（iii）ファンドが他のクラスに劣後するCBO、CLOまたはその他のCDOに投資する可能性があるリスク、および（iv）複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、あるいは予期せぬ投資結果を招く可能性等を含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

（h）現物払い証券

一定のファンズは、現物払い証券（「PIK」）に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金および／または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（「利込価格」という。）、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

（i）譲渡制限証券

一定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2019年5月31日現在、ファンズが保有する譲渡制限投資証券は、該当する場合、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

（j）仕組債

一定のファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することができる。それらの元本および／または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク資産の運用実績、市場価格または利率（「エンベデッド・インデックス」）を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業ならびに政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、仕組債が未決済の場合に、それらの元本および／または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方（ただし、通常はゼロを下回らない）に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および／または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティーならびに元本および／または利息の支払いに係るエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

（k）米国政府機関証券または政府支援企業証券

一定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫（「GNMA」または「ジニー・メイ」）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の証券については、米国財務省（「米国財務省」）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（「FNMA」または「ファニー・メイ」）等のその他の証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅金融抵当金庫（「FHLMC」または「フレディ・マック」）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービスの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書（「PC」）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

連邦住宅金融局の指揮の下、連邦抵当金庫（「FNMA」）および連邦住宅金融抵当金庫（「FHLMC」）は、FNMAとFHLMCの証書の特徴を一致させるユニホーム・モーゲージ・バック証券（「単一証券イニシアティブ」）の発行に向けた共通の証券化プラットフォームを開発するための共同イニシアティブを締結した。単一証券イニシアティブは、2019年6月3日に実施されたが、モーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

（1）発行時取引

一定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンドによる証券売買の約定である。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

（m）銀行債務

ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスク」を参照のこと。

（a）レポ契約

一定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ契約の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額または超過額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

（b）逆レポ契約

一定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

（c）売却／買戻し取引

一定のファンズは、「売却／買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却／買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、（i）該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および（ii）ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却／買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

（d）空売り

特定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、（i）類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、（ii）ファンドの柔軟性を高めるため、（iii）投資のリターンのため、（iv）リスク・アービトラージ戦略の一環として、および（v）デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一環として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならない。また、当該借入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は（もしあれば）、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、もしくは追加費用なしで空売り証券または空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることが出来ない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由、ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・不負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純（損）益ならびに未実現（損）益の純変動（それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純（損）益ならびに未実現（損）益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ取引の金額に対する指針の役割を果たす。

（a）為替予約契約

一定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関係する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の市場価格は、為替予約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する一定のファンズはまた、ヘッジクラスの受益証券の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

（b）先物契約

一定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券取引所で取引される証券またはその他の資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約である。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドは先物ブローカーに対し、当初にブローカーまたは取引所に要求される証拠金として所定の金額の現金または米国政府もしくは政府機関の債務ならびに限定されたソブリン債を預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未払金または未収金は、ファンドにより計上または回収されることがある（「先物変動証拠金」）。先物変動証拠金（もしあれば）は、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

（c）オプション契約

一定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。一定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に含まれる。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売却オプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。ファンドはオプションの売り方として、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

一定のファンズはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産・負債計算書に資産として含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。当該オプションのプレミアムは、特定の条件の変動パラメーターに基づいている。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または買戻された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を行使する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

一定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップションを売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

一定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる、外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

インフレーション・キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるために金利キャップ・オプションを売却または購入することができる。金利キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えた変動金利のリスクからファンドを保護することである。金利フロアーは、金利連動型商品への投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利スワップション

一定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するまたは既存のスワップ契約を期間短縮、期間延長、中止もしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

一定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（「先物オプション」）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

証券にかかるオプション

一定のファンズは、リターンを高めるためまたは既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするために、証券にかかるオプションを売却または購入することができる。オプションは、オプション契約についての対象証券として、特定の証券を使用する。

(d) スワップ契約

一定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引（OTC）市場において当事者間により交渉されるか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて清算されることがある（「集中清算の対象となるスワップ」）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約および条項に基づいて担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。市場価格の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益（損失）純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動（「スワップ変動証拠金」）は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、また、契約条項中の記載と現行の市況間との差異（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他関連要因）を補うため、スワップ契約締結時に履行または受領した支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンズにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は、運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより市場価格、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、ファンドの特定の投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額（すなわち、該当する契約の想定元本の合計に市場価格を加えたもの）で評価するが、ファンドの一定のその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを市場価格で評価することがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針（該当する場合）の目的において、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価することがあるが、それは通常、当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、（相殺前の）資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および市場価格の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがセルまたはバイ・プロテクションを有しているかどうかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的で、ファンドによる一定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、他のタイプの投資者により評価される当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、また、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方にのみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

一定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供のため（すなわち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクを軽減するため）、もしくは、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、レファレンス・エンティティー、参照債務または参照指数に特定の信用事由がある場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から確定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクに晒されるという理由から、売り手として、ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの当該エンティティの特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成するレファレンス・エンティティのすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品のバスケットまたはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、新興市場および／または各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む統一された条件とともに、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、該当する場合、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、レファレンス・エンティティの債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での市場価格の上昇は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドがクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする期末現在未払いとなっている個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金またはファンドによって1つまたは複数の同じレファレンス・エンティティに対して締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額等によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

一定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。金利上昇の局面において、ファンドが保有する確定利率債の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（i）プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「キャップ」を上回る金利まで支払うことを同意する金利キャップ、（ii）プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「フロア」を下回る金利まで支払うことを同意する金利フロア、（iii）最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（iv）買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までにゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、（v）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（vi）異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップを含む。

トータル・リターン・スワップ契約

特定のファンズは、原参照商品に対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにトータル・リターン・スワップ契約を締結することができる。トータル・リターン・スワップ契約は、一または複数のキャッシュ・フローが原参照資産の価格および固定金利または変動金利に基づき交換されるよう約定する。トータル・リターン・スワップ契約は、市場連動リターンと引換えに利息を支払うよう約定する。一方の相手方が特定の原参照資産のトータル・リターンを支払うが、これには単一の証券、証券のバスケットまたはインデックスが含まれることがあり、引換えに固定金利または変動金利を受領する。満期日において、トータル・リターンが原参照資産から資金調達利率（もしあれば）を控除したリターンと等しくなる場合、純キャッシュ・フローが交換される。受取人として、ファンドはプラスのトータル・リターンに基づく支払いを受領し、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払義務を負う。支払人として、ファンドはプラスのトータル・リターンにかかる支払義務を負い、純額がマイナスのトータル・リターンとなる場合には支払いを受領する。

7. 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ（または被取得ファンズ、適用ある場合）は、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ

一定のファンズが実質的にすべての各資産を被取得ファンズに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンズが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、（非米国の）外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図した通りの効果を得られないことがある。

デュレーションは、いくつかある特徴の中で特に、証券の利回り、クーポン、最終満期およびコールの特性を組み込んだ金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために用いられる手段である。コンベクシティは、金利の変動に対応したデュレーションの変動割合を測定する証券またはファンドの金利感応度を知るために用いられる、付加的な測定法である。デュレーションの長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。多岐にわたる要因（例：中央銀行による金融政策、インフレ率、景気全般等）により、金利は上昇し得る。現在の経済状況において、金利はほぼ歴史的な低水準にある。とりわけ、FRBの量的金融緩和政策の終了以来金利上昇局面に入り、上昇傾向が続くと見込まれることから、ファンズは現在金利リスクの高まりに直面している。FRBが利上げを継続する範囲において、金融システム全体の金利が上昇するリスクがある。さらに、債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング（値付け）」の能力は、足並みが揃っておらず、時に低下している。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、現在、確定利付債はボラティリティーおよび流動性リスクの増大に直面している。集合的および／または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額の大半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、それによりファンドが投資有価証券を不利なタイミングまたは価格で償還せざるを得なくなり、その結果、ファンドに悪影響が及ぶことがあり得る。また、大口の受益者が大量の受益証券を購入または買戻しを行った場合に、ファンドは悪影響を受ける可能性があるが、それはいつでも起こり得ることであり、大量の買戻し請求と同様の影響がファンドに及ぶ可能性がある。大口の受益者取引により、ファンドの流動性および純資産価額に悪影響が及ぶことがあり得る。当該取引はまた、ファンドの取引費用を増加させるか、またはファンドのパフォーマンスが意図していたものと異なってしまう可能性がある。さらに、ファンドは、その他の受益者が、大口の受益者の選択に基づいて投資決定を行うリスクに晒されている。

ファンズは、アルゼンチンと経済的に結びついており、そのために政治、経済、法律、市場および為替リスク等の様々なリスクに晒されている証券に相当程度投資することがある。現在、アルゼンチンへの投資は、とりわけ高インフレ、経済不安および政情不安による影響に晒されている。

ファンドは、イギリスの発行体に対し相当なエクスポージャーを有している可能性がある。イギリスの欧州連合（EU）離脱の決定は、ファンドのリターンに影響を及ぼすことがある。この決定は、外国為替市場の大幅な変動を引き起こし、英ポンドの為替レートの下落を招き、その結果、市場の不確実性が長引き、他のEU加盟国および／またはユーロ圏の一部またはすべてが不安定になる可能性がある。

本報告書における（非米国の）外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが（非米国の）外国通貨に直接投資する場合、または外貨取引を行い（非米国の）外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、もしくは（非米国の）為替リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的發展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式および優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の市場価格は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済または実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティーが高い。

ファンズは、何らかの形でロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）に基づいている一定の金融商品に投資することができる。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制するイギリスの金融行為規制機構は、2021年末までにLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利の性質はなお先行きが不透明であり、LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る潜在的影響は不明である。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対するリスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、認識され、高く評価された取引所において、多数の顧客および相手方との取引を引受けることにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。店頭取引デリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くが店頭取引デリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、店頭取引デリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、および／またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受けることがある。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関もしくは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を、現金または証券の態様で、担保として差出すものとする。ファンドは、該当する担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払がなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払を受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項（「マスター契約」）の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を規律し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類の運用に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。多くのマスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、AAAの格付を有する他の形態の証券またはソブリン債が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として反映される。担保として受領した一切の証券の市場価格は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引の影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却／買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（「マスター・フォワード契約」）は、ファンズと選定された相手方間とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻し取引等の、特定の先渡取引について管理する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に対する規定を保持する。期末現在の先渡取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（「CFTC」）に登録された先物取引業者（「FCM」）の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクが軽減されることがある。FCMの債務不履行のシナリオの際にエクスポージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。変動証拠金または市場価格の変動は日々換算されるが、ファンドの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の市場価格または未実現累積（損）益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（「ISDAマスター契約」）は、ファンズと選定された相手方で締結された二者間の店頭金融デリバティブ取引を管理する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に対する規定を保持する。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、本財務書類にとって重大であることがある。限られた状況下において、ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。これらの金額は、もしあれば、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。当期末現在の店頭金融デリバティブ商品の市場価格、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

9. 報酬および手数料

各ファンドは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率で支払われる、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
ビムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	—	—	—	—
ビムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	—	—	—	—
ビムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	—	0.45% ⁽¹⁾	0.25% ⁽²⁾	0.02%	0.33% ⁽³⁾
ビムコ・リアル・リターン・ファンド	—	0.45% ⁽⁴⁾	0.25% ⁽⁵⁾	0.02%	0.33% ⁽⁶⁾
ビムコ ショート・ターム ストラテジー					
・ 豪ドルクラス（ヘッジあり）	0.35% ⁽⁷⁾	—	—	0.08% ⁽⁸⁾	0.32% ⁽⁹⁾
・ J（日本円）	—	—	—	—	—
・ J（米ドル）	—	—	—	—	—
・ 円クラス（ヘッジあり）	0.35% ⁽¹⁰⁾	—	—	0.08% ⁽¹¹⁾	0.32% ⁽¹²⁾
・ 米ドルクラス	0.35% ⁽¹³⁾	—	—	0.08% ⁽¹⁴⁾	0.32% ⁽¹⁵⁾

- (1) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億ユーロ以下の部分について年率0.45%、5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.40%、10億ユーロ超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。
- (2) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万ユーロ以下の部分について年率0.25%、5,000万ユーロ超1億ユーロ以下の部分について年率0.20%、1億ユーロ超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (3) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億ユーロ以下の部分について年率0.23%、5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.28%、10億ユーロ超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。
- (4) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.45%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.40%、10億米ドル超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。
- (5) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.25%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.20%、1億米ドル超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (6) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.23%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.28%、10億米ドル超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。
- (7) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (8) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート（「政策金利」）に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

- (9) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート（「政策金利」）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (10) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (11) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (12) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (13) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

- (14) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (15) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、もしあれば、PIMCOに対して、投資顧問、管理事務代行業務および監査、保管、受託、投資有価証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、もしあれば、ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の受益証券関連のサービスおよび販売を提供する金融仲介業者に対して毎月後払いで払い戻される。ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンドおよびピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンドの場合、管理報酬より、PIMCOは投資顧問業務および管理事務代行業務に関連した費用を負担し、その0.1%は管理事務代行費用に充当すべく指定されている。当該報酬と引き換えに、PIMCOは監査、保管、受託、投資有価証券会計、法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む、ファンズが必要とする一定の第三者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象ファンズに関して、PIMCOは通常、かかる報酬から利益を得る。

上記の表に記載される通り、一定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を受け取り、かかる報酬の一部は、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ファンズ（またはそのクラス（該当する場合））は、適用ある場合、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払いを含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、ならびに（v）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、ピムコショート・ターム ストラテジーの当初設立に付随する設立費用を支払っている、または支払う予定である。

PIMCOおよび／またはその関連会社は、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラス受益証券の日本における当初募集に関連するすべての費用（弁護士費用を含む）（「当初募集関連費用」）を立替えて前払いする。ファンドの運営開始時または運営開始時付近において、ファンドは、PIMCOおよび／またはその関連会社に対して前払いされた当初募集関連費用を払戻し、当該当初募集関連費用を運営の最初の会計年度において償却する。もっとも、PIMCOは、円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超える部分（「当初募集関連費用上限」）については、当初募集関連費用の払戻しを放棄することに合意した。PIMCOおよび／またはその関連会社は、ファンドの運営開始から5年以内の期間においては、当初募集関連費用上限により放棄された当初募集関連費用を回収することができる。ただし、PIMCOおよび／またはその関連会社によって取戻される金額は、円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超えないものとする。当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドの円クラス（ヘッジあり）かもしくは米ドルクラスのいずれかが終了した場合、PIMCOおよび／またはその関連会社は、当該クラスから払い戻されなかった残りの費用の償還を求めない。さらに、当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドの円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの両方が終了した場合、PIMCOおよび／またはその関連会社は、ファンドから払い戻されなかった残りの費用の償還を求めない。PIMCOは、ファンドの豪ドルクラス（ヘッジあり）受益証券の日本における当初募集に関連するすべての費用（弁護士費用を含む費用）を支払っている、または支払う予定である。2019年5月31日現在、PIMCOおよび／またはその関連会社に対する当初募集関連費用の回収はなかった。

PIMCOは、日本の一般投資家向けのピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドおよびピムコ ショート・ターム ストラテジーの米ドルクラスおよび円クラス（ヘッジあり）の受益証券の販売およびサービスについて、SMBC日興証券株式会社を代行協会員および販売会社に任命した。PIMCOは、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの豪ドルクラス（ヘッジあり）受益証券のサービスについて、SMBC日興証券株式会社を代行協会員に任命した。その他のファンズに関しては、代行協会員は任命されていない。

PIMCOは、トラストの設定に伴う設立費を支払った。さらにファンズが設立される場合、当該ファンドに直接帰属する当該費用は、当該ファンドにより負担される。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬（もしあれば）は注記9に開示され、関連当事者に支払われた報酬額（もしあれば）は、資産・負債計算書において開示される。

トラストの関連当事者であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、2019年5月31日現在、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの純資産の0.064%を保有していた。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンズの有価証券の購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドによる、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられるファンドによる有価証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2019年5月31日に終了した期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間の証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0	3,325
ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0	2,166
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)	9,099	57,696
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	731	903
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	0	109
ピムコ ショート・ターム ストラテジー	5,248	76,815

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生の請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5,000億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者が各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来いずれかのファンドに関連して追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位*）。

	ピムコ・ パーミューダ・ フォーリン・ロウ・ デュレーション・ ファンド		ピムコ・ パーミューダ・ ユー・エス・ロウ・ デュレーション・ ファンド		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (JITF)		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (M)	
	2019年5月31日 終了年度		2019年5月31日 終了年度		2019年5月31日 終了年度		2019年5月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	33	3,408	23	2,272	433	17,140	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	5 ⁽¹⁾	44 ⁽¹⁾
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	9,333	140,514
受益証券買戻支払額	(66)	(6,651)	(44)	(4,434)	(433)	(17,133)	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(447) ⁽¹⁾	(3,638) ⁽¹⁾
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(19,400)	(292,825)
ファンド証券取引 による純増加（減少）	(33)	(3,243)	(21)	(2,162)	0	7	(10,509)	(155,905)

	ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (円ヘッジ)		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンドⅡ		ピムコ・ユーロ・ トータル・ リターン・ ファンド		ピムコ・リアル・ リターン・ファンド	
	2019年5月31日 終了年度		2019年5月31日 終了年度		2019年5月31日 終了年度		2019年5月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (ユーロ)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	84	5,049	該当なし	該当なし	27	285	17	295
J（ブラジル・リアル）	該当なし	該当なし	93	4,139	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（インドネシア・ルピア）	該当なし	該当なし	12	922	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（インド・ルピー）	該当なし	該当なし	13	873	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（メキシコ・ペソ）	該当なし	該当なし	12	683	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（トルコ・リラ）	該当なし	該当なし	425	6,009	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（南アフリカ・ランド）	該当なし	該当なし	43	1,536	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による 発行額	0	0	該当なし	該当なし	0	0	0	0
J（インドネシア・ルピア）	該当なし	該当なし	0	7	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（インド・ルピー）	該当なし	該当なし	0	7	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	(136)	(8,153)	該当なし	該当なし	(158)	(1,679)	(113)	(1,928)
J（ブラジル・リアル）	該当なし	該当なし	(220)	(9,719)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（インドネシア・ルピア）	該当なし	該当なし	(8)	(607)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（インド・ルピー）	該当なし	該当なし	(51)	(3,500)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（メキシコ・ペソ）	該当なし	該当なし	(50)	(2,890)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（トルコ・リラ）	該当なし	該当なし	(4,598)	(66,110)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（南アフリカ・ランド）	該当なし	該当なし	(76)	(2,748)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド証券取引による 純（減少）	(52)	(3,104)	(4,405)	(71,398)	(131)	(1,394)	(96)	(1,633)

	ピムコ ショート・ ターム ストラテジー	
	2019年5月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額		
豪ドルクラス（ヘッジあり）	531 ⁽²⁾	37,715 ⁽²⁾
J（日本円）	93	8,480
J（米ドル）	48	4,559
円クラス（ヘッジあり）	617	55,605
米ドルクラス	1,123	116,825
受益証券買戻支払額		
豪ドルクラス（ヘッジあり）	(1) ⁽²⁾	(82) ⁽²⁾
J（日本円）	(1,375)	(124,552)
J（米ドル）	(54)	(5,156)
円クラス（ヘッジあり）	(512)	(46,031)
米ドルクラス	(588)	(61,207)
ファンド証券取引による 純（減少）	(118)	(13,844)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

- (1) 2018年6月1日から2019年1月8日（ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）の日本円クラスの終了日）までの期間。
- (2) 2019年2月15日（設立日）から2019年5月31日までの期間。

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、本報告書の日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバーミューダ法に服する。現行のバーミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2019年5月31日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2019年5月31日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、財務書類が公表可能となる2019年8月6日までの間に、ファンズの財務書類において存在する、後発事象の可能性について評価している。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な事象はないと決定した。

③【投資有価証券明細表等】

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

	額面価格		時価	
	(千単位)		(千単位)	
投資有価証券 110.8%				
ベルギー 4.3%				
社債および約束手形 1.6%				
Anheuser-Busch InBev S.A.				
0.875% due 03/17/2022	EUR	100	EUR	102
Barry Callebaut Services NV				
5.500% due 06/15/2023	\$	200		193
Euroclear Bank S.A.				
0.092% due 03/08/2021	EUR	100		101
				396
ソブリン債 2.7%				
Kingdom of Belgium Government Bond				
2.250% due 06/22/2057		560		681
ベルギー合計				1,077
(取得原価EUR 1,015)				
カナダ 2.7%				
社債および約束手形 1.2%				
Bank of Montreal				
0.750% due 09/21/2022		200		206
Fairfax Financial Holdings Ltd.				
2.750% due 03/29/2028		100		105
				311
モーゲージ・バック証券 0.1%				
Canadian Mortgage Pools				
2.289% due 07/01/2020	CAD	54		36
ソブリン債 1.4%				
Province of Alberta				
2.350% due 06/01/2025		100		68
Province of Ontario				
2.400% due 06/02/2026		300		204
Province of Quebec				
3.500% due 12/01/2022		100		70
				342
カナダ合計				689
(取得原価EUR 686)				
ケイマン諸島 0.7%				
社債および約束手形 0.7%				
QNB Finance Ltd.				
3.872% due 05/31/2021	\$	200		182
ケイマン諸島合計				182
(取得原価EUR 170)				
中国 0.4%				
社債および約束手形 0.4%				
Industrial & Commercial Bank of China Ltd.				
0.240% due 10/12/2020	EUR	100		100
中国合計				100
(取得原価EUR 100)				

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)	
デンマーク 10.8%				
社債および約束手形 10.8%				
Jyske Realkredit A/S				
1.000% due 01/01/2020	DKK	500	EUR	68
1.500% due 10/01/2050		2,800		379
2.000% due 10/01/2047		699		97
2.000% due 10/01/2050		3,094		426
3.000% due 10/01/2047		30		4
Nordea Kredit Realkreditaktieselskab				
2.000% due 10/01/2047		256		35
2.000% due 10/01/2050		2,897		399
2.500% due 10/01/2047		43		6
3.000% due 10/01/2047		13		2
Nykredit Realkredit A/S				
0.189% due 10/01/2022	EUR	100		101
1.500% due 10/01/2047	DKK	8		1
1.500% due 10/01/2050		2,395		324
2.000% due 10/01/2047		4,631		643
2.000% due 10/01/2050		999		138
2.500% due 10/01/2036		3		0
2.500% due 10/01/2047		109		16
Realkredit Danmark A/S				
2.000% due 10/01/2047		437		61
2.500% due 07/01/2036		82		12
2.500% due 07/01/2047		39		6
3.000% due 07/01/2046		36		5
デンマーク合計				2,723
(取得原価EUR 2,622)				
フランス 5.5%				
アセット・バック証券 0.4%				
Purple Master Credit Cards				
0.082% due 10/25/2030	EUR	100		100
社債および約束手形 3.0%				
Altice France S.A.				
5.625% due 05/15/2024		100		103
Dexia Credit Local S.A.				
0.500% due 01/17/2025		100		103
0.625% due 01/21/2022		400		409
Pernod Ricard S.A.				
5.750% due 04/07/2021	\$	150		142
				757
ソブリン債 2.1%				
Agence Francaise de Developpement				
0.500% due 10/25/2022	EUR	500		513
フランス合計				1,370
(取得原価EUR 1,355)				
ドイツ 4.1%				
アセット・バック証券 1.0%				
Bavarian Sky S.A.				
0.034% due 06/20/2025		65		65
Driver Multi-Compartment S.A.				
0.032% due 02/21/2026		46		46
0.032% due 08/21/2026		85		85
Red & Black Auto Germany 4 UG haftungsbeschränkt				
0.134% due 09/15/2025		58		58
				254

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)	
社債および約束手形 3.1%				
Deutsche Bank AG				
0.192% due 12/07/2020	EUR	100	EUR	99
4.250% due 10/14/2021	\$	100		90
Deutsche Hypothekenbank AG				
1.100% due 03/22/2021	GBP	100		113
Deutsche Pfandbriefbank AG				
2.250% due 05/04/2020	\$	200		179
IHO Verwaltungs GmbH				
3.750% due 09/15/2026 (a)	EUR	100		100
Landesbank Hessen-Thuringen Girozentrale				
0.000% due 07/18/2022		100		101
Volkswagen Bank GmbH				
0.110% due 06/15/2021		100		100
				782
ドイツ合計				1,036
(取得原価EUR 1,044)				
アイルランド 1.1%				
アセット・バック証券 0.1%				
SCF Rahoituspalvelut Kimi VI DAC				
0.032% due 11/25/2026		37		37
社債および約束手形 0.7%				
Iberdrola Finance Ireland DAC				
5.000% due 09/11/2019	\$	100		90
Shire Acquisitions Investments Ireland DAC				
1.900% due 09/23/2019		100		90
				180
モーゲージ・バック証券 0.3%				
Bluestep Mortgage Securities No.3 DAC				
1.453% due 05/10/2063	SEK	233		22
Bluestep Mortgage Securities No.4 DAC				
0.412% due 08/10/2066	EUR	43		43
				65
アイルランド合計				282
(取得原価EUR 286)				
イタリア 3.5%				
社債および約束手形 0.6%				
UniCredit SpA				
3.250% due 01/14/2021		150		157
ソブリン債 2.9%				
Italy Buoni Poliennali del Tesoro				
1.750% due 07/01/2024		400		397
3.850% due 09/01/2049		300		321
				718
イタリア合計				875
(取得原価EUR 857)				

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
日本 0.4%		
社債および約束手形 0.4%		
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.		
0.141% due 06/14/2022	EUR 100	EUR 100
日本合計		100
(取得原価EUR 100)		
ジャージー、チャネル諸島 0.4%		
社債および約束手形 0.4%		
Atrium European Real Estate Ltd.		
3.000% due 09/11/2025	100	105
ジャージー、チャネル諸島合計		105
(取得原価EUR 99)		
ルクセンブルグ 2.5%		
アセット・バック証券 0.9%		
Bavarian Sky S.A.		
0.034% due 10/20/2024	44	44
Compartment VCL 25		
0.032% due 09/21/2023	34	35
Compartment VCL 27		
0.032% due 08/21/2024	157	158
		237
社債および約束手形 1.6%		
Allergan Funding SCS		
3.000% due 03/12/2020	\$ 100	90
Aroundtown S.A.		
1.500% due 07/15/2024	EUR 100	102
Blackstone Property Partners Europe Holdings Sarl		
2.200% due 07/24/2025	100	103
Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.		
2.949% due 01/24/2024	100	105
		400
ルクセンブルグ合計		637
(取得原価EUR 616)		
モロッコ 0.8%		
ソブリン債 0.8%		
Morocco Government International Bond		
4.500% due 10/05/2020	200	212
モロッコ合計		212
(取得原価EUR 200)		
オランダ 4.1%		
アセット・バック証券 0.1%		
Chapel BV		
0.050% due 07/17/2066	12	12

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
社債および約束手形 3.6%		
Nederlandse Waterschapsbank NV		
0.500% due 01/19/2023	EUR 450	EUR 464
1.625% due 01/29/2048	100	115
NN Group NV		
4.500% due 01/15/2026 (b)	100	105
Syngenta Finance NV		
3.698% due 04/24/2020	\$ 200	180
Vonovia Finance BV		
0.875% due 03/30/2020	EUR 50	50
		914
モーゲージ・バック証券 0.4%		
Dutch Property Finance BV		
0.318% due 04/28/2051	94	94
オランダ合計		1,020
(取得原価EUR 981)		
ノルウェー 0.8%		
社債および約束手形 0.8%		
Sparebanken Soer Boligkreditt A/S		
0.250% due 03/22/2021	200	202
ノルウェー合計		202
(取得原価EUR 201)		
ポーランド 1.2%		
社債および約束手形 1.2%		
PKO Bank Hipoteczny S.A.		
0.750% due 01/24/2024	300	307
ポーランド合計		307
(取得原価EUR 304)		
スペイン 14.5%		
アセット・バック証券 0.4%		
Asset-Backed European Securitisation Transaction Thirteen FT		
0.029% due 08/23/2030	81	82
社債および約束手形 0.4%		
Merlin Properties Socimi S.A.		
2.375% due 05/23/2022	100	105
ソブリン債 13.7%		
Autonomous Community of Catalonia		
4.900% due 09/15/2021	150	162
4.950% due 02/11/2020	200	206
Autonomous Community of Valencia		
4.900% due 03/17/2020	100	104
Spain Government Bond		
0.050% due 01/31/2021	200	201
0.350% due 07/30/2023 (h)	1,850	1,888
1.400% due 07/30/2028	600	642
2.700% due 10/31/2048	200	238
		3,441
スペイン合計		3,628
(取得原価EUR 3,504)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)	
国際機関 0.4%				
ソブリン債 0.4%				
European Stability Mechanism				
0.000% due 01/17/2022	EUR	100	EUR	101
国際機関合計			101	
(取得原価EUR 100)				
スウェーデン 0.8%				
社債および約束手形 0.8%				
Molnlycke Holding AB				
1.875% due 02/28/2025		100		105
Svenska Handelsbanken AB				
2.400% due 10/01/2020	\$	100		90
スウェーデン合計			195	
(取得原価EUR 189)				
スイス 1.2%				
社債および約束手形 1.2%				
Credit Suisse AG				
1.000% due 06/07/2023	EUR	100		103
UBS AG				
5.125% due 05/15/2024 (c)	\$	200		188
スイス合計			291	
(取得原価EUR 279)				
イギリス 13.1%				
社債および約束手形 2.7%				
BG Energy Capital PLC				
4.000% due 10/15/2021		200		185
HSBC Holdings PLC				
0.578% due 12/04/2021	EUR	100		101
5.100% due 04/05/2021	\$	100		94
Lloyds Bank PLC				
4.000% due 09/29/2020	EUR	100		106
NatWest Markets PLC				
0.590% due 09/27/2021		100		100
Royal Bank of Scotland Group PLC				
2.000% due 03/04/2025		100		101
			687	
モーゲージ・バック証券 5.9%				
Aggregator of Loans Backed by Assets PLC				
1.016% due 03/17/2039	GBP	67		71
1.980% due 04/24/2049		53		60
Dukinfield PLC				
1.806% due 08/15/2045		49		55
Eurohome UK Mortgages PLC				
0.995% due 06/15/2044		58		63
Eurosail PLC				
1.005% due 12/15/2044		13		15
Eurosail-UK PLC				
0.993% due 03/13/2045		51		57
Gosforth Funding PLC				
0.139% due 02/15/2058	EUR	100		100
Great Hall Mortgages No.1 PLC				
0.000% due 03/18/2039		29		29
Landmark Mortgage Securities No.3 PLC				
1.107% due 04/17/2044	GBP	40		43
Ludgate Funding PLC				
1.001% due 01/01/2061		62		66

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)	
Newgate Funding PLC				
0.975% due 12/15/2050	GBP	30	EUR	34
Paragon Mortgages No.13 PLC				
1.061% due 01/15/2039		83		89
Residential Mortgage Acceptance Corporation Securities No.1 PLC				
1.015% due 06/12/2044		168		181
Residential Mortgage Securities 28 PLC				
1.995% due 06/15/2046		34		38
Ripon Mortgages PLC				
1.604% due 08/20/2056		78		88
Silverstone Master Issuer PLC				
0.009% due 01/21/2070	EUR	78		78
0.139% due 01/21/2070		100		100
Southern Pacific Securities PLC				
1.143% due 03/10/2044	GBP	54		60
Towd Point Mortgage Funding Granite4 PLC				
1.855% due 10/20/2051		100		114
Warwick Finance Residential Mortgages No Two PLC				
2.339% due 09/21/2049		113		129
				1,470
ソブリン債 4.5%				
United Kingdom Gilt				
3.250% due 01/22/2044		625		965
3.500% due 01/22/2045		100		162
				1,127
イギリス合計				3,284
(取得原価EUR 3,084)				
アメリカ合衆国 32.9%				
アセット・バック証券 0.4%				
SLM Student Loan Trust				
1.393% due 03/15/2038		88		95
社債および約束手形 11.5%				
Air Lease Corp.				
3.000% due 09/15/2023	\$	100		89
Amgen, Inc.				
1.250% due 02/25/2022	EUR	100		103
Bank of America Corp.				
0.471% due 05/04/2023		150		151
Bank of New York Mellon Corp.				
2.200% due 08/16/2023	\$	200		177
BAT Capital Corp.				
3.398% due 08/15/2022		100		90
Berkshire Hathaway, Inc.				
0.250% due 01/17/2021	EUR	100		101
Charter Communications Operating LLC				
4.908% due 07/23/2025	\$	100		95
Citigroup, Inc.				
0.519% due 05/24/2021	EUR	100		101
Dainler Finance North America LLC				
2.450% due 05/18/2020	\$	200		179
Discovery Communications LLC				
2.800% due 06/15/2020		100		90
Energy Transfer Partners LP				
5.750% due 09/01/2020		100		92

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ERAC USA Finance LLC		
2.600% due 12/01/2021	\$ 100	EUR 89
Ford Motor Credit Co. LLC		
8.125% due 01/15/2020	100	92
Goldman Sachs Group, Inc.		
0.141% due 12/16/2020	EUR 100	100
0.322% due 09/09/2022	100	100
1.375% due 05/15/2024	150	154
3.752% due 04/23/2020	\$ 100	90
Incitec Pivot Finance LLC		
6.000% due 12/10/2019	100	91
Kraft Heinz Foods Co.		
3.115% due 02/10/2021	100	90
Masco Corp.		
5.950% due 03/15/2022	100	97
Morgan Stanley		
0.087% due 05/21/2021	EUR 100	100
Navient Corp.		
4.875% due 06/17/2019	\$ 70	63
United Technologies Corp.		
0.000% due 05/18/2020	EUR 200	200
Volkswagen Group of America Finance LLC		
2.400% due 05/22/2020	\$ 200	179
Wells Fargo & Co.		
3.813% due 10/31/2023	200	182
		2,895
モーゲージ・バック証券 3.4%		
Banc of America Mortgage Trust		
4.494% due 02/25/2035	59	54
BCAP LLC Trust		
4.916% due 03/26/2037	43	39
Chase Mortgage Finance Trust		
4.358% due 01/25/2036	68	61
CS First Boston Mortgage Securities Corp.		
3.133% due 03/25/2032	3	2
Downey Savings & Loan Association Mortgage Loan Trust		
3.281% due 09/19/2044	58	52
GSAMP Trust		
2.570% due 06/25/2036	60	53
JPMorgan Mortgage Acquisition Trust		
2.560% due 08/25/2036	94	83
MASTR Asset-Backed Securities Trust		
3.210% due 02/25/2034	48	43
Option One Mortgage Loan Trust		
2.620% due 01/25/2036	10	9
Residential Accredit Securities Corporation Trust		
2.830% due 12/25/2035	75	67
4.155% due 11/25/2034	117	109
Soundview Home Loan Trust		
2.680% due 10/25/2036	250	216
Structured Asset Securities Corporation Mortgage Loan Trust		
2.565% due 07/25/2036	15	14
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust		
2.208% due 02/27/2034	22	20
2.890% due 04/25/2045	44	39
		861

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
米国政府機関債 14.3%		
Fannie Mae		
2.944% due 07/25/2039	\$ 115	EUR 105
3.500% due 04/01/2049	596	545
Fannie Mae, TBA		
3.500% due 07/01/2049 (d)	1,800	1,646
Freddie Mac		
1.777% due 01/15/2038 (e)	45	3
2.852% due 01/15/2038	45	40
3.500% due 09/01/2048	477	437
4.599% due 09/01/2037	91	86
Ginnie Mae		
3.008% due 10/20/2062	94	85
3.243% due 01/20/2066	161	145
3.273% due 09/20/2066	183	165
3.293% due 06/20/2066	177	160
3.293% due 07/20/2066	86	78
3.343% due 11/20/2066	95	86
		3,581
米国財務省証券 3.3%		
Treasury Inflation Protected Securities		
1.750% due 01/15/2028 (f)	825	826
アメリカ合衆国合計		8,258
(取得原価EUR 7,951)		
短期金融商品 4.6%		
定期預金 2.2%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.		
0.660% due 06/03/2019	AUD 1	1
1.890% due 06/03/2019	\$ 1	1
Bank of Nova Scotia		
0.840% due 06/03/2019	CAD 5	4
1.890% due 06/03/2019	\$ 11	10
BNP Paribas Bank		
(0.570%) due 06/03/2019	EUR 21	21
5.900% due 06/03/2019	ZAR 40	3
Brown Brothers Harriman & Co.		
(0.900%) due 06/03/2019	DKK 2	0
(0.570%) due 06/03/2019	EUR 2	2
(0.450%) due 06/03/2019	SEK 15	2
0.370% due 06/03/2019	GBP 0	1
0.370% due 06/03/2019	NOK 2	0
5.900% due 06/03/2019	ZAR 5	0
Citibank N.A.		
0.370% due 06/03/2019	GBP 2	2
1.890% due 06/03/2019	\$ 6	5
DBS Bank Ltd.		
1.890% due 06/03/2019	8	8
HSBC Bank PLC		
(0.570%) due 06/03/2019	EUR 35	35
0.370% due 06/03/2019	GBP 10	11
JPMorgan Chase Bank N.A.		
1.890% due 06/03/2019	\$ 11	10
MUFG Bank Ltd.		
(0.230%) due 06/03/2019	\ 81	1
Sumitomo Mitsui Banking Corp.		
(0.570%) due 06/03/2019	EUR 23	23
1.890% due 06/03/2019	\$ 1	1

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. (0.570%) due 06/03/2019	EUR 382	EUR 382
(0.230%) due 06/03/2019	\ 15	0
0.370% due 06/03/2019	GBP 24	27
1.890% due 06/03/2019	\$ 9	8
		<u>558</u>
イタリア短期国債 2.4% Italy Buoni Ordinari del Tesoro (0.232%) due 08/14/2019 (g)	EUR 600	600
短期金融商品合計 (取得原価EUR 1,158)		<u>1,158</u>
投資有価証券合計 110.8% (取得原価EUR 26,901)		EUR 27,832
金融デリバティブ商品 (i)(k) (0.1%) (取得原価またはプレミアム、純額 EUR 1)		(36)
その他の資産および負債、純額 (10.7%)		<u>(2,684)</u>
純資産 100.0%		<u>EUR 25,112</u>

投資有価証券明細表に対する注記(金額：千単位^{*}、契約数を除く)：

- * ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
- (a) 現物払い証券。
 (b) 永久証券。表示されている日付は、適用ある場合、次の契約上の繰上げ償還日を表す。
 (c) 偶発転換証券。
 (d) 発行時決済証券。
 (e) インタレスト・オンリー（利札部分）証券。
 (f) 証券の額面価格はインフレ率に対して調整されている。
 (g) クーポンは、満期までの加重平均利回りを表す。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レポ契約

相手方	借入金利	借入日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	借入額 ⁽¹⁾	逆レポ契約に 対する未払金
IND	(0.290%)	04/17/2019	07/18/2019	EUR (406)	EUR (406)
逆レポ契約合計					EUR (406)

担保付借入として計上される特定の譲渡

	契約の残存約定定期日					合計	
	オーバーナイト および連続取引	30日まで	31日から90日	90日超			
逆レポ契約							
非米国政府機関債	EUR 0	EUR 0	EUR (406)	EUR 0	EUR (406)		
逆レポ契約合計	EUR 0	EUR 0	EUR (406)	EUR 0	EUR (406)		
借入れ合計	EUR 0	EUR 0	EUR (406)	EUR 0	EUR (406)		
逆レポ契約に対する未払金						EUR (406)	

借入れおよびその他の資金調達取引の概要

以下は、2019年5月31日現在の、相手方による借入れならびにその他の資金調達取引の時価および差入／(受領)された担保の概要である。

(h) 2019年5月31日現在、下記のマスター契約の条項に基づき、時価総額408ユーロの組入証券が担保となっている。

相手方	かかる		売却／買戻し		借入れおよび		担保差入／		エクスポー	
	受領額	逆レポ契約に 対する未払金	取引にかかる 未払金	空売りに かかる未払金	その他の資金 調達取引合計	担保差入／ (受領)	エクスポー ジャー純額 ⁽²⁾			
グローバル・マスター・ レポ契約										
IND	EUR 0	EUR (406)	EUR 0	EUR 0	EUR (406)	EUR 408	EUR 2			
借入れおよびその他の資金調達 取引合計	EUR 0	EUR (406)	EUR 0	EUR 0						

(1) 2019年5月31日終了期間中、未決済の平均借入額は1,373ユーロで、加重平均率は(0.348%)であった。平均借入額は、当期中保有された場合、売却／買戻し取引および逆レポ契約を含むことがある。

(2) エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの／への未収金／(未払金)を表す。借入れおよびその他の資金調達取引からのエクスポージャーは、同一の法実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

(i) 金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

先物契約

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	契約数	未実現利益/ (損失)	変動証拠金			
					資産		負債	
Euro-Bobl 5-Year Note June Futures	Short	06/2019	1	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	0
Euro-Bobl 5-Year Note September Futures	Long	09/2019	36	10	4	0	0	0
Euro-BTP 3-Year Note June Futures	Long	06/2019	1	0	0	0	0	0
Euro-BTP 10-Year Bond June Futures	Long	06/2019	4	10	0	0	(1)	0
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	Short	06/2019	3	0	0	0	0	0
Euro-Bund 10-Year Bond September Futures	Long	09/2019	45	19	16	0	0	0
Euro-Buxl 30-Year Bond June Futures	Short	06/2019	1	0	0	0	(1)	0
Euro-Buxl 30-Year Bond September Futures	Short	09/2019	1	0	0	0	0	0
Euro-OAT 10-Year Bond June Futures	Long	06/2019	1	2	0	0	0	0
Euro-Schatz 2-Year Note September Futures	Short	09/2019	47	(2)	0	0	(2)	0
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Short	09/2019	51	(46)	0	0	(23)	0
United Kingdom Treasury 10-Year Gilt September Futures	Long	09/2019	18	13	3	0	0	0
Call Option Strike @ EUR 113.800 on Euro-Schatz 2-Year Note September 2019 Futures	Long	08/2019	55	0	0	0	0	0
Call Option Strike @ EUR 167.000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	06/2019	2	(6)	0	0	(2)	0
Call Option Strike @ EUR 169.500 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	06/2019	2	(2)	0	0	(2)	0
Call Option Strike @ EUR 171.000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	07/2019	2	0	0	0	(2)	0
Put Option Strike @ EUR 129.500 on Euro-Bobl 5-Year Note September 2019 Futures	Long	08/2019	34	0	0	0	0	0
Put Option Strike @ EUR 148.000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Long	08/2019	10	0	0	0	0	0
Put Option Strike @ EUR 153.000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Long	08/2019	8	0	0	0	0	0
Put Option Strike @ EUR 167.000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	06/2019	2	2	0	0	(1)	0
Put Option Strike @ EUR 167.500 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	06/2019	2	1	0	0	(2)	0
Put Option Strike @ EUR 169.000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	07/2019	2	0	0	0	(1)	0
先物契約合計				EUR 1	EUR 23	EUR (37)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

スワップ契約

社債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ・セル・プロテクション⁽¹⁾

レファレンス・エンティティ	固定取引 受領金利	満期日 (月/日/年)	2019年 5月31日現在 のインプ ラ イ ド・ク レ ジ ット・ス プレッド ⁽²⁾	想定元本 ⁽³⁾	時価	未実現利益 ／ (損失)	変動証拠金		
							資産	負債	
Lloyds Bank PLC	1.000%	12/20/2021	0.326%	EUR 100	EUR	2 EUR	0 EUR	0 EUR	0

クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾

指数／トランシェ	固定取引 受領金利	満期日 (月/日/年)	想定元本 ⁽³⁾	時価 ⁽⁴⁾	未実現利益 ／ (損失)	変動証拠金		
						資産	負債	
iTraxx Europe Series 31 Index	1.000%	06/20/2024	EUR 1,900	EUR 31	EUR (3)	EUR 0	EUR 0	0

金利スワップ

支払／受領 変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月/日/年)	想定元本	時価	未実現利益 ／ (損失)	変動証拠金		
							資産	負債	
受領	3-Month Canadian Bank Bill	2.200%	06/16/2026	CAD 400	EUR	(7) EUR	12 EUR	0 EUR	(1)
支払	3-Month SEK-STIBOR	1.013%	01/23/2025	SEK 200		1	0	0	0
支払	3-Month SEK-STIBOR	1.023%	01/23/2025	1,600		7	4	0	0
						EUR 1	EUR 16	EUR 0	EUR (1)
スワップ契約合計						EUR 34	EUR 13	EUR 0	EUR (1)

金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の概要

以下は、2019年5月31日現在の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の時価および変動証拠金の概要である。

(j) 2019年5月31日現在、416ユーロの現金が、下記の上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保となっている。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	時価		変動証拠金資産		時価		変動証拠金負債	
	購入 オプション	先物	スワップ 契約	合計	売却 オプション	先物	スワップ 契約	合計
上場金融デリバティブ商品 または集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品合計	EUR 0	EUR 23	EUR 0	EUR 23	EUR 0	EUR (37)	EUR (1)	EUR (38)

- (1) ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは (i) スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくは参照指数を構成する原証券を受領するか、または (ii) 想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。
- (2) 絶対値で表され、期末時点の社債、米国地方債またはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブに対する債務不履行の可能性もしくはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。
- (3) 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドが信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。
- (4) クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブにとっての期待負債（または期待収益）は、期末現在クローズした／売却されたスワップ契約の想定元本である可能性を表す。当該スワップの想定元本と比較した場合の絶対値における時価の増加は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

(k) 金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品

為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額		通貨受取額		未実現利益／（損失）	
						資産	負債
AZD	06/2019	SGD	36	\$	27	EUR 0	EUR 0
BOA	08/2019	EUR	84	NOK	825	1	0
BPS	06/2019	DKK	496	EUR	66	0	0
BPS	06/2019	EUR	370	\$	413	1	0
BPS	06/2019	TWD	2,166		70	2	0
BPS	06/2019	\$	188	EUR	167	0	(1)
BPS	06/2019		73	PEN	243	0	(1)
BPS	08/2019	GBP	75	EUR	86	2	0
BPS	08/2019	\$	272	RUB	17,733	4	(6)
CBK	06/2019	KRW	82,309	\$	74	4	0
CBK	06/2019	\$	74	COP	232,525	0	(5)
CBK	08/2019	EUR	36	GBP	32	0	0
GLM	06/2019	\$	73	KRW	83,481	0	(3)
GLM	08/2019	EUR	613	SEK	6,642	13	0
HUS	06/2019		1,262	\$	1,421	13	0
HUS	06/2019	SGD	64		47	1	0
HUS	06/2019	\$	72	MXN	1,367	0	(2)
HUS	06/2019		40	TWD	1,256	0	0
HUS	11/2019	TWD	1,256	\$	40	0	(1)
JPM	06/2019	EUR	37		42	0	0
JPM	06/2019	\$	129	EUR	115	0	0
JPM	06/2019		208	PLN	788	0	(2)
JPM	06/2019		13	TWD	405	0	0
JPM	07/2019	DKK	4,865	EUR	652	0	0
JPM	07/2019	\$	77	HUF	21,090	0	(4)
JPM	08/2019	SEK	2,850	EUR	264	0	(5)
JPM	11/2019	TWD	405	\$	13	0	0
MYI	07/2019	DKK	2,995	EUR	401	0	0
MYI	08/2019	CAD	577		380	0	(2)
RYL	06/2019	MXN	1,389	\$	70	1	(1)
SCX	06/2019	\$	16	TWD	505	0	0
SCX	08/2019	EUR	475	CHF	537	5	0
SCX	08/2019		1,567	GBP	1,357	0	(36)
SCX	08/2019	\$	81	CZK	1,857	0	(1)
SCX	11/2019	TWD	505	\$	16	0	0
SCX	01/2020	DKK	500	EUR	67	0	0
SOG	08/2019	\$	23	RUB	1,488	0	0
TOR	06/2019	COP	232,525	\$	69	0	0
TOR	06/2019	EUR	6,824		7,612	7	0
TOR	07/2019	\$	69	COP	232,525	1	0
TOR	07/2019		7,630	EUR	6,824	0	(7)
UAG	06/2019		9,176		8,211	0	(24)
為替予約契約合計						EUR 55	EUR (101)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

購入オプション

金利スワップション

相手方	銘柄	変動金利指数	支払／ 受領 変動金利	行使率	権利失効日 (月／日／年)	想定元本 ⁽¹⁾	取得原価	時価
GLM	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	2.513%	12/05/2019	7,600	EUR 24	EUR 94
MYC	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	2.250%	12/18/2019	3,800	7	32
MYC	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	2.500%	02/20/2020	3,900	15	51
購入オプション合計							EUR 46	EUR 177

売却オプション

金利スワップション

相手方	銘柄	変動金利指数	支払／ 受領 変動金利	行使率	権利失効日 (月／日／年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
BPS	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	2.776%	12/05/2019	370	EUR (9)	EUR (35)
FBF	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	2.770%	12/05/2019	400	(9)	(38)
MYC	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	2.525%	02/20/2020	1,600	(15)	(45)
MYC	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	2.642%	12/18/2019	400	(8)	(30)
							EUR (41)	EUR (148)

クレジット・デフォルト・スワップション

相手方	銘柄	バイ／セル プロテクション	行使率	権利失効日 (月／日／年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
GST	Put - iTraxx Europe Series 30 Index	売却	2.400%	09/18/2019	400	EUR (1)	EUR 0
GST	Put - iTraxx Europe Series 31 Index	売却	0.950%	09/18/2019	700	(1)	(1)
GST	Put - CDX.IG-32 Index	売却	0.950%	09/18/2019	1,600	(2)	(3)
						EUR (4)	EUR (4)
売却オプション合計						EUR (45)	EUR (152)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2019年5月31日現在の、相手方とのOTC引金融デリバティブ商品の時価および差入／（受領）された担保の概要である。

相手方	金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					OTCデリバ ティブの時 価純額	担保 （受領） ／差入	エク スポー ジャー純 額 ⁽²⁾
	為替予約 契約	購入 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計		為替予約 契約	売却 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計				
AZD	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0		EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0		EUR 0	EUR 0	EUR 0
BOA	1	0	0	1		0	0	0	0		1	0	1
BPS	9	0	0	9		(8)	(35)	0	(43)		(34)	0	(34)
CBK	4	0	0	4		(5)	0	0	(5)		(1)	0	(1)
FBF	0	0	0	0		0	(38)	0	(38)		(38)	0	(38)
GLM	13	94	0	107		(3)	0	0	(3)		104	0	104
GST	0	0	0	0		0	(4)	0	(4)		(4)	0	(4)
HUS	14	0	0	14		(3)	0	0	(3)		11	0	11
JPM	0	0	0	0		(11)	0	0	(11)		(11)	0	(11)
MYC	0	83	0	83		0	(75)	0	(75)		8	0	8
MYI	0	0	0	0		(2)	0	0	(2)		(2)	0	(2)
RYL	1	0	0	1		(1)	0	0	(1)		0	0	0
SCX	5	0	0	5		(37)	0	0	(37)		(32)	0	(32)
SOG	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0
TOR	8	0	0	8		(7)	0	0	(7)		1	0	1
UAG	0	0	0	0		(24)	0	0	(24)		(24)	0	(24)
店頭取引合計	EUR 55	EUR 177	EUR 0	EUR 232		EUR (101)	EUR (152)	EUR 0	EUR (253)				

(1) 想定元本は、契約数を表している。

(2) エクスポート純額は、債務不履行時の相手方からの／への未取金／（未払金）を表す。OTC金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは、同一の法実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の注7「主要なリスク」を参照のこと。

2019年5月31日現在の資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品												
商品契約		クレジット 契約		エクイティ 契約		為替予約契約		金利契約		合計		
金融デリバティブ商品 - 資産												
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品												
先物	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	23	EUR	23
スワップ契約		0		0		0		0		0		0
	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	23	EUR	23
店頭取引金融デリバティブ商品												
為替予約契約	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	55	EUR	0	EUR	55
購入オプション		0		0		0		0		177		177
	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	55	EUR	177	EUR	232
	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	55	EUR	200	EUR	255
金融デリバティブ商品 - 負債												
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品												
先物	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	(37)	EUR	(37)
スワップ契約		0		0		0		0		(1)		(1)
	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	(38)	EUR	(38)
店頭取引金融デリバティブ商品												
為替予約契約	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	(101)	EUR	0	EUR	(101)
売却オプション		0		(4)		0		0		(148)		(152)
	EUR	0	EUR	(4)	EUR	0	EUR	(101)	EUR	(148)	EUR	(253)
	EUR	0	EUR	(4)	EUR	0	EUR	(101)	EUR	(186)	EUR	(291)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

2019年5月31日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品												
商品契約		クレジット 契約		エクイティ 契約		為替予約契約		金利契約		合計		
金融デリバティブ商品にかかる 実現純利益（損失）												
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品												
売却オプション	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	5	EUR	5
先物		0		0		0		0		562		562
スワップ契約		0		20		0		0		27		47
	EUR	0	EUR	20	EUR	0	EUR	0	EUR	594	EUR	614
店頭取引金融デリバティブ商品												
為替予約契約	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	(1,406)	EUR	0	EUR	(1,406)
購入オプション		0		0		0		0		1		1
売却オプション		0		3		0		3		14		20
スワップ契約		0		5		0		0		5		10
	EUR	0	EUR	8	EUR	0	EUR	(1,403)	EUR	20	EUR	(1,375)
	EUR	0	EUR	28	EUR	0	EUR	(1,403)	EUR	614	EUR	(761)
金融デリバティブ商品にかかる 未実現利益（損失）の純変動額												
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品												
売却オプション	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	1	EUR	1
先物		0		0		0		0		(71)		(71)
スワップ契約		0		(3)		0		0		(121)		(124)
	EUR	0	EUR	(3)	EUR	0	EUR	0	EUR	(191)	EUR	(194)
店頭取引金融デリバティブ商品												
為替予約契約	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	495	EUR	0	EUR	495
購入オプション		0		0		0		0		136		136
売却オプション		0		3		0		(2)		(100)		(99)
スワップ契約		0		0		0		0		(1)		(1)
	EUR	0	EUR	3	EUR	0	EUR	493	EUR	35	EUR	531
	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	493	EUR	(156)	EUR	337

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

公正価値測定

以下は、2019年5月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル1		レベル2		レベル3		2019年5月31日現在 公正価値
投資有価証券、時価							
ベルギー							
社債および約束手形	EUR	0	EUR	396	EUR	0	EUR 396
ソブリン債		0		681		0	681
カナダ							
社債および約束手形		0		311		0	311
モーゲージ・バック証券		0		36		0	36
ソブリン債		0		342		0	342
ケイマン諸島							
社債および約束手形		0		182		0	182
中国							
社債および約束手形		0		100		0	100
デンマーク							
社債および約束手形		0		2,723		0	2,723
フランス							
アセット・バック証券		0		100		0	100
社債および約束手形		0		757		0	757
ソブリン債		0		513		0	513
ドイツ							
アセット・バック証券		0		254		0	254
社債および約束手形		0		782		0	782
アイルランド							
アセット・バック証券		0		37		0	37
社債および約束手形		0		180		0	180
モーゲージ・バック証券		0		65		0	65
イタリア							
社債および約束手形		0		157		0	157
ソブリン債		0		718		0	718
日本							
社債および約束手形		0		100		0	100
ジャージー、チャネル諸島							
社債および約束手形		0		105		0	105
ルクセンブルグ							
アセット・バック証券		0		237		0	237
社債および約束手形		0		400		0	400
モロッコ							
ソブリン債		0		212		0	212
オランダ							
アセット・バック証券		0		12		0	12
社債および約束手形		0		914		0	914
モーゲージ・バック証券		0		94		0	94
ノルウェー							
社債および約束手形		0		202		0	202
ポーランド							
社債および約束手形		0		307		0	307

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年5月31日現在

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル1		レベル2		レベル3		2019年5月31日現在 公正価値	
投資有価証券、時価								
スペイン								
アセット・バック証券	EUR	0	EUR	82	EUR	0	EUR	82
社債および約束手形		0		105		0		105
ソブリン債		0		3,441		0		3,441
国際機関								
ソブリン債		0		101		0		101
スウェーデン								
社債および約束手形		0		195		0		195
スイス								
社債および約束手形		0		291		0		291
イギリス								
社債および約束手形		0		687		0		687
モーゲージ・バック証券		0		1,470		0		1,470
ソブリン債		0		1,127		0		1,127
アメリカ合衆国								
アセット・バック証券		0		95		0		95
社債および約束手形		0		2,895		0		2,895
モーゲージ・バック証券		0		861		0		861
米国政府機関債		0		3,581		0		3,581
米国財務省証券		0		826		0		826
短期金融商品		0		1,158		0		1,158
投資有価証券合計	EUR	0	EUR	27,832	EUR	0	EUR	27,832
金融デリバティブ商品 - 資産								
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバ ティブ商品		23		0		0		23
店頭取引金融デリバティブ商品		0		232		0		232
	EUR	23	EUR	232	EUR	0	EUR	255
金融デリバティブ商品 - 負債								
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバ ティブ商品		(37)		(1)		0		(38)
店頭取引金融デリバティブ商品		0		(253)		0		(253)
	EUR	(37)	EUR	(254)	EUR	0	EUR	(291)
合計	EUR	(14)	EUR	27,810	EUR	0	EUR	27,796

2019年5月31日に終了した期間中、レベル3への／からの重要な移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

May 31, 2019

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Assets:*Investments, at value*

Investments in securities*	\$ 49,066	EUR 27,832	\$ 59,518	\$ 465,556
Investments in affiliates	335,398	0	0	0

Financial Derivative Instruments

Exchange-traded or centrally cleared	0	23	45	786
Over the counter	23,510	232	190	9,084

Cash

Cash	3	0	5	26
------	---	---	---	----

Deposits with counterparty	330	416	420	4,123
----------------------------	-----	-----	-----	-------

Foreign currency, at value	0	10	56	5
----------------------------	---	----	----	---

Receivable for investments sold	0	776	257	2,448
---------------------------------	---	-----	-----	-------

Receivable for investments in affiliates sold	968	0	0	0
---	-----	---	---	---

Receivable for TBA investments sold	0	3,269	6,454	24,982
-------------------------------------	---	-------	-------	--------

Receivable for Fund units sold	258	2	0	4,564
--------------------------------	-----	---	---	-------

Interest and/or dividends receivable	12	141	201	2,227
--------------------------------------	----	-----	-----	-------

Other Assets	0	0	0	0
--------------	---	---	---	---

	410,145	32,701	57,154	513,801
--	---------	--------	--------	---------

Liabilities:*Borrowings & Other Financing Transactions*

Payable for reverse repurchase agreements	\$ 0	EUR 406	\$ 7,755	\$ 51,839
---	------	---------	----------	-----------

Payable for sale-buyback transactions	0	0	8,021	26,023
---------------------------------------	---	---	-------	--------

Payable for short sales	0	0	702	0
-------------------------	---	---	-----	---

Financial Derivative Instruments

Exchange-traded or centrally cleared	0	38	297	959
Over the counter	10,251	253	142	3,061

Payable for investments purchased	10	778	625	7,517
-----------------------------------	----	-----	-----	-------

Payable for investments in affiliates purchased	230	0	0	0
---	-----	---	---	---

Payable for investments purchased on a delayed-delivery basis	0	0	0	4,042
---	---	---	---	-------

Payable for TBA investments purchased	0	4,905	11,451	27,188
---------------------------------------	---	-------	--------	--------

Interest payable	2	0	0	6
------------------	---	---	---	---

Deposits from counterparty	9,850	0	0	4,640
----------------------------	-------	---	---	-------

Payable for Fund units redeemed	1,083	1,159	0	2,453
---------------------------------	-------	-------	---	-------

Distributions payable	0	24	0	0
-----------------------	---	----	---	---

Overdraft due to custodian	143	0	0	0
----------------------------	-----	---	---	---

Accrued management fee	0	0	0	63
------------------------	---	---	---	----

Accrued advisory fee	0	11	14	0
----------------------	---	----	----	---

Accrued administrative fee	0	5	8	0
----------------------------	---	---	---	---

Accrued agency fee	0	0	1	14
--------------------	---	---	---	----

Accrued organization expenses	0	0	0	69
-------------------------------	---	---	---	----

Accrued distribution fee	0	5	8	73
--------------------------	---	---	---	----

Accrued taxes payable	0	4	42	0
-----------------------	---	---	----	---

Other liabilities	0	0	0	84
-------------------	---	---	---	----

	21,589	7,589	29,056	128,131
--	--------	-------	--------	---------

Net Assets	\$ 388,576	EUR 25,112	\$ 38,099	\$ 385,670
-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------

Cost of Investments in Securities	\$ 49,066	EUR 26,901	\$ 58,678	\$ 464,105
--	------------------	-------------------	------------------	-------------------

Cost of Investments in Affiliates	\$ 301,840	EUR 0	\$ 0	\$ 0
--	-------------------	--------------	-------------	-------------

Cost of Foreign Currency Held	\$ 0	EUR 11	\$ 52	\$ 5
--------------------------------------	-------------	---------------	--------------	-------------

Proceeds Received on Short Sales	\$ 0	EUR 0	\$ 695	\$ 0
---	-------------	--------------	---------------	-------------

Cost or Premiums of Financial Derivative Instruments, net	\$ 0	EUR 1	\$ 140	\$ 136
--	-------------	--------------	---------------	---------------

* Includes repurchase agreements of:	\$ 40,500	EUR 0	\$ 0	\$ 0
--------------------------------------	-----------	-------	------	------

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

5

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

May 31, 2019

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PMCO Emerging Markets Bond Fund II	PMCO Euro Total Return Fund	PMCO Real Return Fund	PMCO Short- Term Strategy
Net Assets:	N/A	EUR 25,112	\$ 38,098	N/A
AUD	N/A	N/A	N/A	\$ 36,898
J (BRL)	\$ 44,258	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	1,358	N/A	N/A	N/A
J (INR)	10,775	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	146,652
J (MXN)	9,590	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	314,016	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	6,676
J (ZAR)	8,519	N/A	N/A	N/A
JPY	N/A	N/A	N/A	86,653
USD	N/A	N/A	N/A	109,791
Units Issued and Outstanding:	N/A	2,345	2,141	N/A
AUD	N/A	N/A	N/A	530
J (BRL)	997	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	17	N/A	N/A	N/A
J (INR)	151	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	1,578
J (MXN)	183	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	20,494	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	69
J (ZAR)	243	N/A	N/A	N/A
JPY	N/A	N/A	N/A	931
USD	N/A	N/A	N/A	1,047
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding: (Expressed in functional currency)	N/A	EUR 10.71	\$ 17.79	N/A
AUD				
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	\$ 69.68
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	AUD 100.57
J (BRL)				
(Expressed in functional currency)	\$ 44.37	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 4,817	N/A	N/A	N/A
J (IDR)				
(Expressed in functional currency)	\$ 77.70	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 8,437	N/A	N/A	N/A
J (INR)				
(Expressed in functional currency)	\$ 71.21	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 7,732	N/A	N/A	N/A
J (JPY)				
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	\$ 92.93
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	¥ 10,090
J (MXN)				
(Expressed in functional currency)	\$ 58.69	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 6,372	N/A	N/A	N/A
J (TRY)				
(Expressed in functional currency)	\$ 15.32	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 1,664	N/A	N/A	N/A
J (USD)				
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	\$ 97.00
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	¥ 10,532
J (ZAR)				
(Expressed in functional currency)	\$ 35.44	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 3,848	N/A	N/A	N/A
JPY				
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	\$ 91.98
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	¥ 9,987
USD				
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	\$ 104.87

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

51

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended May 31, 2019

(Amounts in thousands)

Investment Income:

	\$	1,494	EUR	505	\$	1,367	\$	13,844
Interest, net of foreign taxes*								
Miscellaneous income		0		2		0		0
Total Income		1,494		507		1,367		13,844

Expenses:

Advisory fees		0		116		168		0
Management fees - AUD ⁽¹⁾		N/A		N/A		N/A		33
Management fees - JPY		N/A		N/A		N/A		280
Management fees - USD		N/A		N/A		N/A		339
Administrative fees		0		64		93		0
Distribution fees		0		59		86		0
Distribution fees - AUD ⁽¹⁾		N/A		N/A		N/A		43
Distribution fees - JPY		N/A		N/A		N/A		266
Distribution fees - USD		N/A		N/A		N/A		431
Agency fees		0		5		8		0
Agency fees - AUD ⁽¹⁾		N/A		N/A		N/A		8
Agency fees - JPY		N/A		N/A		N/A		64
Agency fees - USD		N/A		N/A		N/A		76
Organization expense recoupment - JPY		N/A		N/A		N/A		28
Organization expense recoupment - USD		N/A		N/A		N/A		21
Interest expense		102		2		378		2,674
Total Expenses		102		246		733		4,253

Net Investment Income		1,392		261		634		9,591
------------------------------	--	-------	--	-----	--	-----	--	-------

Net Realized Gain (Loss):

Investments in securities, net of foreign taxes*		1		128		(257)		73
Investments in affiliates		46,318		0		0		0
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments		0		614		(310)		(3,877)
Over the counter financial derivative instruments		(70,392)		(1,375)		370		(12,982)
Foreign currency		89		145		(32)		(170)
Net Realized (Loss)		(23,984)		(488)		(229)		(16,156)

Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):

Investments in securities		0		871		1,327		2,029
Investments in affiliates		(10,260)		0		0		0
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments		0		(194)		(250)		(1,952)
Over the counter financial derivative instruments		44,106		531		(71)		4,480
Foreign currency assets and liabilities		(4)		79		(1)		68
Net Change in Unrealized Appreciation		27,836		1,287		1,005		4,625
Net Gain (Loss)		3,852		799		776		(11,531)

Net Increase (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations		\$	5,244	EUR	1,060	\$	1,410	\$	(1,940)
--	--	----	-------	-----	-------	----	-------	----	---------

* Foreign tax withholding		\$	0	EUR	1	\$	0	\$	10
---------------------------	--	----	---	-----	---	----	---	----	----

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽¹⁾ Period from February 15, 2019 (inception date) to May 31, 2019.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

8

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended May 31, 2019

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Euro Total Return Fund	PIMCO Real Return Fund	PIMCO Short- Term Strategy
Net investment income	\$ 1,392	EUR 281	\$ 634	\$ 9,591
Net realized (loss)	(23,984)	(488)	(228)	(16,156)
Net change in unrealized appreciation	27,836	1,287	1,005	4,625
Net increase (decrease) resulting from operations	5,244	1,060	1,410	(1,940)

Distributions to Unitholders:

Distributions	N/A	(311)	0	N/A
J (BRL)	(4,730)	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	(82)	N/A	N/A	N/A
J (INR)	(1,120)	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	(931)	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	(31,626)	N/A	N/A	N/A
J (ZAR)	(1,235)	N/A	N/A	N/A
Total Distributions	(39,724)	(311)	0	0

Fund Unit Transactions:

Net (decrease) resulting from Fund unit transactions*	(71,398)	(1,394)	(1,633)	(13,844)
---	----------	---------	---------	----------

Total (Decrease) in Net Assets

(105,878)	(545)	(223)	(15,784)
-----------	-------	-------	----------

Net Assets:

Beginning of year	494,454	25,757	38,321	401,454
End of year	\$ 388,576	EUR 25,112	\$ 38,038	\$ 385,670

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* See note 12 in the Notes to Financial Statements.

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended May 31, 2019

Selected Per Unit Data:	PIMCO Emerging Markets Bond Fund II J (MXN)	PIMCO Emerging Markets Bond Fund II J (TRY)	PIMCO Emerging Markets Bond Fund II J (ZAR)	PIMCO Euro Total Return Fund
Net asset value beginning of year	\$ 54.95	\$ 16.42	\$ 41.32	EUR 10.40
Net investment income (a)	0.20	0.05	0.13	0.11
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	8.62	0.20	(1.24)	0.33
Total increase (decrease) from investment operations	8.82	0.25	(1.11)	0.44
Total distributions	(5.08)	(1.35)	(4.77)	(0.13)
Net asset value end of year	\$ 58.69	\$ 15.32	\$ 35.44	EUR 10.71
Total return (Expressed in functional currency) (b)	16.85%	3.25%	(2.02)%	4.23%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	16.75%	3.22%	(2.10)%	N/A
Net assets end of year (COOs)	\$ 9,550	\$ 314,016	\$ 8,619	EUR 25,112
Ratio of expenses to average net assets	0.03%	0.03%	0.03%	0.96%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.00%	0.00%	0.95%
Ratio of net investment income to average net assets	0.35%	0.35%	0.35%	1.01%

Selected Per Unit Data:	PIMCO Real Return Fund	PIMCO Short- Term Strategy AUD ^(a)	PIMCO Short- Term Strategy J (JPY)	PIMCO Short- Term Strategy J (USD)
Net asset value beginning of year	\$ 17.13	\$ 71.19	\$ 92.73	\$ 94.21
Net investment income (a)	0.29	0.47	2.82	3.01
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	0.37	(1.98)	(2.62)	(0.22)
Total increase (decrease) from investment operations	0.65	(1.51)	0.20	2.79
Net asset value end of year	\$ 17.79	\$ 69.68	\$ 92.93	\$ 97.00
Total return (Expressed in functional currency) (b)	3.85%	(2.13)%	0.22%	2.96%
Total return (Expressed in Australian dollars) (c)	N/A	0.57%	N/A	N/A
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	N/A	N/A	0.15%	2.90%
Net assets end of year (COOs)	\$ 38,098	\$ 36,868	\$ 146,652	\$ 6,676
Ratio of expenses to average net assets	1.96%	2.99%*	0.62%	0.73%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.95%	1.07%*	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	1.70%	2.39%*	3.11%	3.15%

* Annualized, except organization expense, if any.

^(a) Period from February 15, 2019 (inception date) to May 31, 2019.^(b) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.^(c) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit.^(d) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's or Classes' NAV currency, as applicable. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended May 31, 2019

Selected Per Unit Data	PIMCO Short-Term Strategy JPY	PIMCO Short-Term Strategy USD
Net asset value beginning of year	\$ 92.50	\$ 103.03
Net investment income (a)	2.13	2.15
Net realized/unrealized (loss) on investments	(2.65)	(0.31)
Total increase (decrease) from investment operations	(0.52)	1.84
Net asset value end of year	\$ 91.98	\$ 104.87
Total return (Expressed in functional currency) (b)	(0.56)%	1.79%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	(0.63)%	N/A
Net assets end of year (COOs)	\$ 65,653	\$ 109,791
Ratio of expenses to average net assets	1.55%	2.10%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.79%	1.15%
Ratio of net investment income to average net assets	2.36%	2.06%

^(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.

^(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit.

^(c) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's or Class(es)' NAY currency, as applicable. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

3

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

1. ORGANIZATION

Each Fund discussed in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds"), which also includes each class of units of that Fund (each a "Class" and collectively, the "Classes"), is a series trust of PIMCO Bermuda Trust (the "Trust"), an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed by Winchester Global Trust Company Limited on August 8, 2001 (as amended from time to time, the "Trust Deed"). Effective as of the close of business (Eastern time) on November 28, 2006, Winchester Global Trust Company Limited retired and was discharged as trustee of the Trust and Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited was appointed as new trustee of the Trust for the owners of units of the Funds (the "Unitholders"). Effective as of the close of business (Eastern time) on September 29, 2017, Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited retired and was discharged as trustee of the Trust and Maples Trustee Services (Bermuda) Limited was appointed as new trustee of the Trust. As used in this report, all references to the "Trustee" shall mean the person then serving as trustee to the Trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO," the "Manager" or the "Investment Adviser") is the sponsor of and was responsible for structuring the Trust.

The Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 and related rules relating to standard funds.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further funds in addition to the Funds currently in operation as of the date of this report.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF) PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged) PIMCO Emerging Markets Bond Fund II	Offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trusts Association, Japan, or to funds with a similar structure in any other jurisdiction.
PIMCO Euro Total Return Fund PIMCO Real Return Fund	Offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager.
PIMCO Short-Term Strategy*	Offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor and/or a sales handling company in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager.
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)	Offered only to other Funds to serve as underlying investment vehicles for such Funds.

* The J (JPY) and J (USD) Classes of the PIMCO Short-Term Strategy are offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trusts Association, Japan, or to funds with a similar structure in any other jurisdiction.

Units of the PIMCO Euro Total Return Fund, PIMCO Real Return Fund, and AUD, JPY, and USD Classes of PIMCO Short-Term Strategy have been registered under the Financial Instruments and Exchange Law of Japan. Units of each of the remaining Funds and the J (JPY) and J (USD) Classes of PIMCO Short-Term Strategy have not been and are not currently expected to be registered under the Financial Instruments and Exchange Law of Japan. Accordingly, such Units of these Funds may not be, directly or indirectly, offered in Japan or to any resident in Japan, except in compliance with applicable Japanese laws and regulations.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). Each Fund is treated as an investment company under the reporting requirements of U.S. GAAP. The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(a) Underlying Fund The Trustee and the Manager may apply all or a portion of the assets of PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF), PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged), and PIMCO Emerging Markets Bond Fund II (each referred to herein as a "Fund of Funds" or the "Acquiring Fund", which invests in other Funds) to the respective credit of the PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M) (referred to herein as an "Underlying Fund" or the "Acquired Fund"). Any assets so applied will be held in such Acquired Fund as if received directly. Where assets are so applied, the Acquired Fund will record the issue of units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per unit of such units and will repurchase such units at the repurchase price per unit of such units at the time of repurchase.

(b) Securities Transactions and Investment Income Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled beyond a standard settlement period for the security after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as a Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date, with the exception of securities with a forward starting effective date, where interest income is recorded on the accrual basis from effective date. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortized. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or net change in unrealized appreciation (depreciation) on investments on the Statements of Operations, as appropriate. Tax liabilities realized as a result of such security sales are reflected as a component of net realized gain (loss) on investments on the Statements of Operations. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

(c) Cash and Foreign Currency The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency").

The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Purchases and sales of securities and income and expense items denominated in foreign currencies, if any, are translated into each Fund's respective functional currency at the exchange rate in effect on the transaction date. The Funds do not separately report the effects of changes in foreign exchange rates from changes in market prices on securities held. Such charges are included in net realized and net changes in unrealized gain or loss from investments on the Statements of Operations. The Funds may invest in foreign currency denominated securities and may engage in foreign currency transactions either on a spot (cash) basis at the rate prevailing in the currency exchange market at the time or through a forward foreign currency contract. Realized foreign exchange gains or losses arising from sales of spot foreign currencies, currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions and the difference between the recorded amounts of dividends, interest, and foreign withholding taxes and the functional currency equivalent of the amounts actually received or paid are included in net realized gain or loss on foreign currency transactions on the Statements of Operations. Net unrealized foreign exchange gains and losses arising from changes in foreign exchange rates on foreign denominated assets and liabilities other than investments in securities held at the end of the reporting period are included in net change in unrealized appreciation or depreciation on foreign currency assets and liabilities on the Statements of Operations.

The Net Asset Value ("NAV") and total returns of certain Funds (or Classes thereof, as applicable) are presented in the currency for which the NAV is reported (the "NAV currency") as detailed in each Fund's Offering Memorandum (the "Offering Memorandum"). For the purposes of the presentation of the NAV and the total return in the NAV currency, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of the distribution. See the following table for the NAV currency and functional currency of each respective Fund:

Fund/Class:	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (MI)	U.S. dollar	U.S. dollar
• USD		
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Markets Bond Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
• J (BRL)		
• J (IDR)		
• J (INR)		
• J (MXN)		
• J (TRY)		
• J (ZAR)		
PIMCO Euro Total Return Fund	Euro	Euro

Fund/Class:	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Real Return Fund	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Short-Term Strategy		
• AUD	Australian dollar	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• JPY	Japanese yen	U.S. dollar
• USD	U.S. dollar	U.S. dollar

(d) Multiclass Operations Each Class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of the Fund equal to that of other Classes of the same Fund, except for specific assets and gains and losses designated to a Class relating to currency hedging operations. Income, non-Class specific expenses, and non-Class specific realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each Class of units based on the relative net assets of each Class of the respective Fund. Class specific expenses currently include management, advisory, administrative and distribution fees, where applicable.

(e) Distribution Policy The following table shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld at the Manager's discretion.

Declared Daily and Paid Monthly:
PIMCO Euro Total Return Fund
Declared and Paid Monthly:
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF)
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged)
PIMCO Emerging Markets Bond Fund II
PIMCO Short-Term Strategy
• J (JPY)
• J (USD)
Declared and Paid Quarterly:
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund
Declared and Paid Annually:
PIMCO Real Return Fund
PIMCO Short-Term Strategy
• AUD
• JPY
• USD
The Manager does not expect to declare distributions with respect to this Fund (or Classes thereof, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (MI)

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the NAV currency of the Fund. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there is inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(f) New Accounting Pronouncements In March 2016, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued an Accounting Standards Update ("ASU"), ASU 2016-05, which provides guidance related to the impact of derivative contract novations on certain relationships under Accounting Standards Codification Topic ("ASC") 815. The ASU is effective for annual periods beginning after December 15, 2017, and interim periods within fiscal years beginning after December 15, 2018. The Funds have adopted the ASU. The implementation of the ASU did not have an impact on any Fund's financial statements.

In August 2016, the FASB issued an ASU, ASU 2016-15, which amends ASC 230 to clarify guidance on the classification of certain cash receipts and cash payments on the Statement of Cash Flows. The ASU is effective for annual periods beginning after December 15, 2018, and interim periods beginning after December 15, 2019. The Funds have adopted the ASU. The implementation of the ASU did not have an impact on any Fund's financial statements.

In November 2016, the FASB issued an ASU, ASU 2016-18, which amends ASC 230 to provide guidance on the classification and presentation of changes in restricted cash and restricted cash equivalents on the Statement of Cash Flows. The ASU is effective for annual periods beginning after December 15, 2018, and interim periods beginning after December 15, 2019. The Funds have adopted the ASU. The implementation of the ASU did not have an impact on any Fund's financial statements.

In August 2018, the FASB issued an ASU, ASU 2018-13, which amends ASC 820 to modify the disclosure requirements on fair value measurements. The ASU is effective for annual periods beginning after December 15, 2019, and interim periods within those annual periods. The implementation of the ASU removes or modifies certain disclosure requirements. At this time, management has elected to early adopt the ASU and the changes are incorporated in the financial statements.

3. INVESTMENT VALUATION AND FAIR VALUE MEASUREMENTS

(a) Investment Valuation Policies The price of a Fund's units is based on the Fund's NAV. The NAV of a Fund, or each of its Classes, as applicable, is determined by dividing the total value of portfolio investments and other assets attributable to that Fund or Class, less any liabilities, by the total number of units outstanding of that Fund or Class. On each Fund's Dealing Day (as described in the current Offering Memorandum of the Trust), Fund units are ordinarily valued as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange ("NYSE Close"). Information that becomes known to the Funds or their agents after the time as of which NAV has been calculated on a particular day will not generally be used to retroactively adjust the price of a security or the NAV determined earlier that day. Each Fund reserves the right to change the time as of which its NAV is calculated if the Fund closes earlier.

For purposes of calculating a NAV, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are valued at market value. Market value is generally determined on the basis of official closing prices or the last

reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from established market makers or prices (including evaluated prices) supplied by the Funds' approved pricing services, quotation reporting systems and other third-party sources (together, "Pricing Services"). The Funds will normally use pricing data for domestic equity securities received shortly after the NYSE Close and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the NYSE Close. If market value pricing is used, a foreign (non-U.S.) equity security traded on a foreign exchange or on more than one exchange is typically valued using pricing information from the exchange considered by the Manager to be the primary exchange. A foreign (non-U.S.) equity security will be valued as of the close of trading on the foreign exchange, or the NYSE Close, if the NYSE Close occurs before the end of trading on the foreign exchange. Domestic and foreign (non-U.S.) fixed income securities, non-exchange traded derivatives, and equity options are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or Pricing Services using data reflecting the earlier closing of the principal markets for those securities. Prices obtained from Pricing Services may be based on, among other things, information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Exchange-traded options, except equity options, futures and options on futures, are valued at the settlement price determined by the relevant exchange. Swap agreements are valued on the basis of bid quotes obtained from brokers and dealers or market-based prices supplied by Pricing Services or other pricing sources. A Fund's investments in open-end management investment companies, other than exchange-traded funds ("ETFs"), are valued at the NAVs of such investments. Open-end management investment companies may include affiliated funds.

If a foreign (non-U.S.) equity security's value has materially changed after the close of the security's primary exchange or principal market but before the NYSE Close, the security may be valued at fair value based on procedures established and approved by the Manager. Foreign (non-U.S.) equity securities that do not trade when the NYSE is open are also valued at fair value. With respect to foreign (non-U.S.) equity securities, a Fund may determine the fair value of investments based on information provided by Pricing Services and other third-party vendors, which may recommend fair value or adjustments with reference to other securities, indices or assets. In considering whether fair valuation is required and in determining fair values, a Fund may, among other things, consider significant events (which may be considered to include changes in the value of U.S. securities or securities indices) that occur after the close of the relevant market and before the NYSE Close. A Fund may utilize modeling tools provided by third-party vendors to determine fair values of foreign (non-U.S.) securities. For these purposes, any movement in the applicable reference index or instrument ("zero trigger") between the earlier close of the applicable foreign market and the NYSE Close may be deemed to be a significant event, prompting the application of the pricing model (effectively resulting in daily fair valuations). Foreign exchanges may permit trading in foreign (non-U.S.) equity securities on days when the Trust is not open for business, which may result in a Fund's portfolio investments being affected when Unitholders are unable to buy or sell units.

Senior secured floating rate loans for which an active secondary market exists to a reliable degree will be valued at the mean of the last available bid/ask prices in the market for such loans, as provided by a Pricing Service. Senior secured floating rate loans for which an active secondary market does not exist to a reliable degree will be valued at fair value, which is intended to approximate market value. In valuing a senior secured floating rate loan at fair value, the factors considered may include, but are not limited to, the following: (a) the creditworthiness of the borrower and any intermediate

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

participants, (b) the terms of the loan, (c) recent prices in the market for similar loans, if any, and (d) recent prices in the market for instruments of similar quality, rate, period until next interest rate reset and maturity.

Investments valued in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates obtained from Pricing Services. As a result, the value of such investments and, in turn, the NAV of the Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the functional currency. The value of investments traded in foreign markets or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the Trust is not open for business. As a result, to the extent that a Fund holds foreign (non-U.S.) investments, the value of those investments may change at times when you cannot purchase, redeem or exchange units and the value of such investments will be reflected in the Fund's next calculated NAV.

Investments for which market quotes or market based valuations are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Manager or persons acting at their direction. The Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available, and has delegated to PIMCO the responsibility for applying the fair valuation methods. In the event that market quotes or market based valuations are not readily available, and the security or asset cannot be valued pursuant to a Manager approved valuation method, the value of the security or asset will be determined in good faith by the Valuation Committee. Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/ask information, indicative market quotations ("Broker Quotes"), Pricing Services' prices), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of the Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Manager is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of the Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be reevaluated in light of such significant events.

When a Fund uses fair valuation to determine the value of a portfolio security or other asset for purposes of calculating its NAV, such investments will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value. Fair valuation may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot ensure that fair values determined by the Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

(b) Fair Value Hierarchy U.S. GAAP describes fair value as the price that a Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. It establishes a fair value hierarchy that prioritizes inputs to valuation methods and requires disclosure of the fair value hierarchy, separately for each major category of assets and liabilities, that segregates fair value measurements into levels (Level 1, 2, or 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risks associated with investing in those securities. Levels 1, 2, and 3 of the fair value hierarchy are defined as follows:

• **Level 1**—Quoted prices in active markets or exchanges for identical assets and liabilities.

• **Level 2**—Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.

• **Level 3**—Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Manager or persons acting at their direction that are used in determining the fair value of investments.

In accordance with the requirements of U.S. GAAP, the amounts of transfers in and out of Level 3, if material, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires to disclose transfers into and out of Level 3 of the fair value hierarchy and purchases and issues of Level 3 assets and liabilities during the period. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, and if material, details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

(c) Valuation Techniques and the Fair Value Hierarchy

Level 1 and Level 2 trading assets and trading liabilities, at fair value The valuation methods (or "techniques") and significant inputs used in determining the fair values of portfolio securities or other assets and liabilities categorized as Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities and non-U.S. bonds are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or Pricing Services that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The Pricing Services' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis or as a repurchase commitment in a sale-buyback transaction are marked to market daily until settlement at the forward settlement date and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Mortgage-related and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also normally valued by Pricing Services that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes, current market data, estimated cash flows and market-based yield spreads for each tranche, and incorporate deal collateral performance, as available. Mortgage-related and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

Common stocks, ETFs, exchange-traded notes and financial derivative instruments, such as futures contracts, rights and warrants, or options on futures that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation adjustments are not applied, they are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy.

Investments valued (denominated) in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates (currency spot and forward rates) obtained from Pricing Services. As a result, the NAV of a Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the functional currency. The value of securities traded in foreign markets or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the Trust is not open for business. Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the NYSE Close. These securities are valued using Pricing Services that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in the U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Preferred securities and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Equity-linked securities are valued by referencing the last reported sale or settlement price of the linked referenced equity on the day of valuation. Foreign exchange adjustments are applied to the last reported price to convert the linked equity's trading currency to the contract's settling currency. These investments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Investments in registered open-end investment companies (other than ETFs) will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy. Investments in unregistered open-end investment companies will be calculated based upon the NAVs of such investments and are considered Level 1 provided that the NAVs are observable, calculated daily and are the value at which both purchases and sales will be conducted.

Equity exchange-traded options and over the counter financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts and options contracts, derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. These contracts are normally valued on the basis of quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or Pricing Services (normally determined as of the NYSE Close). Depending on the product and the terms of the transaction, financial derivative instruments can be valued by Pricing Services using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as quoted prices, issuer details, indices, bid/ask spreads, interest rates, implied volatilities, yield curves, dividends and exchange rates. Financial derivative instruments that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Centrally cleared swaps and over the counter swaps derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. They are valued using a broker-dealer bid quotation or on market-based prices provided by Pricing Services (normally determined as of the NYSE close). Centrally cleared swaps and over the counter swaps can be valued by Pricing Services using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models may use inputs that are observed from actively quoted markets such as the overnight index swap rate ("OIS"), London Interbank Offered Rate ("LIBOR") forward rate, interest

rates, yield curves and credit spreads. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair value When a fair valuation method is applied by the Manager that uses significant unobservable inputs, investments will be priced by a method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. The valuation techniques and significant inputs used in determining the fair values of portfolio assets and liabilities categorized as Level 3 of the fair value hierarchy are as follows:

Proxy pricing procedures set the base price of a fixed income security and subsequently adjust the price proportionally to market value changes of a pre-determined security deemed to be comparable in duration, generally a U.S. Treasury or sovereign note based on country of issuance. The base price may be a broker-dealer quote, transaction price, or an internal value as derived by analysis of market data. The base price of the security may be reset on a periodic basis based on the availability of market data and procedures approved by the Valuation Committee. Significant changes in the unobservable inputs of the proxy pricing process (the base price) would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

If third-party evaluated vendor pricing is not available or not deemed to be indicative of fair value, the Manager may elect to obtain Broker Quotes directly from the broker-dealer or passed through from a third-party vendor. In the event that fair value is based upon a single sourced Broker Quote, these securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. Broker Quotes are typically received from established market participants. Although independently received, the Manager does not have the transparency to view the underlying inputs which support the market quotation. Significant changes in the Broker Quote would have direct and proportional changes in the fair value of the security.

Short-term debt instruments (such as commercial paper) having a remaining maturity of 60 days or less may be valued at amortized cost, so long as the amortized cost value of such short-term debt instruments is approximately the same as the fair value of the instrument as determined without the use of amortized cost valuation. These securities are categorized as Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy depending on the source of the base price.

4. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Delayed-Delivery Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, a Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed delivery transaction after it is entered into, which may result in a realized gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(b) Inflation-Indexed Bonds Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed income securities whose principal value is periodically adjusted by the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity. Repayment of the original bond principal upon maturity (as adjusted for inflation) is guaranteed in the case of U.S. TIPS. For bonds that do not provide a similar guarantee, the adjusted principal value of the bond repaid at maturity may be less than the original principal.

(c) Loan Participations, Assignments and Originations Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties or investments in or originations of loans by the Fund. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrowers of the loans. These loans may include participations in bridge loans, which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions.

The types of loans and related investments in which the Funds may invest include, among others, senior loans, subordinated loans (including second lien loans, B-Notes and mezzanine loans), whole loans, commercial real estate and other commercial loans and structured loans. A Fund may originate loans or acquire direct interests in loans through primary loan distributions and/or in private transactions. In the case of subordinated loans, there may be significant indebtedness ranking ahead of the borrower's obligation to the holder of such a loan, including in the event of the borrower's insolvency. Mezzanine loans are typically secured by a pledge of an equity interest in the mortgage borrower that owns the real estate rather than an interest in a mortgage.

Investments in loans may include unfunded loan commitments, which are contractual obligations for funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate a Fund to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. A Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a loan. In certain circumstances, a Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Statements of Operations. Unfunded loan commitments are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities.

(d) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, loans on real property. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal. Interest may be determined by fixed or adjustable rates.

The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the U.S. Government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements. Many of the risks of investing in mortgage-related securities secured by commercial mortgage loans reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make lease payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. These securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or other asset-backed securities. Other asset-backed securities are created from many types of assets, including, but not limited to, auto loans, accounts receivable, such as credit card receivables and hospital account receivables, home equity loans, student loans, boat loans, mobile home loans, recreational vehicle loans, manufactured housing loans, aircraft leases, computer leases and syndicated bank loans. The Fund may invest in any level of the capital structure of an issuer of mortgage-backed or asset-backed securities, including the equity or "first loss" tranche.

(e) Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralized by whole mortgage loans or private mortgage bonds and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches", with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including prepayments. CMOs may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or asset-backed securities.

(f) Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. An SMBS will have one class that will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statements of Operations. Because no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the cost of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statements of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

(g) Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include Collateralized Bond Obligations ("CBOs"), Collateralized Loan Obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. In addition to the normal risks associated with fixed income securities discussed elsewhere in this report and the Funds' Offering Memorandum (e.g., prepayment risk, credit risk, liquidity risk, market risk, structural risk, legal risk and interest rate risk (which may be exacerbated if the interest rate payable on a structured financing changes based on multiples of changes in interest rates or inversely to changes in interest

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

rates)), CBOs, CLOs, and other CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the quality of the collateral may decline in value or default, (iii) the risk that a Fund may invest in CBOs, CLOs, or other CDOs that are subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

(h) Payment In-Kind Securities Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs may give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash and/or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata adjustment from the unrealized appreciation or depreciation on investments to interest receivable on the Statements of Assets and Liabilities.

(i) Restricted Securities Certain Funds may hold investments that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but may be required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted. Disposal of restricted investments may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve. Restricted investments held by the Funds at May 31, 2019, as applicable, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

(j) Structured Notes Certain Funds may invest in structured notes and other related instruments, which are privately negotiated debt obligations in which the principal and/or interest is determined by reference to the performance of a benchmark asset, market or interest rate (an "embedded index"), such as selected securities, an index of securities or specified interest rates, or the differential performance of two assets or markets, such as indexes reflecting bonds. Structured instruments may be issued by corporations, including banks, as well as by governmental agencies. The terms of such structured instruments normally provide that their principal and/or interest payments are to be adjusted upwards or downwards (but ordinarily not below zero) to reflect changes in the embedded index while the structured instruments are outstanding. As a result, the interest and/or principal payments that may be made on a structured product may vary widely, depending on a variety of factors, including the volatility of the embedded index and the effect of changes in the embedded index on principal and/or interest payments.

(k) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises Certain Funds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities which do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

Under the direction of the Federal Housing Finance Agency, the Federal National Mortgage Association ("FNMA") and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC") have entered into a joint initiative to develop a common securitization platform for the issuance of a uniform mortgage-backed security (the "Single Security Initiative") that aligns the characteristics of FNMA and FHLMC certificates. The Single Security Initiative was implemented on June 3, 2019, and the effects it may have on the market for mortgage-backed securities are uncertain.

Roll-timing strategies can be used where a Fund seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a TBA security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to substantially the same underlying asset with a later expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statements of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

(l) When-Issued Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorized, has not yet been issued in the market. Transactions to purchase or sell securities on a when-issued basis involve a commitment by a Fund to purchase or sell these securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Fund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a realized gain or loss.

(m) Bank Obligations Bank obligations in which a Fund may invest include certificates of deposit, bankers' acceptances, and fixed time deposits. Certificates of deposit are negotiable certificates issued against funds deposited in a commercial bank for a definite period of time and earning a specified return. Bankers' acceptances are negotiable drafts or bills of exchange, normally drawn by an importer or exporter to pay for specific merchandise, which are "accepted" by a bank, meaning, in effect, that the bank unconditionally agrees to pay the face value of the instrument on maturity. Fixed time deposits are bank obligations payable at a stated maturity date and bearing interest at a fixed rate. Fixed time deposits may be withdrawn on demand by the investor, but may be subject to early withdrawal penalties which vary depending upon market conditions and the remaining maturity of the obligation.

5. BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

The following disclosures contain information on the Funds' ability to lend or borrow cash or securities to the extent permitted under the Offering Memorandum, which may be viewed as borrowing or financing transactions by the Funds. The location of these instruments is described below. For a detailed description of credit and counterparty risks that can be associated with borrowings and other financing transactions, please see Note 7, Principal Risks.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

(a) Repurchase Agreements Certain Funds may engage in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund purchases an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. In an open maturity repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Repurchase agreements, including accrued interest, are included on the Statements of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statements of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund.

(b) Reverse Repurchase Agreements Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. In an open maturity reverse repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. A Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. Cash received in exchange for securities delivered plus accrued interest payments to be made by a Fund to counterparties are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(c) Sale-Buybacks Certain Funds may enter into financing transactions referred to as "sale-buybacks". A sale buyback financing transaction consists of a sale of a security by a Fund to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed-upon price and date. A Fund is not entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security sold to the counterparty during the term of the agreement. The agreed-upon proceeds for securities to be repurchased by a Fund are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund will recognize net income represented by the price differential between the price received for the transferred security and the agreed-upon repurchase price. This is commonly referred to as the "price drop". A price drop consists of (i) the foregone interest and inflationary income adjustments, if any, a Fund would have otherwise received had the security not been sold and (ii) the negotiated financing terms between a Fund and counterparty. Foregone interest and inflationary income adjustments, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations. Interest payments based upon negotiated financing terms made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under sale-buyback transactions.

(d) Short Sales Certain Funds may enter into short sales transactions. Short sales are transactions in which the Fund sells a security that it may not own. A Fund may make short sales of securities to (i) offset potential declines in long positions in similar securities, (ii) to increase the flexibility of the Fund, (iii) for investment return, (iv) as part of a risk arbitrage strategy, and (v) as

part of its overall portfolio management strategies involving the use of derivative instruments. When a Fund engages in a short sale, it may borrow the security sold short and deliver it to the counterparty. The Fund will ordinarily have to pay a fee or premium to borrow a security and be obligated to repay the lender of the security any dividend or interest that accrues on the security during the period of the loan. Securities sold in short sale transactions and the dividend or interest payable on such securities, if any, are reflected as payable for short sales on the Statements of Assets and Liabilities. Short sales expose the Fund to the risk that it will be required to cover its short position at a time when the security or other asset has appreciated in value, thus resulting in losses to the Fund. A short sale is "against the box" if the Fund holds in its portfolio or has the right to acquire the security sold short, or securities identical to the security sold short, at no additional cost. A Fund will be subject to additional risks to the extent that it engages in short sales that are not "against the box." A Fund's loss on a short sale could theoretically be unlimited in cases where the Fund is unable, for whatever reason, to close out its short position.

6. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use financial derivative instruments and how financial derivative instruments affect the Funds' financial position, results of operations and cash flows. The location and fair value amounts of these instruments on the Statements of Assets and Liabilities and the net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations, each categorized by type of financial derivative contract and related risk exposure, are included in a table in the Notes to Schedule of Investments. The financial derivative instruments outstanding as of period end and the amounts of net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation (depreciation) on financial derivative instruments during the period, as disclosed in the Notes to Schedule of Investments, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Funds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts Certain Funds may engage in forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

Certain Funds having a hedged Class may also enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the hedged Class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these Class specific forward foreign currency contracts will be successful.

(b) Futures Contracts Certain Funds may enter into futures contracts. A futures contract is an agreement to buy or sell a security or other asset for a set price on a future date and are traded on exchanges. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and based on such movements in the price of the contracts, an appropriate payable or receivable for the change in value may be posted or collected by the Fund ("Futures Variation Margin"). Futures Variation Margins, if any, are disclosed within centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or close. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the Futures Variation Margin included within exchange traded or centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts Certain Funds may write or purchase options to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. Certain Funds may write call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These amounts are included on the Statements of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold ("call") or purchased ("put") and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included as an asset on the Statements of Assets and Liabilities and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is executed.

Credit Default Swaptions Certain Funds may write or purchase credit default swaptions to hedge exposure to the credit risk of an investment without making a commitment to the underlying instrument. A credit default swaption is an option to sell or buy credit protection to a specific reference by entering into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future.

Foreign Currency Options Certain Funds may write or purchase foreign currency options to be used as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates or to gain exposure to foreign currencies.

Inflation-Capped Options Certain Funds may write or purchase inflation-capped options to enhance returns or for hedging opportunities. The purpose of purchasing inflation-capped options is to protect a Fund from inflation erosion above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in inflation-linked products.

Interest Rate-Capped Options Certain Funds may write or purchase interest rate-capped options to enhance returns or for hedging opportunities. The purpose of purchasing interest rate-capped options is to protect a Fund from floating rate risk above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in interest rate linked products.

Interest Rate Swaptions Certain Funds may write or purchase interest rate swaptions which are options to enter into a pre-defined swap agreement or to shorten, extend, cancel or otherwise modify an existing swap agreement, by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Options on Exchange-Traded Futures Contracts Certain Funds may write or purchase options on exchange-traded futures contracts ("Futures Option") to hedge an existing position or future investment, for speculative purposes or to manage exposure to market movements. A Futures Option is an option contract in which the underlying instrument is a single futures contract.

Options on Securities Certain Funds may write or purchase options securities to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. An option on a security uses a specified security as the underlying instrument for the option contract.

(d) Swap Agreements Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements may be privately negotiated in the OTC market or may be cleared through a third party, known as a central counterparty or derivatives clearing organization ("centrally cleared swaps"). A Fund may enter into asset, credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Centrally cleared swaps are marked to market daily based upon valuations as determined from the underlying contract or in accordance with the requirements of the central counterparty or derivatives clearing organization. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net change in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps ("Swap Variation Margin"), if any, are disclosed within centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities. OTC swap payments received or paid at the beginning of the measurement period are included on the Statements of Assets and Liabilities and represent premiums paid or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions (credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and other relevant factors). Upfront premiums received (paid) are initially recorded

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

as liabilities (assets) and subsequently marked to market to reflect the current value of the swap. These upfront premiums are recorded as realized gains or losses on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realized gains or losses on the Statements of Operations.

For purposes of applying certain of a Fund's investment policies and restrictions, swap agreements, like other derivative instruments, may be valued by a Fund at market value, notional value or full exposure value. In the case of a credit default swap, in applying certain of the Fund's investment policies and restrictions, the Fund will value the credit default swap at its notional value or its full exposure value (i.e., the sum of the notional amount for the contract plus the market value), but may value the credit default swap at market value for purposes of applying certain of the Fund's other investment policies and restrictions. For example, the Fund may value credit default swaps at full exposure value for purposes of the Fund's credit quality guidelines (if any) because such value in general better reflects the Fund's actual economic exposure during the term of the credit default swap agreement. As a result, a Fund may, at times, have notional exposure to an asset class (before netting) that is greater or lesser than the stated limit or restriction noted in the Fund's Offering Memorandum. In this context, both the notional amount and the market value may be positive or negative depending on whether the Fund is selling or buying protection through the credit default swap. The manner in which certain securities or other instruments are valued by the Fund for purposes of applying investment policies and restrictions may differ from the manner in which those investments are valued by other types of investors. Entering into swap agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates or the values of the asset upon which the swap is based.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. The risk may be mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

To the extent a Fund has a policy to limit the net amount owed to or to be received from a single counterparty under existing swap agreements, such limitation only applies to counterparties to OTC swaps and does not apply to centrally cleared swaps where the counterparty is a central counterparty or derivatives clearing organization.

Credit Default Swap Agreements Certain Funds may enter into credit default swaps on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event that the referenced entity, obligation or index, as specified in the swap agreement, undergoes a certain credit event. As a seller of protection on credit default swap agreements, a Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed

rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If a Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If a Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event).

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. A Fund may use credit default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are instruments for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues as of period end, if any, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. They serve as an indicator of the current status of payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the referenced entity. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement. For credit default swap agreements on asset-backed securities and credit indices, the quoted market prices and resulting values serve as the indicator of the current status of the payment/performance risk. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller of protection could be required to make under a credit default swap agreement equals the notional amount of the agreement. Notional amounts of each individual credit default swap agreement outstanding as of period end for which a Fund is the seller of protection are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by a Fund for the same referenced entity or entities.

Interest Rate Swap Agreements Certain Funds are subject to interest rate risk exposure in the normal course of pursuing their investment objectives. The value of the fixed rate bonds that a Fund holds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost and at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

Total Return Swap Agreements Certain Funds may enter into total return swap agreements to gain or mitigate exposure to the underlying reference. Total return swap agreements involve commitments where single or multiple cash flows are exchanged based on the price of an underlying reference asset and on a fixed or variable interest rate. Total return swap agreements may involve commitments to pay interest in exchange for a market-linked return. One counterparty pays out the total return of a specific underlying reference asset, which may include a single security, a basket of securities, or an index, and in return receives a fixed or variable rate. At the maturity date, a net cash flow is exchanged where the total return is equivalent to the return of the underlying reference asset less a financing rate, if any. As a receiver, a Fund would receive payments based on any positive total return and would owe payments in the event of a negative total return. As the payer, a Fund would owe payments on any positive total return, and would receive payments in the event of a net negative total return.

7. PRINCIPAL RISKS

In the normal course of business, the Funds (or Acquired Funds, if applicable) trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to such things as changes in the market (market risk) or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk). See below for a detailed description of select principal risks.

Fund of Funds To the extent that certain Funds invest substantially all of their respective assets in Acquired Funds, the risks associated with investing in these Funds will be closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Acquired Funds. The ability of the Funds to achieve their respective investment objectives may depend upon the ability of the Acquired Funds to achieve their respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of any Acquired Fund will be achieved. The NAV of an Acquiring Fund will fluctuate in response to changes in the respective NAV of the Acquired Fund in which it invests.

In the normal course of business, Acquired Funds trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk), or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk).

Market Risks A Fund's investments in financial derivative instruments and other financial instruments expose the Fund to various risks such as, but not limited to, interest rate, foreign (non-U.S.) currency, equity and commodity risks.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities and other instruments held by a Fund may decline in value because of an increase in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by a Fund is likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Interest rate changes can be sudden and unpredictable, and a Fund may lose money if these changes are not anticipated by Fund management. A Fund may not be able to hedge against changes in interest rates or may choose not to do so for cost or other reasons. In addition, any hedges may not work as intended.

Duration is a measure used to determine the sensitivity of a security's price to changes in interest rates that incorporates a security's yield, coupon, final maturity and call features, among other characteristics. Convexity is an additional measure used to understand a security's or Fund's interest rate sensitivity that measures the rate of change of duration in response to changes in interest rates. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations. A wide variety of factors can cause interest rates to rise (e.g., central bank monetary policies, inflation rates, general economic conditions, etc.). Under current economic conditions, interest rates are near historically low levels. The Funds currently face a heightened level of interest rate risk, especially since the Federal Reserve Board has ended its quantitative easing program and has begun, and may continue, to raise interest rates. To the extent that the Federal Reserve continues to raise interest rates, there is a risk that rates across the financial system may rise. Further, while bond markets have steadily grown over the past three decades, dealer "market making" ability has not kept pace and in some cases has decreased. Given the importance of intermediary "market making" in creating a robust and active market, fixed income securities are currently facing increased volatility and liquidity risks. All of these factors, collectively and/or individually, could cause a Fund to lose value. If the Fund lost enough value, the Fund could face increased Unitholder redemptions, which could force the Fund to liquidate investments at disadvantageous times or prices, thereby adversely affecting the Fund. Also, the Fund may be adversely affected when a large Unitholder purchases or redeems large

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

amounts of units, which can occur at any time and may impact the Fund in the same manner as a high volume of redemption requests. Large Unitholder transactions may impact the Fund's liquidity and net asset value. Such transactions may also increase the Fund's transaction costs or otherwise cause the Fund to perform differently than intended. Moreover, the Fund is subject to the risk that other Unitholders may make investment decisions based on the choices of a large Unitholder.

The Funds may invest significantly in securities that are economically tied to Argentina and thus subject to various risks, such as political, economic, legal, market, and currency risks. Currently, investments in Argentina are particularly subject to effects from the country's high inflation, economic instability, and political unrest.

A Fund may have significant exposure to issuers in the United Kingdom. The United Kingdom's decision to leave the European Union may impact Fund returns. This decision may cause substantial volatility in foreign exchange markets, lead to weakness in the exchange rate of the British pound, result in a sustained period of market uncertainty, and destabilize some or all of the other European Union member countries and/or the Eurozone.

Foreign (non-U.S.) securities in this report are classified by the country of incorporation of a holding. In certain instances, a security's country of incorporation may be different from its country of economic exposure.

If a Fund invests directly in foreign (non-U.S.) currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign (non-U.S.) currencies, or in financial derivative instruments that provide exposure to foreign (non-U.S.) currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Fund, or, in the case of hedging positions, that the Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments in the United States or abroad. As a result, a Fund's investments in foreign currency-denominated securities may reduce the Fund's returns.

The market values of equities, such as common stocks and preferred securities or equity related investments such as futures and options, have historically risen and fallen in periodic cycles and may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment generally. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. Different types of equity securities may react differently to these developments. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

The Funds may invest in certain instruments that rely in some fashion upon the London Interbank Offered Rate ("LIBOR"). LIBOR is an average interest rate, determined by the ICE Benchmark Administration, that banks charge one another for the use of short-term money. The United Kingdom's Financial Conduct Authority, which regulates LIBOR, has announced plans to phase out the use of LIBOR by the end of 2021. There remains uncertainty regarding future utilization of LIBOR and the nature of any replacement rate, and any potential effects of the transition away from LIBOR on a Fund or on certain instruments in which a Fund invests are not known.

Credit and Counterparty Risks A Fund will be exposed to credit risk to parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default.

A Fund minimizes concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognized and reputable exchanges, where applicable. OTC derivative transactions are subject to the risk that a counterparty to the transaction will not fulfill its contractual obligations to the other party, as many of the protections afforded to centrally cleared derivative transactions might not be available for OTC derivative transactions. For derivatives traded on an exchange or through a central counterparty, credit risk resides with the creditworthiness of the Fund's clearing broker, or the clearinghouse itself, rather than to a counterparty in an OTC derivative transaction. Changes in regulation relating to a Fund's use of derivatives and related instruments could potentially limit or impact the Fund's ability to invest in derivatives, limit the Fund's ability to employ certain strategies that use derivatives and/or adversely affect the value or performance of derivatives and the Fund. A Fund could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a financial derivative instruments contract, repurchase agreement or a loan of portfolio securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities and financial derivative instruments are subject to varying degrees of credit risk, which may be reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, a Fund may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which a Fund has unsettled or open transactions will default. PIMCO, as the Manager, minimizes counterparty risks to the Funds through a number of ways. Prior to entering into transactions with a new counterparty, the PIMCO Counterparty Risk Committee conducts an extensive credit review of such counterparty and must approve the use of such counterparty. Furthermore, pursuant to the terms of the underlying contract, to the extent that unpaid amounts owed to a Fund exceed a predetermined threshold, such counterparty shall advance collateral to a Fund in the form of cash or securities equal in value to the unpaid amount owed to a Fund. A Fund may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to a Fund subsequently decreases, a Fund would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced. PIMCO's attempts to minimize counterparty risk may, however, be unsuccessful.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once a Fund has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

8. MASTER NETTING ARRANGEMENTS

The Funds may be subject to various netting arrangements ("Master Agreements") with select counterparties. Master Agreements govern the terms of certain transactions, and are intended to reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardization that is intended to improve legal certainty. Each type of Master Agreement governs certain types of transactions. Different types of transactions may be traded out of different legal entities or affiliates of a particular organization, resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. As the Master Agreements are specific to unique operations of different asset types, they allow a Fund to close out and net its total exposure to a counterparty in the event of a default with respect to all the transactions governed under a single Master Agreement with a counterparty. For financial reporting purposes the Statements of Assets and Liabilities generally present derivative assets and liabilities on a gross basis, which reflects the full risks and exposures prior to netting.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

Master Agreements can also help limit counterparty risk by specifying collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Under most Master Agreements, collateral is routinely transferred if the total net exposure to certain transactions (net of existing collateral already in place) governed under the relevant Master Agreement with a counterparty in a given account exceeds a specified threshold, which typically ranges from zero to \$250,000 depending on the counterparty and the type of Master Agreement. United States Treasury Bills and U.S. dollar cash are generally the preferred forms of collateral, although other forms of AAA rated paper or sovereign securities may be used depending on the terms outlined in the applicable Master Agreement. Securities and cash pledged as collateral are reflected as assets on the Statements of Assets and Liabilities as either a component of Investments at value (securities) or Deposits with counterparty. Cash collateral received is not typically held in a segregated account and as such is reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities as Deposits from counterparty. The market value of any securities received as collateral is not reflected as a component of NAV. The Fund's overall exposure to counterparty risk can change substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements and Global Master Repurchase Agreements (individually and collectively "Master Repo Agreements") govern repurchase, reverse repurchase, and sale-buyback transactions between the Funds and select counterparties. Master Repo Agreements maintain provisions for, among other things, initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral. The market value of transactions under the Master Repo Agreement, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Master Securities Forward Transaction Agreements ("Master Forward Agreements") govern certain forward settling transactions, such as TBA securities, delayed-delivery or sale-buyback transactions by and between the Funds and select counterparties. The Master Forward Agreements maintain provisions for, among other things, initiation and confirmation, payment and transfer, events of default, termination, and maintenance of collateral. The market value of forward settling transactions, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Customer Account Agreements and related addenda govern cleared derivatives transactions such as futures, options on futures, and cleared OTC derivatives. Such transactions require posting of initial margin as determined by each relevant clearing agency which is segregated in an account at a futures commission merchant ("FCM") registered with the Commodity Futures Trading Commission ("CFTC"). In the United States, counterparty risk may be reduced as creditors of an FCM cannot have a claim to Fund assets in the segregated account. Portability of exposure in the event of an FCM default scenario further reduces risk to the Funds. Variation margin, or changes in market value, are exchanged daily, but may not be netted between futures and cleared OTC derivatives unless the parties have agreed to a separate arrangement in respect of fund margining. The market value or accumulated unrealized appreciation (depreciation), initial margin posted, and any unsettled variation margin as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements and Credit Support Annexes ("ISDA Master Agreements") govern bilateral OTC derivative transactions entered into by the Funds with select counterparties. ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral posting and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all

outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to terminate early could be material to the financial statements. In limited circumstances, the ISDA Master Agreement may contain additional provisions that add counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level. These amounts, if any, may be segregated with a third-party custodian. The market value of OTC financial derivative instruments, collateral received or pledged, and net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

9. FEES AND EXPENSES

Each Fund is subject to the following fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund	0.236%	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund	0.236%	—	—	—	—
PIMCO Euro Total Return Fund	—	0.45% ⁽¹⁾	0.25% ⁽²⁾	0.02%	0.33% ⁽³⁾
PIMCO Real Return Fund	—	0.45% ⁽⁴⁾	0.25% ⁽⁵⁾	0.02%	0.33% ⁽⁶⁾
PIMCO Short-Term Strategy	—	—	—	—	—
• AUD	0.35% ⁽⁷⁾	—	—	0.08% ⁽⁸⁾	0.32% ⁽⁹⁾
• J (JPY)	—	—	—	—	—
• J (USD)	—	—	—	—	—
• JPY	0.35% ⁽¹⁰⁾	—	—	0.08% ⁽¹¹⁾	0.32% ⁽¹²⁾
• USD	0.35% ⁽¹³⁾	—	—	0.08% ⁽¹⁴⁾	0.32% ⁽¹⁵⁾

⁽¹⁾ The PIMCO Euro Total Return Fund is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.45% per annum applies on the first EUR 500 million of the Fund's net assets; 0.40% per annum applies on the next EUR 500 million of the Fund's net assets; and 0.35% applies on all of the Fund's net assets in excess of EUR 1 billion.

⁽²⁾ The PIMCO Euro Total Return Fund is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.25% per annum applies on the first EUR 50 million of the Fund's net assets; 0.20% per annum applies on the second EUR 50 million of the Fund's net assets; and 0.15% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of EUR 100 million.

⁽³⁾ The PIMCO Euro Total Return Fund is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.23% per annum applies on the first EUR 500 million of the Fund's net assets; 0.28% per annum applies on the second EUR 500 million of the Fund's net assets; and 0.33% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of EUR 1 billion.

⁽⁴⁾ The PIMCO Real Return Fund is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.45% per annum applies on the first \$500 million of the Fund's net assets; 0.40% per annum applies on the next \$500 million of the Fund's net assets; and 0.35% applies on all of the Fund's net assets in excess of \$1 billion.

⁽⁵⁾ The PIMCO Real Return Fund is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.25% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.20% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.15% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

⁽⁶⁾ The PIMCO Real Return Fund is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.23% per annum applies on the first \$500 million of the Fund's net assets; 0.28% per annum applies on the second \$500 million of the Fund's net assets; and 0.33% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$1 billion.

⁽⁷⁾ The Class is subject to a management fee that varies based on the RBA Official Cash Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.35% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.375% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.40% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.425% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽⁸⁾ The Class is subject to an agency fee that varies based on the RBA Official Cash Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.08% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.085% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.09% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.10% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.10% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽⁹⁾ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the RBA Official Cash Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.32% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹⁰⁾ The Class is subject to a management fee that varies based on the Bank of Japan Unsecured Overnight Call Rate Expected (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.35% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.375% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.40% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.425% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹¹⁾ The Class is subject to an agency fee that varies based on the Bank of Japan Unsecured Overnight Call Rate Expected (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.08% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.085% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.09% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.10% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.10% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹²⁾ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the Bank of Japan Unsecured Overnight Call Rate Expected (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.32% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹³⁾ The Class is subject to a management fee that varies based on the Federal Funds Target Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.35% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.375% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.40% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.425% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹⁴⁾ The Class is subject to an agency fee that varies based on the Federal Funds Target Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.08% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.085% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.09% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.10% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.10% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹⁵⁾ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the Federal Funds Target Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.32% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

The management, advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to PIMCO for providing or arranging for the provision of advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the units of the applicable Fund (or Class thereof, as applicable). In the case of the PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund and PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund, PIMCO, out of its management fee, will bear the costs associated with advisory and administrative services, 0.1% of which is designated to cover administrative expenses. In exchange for this fee, PIMCO will bear the costs of certain third-party services required by the Funds, including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, legal, transfer agent and printing services. PIMCO, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. In addition, with respect to Funds that are subject to an administrative fee, PIMCO generally makes a profit on such a fee.

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees. PIMCO Japan Ltd, PIMCO's affiliate in Japan, is paid a fee from the Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to PIMCO to compensate it for its services.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, administrative, agency or distribution fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expense; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class of units, as applicable. PIMCO has paid, or will pay, the organizational expenses associated with PIMCO Short-Term Strategy's initial set-up.

PIMCO and/or its affiliates will initially advance to PIMCO Short-Term Strategy all costs and expenses, including legal expenses, incurred in connection with the initial public offering of the JPY and USD Classes of Units of the Fund in Japan ("Offering Expenses"). At or near the commencement of the Fund's operations, the Fund will reimburse PIMCO and/or its affiliates for the Offering Expenses advanced and will amortize such Offering Expenses over the first fiscal year of its operations. However, PIMCO has agreed to waive reimbursement of the Offering Expenses to the extent that such expenses exceed 0.05% per annum of the sum of the JPY and USD Classes' Net Asset Value (the "Offering Expense Limitation"). Any Offering Expenses waived due to the Offering Expense Limitation may be recouped by PIMCO and/or its affiliates for a period not exceeding five years from the commencement of the Fund's operations; provided, the amount recouped by PIMCO and/or its affiliates shall not exceed 0.05% per annum of the sum of the JPY and USD Classes' NAV. If either of the JPY and USD Classes of Units of the Fund is terminated prior to the full reimbursement of all Offering Expenses, PIMCO and/or its affiliates shall not seek reimbursement of any remaining unreimbursed amounts from that Class. Furthermore, if both of the JPY and USD Classes of Units of the Fund are terminated prior to the full reimbursement of all Offering Expenses, PIMCO and/or its affiliates shall not seek reimbursement of any remaining unreimbursed amounts from the Fund. PIMCO has paid, or will pay, all costs and expenses, including legal expenses, incurred in connection with the initial public offering of the AUD Class of Units of the Fund in Japan. As of May 31, 2019, there were no recoverable Offering Expenses to PIMCO and/or its affiliates.

PIMCO has appointed SMBC Nikko Securities Inc. to act as Agent Company and Distributor for the distribution and servicing of units of the PIMCO Euro Total Return Fund, PIMCO Real Return Fund, and the JPY and USD Classes of PIMCO Short-Term Strategy to retail investors in Japan. PIMCO has appointed SMBC Nikko Securities Inc. to act as Agent Company for servicing of units of AUD Class of PIMCO Short-Term Strategy. No agent companies have been appointed for any of the other Funds.

PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of the Trust. If further Funds are launched, such costs directly attributable to the relevant Fund may be borne by the relevant Fund.

10. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Investment Adviser is a related party to the Funds and is a majority-owned subsidiary of Allianz Asset Management AG. Fees paid to the related party, if any, are disclosed in Note 9, and accrued related party fee amounts, if any, are disclosed on the Statements of Assets and Liabilities.

Allianz Asset Management AG, a related party of the Trust, owned 0.064% of the net assets of the PIMCO Short-Term Strategy as of May 31, 2019.

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a fund from or to another fund that is or could be considered an affiliate by virtue of having a common adviser (or affiliated investment advisers), is effected at the current market price. During the period ended May 31, 2019, the Fund(s) below engaged in purchases and sales of securities among affiliated funds (amounts in thousands):

Fund	Purchases	Sales
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund	\$ 0	\$ 3,325
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund	0	2,166
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (IM)	9,099	57,896
PIMCO Euro Total Return Fund	731	903
PIMCO Real Return Fund	0	109
PIMCO Short-Term Strategy	5,248	76,815

11. GUARANTEES AND INDEMNIFICATIONS

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

12. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units of beneficial interest. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the Funds are denominated in the Funds' NAV currency and converted to the Funds' functional currency at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value. The Trustee, with the consent of the Manager, may in the future create and offer an additional Fund or Class or Classes of units of any Fund.

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands*):

	PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund			PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund			PIMCO Emerging Markets Bond Fund (LNT)			PIMCO Emerging Markets Bond Fund (W)		
	Year Ended May 31, 2019			Year Ended May 31, 2019			Year Ended May 31, 2019			Year Ended May 31, 2019		
	Units	Amount		Units	Amount		Units	Amount		Units	Amount	
Receipts for units sold	33	\$	3,488	23	\$	2,272	433	\$	17,140	N/A	N/A	
JPY	N/A	N/A		N/A	N/A		N/A	N/A		5 ⁽¹⁾	\$	44 ⁽¹⁾
USD	N/A	N/A		N/A	N/A		N/A	N/A		5,333		140,514
Cost of units redeemed	(66)		(6,651)	(44)		(4,434)	(433)		(17,133)	N/A	N/A	
JPY	N/A	N/A		N/A	N/A		N/A	N/A		(447) ⁽¹⁾		(3,638) ⁽¹⁾
USD	N/A	N/A		N/A	N/A		N/A	N/A		(19,400)		(292,325)
Net increase / decrease resulting from Fund unit transactions	(33)	\$	(3,243)	(21)	\$	(2,162)	0	\$	7	(10,509)	\$	(155,305)

	PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged)			PIMCO Emerging Markets Bond Fund R			PIMCO Euro Total Return Fund			PIMCO Real Return Fund		
	Year Ended May 31, 2019			Year Ended May 31, 2019			Year Ended May 31, 2019			Year Ended May 31, 2019		
	Units	Amount		Units	Amount		Units	Amount		Units	Amount	
Receipts for units sold	84	\$	5,049	N/A	N/A		27	EUR	285	17	\$	295
J (BRL)	N/A	N/A		93	\$	4,139	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (IDR)	N/A	N/A		12		922	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (INR)	N/A	N/A		13		873	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (MXN)	N/A	N/A		12		683	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (TRY)	N/A	N/A		425		6,009	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (ZAR)	N/A	N/A		43		1,536	N/A	N/A		N/A	N/A	
Issued as reinvestment of distributions	0		0	N/A	N/A		0		0	0		0
J (IDR)	N/A	N/A		0		7	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (INR)	N/A	N/A		0		7	N/A	N/A		N/A	N/A	
Cost of units redeemed	(136)		(8,153)	N/A	N/A		(158)		(1,679)	(113)		(1,328)
J (BRL)	N/A	N/A		(230)		(8,718)	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (IDR)	N/A	N/A		(8)		(607)	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (INR)	N/A	N/A		(51)		(3,500)	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (MXN)	N/A	N/A		(50)		(2,890)	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (TRY)	N/A	N/A		(4,598)		(66,110)	N/A	N/A		N/A	N/A	
J (ZAR)	N/A	N/A		(76)		(2,748)	N/A	N/A		N/A	N/A	
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(52)	\$	(3,104)	(4,405)	\$	(71,396)	(131)	EUR	(1,394)	(96)	\$	(1,333)

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2019

PIMCO Short-Term Strategy			
Year Ended May 31, 2019			
	Units		Amount
Receipts for units sold			
AUD	531 ⁽¹⁾	\$	37,719 ⁽²⁾
J (JPY)	93		8,480
J (USD)	49		4,559
JPY	617		55,605
USD	1,123		116,825
Cost of units redeemed			
AUD	(1) ⁽¹⁾		(82) ⁽²⁾
J (JPY)	(1,375)		(124,552)
J (USD)	(54)		(5,156)
JPY	(512)		(46,031)
USD	(588)		(61,207)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(118)	\$	(13,844)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand

⁽¹⁾ Period from June 1, 2018 to January 8, 2019 (termination date of Class JPY of PIMCO Emerging Markets Bond Fund (EM))

⁽²⁾ Period from February 15, 2019 (inception date) to May 31, 2019

13. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Funds are not named as defendants in any material litigation or arbitration proceedings and are not aware of any material litigation or claim pending or threatened against them.

The foregoing speaks only as of the date of this report.

14. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

U.S. GAAP provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. As of May 31, 2019, there were no tax positions which met the recognition and measurement requirements of the relevant accounting standard and therefore, the Funds did not record any income or expense related to uncertain income tax positions. The Funds have no examinations in progress. As of May 31, 2019, the tax years that may remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions.

15. SUBSEQUENT EVENTS

The Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Funds' financial statements through August 6, 2019, the date that the Funds' financial statements were available to be issued. The Manager has determined that there were no material events that would require disclosure in the Funds' financial statements through this date.

Schedule of Investments PIMCO Euro Total Return Fund

May 31, 2019

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
INVESTMENTS IN SECURITIES 110.8%		
BELGIUM 4.3%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.8%		
Anheuser-Busch InBev S.A.		
0.875% due 03/17/2022	EUR 100	102
Barry Callebaut Services NV		
5.500% due 08/15/2023	\$ 200	193
Euroclear Bank S.A.		
0.092% due 03/08/2021	EUR 100	101
		396
SOVEREIGN ISSUES 2.3%		
Kingdom of Belgium Government Bond		
2.250% due 06/22/2027	560	581
Total Belgium		
(Cost EUR 1,015)		1,077
CANADA 2.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
Bank of Montreal		
0.750% due 09/21/2022	200	206
Fairfax Financial Holdings Ltd.		
2.750% due 03/29/2028	100	105
		311
MORTGAGE-BACKED SECURITIES 0.1%		
Canadian Mortgage Pools		
2.285% due 01/01/2020	CA\$ 54	36
SOVEREIGN ISSUES 1.4%		
Province of Alberta		
2.350% due 06/01/2025	100	98
Province of Ontario		
2.400% due 06/02/2026	300	204
Province of Quebec		
3.500% due 12/01/2022	100	70
		342
Total Canada		
(Cost EUR 686)		683
CAYMAN ISLANDS 0.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
QNB Finance Ltd.		
3.872% due 05/31/2021	\$ 200	182
Total Cayman Islands		
(Cost EUR 170)		182
CHINA 0.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
Industrial & Commercial Bank of China Ltd.		
0.240% due 10/12/2020	EUR 100	100
Total China		
(Cost EUR 100)		100
DENMARK 10.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 10.8%		
Jyske Realkredit A/S		
1.000% due 01/01/2020	DKK 500	68
1.500% due 10/01/2050	2,800	379
2.000% due 10/01/2047	699	97
2.000% due 10/01/2050	3,094	426
3.000% due 10/01/2047	30	4

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Norden Kredit Realkreditaktieselskab		
2.000% due 10/01/2047	DKK 250	35
2.000% due 10/01/2050	2,897	399
2.500% due 10/01/2047	43	6
3.000% due 10/01/2047	13	2
Nykredit Realkredit A/S		
0.189% due 10/01/2022	EUR 100	101
1.500% due 10/01/2047	DKK 8	1
1.500% due 10/01/2050	2,395	324
2.000% due 10/01/2047	4,621	643
2.000% due 10/01/2050	999	138
2.500% due 10/01/2038	3	0
2.500% due 10/01/2047	109	16
Realkredit Danmark A/S		
2.000% due 10/01/2047	437	61
2.500% due 07/01/2036	82	12
2.500% due 07/01/2047	39	6
3.000% due 07/01/2049	38	5
Total Denmark		
(Cost EUR 2,622)		2,723
FRANCE 5.5%		
ASSET-BACKED SECURITIES 0.4%		
Purple Master Credit Cards		
0.082% due 10/25/2030	EUR 100	100
CORPORATE BONDS & NOTES 3.0%		
Altice France S.A.		
5.625% due 05/15/2024	100	103
Dexia Credit Local S.A.		
0.500% due 01/17/2025	100	103
0.625% due 01/21/2022	400	409
Paros Ricard S.A.		
5.750% due 04/07/2021	\$ 150	142
		757
SOVEREIGN ISSUES 2.1%		
Agence Francaise de Developpement		
0.500% due 10/25/2022	EUR 500	513
Total France		
(Cost EUR 1,355)		1,370
GERMANY 4.1%		
ASSET-BACKED SECURITIES 1.0%		
Bavarian Sky S.A.		
0.034% due 06/20/2025	65	65
Driver Multi-Compartment S.A.		
0.032% due 02/21/2026	46	46
0.032% due 08/21/2029	65	65
Red & Black Auto Germany 4 UG haftungsbeschränkt		
0.134% due 09/15/2025	58	58
		254
CORPORATE BONDS & NOTES 3.1%		
Deutsche Bank AG		
0.182% due 12/07/2020	100	99
4.250% due 10/14/2021	\$ 100	90
Deutsche Hypothekbank AG		
1.100% due 03/22/2021	GBP 100	113
Deutsche Pfandbriefbank AG		
2.250% due 05/04/2020	\$ 200	179
IHO Verwaltungs GmbH		
3.750% due 09/15/2029 (a)	EUR 100	100

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale		
0.000% due 07/18/2022	EUR 100	101
Volkswagen Bank GmbH		
0.110% due 06/15/2021	100	100
		782
Total Germany		
(Cost EUR 1,044)		1,036
IRELAND 1.1%		
ASSET-BACKED SECURITIES 0.1%		
SCF Rahoituspalvelut Kimi VI DAC		
0.032% due 11/25/2026	37	37
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
Iberdrola Finance Ireland DAC		
5.000% due 09/11/2019	\$ 100	90
Shire Acquisitions Investments Ireland DAC		
1.900% due 09/23/2019	100	90
		180
MORTGAGE-BACKED SECURITIES 0.3%		
Bluestep Mortgage Securities No.3 DAC		
1.453% due 05/10/2063	SEK 233	72
Bluestep Mortgage Securities No.4 DAC		
0.412% due 08/10/2066	EUR 43	43
		65
Total Ireland		
(Cost EUR 286)		282
ITALY 3.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.6%		
UniCredit SpA		
3.250% due 01/14/2021	150	157
SOVEREIGN ISSUES 2.9%		
Italy Buoni Poliennali del Tesoro		
1.750% due 07/01/2024	400	357
3.850% due 09/01/2049	300	321
		718
Total Italy		
(Cost EUR 857)		875
JAPAN 0.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.		
0.141% due 06/14/2022	100	100
Total Japan		
(Cost EUR 100)		100
JERSEY, CHANNEL ISLANDS 0.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
Atrium European Real Estate Ltd.		
3.000% due 09/11/2025	100	105
Total Jersey, Channel Islands		
(Cost EUR 99)		105
LUXEMBOURG 2.5%		
ASSET-BACKED SECURITIES 0.3%		
Bavarian Sky S.A.		
0.034% due 10/20/2024	44	44
Compartment VCL 25		
0.032% due 09/21/2023	34	35

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

48

Schedule of Investments PIMCO Euro Total Return Fund (Cont.)

May 31, 2019

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Compartment VCL 27 0.032% due 09/21/2024	EUR 157	EUR 158
		237
CORPORATE BONDS & NOTES 1.6%		
Allergan Funding SCS 3.000% due 03/12/2020	\$ 100	98
Aroundtown S.A. 1.500% due 07/15/2024	EUR 100	102
Blackstone Property Partners Europe Holdings Sarl 2.200% due 07/24/2025	100	103
Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A. 2.949% due 01/24/2024	100	105
		400
Total Luxembourg (Cost EUR 616)		637
MOROCCO 0.8%		
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Morocco Government International Bond 4.500% due 10/05/2020	200	212
		212
Total Morocco (Cost EUR 200)		
NETHERLANDS 4.1%		
ASSET-BACKED SECURITIES 0.1%		
Chapel BV 0.050% due 07/17/2066	12	12
CORPORATE BONDS & NOTES 3.6%		
Nederlandse Waterschapsbank NV 0.500% due 01/19/2023	450	464
1.625% due 01/29/2048	100	115
NN Group NV 4.500% due 01/15/2026 (b)	100	105
Syngenta Finance NV 3.696% due 04/24/2020	\$ 200	180
Vonovia Finance BV 0.875% due 03/30/2020	EUR 50	50
		914
MORTGAGE-BACKED SECURITIES 0.4%		
Dutch Property Finance BV 0.318% due 04/28/2051	94	94
		1,020
Total Netherlands (Cost EUR 981)		
NORWAY 0.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.8%		
Sparebanken Sør Boligkreditt A/S 0.250% due 03/22/2021	200	202
		202
Total Norway (Cost EUR 201)		
POLAND 1.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
PKO Bank Hipoteczny S.A. 0.750% due 01/24/2024	300	307
		307
Total Poland (Cost EUR 304)		

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
SPAIN 14.5%		
ASSET-BACKED SECURITIES 0.4%		
Asset-Backed European Securitisation Transaction		
Thirteen FT 0.029% due 08/23/2030		
	EUR 61	62
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
Merlin Properties Socimi S.A. 2.375% due 05/23/2022	100	105
SOVEREIGN ISSUES 12.7%		
Autonomous Community of Catalonia 4.900% due 09/15/2021	150	162
4.950% due 02/11/2020	200	206
Autonomous Community of Valencia 4.900% due 03/17/2020	100	104
Spain Government Bond 0.050% due 01/31/2021	200	201
0.350% due 07/30/2023 (b)	1,850	1,888
1.400% due 07/30/2026	600	642
2.700% due 10/31/2048	200	238
		3,441
Total Spain (Cost EUR 3,504)		3,628
SUPRANATIONAL 0.4%		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
European Stability Mechanism 0.000% due 01/17/2022	100	101
		101
Total Supranational (Cost EUR 100)		
SWEDEN 0.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.8%		
Molnlycke Holding AB 1.875% due 02/28/2025	100	105
Svenska Handelsbanken AB 2.400% due 10/01/2020	\$ 100	90
		195
Total Sweden (Cost EUR 189)		
SWITZERLAND 1.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
Credit Suisse AG 1.000% due 06/07/2023	EUR 100	103
UBS AG 5.125% due 05/15/2024 (c)	\$ 200	188
		291
Total Switzerland (Cost EUR 279)		
UNITED KINGDOM 13.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.7%		
BG Energy Capital PLC 4.000% due 10/15/2021	200	185
HSBC Holdings PLC 0.578% due 12/04/2021	EUR 100	101
5.100% due 04/05/2021	\$ 100	94
Lloyds Bank PLC 4.000% due 09/29/2020	EUR 100	108
NatWest Markets PLC 0.590% due 09/27/2021	100	100

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Royal Bank of Scotland Group PLC 2.000% due 03/04/2025	EUR 100	101
		687
MORTGAGE-BACKED SECURITIES 5.9%		
Aggregator of Loans Backed by Assets PLC		
1.016% due 03/17/2039	GBP 57	71
1.960% due 04/24/2049	53	60
Dukinfield PLC 1.808% due 08/15/2045	49	55
Eurohome UK Mortgages PLC 0.965% due 06/15/2044	58	63
Eurosail PLC 1.005% due 12/15/2044	13	15
Eurosail-UK PLC 0.963% due 03/13/2045	51	57
Gesforth Funding PLC 0.139% due 02/15/2058	EUR 100	100
Great Hall Mortgages No.1 PLC 0.000% due 03/18/2039	29	29
Landmark Mortgage Securities No.3 PLC 1.107% due 04/17/2044	GBP 40	43
Ludgate Funding PLC 1.001% due 01/01/2061	62	66
Newgate Funding PLC 0.975% due 12/15/2050	30	34
Paragon Mortgages No.13 PLC 1.061% due 01/15/2039	83	89
Residential Mortgage Acceptance Corporation Securities No.1 PLC 1.015% due 06/12/2044	198	181
Residential Mortgage Securities 28 PLC 1.965% due 06/15/2046	34	38
Ripon Mortgages PLC 1.604% due 08/20/2056	78	88
Silverstone Master Issuer PLC 0.009% due 01/21/2030	EUR 78	78
0.139% due 01/02/2030	100	100
Southern Pacific Securities PLC 1.143% due 03/10/2044	GBP 54	60
Towd Point Mortgage Funding Granite4 PLC 1.855% due 10/20/2051	100	114
Warwick Finance Residential Mortgages No Two PLC 2.339% due 09/21/2049	113	129
		1,470
SOVEREIGN ISSUES 4.5%		
United Kingdom Gilt 3.250% due 01/22/2044	625	965
3.500% due 01/22/2045	100	162
		1,127
Total United Kingdom (Cost EUR 3,084)		3,284
UNITED STATES 32.9%		
ASSET-BACKED SECURITIES 0.4%		
SLM Student Loan Trust 1.383% due 03/15/2038	88	95
CORPORATE BONDS & NOTES 11.5%		
Air Lease Corp. 3.000% due 09/15/2023	\$ 100	89

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

40

May 31, 2019

	PRINCIPAL AMOUNT €000m	VALUE €000m
5.900% due 06/03/2019	ZAR	5
Citibank N.A.		
0.370% due 06/03/2019	GBP	2
1.850% due 06/03/2019	\$	6
DBS Bank Ltd.		
1.850% due 06/03/2019		8
HSBC Bank PLC		
0.570% due 06/03/2019	EUR	35
0.370% due 06/03/2019	GBP	10
JPMorgan Chase Bank N.A.		
1.850% due 06/03/2019	\$	11
MUFG Bank Ltd.		
0.230% due 06/03/2019	¥	81
Sumitomo Mitsui Banking Corp.		
0.570% due 06/03/2019	EUR	23
1.850% due 06/03/2019	\$	1
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.		
0.570% due 06/03/2019	EUR	382
0.230% due 06/03/2019	¥	15
0.370% due 06/03/2019	GBP	24
1.850% due 06/03/2019	\$	9
		558
ITALY TREASURY BILLS 2.4%		
Italy Buoni Ordinari del Tesoro		
0.232% due 08/14/2019 (g)	EUR	600
Total Short-Term Instruments		1,158
(Cost EUR 1,158)		
Total Investments in Securities 110.8%	EUR	27,832
(Cost EUR 26,901)		
Financial Derivative		
Instruments (i)(k) (0.1%)		(36)
(Cost or Premiums, net EUR 1)		
Other Assets and Liabilities, net (10.7%)		(2,684)
Net Assets 100.0%	EUR	25,112

110

Schedule of Investments PIMCO Euro Total Return Fund (Cont.)

May 31, 2019

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (AMOUNTS IN THOUSANDS*, EXCEPT NUMBER OF CONTRACTS):

- * A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.
- (a) Payment in-kind security.
- (b) Perpetual maturity; date shown, if applicable, represents next contractual call date.
- (c) Contingent convertible security.
- (d) When-Issued security.
- (e) Interest only security.
- (f) Principal amount of security is adjusted for inflation.
- (g) Coupon represents a weighted average yield to maturity.

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

REVERSE REPURCHASE AGREEMENTS:

Counterparty	Borrowing Rate	Borrowing Date	Maturity Date	Amount Borrowed ^(a)	Payable for Reverse Repurchase Agreements
IND	(0.293%)	04/17/2019	07/18/2019	EUR (408)	EUR (408)
Total Reverse Repurchase Agreements					EUR (408)

CERTAIN TRANSFERS ACCOUNTED FOR AS SECURED BORROWINGS

	Remaining Contractual Maturity of the Agreements					Total
	Overnight and Continuous	Up to 30 days	31-90 days	Greater Than 90 days		
Reverse Repurchase Agreements						
Non-U.S. Government Debt	EUR 0	EUR 0	EUR (408)	EUR 0	EUR (408)	
Total Reverse Repurchase Agreements	EUR 0	EUR 0	EUR (408)	EUR 0	EUR (408)	
Total Borrowings	EUR 0	EUR 0	EUR (408)	EUR 0	EUR (408)	
Payable for Reverse Repurchase Agreements					EUR (408)	

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of Borrowings and Other Financing Transactions and collateral pledged/received as of May 31, 2019.

- (h) Securities with an aggregate market value of EUR 408 have been pledged as collateral under the terms of the following master agreements as of May 31, 2019.

Counterparty	Repurchase Agreement Proceeds to be Received	Payable for Reverse Repurchase Agreements	Payable for Sale-Buyback Transactions	Payable for Short Sales	Total Borrowings and Other Financing Transactions	Collateral Pledged/Received	Net Exposure ^(b)
Global/Master Repurchase Agreement							
IND	EUR 0	EUR (408)	EUR 0	EUR 0	EUR (408)	EUR 408	EUR 0
Total Borrowings and Other Financing Transactions	EUR 0	EUR (408)	EUR 0	EUR 0	EUR (408)	EUR 408	EUR 0

^(a) The average amount of borrowings outstanding during the period ended May 31, 2019 was EUR 1,373 at a weighted average interest rate of 0.348%. Average borrowings may exclude sale buyback transactions and reverse repurchase agreements, if held during the period.

^(b) Net exposure represents the net receivable/payable that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from borrowings and other financing transactions can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

D) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED

FUTURES CONTRACTS:

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealized Appreciation/Depreciation	Variation Margin	
					Asset	Liability
Euro-Bobl 5-Year Note June Futures	Short	09/2019	1	EUR 0	EUR 0	0
Euro-Bobl 5-Year Note September Futures	Long	09/2019	36	10	4	0
Euro-BTP 3-Year Note June Futures	Long	06/2019	1	0	0	0
Euro-BTP 10-Year Bond June Futures	Long	06/2019	4	10	0	(1)
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	Short	06/2019	3	0	0	0
Euro-Bund 10-Year Bond September Futures	Long	09/2019	45	19	16	0
Euro-Bund 30-Year Bond June Futures	Short	06/2019	1	0	0	(1)
Euro-Bund 30-Year Bond September Futures	Short	09/2019	1	0	0	0
Euro-OAT 10-Year Bond June Futures	Long	06/2019	1	2	0	0
Euro-Schatz 2-Year Note September Futures	Short	09/2019	47	(2)	0	(2)

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

1/1

Schedule of Investments PIMCO Euro Total Return Fund (Cont.)

May 31, 2019

FUTURES CONTRACTS (Cont.):

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin		
					Asset	Liability	
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Short	09/2019	51	EUR (46)	EUR 0	EUR (23)	
United Kingdom Treasury 10-Year Gilt September Futures	Long	09/2019	18	EUR 13	EUR 3	EUR 0	
Call Option Strike @ EUR 113,600 on Euro-Schatz 2-Year Note September 2019 Futures	Long	08/2019	55	0	0	0	
Call Option Strike @ EUR 167,000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	06/2019	2	EUR (6)	0	EUR (2)	
Call Option Strike @ EUR 168,500 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	06/2019	2	EUR (2)	0	EUR (2)	
Call Option Strike @ EUR 171,000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	07/2019	2	0	0	EUR (2)	
Put Option Strike @ EUR 129,500 on Euro-Bobl 5-Year Note September 2019 Futures	Long	08/2019	34	0	0	0	
Put Option Strike @ EUR 148,000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Long	08/2019	10	0	0	0	
Put Option Strike @ EUR 153,000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Long	08/2019	8	0	0	0	
Put Option Strike @ EUR 167,000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	06/2019	2	2	0	EUR (1)	
Put Option Strike @ EUR 167,500 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	06/2019	2	1	0	EUR (2)	
Put Option Strike @ EUR 163,000 on Euro-Bund 10-Year Bond September 2019 Futures	Short	07/2019	2	0	0	EUR (1)	
Total Futures Contracts				EUR 1	EUR 23	EUR (37)	

SWAP AGREEMENTS:

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION

Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Implied Credit Spread at May 31, 2019 ⁽¹⁾	Notional Amount ⁽²⁾	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin Asset	Liability
Lloyds Bank PLC	1.000%	12/20/2021	0.326%	EUR 100	EUR 2	EUR 0	EUR 0	EUR 0

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CREDIT INDICES - SELL PROTECTION

Index/Tranches	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount ⁽²⁾	Market Value ⁽³⁾	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin Asset	Liability
iTraxx Europe Series 31 Index	1.000%	06/20/2024	EUR 1,900	EUR 31	EUR (3)	EUR 0	EUR 0

INTEREST RATE SWAPS

Pay/Receive	Floating Rate	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin Asset	Liability
Receive	3-Month Canadian Bank Bill	2.200%	06/15/2025	CAD 400	EUR (7)	EUR 12	EUR 0	EUR (1)
Pay	3-Month SEK-STIBOR	1.013%	01/23/2025	SEK 200	EUR 1	0	0	0
Pay	3-Month SEK-STIBOR	1.023%	01/23/2025	1,900	EUR 7	4	0	0
Total Swap Agreements					EUR 1	EUR 16	EUR 0	EUR (1)
					EUR 34	EUR 13	EUR 0	EUR (1)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED SUMMARY

The following is a summary of the market value and variation margin of Exchange-Traded or Centrally Cleared Financial Derivative Instruments as of May 31, 2019:

- (1) Cash of EUR 416 has been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as of May 31, 2019. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

	Financial Derivative Assets					Financial Derivative Liabilities				
	Market Value	Variation Margin Asset				Market Value	Variation Margin Liability			
		Purchased Options	Futures	Swap Agreements	Total		Written Options	Futures	Swap Agreements	Total
Total Exchange-Traded or Centrally Cleared	EUR 0	EUR 0	EUR 23	EUR 0	EUR 23	EUR 0	EUR (27)	EUR (1)	EUR (1)	EUR (38)

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

12

Schedule of Investments PIMCO Euro Total Return Fund (Cont.)

May 31, 2019

- ¹¹ If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- ¹² Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues as of period end serve as indicators of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- ¹³ The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- ¹⁴ The prices and resulting values for credit default swap agreements on credit indices serve as indicators of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood of an expected liability (or profit) for the credit derivative should the notional amount of the swap agreement be closed/out as of the period end. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

(k) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered		Currency to be Received		Unrealized Appreciation/(Depreciation)		
						Asset	Liability	
AZD	06/2019	SGD	36	\$	27	EUR	0	0
BDA	09/2019	EUR	94	NOK	825		1	0
BPS	06/2019	DKK	496	EUR	66		0	0
BPS	06/2019	EUR	370	\$	413		1	0
BPS	06/2019	TWD	2,196		70		2	0
BPS	06/2019	\$	168	EUR	167		0	(1)
BPS	06/2019		73	PEN	243		0	(1)
BPS	06/2019	GBP	75	EUR	86		2	0
BPS	06/2019	\$	272	RUB	17,733		4	(0)
CBK	06/2019	KRW	82,309	\$	74		4	0
CBK	06/2019	\$	74	COP	232,525		0	(5)
CBK	06/2019	EUR	36	GBP	32		0	0
GLM	06/2019	\$	73	KRW	83,481		0	(3)
GLM	06/2019	EUR	613	SEK	6,642		13	0
HUS	06/2019		1,252	\$	1,421		13	0
HUS	06/2019	SGD	84		47		1	0
HUS	06/2019	\$	72	MXN	1,267		0	(2)
HUS	06/2019		40	TWD	1,256		0	0
HUS	11/2019	TWD	1,256	\$	40		0	(1)
JPM	06/2019	EUR	37		42		0	0
JPM	06/2019	\$	129	EUR	115		0	0
JPM	06/2019		208	PLN	788		0	(2)
JPM	06/2019		13	TWD	405		0	0
JPM	07/2019	DKK	4,865	EUR	652		0	0
JPM	07/2019	\$	77	HUF	21,090		0	(4)
JPM	08/2019	SEK	2,850	EUR	264		0	(5)
JPM	11/2019	TWD	405	\$	13		0	0
MYI	07/2019	DKK	2,995	EUR	401		0	0
MYI	08/2019	CAD	577		380		0	(2)
MYL	06/2019	MXN	1,389	\$	70		1	(1)
SCX	06/2019	\$	16	TWD	505		0	0
SCX	08/2019	EUR	475	CHF	537		5	0
SCX	08/2019		1,567	GBP	1,357		0	(3)
SCX	08/2019	\$	81	CZK	1,857		0	(1)
SCX	11/2019	TWD	505	\$	16		0	0
SCX	01/2020	DKK	500	EUR	67		0	0
SOG	08/2019	\$	73	RUB	1,488		0	0
TOR	06/2019	COP	232,525	\$	89		0	0
TOR	06/2019	EUR	6,824		7,612		7	0
TOR	07/2019	\$	89	COP	232,525		1	0
TOR	07/2019		7,630	EUR	6,824		0	(7)
UAG	06/2019		9,176		8,211		0	(2)
Total Forward Foreign Currency Contracts						EUR	55	EUR (101)

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

13

Schedule of Investments PIMCO Euro Total Return Fund (Cont.)

May 31, 2019

PURCHASED OPTIONS:

INTEREST RATE SWAPPTIONS

Counterparty	Description	Floating Rate Index	Pay/Receive Floating Rate	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Cost	Market Value
GLM	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	Pay	2.513%	12/05/2019	7,300	EUR 24	EUR 94
MYC	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	Pay	2.250%	12/18/2019	3,300	7	32
MYC	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	Pay	2.500%	02/20/2020	3,300	15	51
Total Purchased Options							EUR 46	EUR 177

WRITTEN OPTIONS:

INTEREST RATE SWAPPTIONS

Counterparty	Description	Floating Rate Index	Pay/Receive Floating Rate	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premiums (Received)	Market Value
BPS	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	Receive	2.776%	12/05/2019	370	EUR (9)	EUR (35)
FBF	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	Receive	2.770%	12/05/2019	400	(9)	(38)
MYC	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	Receive	2.325%	02/20/2020	1,600	(15)	(45)
MYC	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	Receive	2.642%	12/18/2019	400	(8)	(30)
							EUR (41)	EUR (148)

CREDIT DEFAULT SWAPPTIONS

Counterparty	Description	Buy/Sell Protection	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premiums (Received)	Market Value
GST	Put - iTraxx Europe Series 30 Index	Sell	2.400%	09/18/2019	400	(1)	EUR 0
GST	Put - iTraxx Europe Series 31 Index	Sell	0.950%	09/18/2019	700	(1)	(1)
GST	Put - CDX IG 32 Index	Sell	0.950%	09/18/2019	1,600	(2)	(3)
						EUR (4)	EUR (4)
Total Written Options						EUR (45)	EUR (152)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of OTC financial derivative instruments and collateral pledged/received as of May 31, 2019:

Counterparty	Financial Derivative Assets					Financial Derivative Liabilities					Net Market Value of OTC Derivatives	Collateral Pledged/ (Received)	Net Exposure ⁽²⁾
	Forward Foreign Currency Contracts	Purchased Options	Swap Agreements	Total Over the Counter	Forward Foreign Currency Contracts	Written Options	Swap Agreements	Total Over the Counter					
AZD	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0	EUR 0
BDA	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
BPS	9	0	0	0	9	(8)	(35)	0	(43)	(34)	0	0	(34)
CBK	4	0	0	0	4	(5)	0	0	(5)	(1)	0	0	(1)
FBF	0	0	0	0	0	0	(38)	0	(38)	(38)	0	0	(38)
GLM	13	94	0	0	107	(3)	0	0	(3)	(3)	104	0	104
GST	0	0	0	0	0	0	(4)	0	(4)	(4)	0	0	(4)
HUS	14	0	0	0	14	(3)	0	0	(3)	11	0	0	11
JPM	0	0	0	0	0	(11)	0	0	(11)	(11)	0	0	(11)
MYC	0	83	0	0	83	0	(75)	0	(75)	8	0	0	8
MYI	0	0	0	0	0	(2)	0	0	(2)	(2)	0	0	(2)
RYL	1	0	0	0	1	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0
SCX	5	0	0	0	5	(37)	0	0	(37)	(32)	0	0	(32)
SOG	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
TOR	8	0	0	0	8	(7)	0	0	(7)	1	0	0	1
UAG	0	0	0	0	0	(24)	0	0	(24)	(24)	0	0	(24)
Total Over the Counter	EUR 55	EUR 177	EUR 0	EUR 232	EUR 232	EUR (101)	EUR (152)	EUR 0	EUR (253)				

⁽¹⁾ Notional amount represents the number of contracts.

⁽²⁾ Net exposure represents the net receivable/payable that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from OTC financial derivative instruments can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

14

Schedule of Investments PIMCO Euro Total Return Fund (Cont.)

May 31, 2019

FAIR VALUE OF FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following is a summary of the fair valuation of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure. See Note 7, Principal Risks, in the Notes to Financial Statements on risks of the Fund.

Fair Values of Financial Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as of May 31, 2019:

Derivatives not accounted for as hedging instruments											

The Effect of Financial Derivative Instruments on the Statements of Operations for the period ended May 31, 2019:

Derivatives not accounted for as hedging instruments												
	Commodity Contracts		Credit Contracts		Equity Contracts		Foreign Currency Contracts		Interest Rate Contracts		Total	
Net Realized Gain (Loss) on Financial Derivative Instruments												
Exchange-traded or centrally cleared												
Written Options	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	5	EUR	5
Futures		0		0		0		0		562		562
Swap Agreements		0		20		0		0		27		47
	EUR	0	EUR	20	EUR	0	EUR	0	EUR	594	EUR	614
Over the counter												
Forward Foreign Currency Contracts	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	(1,406)	EUR	0	EUR	(1,406)
Purchased Options		0		0		0		0		1		1
Written Options		0		3		0		3		14		20
Swap Agreements		0		5		0		0		5		10
	EUR	0	EUR	8	EUR	0	EUR	(1,403)	EUR	20	EUR	(1,375)
	EUR	0	EUR	28	EUR	0	EUR	(1,403)	EUR	614	EUR	(781)
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation) on Financial Derivative Instruments												
Exchange-traded or centrally cleared												
Written Options	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	1	EUR	1
Futures		0		0		0		0		(71)		(71)
Swap Agreements		0		(3)		0		0		(121)		(124)
	EUR	0	EUR	(3)	EUR	0	EUR	0	EUR	(191)	EUR	(194)
Over the counter												
Forward Foreign Currency Contracts	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	495	EUR	0	EUR	495
Purchased Options		0		0		0		0		136		136
Written Options		0		3		0		(2)		(100)		(99)
Swap Agreements		0		0		0		0		(1)		(1)
	EUR	0	EUR	3	EUR	0	EUR	493	EUR	35	EUR	531
	EUR	0	EUR	0	EUR	0	EUR	493	EUR	(156)	EUR	337

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

15

Schedule of Investments PIMCO Euro Total Return Fund (Cont.)

May 31, 2019

FAIR VALUE MEASUREMENTS

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of May 31, 2019 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 05/31/2019
Investments in Securities, at Value				
Belgium				
Corporate Bonds & Notes	EUR	0 EUR	396 EUR	0 EUR 396
Sovereign Issues		0	681	0 681
Canada				
Corporate Bonds & Notes	0	311	0	311
Mortgage-Backed Securities	0	36	0	36
Sovereign Issues	0	342	0	342
Cayman Islands				
Corporate Bonds & Notes	0	182	0	182
China				
Corporate Bonds & Notes	0	100	0	100
Denmark				
Corporate Bonds & Notes	0	2,723	0	2,723
France				
Asset-Backed Securities	0	100	0	100
Corporate Bonds & Notes	0	757	0	757
Sovereign Issues	0	513	0	513
Germany				
Asset-Backed Securities	0	254	0	254
Corporate Bonds & Notes	0	782	0	782
Ireland				
Asset-Backed Securities	0	37	0	37
Corporate Bonds & Notes	0	180	0	180
Mortgage-Backed Securities	0	85	0	85
Italy				
Corporate Bonds & Notes	0	157	0	157
Sovereign Issues	0	718	0	718
Japan				
Corporate Bonds & Notes	0	100	0	100
Jersey, Channel Islands				
Corporate Bonds & Notes	0	105	0	105
Luxembourg				
Asset-Backed Securities	0	237	0	237
Corporate Bonds & Notes	0	400	0	400
Morocco				
Sovereign Issues	0	212	0	212
Netherlands				
Asset-Backed Securities	0	12	0	12
Corporate Bonds & Notes	0	914	0	914
Mortgage-Backed Securities	0	94	0	94
Norway				
Corporate Bonds & Notes	0	202	0	202
Poland				
Corporate Bonds & Notes	0	307	0	307
Spain				
Asset-Backed Securities	0	82	0	82
Corporate Bonds & Notes	0	105	0	105
Sovereign Issues	0	3,441	0	3,441
Supranational				
Sovereign Issues	0	101	0	101
Sweden				
Corporate Bonds & Notes	0	195	0	195
Switzerland				
Corporate Bonds & Notes	0	291	0	291
United Kingdom				
Corporate Bonds & Notes	0	687	0	687
Mortgage-Backed Securities	0	1,470	0	1,470
Sovereign Issues	0	1,127	0	1,127

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 05/31/2019
Investments in Securities, at Value				
United States				
Asset-Backed Securities	EUR	0 EUR	95 EUR	0 EUR 95
Corporate Bonds & Notes	0	2,895	0	2,895
Mortgage-Backed Securities	0	861	0	861
U.S. Government Agencies	0	3,581	0	3,581
U.S. Treasury Obligations	0	826	0	826
Short-Term Instruments	0	1,158	0	1,158
Total Investments	EUR	0 EUR	27,832 EUR	0 EUR 27,832
Financial Derivative Instruments - Assets				
Exchange-traded or centrally cleared	23	0	0	23
Over the counter	0	232	0	232
	EUR	23 EUR	232 EUR	0 EUR 255
Financial Derivative Instruments - Liabilities				
Exchange-traded or centrally cleared	(37)	(11)	0	(38)
Over the counter	0	(253)	0	(253)
	EUR	(37) EUR	(254) EUR	0 EUR (291)
Totals	EUR	(14) EUR	27,810 EUR	0 EUR 27,796

There were no significant transfers into or out of Level 3 during the period ended May 31, 2019.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2019

16

(2) 【2018年5月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

資産・負債計算書

2018年5月31日現在

(単位：千ユーロ、1口当たり金額を除く)

	(千ユーロ)	(百万円)
資産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	29,253	3,441
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	55	6
店頭取引金融デリバティブ商品	160	19
現金	0	0
相手方への預託金	1,042	123
外国通貨、時価	13	2
未収投資有価証券売却金	74	9
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	2,621	308
未収ファンド受益証券売却金	0	0
未収利息および／または未収分配金	185	22
	<u>33,403</u>	<u>3,929</u>
負債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レボ契約にかかる未払金	1,851	218
売却／買戻し取引にかかる未払金	0	0
空売りにかかる未払金	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	56	7
店頭取引金融デリバティブ商品	748	88
未払投資有価証券購入金	79	9
TBA投資有価証券購入未払金	4,825	568
未払利息	0	0
相手方からの預託金	0	0
未払ファンド受益証券買戻金	37	4
未払分配金	25	3
未払管理報酬	0	0
未払投資顧問報酬	10	1
未払管理事務代行報酬	6	1
未払代行協会員報酬	0	0
未払設立費用の払戻し	0	0
未払販売報酬	5	1
未払税金	4	0
その他の負債	0	0
	<u>7,646</u>	<u>899</u>
純資産	<u>25,757</u>	<u>3,030</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

投資有価証券の取得原価	29,194	3,434
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
外国通貨の取得原価	14	2
空売りによる手取金	0	0
金融デリバティブ商品の取得原価またはプレミアム、純額	(39)	(5)
* レボ契約を含む：	0	0
純資産：	25,757	3,030
発行済受益証券口数：	2,476 千口	
発行済受益証券1口当たり純資産価格および買戻価格： （機能通貨による）	10.40 ユーロ	1,223 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

② 【損益計算書】

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

運用計算書

2018年5月31日終了年度

(単位：千ユーロ)

	(千ユーロ)	(百万円)
投資収益：		
利息、外国税控除後 [*]	424	50
その他の収益	1	0
収益合計	<u>425</u>	<u>50</u>
費用：		
投資顧問報酬	119	14
管理事務代行報酬	66	8
販売報酬	61	7
代行協会員報酬	5	1
支払利息	4	0
その他の費用	0	0
費用合計	<u>255</u>	<u>30</u>
純投資利益	<u>170</u>	<u>20</u>
実現純利益(損失)：		
投資有価証券	(231)	(27)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または	160	19
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	1,176	138
外国通貨	13	2
実現純利益	<u>1,118</u>	<u>132</u>
未実現利益(損失)純変動額：		
投資有価証券、外国税控除後	(438)	(52)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または	115	14
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	(886)	(104)
外国通貨建て資産および負債	(110)	(13)
未実現(損失)純変動額	<u>(1,319)</u>	<u>(155)</u>
純利益(損失)	<u>(201)</u>	<u>(24)</u>
運用の結果による純資産の純増加(減少)額	<u>(31)</u>	<u>(4)</u>
[*] 外国源泉徴収税	<u>1</u>	<u>0</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

純資産変動計算書

2018年5月31日終了年度

(単位：千ユーロ)

	(千ユーロ)	(百万円)
以下による純資産の増加(減少)：		
運用：		
純投資利益	170	20
実現純利益	1,118	132
未実現(損失)純変動額	(1,319)	(155)
運用の結果による純増加(減少)額	<u>(31)</u>	<u>(4)</u>
受益者への分配金：		
分配金	(220)	(26)
分配金合計	<u>(220)</u>	<u>(26)</u>
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額 [*]	(1,085)	(128)
純資産の増加(減少)額合計	<u>(1,336)</u>	<u>(157)</u>
純資産：		
期首残高	27,093	3,187
期末残高	<u>25,757</u>	<u>3,030</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

*財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド

経理のハイライト

2018年5月31日終了年度

	(ユーロ)	(円)
1 口当たり特別情報：		
期首純資産価格	10.50	1,235
純投資利益	(a) 0.07	8
投資有価証券にかかる実現／未実現純利益(損失)	<u>(0.08)</u>	<u>(9)</u>
投資運用からの増加(減少)合計	<u>(0.01)</u>	<u>(1)</u>
分配金合計	<u>(0.09)</u>	<u>(11)</u>
期末1口当たり純資産価格	<u>10.40</u>	<u>1,223</u>
トータル・リターン(機能通貨による)	(b) <u>(0.12)%</u>	
期末純資産総額(千ユーロ)	<u>25,757</u> 千ユーロ	<u>3,030</u> 百万円
費用の対平均純資産比率	<u>0.97 %</u>	
費用の支払利息控除後対平均純資産比率	<u>0.95 %</u>	
純投資利益の対平均純資産比率	<u>0.65 %</u>	

(a) 1口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは(もしあれば)、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの1口当たり純資産価格の変動額の合計である。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2018年5月31日現在

1. 機構

本報告書に記載される各ファンド（以下、個別的に「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（「クラス」）を含み、バーミューダの法律に基づき、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2001年8月8日付信託証書（随時改訂され、「信託証書」という。）により設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである、ピムコ・バーミューダ・トラスト（「トラスト」）の一シリーズである。2006年11月28日の営業時間終了時点（米国東部標準時）付で、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドが、ファンズの受益証券の保有者（「受益者」）にとってのトラストの受託会社としての役割を果たしていた。2017年9月29日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、メイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッドがトラストの新受託会社として任命された。本報告書で使用されているように、「受託会社」とはトラストの受託会社として行為した人物を指す。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「PIMCO」、「管理会社」または「投資顧問会社」）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは、投資信託法2006年規則に提示されているように規則および監督の対象ならびに標準ファンズに関係する特定の規則の対象である。

信託証書の条項は、管理会社の同意により受託会社に対して、本財務書類日現在運用中のファンズに加えて、将来さらに複数のファンドを設立する権利を付与する。

本報告書に表示されるファンズは、下記の通りである。

ファンド	募集
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デューレーション・ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デューレーション・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド ピムコ・リアル・リターン・ファンド	日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ ショート・ターム ストラテジー*	日本の販売会社および／または販売取扱会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	他のファンズに対し限定してその原投資対象としての役割を果たすために募集される。

* ピムコ ショート・ターム ストラテジーのJ（日本円）クラスおよびJ（米ドル）クラスは、日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーの円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づき登録されている。残りの各ファンズならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーのJ（日本円）クラスおよびJ（米ドル）クラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づいて登録されておらず、登録される予定も現在ない。したがって、これらファンズの当該受益証券は、適切な日本の法律および規則に従う場合を除き、日本または日本のあらゆる居住者に対して直接的または間接的に募集することはできない。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（「US GAAP」）に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、本財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求する。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

（a）投資先ファンド

受託会社および管理会社は、（i）ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF）、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡおよびピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ（以下、それぞれ、その他の投資信託に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」、または「取得ファンド」という。）の資産のすべてあるいは一部を、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下、「投資先ファンド」、または「被取得ファンド」という。）の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領したかのように、当該被取得ファンドに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の1口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は当該受益証券の1口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンドが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

（b）証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日後の当該証券の標準決済期間を超えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの一定の分配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。一定の外国証券にかかる見積り税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて運用計算書において受取利息の構成要素または投資有価証券にかかる未実現（損）益純変動額に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純（損）益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は（もしあれば）、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

（c）現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を使用して表示されている。ユーロを使用しているピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドを除くファンドの機能通貨は米ドルである。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目（もしあれば）は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンズは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益（損失）ならびに未実現利益（損失）純変動額に含まれる。ファンズは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット（現金）ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる（金融デリバティブ商品を参照のこと。）。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨純利益および純損失は、運用計算書の外国通貨資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

一定のファンズ（またはもしあれば、当該クラス受益証券）の純資産価額（「純資産価額」）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（「英文目論見書」）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（「純資産価額通貨」）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨および機能通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド／クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF)	日本円	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) ・ 日本円 ・ 米ドル	米ドル	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ・ J (ブラジル・レアル) ・ J (インドネシア・ルピア) ・ J (インド・ルピー) ・ J (メキシコ・ペソ) ・ J (トルコ・リラ) ・ J (南アフリカ・ランド) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ・ J (ブラジル・レアル) ・ J (中国元) ・ J (インドネシア・ルピア) ・ J (インド・ルピー) ・ J (韓国ウォン)	日本円	米ドル
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ J (日本円) ・ J (米ドル) ・ 円クラス (ヘッジあり) ・ 米ドルクラス	日本円 日本円 日本円 米ドル	米ドル 米ドル 米ドル 米ドル

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロス、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドごとに予想される分配の頻度を示したものである。各ファンドからの分配は、管理会社の承認でのみ受益者に宣言および分配することができるが、その承認は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎日宣言および毎月支払
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド
毎月宣言および支払
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF)
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
・ J (日本円)
・ J (米ドル)
四半期毎の宣言および支払
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド
ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド
毎年宣言および支払
ピムコ・リアル・リターン・ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
・ 円クラス (ヘッジあり)
・ 米ドルクラス
以下のファンド（またはそのクラス、該当する場合）について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

かかる分配金は、もしあれば、通常当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の投資純利益から支払われる。さらに管理会社は、分配可能な純実現キャピタル・ゲインからの支払を承認できる。追加の分配金は、管理会社が適切と判断した場合に宣言することができる。あらゆるファンド（またはそのクラス（該当する場合））に関して支払われた分配金は、当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の受益証券の純資産価額の減少をもたらす。受益者の裁量により、ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の現金分配はファンド（またはそのクラス（該当する場合））に追加された受益証券に再投資するか、または現金で受益者に支払うことができる。現金による支払いは、ファンドの純資産価額通貨で支払われる。ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））は、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド（またはそのクラス（該当する場合））の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド（またはそのクラス（該当する場合））の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の利益として計上される。

（f）新会計基準公表

2016年3月、財務会計基準審議会（「FASB」）は、会計基準編纂書（「ASC」）のトピック815に基づく、特定の関係にかかるデリバティブ契約の更改への影響に関連する指針を提供するASU第2016-05号を公表した。当該ASUは、2017年12月15日以降に開始する会計年度および2018年12月15日以降に開始する会計年度中の中間期間より適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2016年8月、FASBは、キャッシュ・フロー計算書における特定の現金受領および現金支払いの分類にかかる指針を明確にするために、ASC第230号を修正するASU第2016-15号を公表した。当該ASUは、2018年12月15日以降に開始する会計年度および2019年12月15日以降に開始する中間期間より適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2016年11月、FASBは、キャッシュ・フロー計算書における制限付きの現金および制限付きの現金等価物の変動の分類ならびに表示にかかる指針を提供するASC第230号の修正版となる、ASU第2016-18号を公表した。当該ASUは、2018年12月15日以降に開始する会計年度および2019年12月15日以降に開始する中間期間より適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2017年3月、FASBは、プレミアムで保有した特定のコーラブル債務証券についての償却期間に関連する指針を提供する、ASU第2017-08号を公表した。当該ASUは、2019年12月15日以降に開始する会計年度および2020年12月15日以降に開始する会計年度中の中間期間より適用される。当該ASUは、ファンズにより採用された。当該ASUの実施は、ファンズの財務書類に影響を及ぼさなかった。

3. 投資有価証券の評価および公正価値測定

（a）投資評価方針

ファンドの受益証券の価格は、ファンドの純資産価額に基づく。ファンドまたはその各クラス（該当する場合）の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、（トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり）ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点（「NYSE終了時点」）で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。各ファンドは、ファンドが早期に終了した場合、それぞれの純資産価額の算定のタイミングを変更する権利を有する。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、市場価格で評価される。市場価格は通常、公式終値または最後に報告された売値、あるいは売りが報告されない場合は、評価の確立したマーケット・メーカーから入手した見積り、もしくはファンズの承認された価格設定サービス、相場報告システムおよびその他の第三者のソース（以下、まとめて「価格設定サービス」という。）により提供される価格（評価価額を含む。）に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格設定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。市場価格での価格設定が用いられた場合、外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている（非米国の）外国持分証券は、通常、主要な取引所であると管理会社がみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。（非米国の）外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。国内および（非米国の）外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場の過去の終値を反映したデータを用いた価格設定サービスに基づき評価される。価格設定サービスから入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した市場価格の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。（下記において論じられる）個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。スワップ契約は、ブローカー・ディーラーから入手した買呼値もしくは価格設定サービスまたはその他の価格設定ソースにより提供される市場ベースの価格に基づき評価される。上場投資信託（「ETF」）を除き、ファンドのオープン・エンド型の投資運用会社への投資は、当該投資有価証券の純資産価額で評価される。オープン・エンド型の投資運用会社には、関連ファンズが含まれることがある。

（非米国の）外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない（非米国の）外国持分証券もまた、公正価値で評価される。（非米国の）外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定サービスおよびその他の第三者ベンダーにより提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際、ならびに公正価値決定の際に、ファンドは、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象（米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。）について検討することができる。ファンドは、（非米国の）外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモデリングツールを用いることができる。これらの目的において、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動（「ゼロ・トリガー」）も重要な事象とみなされ、（事実上、日々の公正価値評価につながる）価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない日に（非米国の）外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア（担保付き）変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値／売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア（担保付き）変動金利ローンは、市場価格に近似する公正価値で評価される。シニア（担保付き）変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。（a）借主および参加仲介業者の信用力、（b）ローンの条件、（c）類似のローンの市場における直近の価格（該当する場合）、および（d）類似の質、利率、次の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが（非米国の）外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任をPIMCOに委譲した。市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できず、証券または資産が管理会社により承認された評価方法に従って評価できない場合、当該証券または資産の評価額は評価委員会により誠実に決定される。関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値情報、実勢相場（「ブローカー価格」）または価格設定サービスの価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券または資産の評価額に重大な影響を及ぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または資産が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を有する。

純資産価額算定の目的上、ファンドが組入証券またはその他の資産の評価額を決定するために公正価値評価を使用する場合、当該投資有価証券は、取引されている主たる市場からの見積りに基づき価格決定されるよりもむしろ、管理会社またはその指示に従って行動する者により公正価値を反映すると判断される他の方法で価格が決定されることがある。公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1, 2または3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1－活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格。

レベル2－活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3－管理会社またはその指示に従って行動する者による投資有価証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

US GAAPの要件に従い、レベル1およびレベル2の間での移動ならびにレベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、当期中の実現および未実現（損）益、購入および売却、計上されたディスカウント（プレミアム）ならびにレベル3への／からの移動に帰属する変動を表す、報告された公正価値の期首から期末までの残高の調整を要求する。ファンドの資産および負債のレベル間の移動については、期末時点の評価額が用いられる。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重大で観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従って、公正価値の階層のレベル3の調整および重大で観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価技法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1およびレベル2に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付債券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーまたは価格設定サービスから入手した見積りに基づき評価される。価格設定サービスの内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービスにより、通常ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ関連証券およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物にかかるオプション契約等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

ファンドの機能通貨（建て）以外の通貨（建て）で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レート（直物相場と先物相場）を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格決定サービスにより、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資有価証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他のエクイティもまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

（ETF以外の）オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

為替予約契約、オプション契約またはスワップ契約等の上場株式オプションおよび店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定サービスもしくはその他の価格設定ソースにより提供される市場ベースの価格を用いて評価されるスワップ契約を除き、当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される。）により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値／売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティ、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場における観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームで上場または取引される集中清算の対象となるスワップは（入手可能な場合）、各取引所が決定する日々の決済価格において評価される。集中清算の対象となるクレジット・デフォルト・スワップについて、清算機関は、その会員に対し、期間構造全体を通じて実施可能な価格水準を提供するよう求めている。外部の第三者価格とともに、これらの水準は、日々の決済価格を生み出すために用いられる。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。集中清算の対象となる金利スワップは、日々の決済価格を生み出すために、オーバーナイト・インデックス・スワップの利率やロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）の先物為替レートを含む、基調的な利率を参考にした価格設定モデルを用いて評価される。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。公正価値の階層のレベル3に分類される組入資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価技法および重大なインプットは、以下のとおりである。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の市場価格の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格または市況データの分析により得られる内部評価によるものである。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価委員会により承認された手続きに基づき、定期的リセットされることがある。委任による価格設定手順（基準価格）の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期までの残存期間が60日以内の（コマーシャル・ペーパー等の）短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

一定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（b）インフレ連動債券

一定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期日における（インフレ率調整後の）原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債（US TIPS）の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期日に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

（c）ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（「貸主」）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、（第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。）劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。

2018年5月31日現在、ファンズは未履行ローン契約を有していなかった。

（d）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

一定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デューレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の民間保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む、様々な種類の資産により組成される。

（e）モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券（「CMO」）は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法的実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

（f）ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券（「SMBS」）は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常2つのクラスで構成され、モーゲージ・アセットのプールに係る利息分と元本償還分の異なる割合を受領する。SMBSには、すべての利息を受領するクラス（利息限定もしくは「I0」クラス）と、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで毎月に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

（g）債務担保证券

債務担保证券（「CDO」）は、債権担保证券（「CBO」）、ローン担保证券（「CLO」）および同様の仕組みの証券を含む。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールに担保された信託である。CLOは、主として投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含む、国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債等のローンのプールに担保された信託である。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保证券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク（例：期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク（ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆に変動した場合、悪化することがある。））に加え、CBO、CLOおよびその他のCDOは、（i）担保证券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、（ii）担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、（iii）ファンドが他のクラスに劣後するCBO、CLOまたはその他のCDOに投資する可能性、および（iv）複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、あるいは予期せぬ投資結果を招く可能性等を含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

（h）現物払い証券

一定のファンズは、現物払い証券（「PIK」）に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金および／または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（「利込価格」という。）、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

（i）譲渡制限証券

一定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求される。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2018年5月31日現在、未決済の譲渡制限証券は、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

（j）米国政府機関証券または政府支援企業証券

一定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫（「GNMA」または「ジニー・メイ」）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の証券については、米国財務省（「米国財務省」）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（「FNMA」または「ファニー・メイ」）等のその他の証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅金融抵当金庫（「FHLMC」または「フレディ・マック」）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書（「PC」）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

（k）発行時取引

一定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。ファンドによる約定は、支払および交付を通常の決済期間を越えて行い、証券をあらかじめ決められた価格または利回りで売買するために行われる。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスク」を参照のこと。

（a）レポ契約

一定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ契約の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）の持高を保有する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額または超過額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

（b）逆レポ契約

一定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

（c）売却／買戻し取引

一定のファンズは、「売却／買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却／買戻し取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、（i）該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および（ii）ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却／買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

（d）空売り

特定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、（i）類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、（ii）ファンドの柔軟性を高めるため、（iii）投資のリターンのため、（iv）リスク・アービトラージ戦略の一環として、および（v）デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一環として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならない。また、当該借入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は（もしあれば）、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、または追加費用なしで空売り証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることが出来ない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由、ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・不負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純（損）益ならびに未実現（損）益の純変動（それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純（損）益ならびに未実現（損）益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ取引の金額に対する指針の役割を果たす。

（a）為替予約契約

一定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関係する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の市場価格は、為替予約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する一定のファンズはまた、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

(b) 先物契約

一定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に、定められた価格で、売買する契約である。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドは先物ブローカーに対し、当初にブローカーまたは取引所に要求される証拠金として所定の金額の現金または米国政府もしくは政府機関の債務ならびに限定されたソブリン債を預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未払金または未収金は、ファンドにより計上または回収されることがある（「先物変動証拠金」）。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはいみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

(c) オプション契約

一定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。一定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの負債は、資産・負債計算書に含まれる。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売却オプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。ファンドはオプションの売り方として、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

一定のファンズはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産・負債計算書に資産として含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。当該オプションのプレミアムは、特定の条件の変動パラメーターに基づいている。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または買戻された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を行使する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

一定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するまたは既存のスワップ契約を期間短縮、期間延長、中止もしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

クレジット・デフォルト・スワップション

一定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップションを売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

一定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる、外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

証券にかかるオプション

一定のファンズは、リターンを高めるためもしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために証券にかかるオプションを売却または購入することができる。証券にかかるオプションは、オプション契約についての対象証券として、特定の証券を使用する。

インフレーション・キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるために金利キャップ・オプションを売却または購入することができる。ファンドが金利キャップ・オプションを売却する場合、受領プレミアムに等しい金額が負債として計上され、その後売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。ファンドが金利キャップ・オプションを購入する場合、ファンドは資産計上されるプレミアムを支払い、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。金利キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えた変動金利のリスクからファンドを保護することである。金利フロアーは、金利連動型商品への投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

上場先物契約にかかるオプション

一定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（「先物オプション」）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

(d) スワップ契約

一定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（「店頭取引スワップ」）、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて清算されることがある（「集中清算の対象となるスワップ」）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約および条項に基づいて担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。市場価格の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益（損失）純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動（「スワップ変動証拠金」）は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、また、契約条項中の記載と現行の市況間との差異（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他関連要因）を補うため、スワップ契約締結時に履行または受領した支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンズにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は、運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は通常、ファンドにより市場価格で評価される。クレジット・デフォルト・スワップについては、ファンドの特定の投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額（すなわち、該当する契約の想定元本の合計に市場価格を加えたもの）で評価するが、ファンドの一定のその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを市場価格で評価することがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針（該当する場合）の目的において、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価することがあるが、それは通常、当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、（相殺前の）資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および市場価格の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがセルまたはバイ・プロテクションを有しているかどうかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的で、ファンドによる一定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、他のタイプの投資者により評価される当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性、金利が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方で基本相殺契約を締結すること、また、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

一定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供のため（すなわち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクを軽減するため）、もしくは、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、レファレンス・エンティティ、参照債務または参照指数に特定の信用事由がある場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から確定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクに晒されるという理由から、売り手として、ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの当該エンティティの特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成するレファレンス・エンティティのすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品のバスケットまたはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、新興市場および／あるいは各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む統一された条件とともに、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、該当する場合、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、レファレンス・エンティティの債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での市場価格の上昇は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドがクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする期末現在未払いとなっている個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金またはファンドによって1つまたは複数の同じレファレンス・エンティティに対して締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額等によって部分的に相殺されることがある。

クロス・カレンシー・スワップ契約

特定のファンズは、通貨リスクに対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにクロス・カレンシー・スワップ契約を締結することができる。クロス・カレンシー・スワップ契約は、指定された為替レートで後日再交換する合意をもって、二当事者による2つの異なる通貨の交換を伴う。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポット・レートで行われる。満期時の再交換は、同じ為替レート、指定されたレート、または、その時の直近スポット・レートにより行われる。利息の支払いは、適用ある場合、契約開始時の2つの通貨における有効利率に基づき、当事者間で行われる。クロス・カレンシー・スワップ契約の期間は、数年間の延長が可能である。クロス・カレンシー・スワップは、通常、商業銀行および投資銀行との間で交渉が行われる。一部のクロス・カレンシー・スワップは、元本キャッシュ・フローの交換を行わず、利息キャッシュ・フローの交換のみ行う。

金利スワップ契約

一定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。金利上昇の局面において、ファンドが保有する確定利率債の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。(i) プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「キャップ」を上回る金利まで支払うことを同意する金利キャップ、(ii) プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「フロア」を下回る金利まで支払うことを同意する金利フロア、(iii) 最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、(iv) 買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、(v) 金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または(vi) 異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップを含む。

トータル・リターン・スワップ契約

特定のファンズは、原参照商品に対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにトータル・リターン・スワップ契約を締結することができる。トータル・リターン・スワップ契約は、一または複数のキャッシュ・フローが原参照資産の価格および固定金利または変動金利に基づき交換されるよう約定する。トータル・リターン・スワップ契約は、市場連動リターンと引換えに利息を支払うよう約定する。一方の相手方が特定の原参照資産のトータル・リターンを支払うが、これには単一の証券、証券のバスケットまたはインデックスが含まれることがあり、引換えに固定金利または変動金利を受領する。満期日において、トータル・リターンが原参照資産から資金調達利率（もしあれば）を控除したリターンと等しくなる場合、純キャッシュ・フローが交換される。受取人として、ファンドはプラスのトータル・リターンに基づく支払いを受領し、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払義務を負う。支払人として、ファンドはプラスのトータル・リターンにかかる支払義務を負い、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払いを受領する。

ボラティリティー・スワップ契約

一定のファンズは、ボラティリティー・スワップとしても知られるフォワード・ボラティリティー契約を締結することができる。ボラティリティー・スワップにおいて、相手方は、通貨、レート、インデックス、証券またはその他の金融商品等、原参照商品のボラティリティー変動（例：指定された期間にわたる変動の幅）に関連して支払いを行うことに同意する。ボラティリティー・スワップによって、当事者によるボラティリティー・リスクをヘッジする試みおよび／または原参照商品の予想将来ボラティリティーのポジションの取得が可能となる。例えば、参照商品のボラティリティーが特定期間にわたって上昇するポジションを取る目的で、ファンドはボラティリティー・スワップを締結することができる。参照商品のボラティリティーが指定された期間にわたって上昇した場合、ファンドは、当該参照商品の実現ボラティリティー水準が当事者間で合意されたボラティリティー水準を上回る金額に基づき、その相手方から支払いを受領する。参照商品のボラティリティーが指定された期間にわたって上昇しない場合、ファンドは、当該参照商品の実現ボラティリティー水準が当事者間で合意されたボラティリティー水準を下回る金額に基づき、その相手方に対して支払いを行う。満期日において、ペイオフ金額が原資産の実現価格差異と想定元本を乗じた行使価格間の差異に相当する場合、ネット・キャッシュ・フローが交換される。実現価格差異の受取人として、ファンドは、原資産の実現価格差異が行使価格より大きい場合にはペイオフ金額を受領し、当該差異が行使価格より小さい場合にはペイオフ金額を支払う義務を負う。実現価格差異の支払人として、ファンドは、原資産の実現価格差異が行使価格より大きい場合にはペイオフ金額を支払う義務を負い、当該差異が行使価格より小さい場合にはペイオフ金額を受領する。ボラティリティー・スワップにかかる支払いは、数学的なボラティリティーの二乗法に基づく場合、大きくなる（例：「バリエーション」と称される、それ自体を乗じた測定されたボラティリティー）。このタイプのボラティリティー・スワップは、しばしばバリエーション・スワップと称される。

7. 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ（または被取得ファンズ）は、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ

一定のファンズが実質的にすべての各資産を被取得ファンドに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンドが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンドは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、（非米国の）外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図した通りの効果を得られないことがある。

デュレーションは、いくつかある特徴の中で特に、証券の利回り、クーポン、最終満期およびコールの特性を組み込んだ金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために用いられる手段である。コンベクシティは、金利の変動に対応したデュレーションの変動割合を測定する証券またはファンドの金利感応度を知るために用いられる、付加的な測定法である。デュレーションの長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。多岐にわたる要因（例：中央銀行による金融政策、インフレ率、景気全般等）により、金利は上昇し得る。現在の経済状況において、金利はほぼ歴史的な低水準にある。とりわけ、FRBの量的金融緩和政策の終了以来金利上昇局面に入り、上昇傾向が続くと見込まれることから、ファンズは現在金利リスクの高まりに直面している。FRBが利上げを継続する範囲において、金融システム全体の金利が上昇するリスクがある。さらに、債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング（値付け）」の能力は、足並みが揃っておらず、時に低下している。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、現在、確定利付債はボラティリティーおよび流動性リスクの増大に直面している。集合的および／または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額の大半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、それによりファンドが投資有価証券を不利なタイミングまたは価格で償還せざるを得なくなり、その結果、ファンドに悪影響が及ぶことがあり得る。また、大口の受益者が大量の受益証券を購入または買戻しを行った場合に、ファンドは悪影響を受ける可能性があるが、それはいつでも起こり得ることであり、大量の買戻し請求と同様の影響がファンドに及ぶ可能性がある。大口の受益者取引により、ファンドの流動性および純資産価額に悪影響が及ぶことがあり得る。当該取引はまた、ファンドの取引費用を増加させるか、またはファンドのパフォーマンスが意図していたものと異なってしまう可能性がある。さらに、ファンドは、その他の受益者が、大口の受益者の選択に基づいて投資決定を行うリスクに晒されている。

ロシア経済と連動する有価証券および金融商品にファンズが投資する範囲で、ファンズはロシアに対する投資は、政治、経済、法律、市場および通貨リスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクを伴う。かかるリスクには、政治および経済政策の不確実性、短期市場のボラティリティー、会計基準の脆弱性、腐敗や犯罪、不十分な規制制度および予測不可能な課税が含まれる。とりわけ、ロシアに対する投資には、米国および／またはその他の諸国により一層の経済制裁が課せられるリスクを伴う。そのような制裁により、中でもエネルギー、金融サービスおよび防衛を含む多くのセクターの企業がマイナスの影響を受け、その結果、ファンドの業績および／またはその投資目的達成能力に悪影響が及ぶことがある。ロシアの証券市場は、米国市場と比較して価格変動が著しく、流動性が低く、時価総額および流通している証券数がより少ない。不利な為替レートがリスクとなり、利用可能な通貨ヘッジ商品が欠如する可能性がある。ロシアへの投資は、国有化または資産の収用のリスクの対象となる。石油、天然ガス、金属および材木はロシアの輸出の重要な部分を占めるが、その結果、同国は世界価格の変動に晒されやすくなっている。

当レポートにおける（非米国の）外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが（非米国の）外国通貨に直接投資する場合、または外貨取引を行い（非米国の）外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、もしくは（非米国の）為替リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的發展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の市場価格は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済あるいは実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティーが高い。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対するリスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、認識され、高く評価された取引所において、多数の顧客および相手方との取引を引受けることにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。OTCデリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くがOTCデリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、OTCデリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、および／またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受けることがある。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を、現金もしくは証券の態様で、担保として差出すものとする。ファンドは、該当する担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払がなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払を受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項（「マスター契約」）の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を規律し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類の運用に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。多くのマスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、AAAの格付を有する他の形態の証券またはソブリン債が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金（現金）のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として反映される。担保として受領した一切の証券の市場価格は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引の影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却／買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（「マスター・フォワード契約」）は、ファンズと選定された相手方間とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻し取引等の、特定の先渡取引について管理する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始ならびに確認、支払いならびに譲渡、債務不履行、終了事由および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在の先渡取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよびOTCデリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（「CFTC」）に登録された先物取引業者（「FCM」）の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクは大幅に軽減される。さらに、FCMの債務不履行のシナリオの際にエクスポージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。変動証拠金または市場価格の変動は日々換算されるが、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の市場価格または未実現累積（損）益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（「ISDAマスター契約」）は、ファンズと選定された相手方で締結された二者間の店頭金融デリバティブ取引を管理する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保および債務不履行または終了事由に対する規定を保持する。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、本財務書類にとって重大であることがある。限られた状況下において、ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。これらの金額は、もしあれば、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。当期末現在の店頭金融デリバティブ商品の市場価格、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

9. 報酬および手数料

各ファンドは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率で支払われる、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	—	—	—	—
ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	—	—	—	—
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	—	0.45% ⁽¹⁾	0.25% ⁽²⁾	0.02%	0.33% ⁽³⁾
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	—	0.45% ⁽⁴⁾	0.25% ⁽⁵⁾	0.02%	0.33% ⁽⁶⁾
ピムコ ショート・ターム ストラテジー	—	—	—	—	—
・ J（日本円）	—	—	—	—	—
・ J（米ドル）	—	—	—	—	—
・ 円クラス（ヘッジあり）	0.35% ⁽⁷⁾	—	—	0.08% ⁽⁸⁾	0.32% ⁽⁹⁾
・ 米ドルクラス	0.35% ⁽¹⁰⁾	—	—	0.08% ⁽¹¹⁾	0.32% ⁽¹²⁾

（1）ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億ユーロ以下の部分について年率0.45%、5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.40%、10億ユーロ超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。

- (2) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万ユーロ以下の部分について年率0.25%、5,000万ユーロ超1億ユーロ以下の部分について年率0.20%、1億ユーロ超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (3) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億ユーロ以下の部分について年率0.23%、5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.28%、10億ユーロ超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。
- (4) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.45%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.40%、10億米ドル超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。
- (5) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.25%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.20%、1億米ドル超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (6) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.23%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.28%、10億米ドル超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。
- (7) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (8) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (9) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

- (10) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (11) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (12) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上-0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上-1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上-2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、もしあれば、PIMCOに対して、投資顧問、管理事務代行業務および監査、保管、受託、投資有価証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、もしあれば、ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の受益証券関連のサービスおよび販売を提供する金融仲介業者に対して毎月後払いで払い戻される。ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンドおよびピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンドの場合、管理報酬より、PIMCOは投資顧問業務および管理事務代行業務に関連した費用を負担し、その0.1%は管理事務代行費用に充当すべく指定されている。当該報酬と引き換えに、PIMCOは監査、保管、受託、投資有価証券会計、法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む、ファンズが必要とする一定の第三者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象ファンズに関して、PIMCOは通常、かかる報酬から利益を得る。

ファンズ（またはそのクラス（該当する場合））は、適用ある場合、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払いを含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、ならびに（v）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、ピムコショート・ターム ストラテジーの当初設立に付随する設立費用を支払っている、または支払う予定である。

PIMCOおよび／またはその関連会社は、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの日本円および米ドルクラス受益証券の日本における当初募集に関連するすべての費用（弁護士費用を含む）（「当初募集関連費用」）を立替えて前払いする。ファンドの運営開始時または運営開始時付近において、ファンドは、PIMCOおよび／またはその関連会社に対して前払いされた当初募集関連費用を払戻し、当該当初募集関連費用を運営の最初の会計年度において償却する。もっとも、PIMCOは、日本円および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超える部分（「当初募集関連費用上限」）については、当初募集関連費用の払戻しを放棄することに合意した。PIMCOおよび／またはその関連会社は、ファンドの運営開始から5年以内の期間においては、当初募集関連費用上限により放棄された当初募集関連費用を回収することができる。ただし、PIMCOおよび／またはその関連会社によって取戻される金額は、日本円および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超えないものとする。当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドの日本円かもしくは米ドルクラスのいずれかが終了した場合、PIMCOおよび／またはその関連会社は、当該クラスから払い戻されなかった残りの費用の償還を求めない。さらに、当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドの日本円および米ドルクラスの両方が終了した場合、PIMCOおよび／またはその関連会社は、ファンドから払い戻されなかった残りの費用の償還を求めない。2018年5月31日現在、PIMCOおよび／またはその関連会社に対する当初募集関連費用の回収可能額は、49,268米ドルであった。

PIMCOは、日本の一般投資家向けのピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドおよびピムコ ショート・ターム ストラテジーの米ドルクラスおよび円クラス（ヘッジあり）の受益証券の販売およびサービスについて、SMBC日興証券株式会社を代行協会員および販売会社に任命した。その他のファンズに関しては、販売会社は任命されていない。

上記の表に記載される通り、一定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を受け取り、かかる報酬の一部は、PIMCOへサービス報酬として分配される。

PIMCOは、トラストの設定に伴う設立費を支払った。さらにファンズが設立される場合、当該ファンドに直接帰属する当該費用は、当該ファンドにより負担される。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬（もしあれば）は注記9に開示され、関連当事者に支払われた報酬額（もしあれば）は、資産・負債計算書において開示される。

トラストの関連当事者であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、2018年5月31日現在、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢの純資産の57.118%およびピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡの純資産の0.129%を保有していた。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンズの有価証券の購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドによる、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられるファンドによる有価証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2018年5月31日に終了した期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間の証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0	714
ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0	450
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	12,605	37,284
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	1,299	324
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	554	0
ピムコ ショート・ターム ストラテジー	44,458	26,344

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5,000億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者が各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来いずれかのファンドに関連して追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位*）。

	ピムコ・ パーミューダ・ フォーリン・ロウ・ デュレーション・ ファンド		ピムコ・ パーミューダ・ ユー・エス・ロウ・ デュレーション・ ファンド		ピムコ・ エマージング・ マーケッツ・ ボンド・ファンド (JITF)		ピムコ・ エマージング・ マーケッツ・ ボンド・ファンド (M)	
	2018年5月31日 終了年度		2018年5月31日 終了年度		2018年5月31日 終了年度		2018年5月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	75	7,715	50	5,143	300	13,411	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	49	407
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	8,002	119,731
受益証券買戻支払額	(101)	(10,395)	(67)	(6,929)	(472)	(21,418)	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(117)	(961)
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(22,951)	(343,302)
ファンド証券取引 による純増加（減少）	(26)	(2,680)	(17)	(1,786)	(172)	(8,007)	(15,017)	(224,125)

	ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (円ヘッジ)		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンドⅡ		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ ファンドⅢ ⁽¹⁾		ピムコ・ユーロ・ トータル・ リターン・ ファンド	
	2018年5月31日 終了年度		2018年5月31日 終了年度		2018年5月31日 終了年度		2018年5月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (ユーロ)
受益証券販売受取額	23	1,502	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	22	223
J(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	21	1,190	5	90	該当なし	該当なし
J(中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	50	該当なし	該当なし
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	5	426	2	50	該当なし	該当なし
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	109	8,437	1	50	該当なし	該当なし
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	50	該当なし	該当なし
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	18	1,105	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	3,017	64,489	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(南アフリカ・ランド)	該当なし	該当なし	12	505	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分配金の再投資による 発行額	0	0	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	0	0
J(中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2	95	該当なし	該当なし
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	0	29	2	81	該当なし	該当なし
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	0	29	2	85	該当なし	該当なし
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2	93	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	(200)	(13,476)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(125)	(1,308)
J(ブラジル・レアル)	該当なし	該当なし	(343)	(18,909)	(28)	(516)	該当なし	該当なし
J(中国元)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1)	(73)	該当なし	該当なし
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	(4)	(351)	(2)	(73)	該当なし	該当なし
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	(4)	(359)	(2)	(73)	該当なし	該当なし
J(韓国ウォン)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1)	(73)	該当なし	該当なし
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	(60)	(3,671)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	(2,345)	(44,153)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(南アフリカ・ランド)	該当なし	該当なし	(104)	(4,429)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド証券取引による 純増加(減少)	(177)	(11,974)	322	4,338	(16)	(164)	(103)	(1,085)

	ピムコ・リアル・リターン・ファンド		ピムコ ショート・ターム ストラテジー	
	2018年5月31日 終了年度		2018年5月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	86	1,472	該当なし	該当なし
J(日本円)	該当なし	該当なし	3,580	322,728
J(米ドル)	該当なし	該当なし	110	10,259
円クラス（ヘッジあり）	該当なし	該当なし	810	74,043
米ドルクラス	該当なし	該当なし	474	48,651
受益証券買戻支払額	(86)	(1,459)	該当なし	該当なし
J(日本円)	該当なし	該当なし	(720)	(67,205)
J(米ドル)	該当なし	該当なし	(35)	(3,281)
円クラス（ヘッジあり）	該当なし	該当なし	(218)	(20,037)
米ドルクラス	該当なし	該当なし	(206)	(21,155)
ファンド証券取引による 純増加（減少）	0	13	3,795	344,003

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(1) 2017年6月14日から2018年5月31日までの期間。

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。
前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバーミューダ法に服する。現行のバーミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、バーミューダの源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2018年5月31日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2018年5月31日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、財務書類が公表可能となる2018年8月8日までの間に、ファンズの財務書類において存在する、後発事象の可能性について評価している。

管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な事象はないと決定した。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

May 31, 2018

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Assets:*Investments, at value*

	PIMCO Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Emerging Markets Bond Fund III	PIMCO Euro Total Return Fund	PIMCO Real Return Fund	PIMCO Short- Term Strategy
Investments in securities*	\$ 71,606	\$ 688	EUR 29,253	\$ 58,516	\$ 426,685
Investments in affiliates	428,971	3,610	0	0	0
<i>Financial Derivative Instruments</i>					
Exchange-traded or centrally cleared	0	0	55	19	55
Over the counter	1,180	30	160	203	2,767
Cash	5	0	0	0	2
Deposits with counterparty	25,104	0	1,042	423	2,268
Foreign currency, at value	0	0	13	67	7
Receivable for investments sold	0	0	74	215	15,567
Receivable for investments in affiliates sold	3,818	0	0	0	0
Receivable for TBA investments sold	0	0	2,621	5,448	0
Receivable for Fund units sold	0	0	0	0	3,658
Interest and/or dividends receivable	66	0	165	225	2,324
	530,760	4,328	33,403	66,116	453,373

Liabilities:*Borrowings & Other Financing Transactions*

Payable for reverse repurchase agreements	\$ 0	\$ 0	EUR 1,851	\$ 15,630	\$ 26,545
Payable for sale-buyback transactions	0	0	0	966	0
Payable for short sales	0	0	0	619	0

Financial Derivative Instruments

Exchange-traded or centrally cleared	0	0	56	53	332
Over the counter	32,037	155	748	61	1,240
Payable for investments purchased	0	0	79	12	2,342
Payable for TBA investments purchased	0	0	4,825	10,201	0
Interest payable	1	0	0	0	0
Deposits from counterparty	20	0	0	0	1,400
Payable for Fund units redeemed	4,248	0	37	111	19,863
Distributions payable	0	0	25	0	0
Accrued management fee	0	0	0	0	40
Accrued advisory fee	0	0	10	15	0
Accrued administrative fee	0	0	6	8	0
Accrued agency fee	0	0	0	1	9
Accrued organizational expense recoupment	0	0	0	0	20
Accrued distribution fee	0	0	5	7	44
Accrued taxes payable	0	0	4	31	0
Other liabilities	0	0	0	0	64
	38,306	155	7,646	27,795	51,919

Net Assets	\$ 494,454	\$ 4,173	EUR 25,757	\$ 38,321	\$ 401,454
-------------------	-------------------	-----------------	-------------------	------------------	-------------------

Cost of Investments in Securities	\$ 71,606	\$ 689	EUR 29,194	\$ 59,019	\$ 427,264
--	------------------	---------------	-------------------	------------------	-------------------

Cost of Investments in Affiliates	\$ 378,547	\$ 3,094	EUR 0	\$ 0	\$ 0
--	-------------------	-----------------	--------------	-------------	-------------

Cost of Foreign Currency Held	\$ 0	\$ 0	EUR 14	\$ 69	\$ 7
--------------------------------------	-------------	-------------	---------------	--------------	-------------

Proceeds Received on Short Sales	\$ 0	\$ 0	EUR 0	\$ 676	\$ 0
---	-------------	-------------	--------------	---------------	-------------

Cost or Premiums of Financial Derivative Instruments, net	\$ 0	\$ 0	EUR (29)	\$ (19)	\$ (57)
--	-------------	-------------	-----------------	----------------	----------------

* Includes repurchase agreements of:	\$ 58,200	\$ 0	EUR 0	\$ 0	\$ 0
--------------------------------------	------------------	-------------	--------------	-------------	-------------

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2018

5

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

May 31, 2018

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Emerging Markets Bond Fund B	PIMCO Emerging Markets Bond Fund B	PIMCO Euro Total Return Fund	PIMCO Real Return Fund	PIMCO Short- Term Strategy
Net Assets:	N/A	N/A	EUR 25,757	\$ 38,321	N/A
J (BRU)	\$ 52,409	\$ 883	N/A	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	875	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	1,027	749	N/A	N/A	N/A
J (INR)	13,510	622	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	\$ 265,231
J (KRW)	N/A	844	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	11,045	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	405,073	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	7,071
J (ZAR)	11,390	N/A	N/A	N/A	N/A
JPY	N/A	N/A	N/A	N/A	76,384
USD	N/A	N/A	N/A	N/A	52,768
Units Issued and Outstanding:	N/A	N/A	2,476	2,227	N/A
J (BRU)	1,124	56	N/A	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	19	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	13	24	N/A	N/A	N/A
J (INR)	189	21	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,860
J (KRW)	N/A	19	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	201	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	24,867	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	75
J (ZAR)	276	N/A	N/A	N/A	N/A
JPY	N/A	N/A	N/A	N/A	826
USD	N/A	N/A	N/A	N/A	512

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

May 31, 2018

	PIMCO Emerging Markets Bond Fund B	PIMCO Emerging Markets Bond Fund BI	PIMCO Euro Total Return Fund	PIMCO Real Return Fund	PIMCO Short- Term Strategy	
(Amounts in thousands, except per unit amounts)						
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:						
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	EUR	10.40	\$ 17.13	N/A
J (BRL)						
(Expressed in functional currency)	\$ 45.61	\$ 15.68	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 5,054	¥ 1,704	N/A	N/A	N/A	N/A
J (CNY)						
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 47.04	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 5,110	N/A	N/A	N/A	N/A
J (IDR)						
(Expressed in functional currency)	\$ 75.28	\$ 31.53	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 8,287	¥ 3,425	N/A	N/A	N/A	N/A
J (INR)						
(Expressed in functional currency)	\$ 71.32	\$ 38.26	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 7,749	¥ 4,156	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)						
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	N/A	\$ 92.73	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	N/A	¥ 10,075	N/A
J (KRW)						
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 45.14	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 4,904	N/A	N/A	N/A	N/A
J (MXN)						
(Expressed in functional currency)	\$ 54.85	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 5,971	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)						
(Expressed in functional currency)	\$ 15.42	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 1,784	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)						
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	N/A	\$ 94.21	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	N/A	¥ 10,236	N/A
J (ZAR)						
(Expressed in functional currency)	\$ 41.32	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 4,490	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
JPY						
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	N/A	\$ 92.50	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	N/A	¥ 10,050	N/A
USD						
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	N/A	\$ 103.03	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2018

7

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended May 31, 2018

(Amounts in thousands)

	PMCO Emerging Markets Bond Fund II	PMCO Emerging Markets Bond Fund III	PMCO Euro Total Return Fund	PMCO Real Return Fund	PMCO Short- Term Strategy
Investment Income:					
Interest, net of foreign taxes*	\$ 992	\$ 8	EUR 424	\$ 1,434	\$ 5,698
Miscellaneous income	21	1	1	3	11
Total Income	1,013	9	425	1,437	5,710
Expenses:					
Advisory fees	0	0	119	170	0
Management fees - JPY	0	0	0	0	160
Management fees - USD	0	0	0	0	148
Administrative fees	0	0	66	95	0
Distribution fees	0	0	61	87	0
Distribution fees - JPY	0	0	0	0	147
Distribution fees - USD	0	0	0	0	190
Agency fees	0	0	5	8	0
Agency fees - JPY	0	0	0	0	36
Agency fees - USD	0	0	0	0	35
Organizational expense recoupment - JPY	0	0	0	0	21
Organizational expense recoupment - USD	0	0	0	0	16
Interest expense	106	0	4	258	119
Miscellaneous expense	0	0	0	0	41
Total Expenses	106	0	255	618	913
Net Investment Income	907	9	170	818	4,797
Net Realized Gain (Loss):					
Investments in securities	0	0	(231)	(152)	1,331
Investments in affiliates	49,127	161	0	0	0
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	0	0	160	431	1,670
Over the counter financial derivative instruments	(35,297)	141	1,176	(62)	4,644
Foreign currency	(126)	(1)	13	8	(580)
Net Realized Gain	13,704	301	1,118	225	7,065
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):					
Investments in securities, net of foreign taxes	0	(1)	(438)	(1,077)	(854)
Investments in affiliates	(35,475)	(86)	0	0	0
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	0	0	115	(41)	(1,092)
Over the counter financial derivative instruments	(37,469)	(122)	(680)	149	1,531
Foreign currency assets and liabilities	17	0	(110)	(7)	(35)
Net Change in Unrealized (Depreciation)	(72,867)	(209)	(1,313)	(976)	(450)
Net Gain (Loss)	(59,163)	92	(201)	(751)	6,615
Net Increase (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ (58,256)	\$ 101	EUR (31)	\$ 67	\$ 11,412
* Foreign tax withholding	\$ 0	\$ 0	EUR 1	\$ 0	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2018

9

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended May 31, 2018

(Amounts in thousands)

	PIMCO Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Emerging Markets Bond Fund III	PIMCO Euro Total Return Fund	PIMCO Real Return Fund	PIMCO Short- Term Strategy
Increase (Decrease) in Net Assets from:					
Operations:					
Net investment income	\$ 907	\$ 9	EUR 170	\$ 818	\$ 4,293
Net realized gain	13,704	301	1,118	225	7,065
Net change in unrealized (depreciation)	(72,867)	(208)	(1,318)	(976)	(450)
Net increase (decrease) resulting from operations	(58,256)	101	(31)	67	11,412
Distributions to Unitholders:					
Distributions	N/A	N/A	(220)	0	0
J (BRL)	(8,259)	(109)	N/A	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	(133)	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	(89)	(118)	N/A	N/A	N/A
J (INR)	(980)	(124)	N/A	N/A	N/A
J (KRW)	N/A	(132)	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	(1,204)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	(95,568)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ZAR)	(1,719)	N/A	N/A	N/A	N/A
Total Distributions	(105,819)	(617)	(220)	0	0
Fund Unit Transactions:					
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions*	4,338	(164)	(1,085)	13	344,000
Total Increase (Decrease) in Net Assets	(159,737)	(680)	(1,336)	80	355,415
Net Assets:					
Beginning of year	654,181	4,853	27,093	38,241	46,039
End of year	\$ 494,454	\$ 4,173	EUR 25,757	\$ 38,321	\$ 401,454

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* See note 12 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | May 31, 2018

11

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended May 31, 2018

Selected Per Unit Data:	PIMCO Emerging Markets Bond Fund III J (KRW)	PIMCO Euro Total Return Fund	PIMCO Real Return Fund	PIMCO Short- Term Strategy J (JPY) ¹⁾
Net asset value beginning of year	\$ 50.16	EUR 10.50	\$ 17.10	\$ 91.77
Net investment income (a)	0.09	0.07	0.37	7.06
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	2.29	(0.09)	(0.34)	(1.10)
Total increase (decrease) from investment operations	2.38	(0.01)	0.03	0.96
Total distributions	(7.40)	(0.09)	0.00	0.00
Net asset value end of year	\$ 45.14	EUR 10.40	\$ 17.13	\$ 92.73
Total return (Expressed in functional currency) (b)	5.01%	(0.12)%	0.18%	1.05%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	3.16%	N/A	N/A	0.75%
Net assets end of year (000s)	\$ 844	EUR 75,757	\$ 38,321	\$ 765,231
Ratio of expenses to average net assets	0.00%	0.97%	1.63%	0.06%*
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.95%	0.95%	0.01%*
Ratio of net investment income to average net assets	0.19%	0.65%	2.16%	2.33%*

Selected Per Unit Data:	PIMCO Short- Term Strategy J (USD) ¹⁾	PIMCO Short- Term Strategy JPY	PIMCO Short- Term Strategy USD
Net asset value beginning of year	\$ 91.77	\$ 90.99	\$ 101.50
Net investment income (a)	2.18	1.24	1.41
Net realized/unrealized gain on investments	0.26	0.29	0.12
Total increase from investment operations	2.44	1.52	1.53
Net asset value end of year	\$ 94.21	\$ 92.50	\$ 103.03
Total return (Expressed in functional currency) (b)	2.66%	1.67%	1.51%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	2.35%	(0.11)%	N/A
Net assets end of year (000s)	\$ 7,071	\$ 76,384	\$ 52,768
Ratio of expenses to average net assets	0.06%*	0.88%	1.21%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.02%*	0.82%	1.14%
Ratio of net investment income to average net assets	2.43%*	1.36%	1.38%

* Annualized

¹⁾ Period from June 14, 2017 (inception date) to May 31, 2018.²⁾ Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.³⁾ Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund, if any, and changes in the Fund's net asset value per unit.⁴⁾ Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's NAV currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

Notes to Financial Statements

May 31, 2018

1. ORGANIZATION

Each Fund discussed in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds"), which also includes each class of units of that Fund (each a "Class" and collectively, the "Classes"), is a series trust of PIMCO Bermuda Trust (the "Trust"), an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed by Winchester Global Trust Company Limited on August 8, 2001 (as amended from time to time, the "Trust Deed"). Effective as of the close of business (Eastern time) on November 28, 2006, Winchester Global Trust Company Limited retired and was discharged as trustee of the Trust and Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited was appointed as new trustee of the Trust for the owners of units of the Funds (the "Unitholders"). Effective as of the close of business (Eastern time) on September 29, 2017, Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited retired and was discharged as trustee of the Trust and Maples Trustee Services (Bermuda) Limited was appointed as new trustee of the Trust. As used in this report, all references to the "Trustee" shall mean the person then serving as trustee to the Trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO," the "Manager" or the "Investment Adviser") is the sponsor of and was responsible for structuring the Trust.

The Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 and related rules relating to standard funds.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further funds in addition to the Funds currently in operation as of the date of this report.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to:
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF) PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yan-Hedged) PIMCO Emerging Markets Bond Fund II PIMCO Emerging Markets Bond Fund III	Offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trusts Association, Japan, or to funds with a similar structure in any other jurisdiction.
PIMCO Euro Total Return Fund PIMCO Real Return Fund	Offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager.
PIMCO Short-Term Strategy*	Offered to retail investors in Japan by way of public offering through a distributor and/or a sales handling company in Japan, and may be offered to other investors at the discretion of the Manager.
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)	Offered only to other Funds to serve as underlying investment vehicles for such Funds.

* The J (JPY) and J (USD) Classes of the PIMCO Short-Term Strategy are offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trusts Association, Japan, or to funds with a similar structure in any other jurisdiction.

Units of the PIMCO Euro Total Return Fund, PIMCO Real Return Fund, and JPY and USD Classes of the PIMCO Short-Term Strategy have been registered under the Financial Instruments and Exchange Law of Japan. Units of each of the remaining Funds and the J (JPY) and J (USD) Classes of the PIMCO Short-Term Strategy have not been and are not currently expected to be registered under the Financial Instruments and Exchange Law of Japan. Accordingly, such Units of these Funds may not be, directly or indirectly, offered in Japan or to any resident in Japan, except in compliance with applicable Japanese laws and regulations.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). Each Fund is treated as an investment company under the reporting requirements of U.S. GAAP. The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(a) Underlying Fund The Trustee and the Manager may apply all or a portion of the assets of PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF), PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yan-Hedged), PIMCO Emerging Markets Bond Fund II, and PIMCO Emerging Markets Bond Fund III (each referred to herein as a "Fund of Funds" or the "Acquiring Fund" which invests in other Funds) to the respective credit of the PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M) (referred to herein as an "Underlying Fund" or the "Acquired Fund"). Any assets so applied will be held in such Acquired Fund as if received directly. Where assets are so applied, the Acquired Fund will record the issue of units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per unit of such units and will repurchase such units at the repurchase price per unit of such units at the time of repurchase. Accordingly, the ability of the Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Fund to achieve its investment objective. There can be no assurance that the investment objective of the Acquired Fund will be achieved.

(b) Securities Transactions and Investment Income Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled beyond a standard settlement period for the security after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as a Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date, with the exception of securities with a forward starting effective date, where interest income is recorded on the accrual basis from effective date. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortized. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or net change in unrealized appreciation (depreciation) on investments on the Statements of Operations, as appropriate. Tax liabilities realized as a result of such security sales are

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

reflected as a component of net realized gain (loss) on investments on the Statements of Operations. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

(c) Cash and Foreign Currency The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The functional currency for the Funds is the U.S. dollar, except for the PIMCO Euro Total Return Fund which is the Euro.

The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Purchases and sales of securities and income and expense items denominated in foreign currencies, if any, are translated into each Fund's respective functional currency at the exchange rate in effect on the transaction date. The Funds do not separately report the effects of changes in foreign exchange rates from changes in market prices on securities held. Such changes are included in net realized and net changes in unrealized gain or loss from investments on the Statements of Operations. The Funds may invest in foreign currency denominated securities and may engage in foreign currency transactions either on a spot (cash) basis at the rate prevailing in the currency exchange market at the time or through a forward foreign currency contract (see Financial Derivative Instruments). Realized foreign exchange gains or losses arising from sales of spot foreign currencies, currency gains or losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions and the difference between the recorded amounts of dividends, interest, and foreign withholding taxes and the functional currency equivalent of the amounts actually received or paid are included in net realized gain or loss on foreign currency transactions on the Statements of Operations. Net unrealized foreign exchange gains and losses arising from changes in foreign exchange rates on foreign denominated assets and liabilities other than investments in securities held at the end of the reporting period are included in net change in unrealized appreciation or depreciation on foreign currency assets and liabilities on the Statements of Operations.

The Net Asset Value ("NAV") and total returns of certain Funds (or Classes thereof, as applicable) are presented in the currency for which the NAV is reported (the "NAV currency") as detailed in each Fund's Offering Memorandum (the "Offering Memorandum"). For the purposes of the presentation of the NAV and the total return in the NAV currency, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of the distribution. See the following table for the NAV currency and functional currency of each respective Fund:

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (IJTF)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (IM)	U.S. dollar	U.S. dollar
• JPY		
• USD		

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Markets Bond Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
• J (IBRL)		
• J (IDR)		
• J (INR)		
• J (MXN)		
• J (TRY)		
• J (ZAR)		
PIMCO Emerging Markets Bond Fund III	Japanese yen	U.S. dollar
• J (IBRL)		
• J (CNY)		
• J (IDR)		
• J (INR)		
• J (KRW)		
PIMCO Euro Total Return Fund	Euro	Euro
PIMCO Real Return Fund	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Short-Term Strategy		
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• JPY	Japanese yen	U.S. dollar
• USD	U.S. dollar	U.S. dollar

(d) Multiclass Operations Each class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of the Fund equal to that of other classes of the same Fund, except for specific assets and gains and losses designated to a class relating to currency hedging operations. Income, non-class specific expenses, and non-class specific realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each class of units based on the relative net assets of each class of the respective Fund. Class specific expenses currently include management, advisory, administrative and distribution fees, where applicable.

(e) Distribution Policy The following table shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld at the Manager's discretion.

Declared Daily and Paid Monthly:
PIMCO Euro Total Return Fund
Declared and Paid Monthly:
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (IJTF)
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged)
PIMCO Emerging Markets Bond Fund II
PIMCO Emerging Markets Bond Fund III
PIMCO Short-Term Strategy
• J (JPY)
• J (USD)
Declared and Paid Quarterly:
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund
Declared and Paid Annually:
PIMCO Real Return Fund
PIMCO Short-Term Strategy
• JPY
• USD

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

The Manager does not expect to declare distributions with respect to this Fund (or Classes thereof, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the NAV currency of the Fund. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there is inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(f) New Accounting Pronouncements In March 2016, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued an Accounting Standards Update ("ASU"), ASU 2016-05, which provides guidance related to the impact of derivative contract novations on certain relationships under Accounting Standards Codification Topic ("ASC") 815. The ASU is effective for annual periods beginning after December 15, 2017, and interim periods within fiscal years beginning after December 15, 2018. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

In August 2016, the FASB issued an ASU, ASU 2016-15, which amends ASC 230 to clarify guidance on the classification of certain cash receipts and cash payments on the Statement of Cash Flows. The ASU is effective for annual periods beginning after December 15, 2018, and interim periods beginning after December 15, 2019. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

In November 2016, the FASB issued an ASU, ASU 2016-18, which amends ASC 230 to provide guidance on the classification and presentation of changes in restricted cash and restricted cash equivalents on the Statement of Cash Flows. The ASU is effective for annual periods beginning after December 15, 2018, and interim periods beginning after December 15, 2019. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

In March 2017, the FASB issued an ASU, ASU 2017-08, which provides guidance related to the amortization period for certain purchased callable debt securities held at a premium. The ASU is effective for annual periods beginning after December 15, 2019, and interim periods within fiscal years beginning after December 15, 2020. This ASU was adopted by the Funds. The implementation of the ASU did not have an impact on any Fund's financial statements.

3. INVESTMENT VALUATION AND FAIR VALUE MEASUREMENTS

(a) Investment Valuation Policies The price of a Fund's units is based on the Fund's NAV. The NAV of a Fund, or each of its classes, as applicable, is

determined by dividing the total value of portfolio investments and other assets attributable to that Fund or class, less any liabilities, by the total number of units outstanding of that Fund or Class. On each Fund's Dealing Day (as described in the current Offering Memorandum of the Trust), Fund units are ordinarily valued as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange ("NYSE Close"). Information that becomes known to the Funds or their agents after the time as of which NAV has been calculated on a particular day will not generally be used to retroactively adjust the price of a security or the NAV determined earlier that day. Each Fund reserves the right to change the time as of which its respective NAV is calculated if the Fund closes earlier.

For purposes of calculating a NAV, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are valued at market value. Market value is generally determined on the basis of official closing prices or the last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from established market makers or prices (including evaluated prices) supplied by the Funds' approved pricing services, quotation reporting systems and other third-party sources (together, "Pricing Services"). The Funds will normally use pricing data for domestic equity securities received shortly after the NYSE Close and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the NYSE Close. If market value pricing is used, a foreign (non-U.S.) equity security traded on a foreign exchange or on more than one exchange is typically valued using pricing information from the exchange considered by the Manager to be the primary exchange. A foreign (non-U.S.) equity security will be valued as of the close of trading on the foreign exchange, or the NYSE Close, if the NYSE Close occurs before the end of trading on the foreign exchange. Domestic and foreign (non-U.S.) fixed income securities, non-exchange traded derivatives, and equity options are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or Pricing Services using data reflecting the earlier closing of the principal markets for those securities. Prices obtained from Pricing Services may be based on, among other things, information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Exchange-traded options, except equity options, futures and options on futures (which are discussed below), are valued at the settlement price determined by the relevant exchange. Swap agreements are valued on the basis of bid quotes obtained from brokers and dealers or market-based prices supplied by Pricing Services or other pricing sources. A Fund's investments in open-end management investment companies, other than exchange-traded funds ("ETFs"), are valued at the NAVs of such investments. Open-end management investment companies may include affiliated funds.

If a foreign (non-U.S.) equity security's value has materially changed after the close of the security's primary exchange or principal market but before the NYSE Close, the security may be valued at fair value based on procedures established and approved by the Manager. Foreign (non-U.S.) equity securities that do not trade when the NYSE is open are also valued at fair value. With respect to foreign (non-U.S.) equity securities, a Fund may determine the fair value of investments based on information provided by Pricing Services and other third-party vendors, which may recommend fair value or adjustments with reference to other securities, indices or assets. In considering whether fair valuation is required and in determining fair values, a Fund may, among other things, consider significant events (which may be considered to include changes in the value of U.S. securities or securities indices) that occur after the close of the relevant market and before the NYSE Close. A Fund may utilize modeling tools provided by third-party vendors to determine fair values of foreign (non-U.S.) securities. For these

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

purposes, any movement in the applicable reference index or instrument ("zero trigger") between the earlier close of the applicable foreign market and the NYSE Close may be deemed to be a significant event, prompting the application of the pricing model (effectively resulting in daily fair valuations). Foreign exchanges may permit trading in foreign (non-U.S.) equity securities on days when the Trust is not open for business, which may result in a Fund's portfolio investments being affected when Unitholders are unable to buy or sell units.

Senior secured floating rate loans for which an active secondary market exists to a reliable degree will be valued at the mean of the last available bid/ask prices in the market for such loans, as provided by a Pricing Service. Senior secured floating rate loans for which an active secondary market does not exist to a reliable degree will be valued at fair value, which is intended to approximate market value. In valuing a senior secured floating rate loan at fair value, the factors considered may include, but are not limited to, the following: (a) the creditworthiness of the borrower and any intermediate participants, (b) the terms of the loan, (c) recent prices in the market for similar loans, if any, and (d) recent prices in the market for instruments of similar quality, rate, period until next interest rate reset and maturity.

Investments valued in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates obtained from Pricing Services. As a result, the value of such investments and, in turn, the NAV of the Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the functional currency. The value of investments traded in foreign markets or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the Trust is not open for business. As a result, to the extent that a Fund holds foreign (non-U.S.) investments, the value of those investments may change at times when you cannot purchase, redeem or exchange units and the value of such investments will be reflected in the Fund's next calculated NAV.

Investments for which market quotes or market based valuations are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Manager or persons acting at their direction. The Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available, and has delegated to PIMCO the responsibility for applying the fair valuation methods. In the event that market quotes or market based valuations are not readily available, and the security or asset cannot be valued pursuant to a Manager approved valuation method, the value of the security or asset will be determined in good faith by the Valuation Committee. Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/ask information, indicative market quotations ("Broker Quotes"), Pricing Services' prices), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of the Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Manager is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of the Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be reevaluated in light of such significant events.

When a Fund uses fair valuation to determine the value of a portfolio security or other asset for purposes of calculating its NAV, such investments will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value. Fair valuation may require subjective determinations about the value of a security. While

the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot ensure that fair values determined by the Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

(b) Fair Value Hierarchy U.S. GAAP describes fair value as the price that a Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. It establishes a fair value hierarchy that prioritizes inputs to valuation methods and requires disclosure of the fair value hierarchy, separately for each major category of assets and liabilities, that segregates fair value measurements into levels (Level 1, 2, or 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risks associated with investing in those securities. Levels 1, 2, and 3 of the fair value hierarchy are defined as follows:

- **Level 1**—Quoted prices in active markets or exchanges for identical assets and liabilities.
- **Level 2**—Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.
- **Level 3**—Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Manager or persons acting at their direction that are used in determining the fair value of investments.

In accordance with the requirements of U.S. GAAP, the amounts of transfers between Levels 1 and 2 and transfers in and out of Level 3, if material, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires a reconciliation of the beginning to ending balances for reported fair values that presents changes attributable to realized gain (loss), unrealized appreciation (depreciation), purchases and sales, accrued discounts (premiums), and transfers in and out of the Level 3 category during the period. The end of period value is used for the transfers between Levels of the Funds' assets and liabilities. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, and if material, a Level 3 reconciliation and details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

(c) Valuation Techniques and the Fair Value Hierarchy

Level 1 and Level 2 trading assets and trading liabilities, at fair value The valuation methods (or "techniques") and significant inputs used in determining the fair values of portfolio securities or other assets and liabilities categorized as Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities and non-U.S. bonds are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or Pricing Services that use broker-dealer quotations, reported trades or

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

valuation estimates from their internal pricing models. The Pricing Services' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis or as a repurchase commitment in a sale-buyback transaction are marked to market daily until settlement at the forward settlement date and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Mortgage-related and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also normally valued by Pricing Services that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes, current market data, estimated cash flows and market-based yield spreads for each tranche, and incorporate deal collateral performance, as available. Mortgage-related and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Common stocks, ETFs, exchange-traded notes and financial derivative instruments, such as futures contracts, right and warrants, or options on futures that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation adjustments are not applied, they are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy.

Investments valued (denominated) in currencies other than the functional currency of a Fund are converted to the functional currency using exchange rates (currency spot and forward rates) obtained from Pricing Services. As a result, the NAV of a Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the functional currency. The value of securities traded in foreign markets or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the Trust is not open for business. Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the NYSE Close. These securities are valued using Pricing Services that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in the U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Preferred securities and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Equity-linked securities are valued by referencing the last reported sale or settlement price of the linked referenced equity on the day of valuation. Foreign exchange adjustments are applied to the last reported price to convert the linked equity's trading currency to the contract's settling currency. These investments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Investments in registered open-end investment companies (other than ETFs) will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy. Investments in unregistered open-end investment companies will be calculated based upon the NAVs of such investments and are considered Level 1 provided that the NAVs are observable, calculated daily and are the value at which both purchases and sales will be conducted.

Equity exchange-traded options and over the counter financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts, options contracts, or swap agreements, derive their value from underlying asset prices, indices,

reference rates, and other inputs or a combination of these factors. Other than swap agreements, which are valued using a broker-dealer bid quotation or on market-based prices provided by Pricing Services or other pricing sources, these contracts are normally valued on the basis of quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or Pricing Services (normally determined as of the NYSE Close). Depending on the product and the terms of the transaction, financial derivative instruments can be valued by Pricing Services using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as quoted prices, issuer details, indices, bid/ask spreads, interest rates, implied volatilities, yield curves, dividends and exchange rates. Financial derivative instruments that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Centrally cleared swaps listed or traded on a multilateral or trade facility platform, such as a registered exchange, are valued at the daily settlement price determined by the respective exchange (if available). For centrally cleared credit default swaps, the clearing facility requires its members to provide actionable price levels across complete term structures. These levels along with external third-party prices are used to produce daily settlement prices. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Centrally cleared interest rate swaps are valued using a pricing model that references the underlying rates including the overnight index swap rate and London Interbank Offered Rate ("LIBOR") forward rate to produce the daily settlement price. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair value When a fair valuation method is applied by the Manager that uses significant unobservable inputs, investments will be priced by a method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. The valuation techniques and significant inputs used in determining the fair values of portfolio assets and liabilities categorized as Level 3 of the fair value hierarchy are as follows:

Proxy pricing procedures set the base price of a fixed income security and subsequently adjust the price proportionally to market value changes of a pre-determined security deemed to be comparable in duration, generally a U.S. Treasury or sovereign note based on country of issuance. The base price may be a broker-dealer quote, transaction price, or an internal value as derived by analysis of market data. The base price of the security may be reset on a periodic basis based on the availability of market data and procedures approved by the Valuation Committee. Significant changes in the unobservable inputs of the proxy pricing process (the base price) would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy.

Short-term debt instruments (such as commercial paper) having a remaining maturity of 60 days or less may be valued at amortized cost, so long as the amortized cost value of such short-term debt instruments is approximately the same as the fair value of the instrument as determined without the use of amortized cost valuation. These securities are categorized as Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy depending on the source of the base price.

4. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Delayed-Delivery Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding,

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

a Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into, which may result in a realized gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(b) Inflation-Indexed Bonds Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed income securities whose principal value is periodically adjusted by the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity. Repayment of the original bond principal upon maturity (as adjusted for inflation) is guaranteed in the case of U.S. TIPS. For bonds that do not provide a similar guarantee, the adjusted principal value of the bond repaid at maturity may be less than the original principal.

(c) Loan Participations, Assignments and Originations Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties or investments in or originations of loans by the Fund. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrowers of the loans. These loans may include participations in bridge loans, which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions.

The types of loans and related investments in which the Funds may invest include, among others, senior loans, subordinated loans (including second lien loans, B-Notes and mezzanine loans), whole loans, commercial real estate and other commercial loans and structured loans. A Fund may originate loans or acquire direct interests in loans through primary loan distributions and/or in private transactions. In the case of subordinated loans, there may be significant indebtedness ranking ahead of the borrower's obligation to the holder of such a loan, including in the event of the borrower's insolvency. Mezzanine loans are typically secured by a pledge of an equity interest in the mortgage borrower that owns the real estate rather than an interest in a mortgage.

Investments in loans may include unfunded loan commitments, which are contractual obligations for funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate a Fund to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. A Fund may

receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a loan. In certain circumstances, a Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Statements of Operations.

As of May 31, 2018, the Funds had no unfunded loan commitments outstanding.

(d) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, loans on real property. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal. Interest may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed by the full faith and credit of the U.S. Government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements. Many of the risks of investing in mortgage-related securities secured by commercial mortgage loans reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make lease payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. These securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or other asset-backed securities. Other asset-backed securities are created from many types of assets, including auto loans, credit card receivables, home equity loans, and student loans.

(e) Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralized by whole mortgage loans or private mortgage bonds and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches", with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including prepayments. CMOs may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or asset-backed securities.

(f) Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. An SMBS will have one class that will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statements of Operations. Because no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the cost of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statements of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

(g) Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include Collateralized Bond Obligations ("CBOs"), Collateralized Loan Obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically

Notes to Financial Statements [Cont.]

May 31, 2018

collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. In addition to the normal risks associated with fixed income securities discussed elsewhere in this report and the Funds' Offering Memorandum (e.g., prepayment risk, credit risk, liquidity risk, market risk, structural risk, legal risk and interest rate risk (which may be exacerbated if the interest rate payable on a structured financing changes based on multiples of changes in interest rates or inversely to changes in interest rates)), CBOs, CLOs, and other CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the quality of the collateral may decline in value or default, (iii) a Fund may invest in CBOs, CLOs, or other CDOs that are subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

(h) Payment In-Kind Securities Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs may give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash and/or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata adjustment from the unrealized appreciation or depreciation on investments to interest receivable on the Statements of Assets and Liabilities.

(i) Restricted Securities Certain Funds may hold investments that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but are required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted. Disposal of restricted securities may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve. Restricted securities outstanding at May 31, 2018 are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

(j) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises Certain Funds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan

associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

Roll-timing strategies can be used where a Fund seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a TBA security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to substantially the same underlying asset with a later expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statements of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

(k) When-Issued Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorized, has not yet been issued in the market. A commitment is made by a Fund to purchase or sell these securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Fund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a realized gain or loss.

5. BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

The following disclosures contain information on the Funds' ability to lend or borrow cash or securities to the extent permitted under the Offering Memorandum, which may be viewed as borrowing or financing transactions by the Funds. The location of these instruments is described below. For a detailed description of credit and counterparty risks that can be associated with borrowings and other financing transactions, please see Note 7, Principal Risks.

(a) Repurchase Agreements Certain Funds may engage in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. In an open maturity repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Repurchase agreements, including accrued interest, are included on the Statements of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statements of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund.

(b) Reverse Repurchase Agreements Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. In an open maturity reverse repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. A Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. Cash received in exchange for securities delivered plus accrued interest payments to be made by a Fund to counterparties are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security,

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(c) Sale-Buybacks Certain Funds may enter into financing transactions referred to as "sale-buybacks". A sale-buyback transaction consists of a sale of a security by a Fund to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed-upon price and date. A Fund is not entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security sold to the counterparty during the term of the agreement. The agreed-upon proceeds for securities to be repurchased by a Fund are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund will recognize net income represented by the price differential between the price received for the transferred security and the agreed-upon repurchase price. This is commonly referred to as the "price drop". A price drop consists of (i) the foregone interest and inflationary income adjustments, if any, a Fund would have otherwise received had the security not been sold and (ii) the negotiated financing terms between a Fund and counterparty. Foregone interest and inflationary income adjustments, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations. Interest payments based upon negotiated financing terms made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under sale-buyback transactions.

(d) Short Sales Certain Funds may enter into short sales transactions. Short sales are transactions in which the Fund sells a security that it may not own. A Fund may make short sales of securities to (i) offset potential declines in long positions in similar securities, (ii) to increase the flexibility of the Fund, (iii) for investment return, (iv) as part of a risk arbitrage strategy, and (v) as part of its overall portfolio management strategies involving the use of derivative instruments. When a Fund engages in a short sale, it may borrow the security sold short and deliver it to the counterparty. The Fund will ordinarily have to pay a fee or premium to borrow a security and be obligated to repay the lender of the security any dividend or interest that accrues on the security during the period of the loan. Securities sold in short sale transactions and the dividend or interest payable on such securities, if any, are reflected as payable for short sales on the Statements of Assets and Liabilities. Short sales expose the Fund to the risk that it will be required to cover its short position at a time when the security or other asset has appreciated in value, thus resulting in losses to the Fund. A short sale is "against the box" if the Fund holds in its portfolio or has the right to acquire the security sold short at no additional cost. A Fund will be subject to additional risks to the extent that it engages in short sales that are not "against the box." A Fund's loss on a short sale could theoretically be unlimited in cases where the Fund is unable, for whatever reason, to close out its short position.

6. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use financial derivative instruments and how financial derivative instruments affect the Funds' financial position, results of operations and cash flows. The location and fair value amounts of these instruments on the Statements of Assets and Liabilities and the net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations, each categorized by type of financial derivative contract and related risk exposure, are included in a table in the Notes to Schedule of Investments. The financial

derivative instruments outstanding as of period end and the amounts of net realized gain (loss) and net change in unrealized appreciation (depreciation) on financial derivative instruments during the period, as disclosed in the Notes to Schedule of Investments, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Funds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts Certain Funds may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

Certain Funds having a hedged class may also enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these class specific forward foreign currency contracts will be successful.

(b) Futures Contracts Certain Funds may enter into futures contracts. A futures contract is an agreement to buy or sell a security or other asset for a set price on a future date. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and based on such movements in the price of the contracts, an appropriate payable or receivable for the change in value may be posted or collected by the Fund ("Futures Variation Margin"). Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or close. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the Futures Variation Margin included within exchange traded or centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts Certain Funds may write or purchase options to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. Certain Funds may write call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are included on the Statements of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold ("call") or purchased ("put") and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included as an asset on the Statements of Assets and Liabilities and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is executed.

Interest Rate Swaptions Certain Funds may write or purchase interest rate swaptions which are options to enter into a pre-defined swap agreement or to shorten, extend, cancel or otherwise modify an existing swap agreement, by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Credit Default Swaptions Certain Funds may write or purchase credit default swaptions to hedge exposure to the credit risk of an investment without making a commitment to the underlying instrument. A credit default swaption is an option to sell or buy credit protection to a specific reference by entering into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future.

Foreign Currency Options Certain Funds may write or purchase foreign currency options to be used as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates or to gain exposure to foreign currencies.

Options on Securities Certain Funds may write or purchase options on securities to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. An option on a security uses a specified security as the underlying instrument for the option contract.

Inflation-Capped Options Certain Funds may write or purchase inflation-capped options to enhance returns or for hedging opportunities. The purpose of purchasing inflation-capped options is to protect a Fund from inflation erosion above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in inflation-linked products.

Interest Rate-Capped Options Certain Funds may write or purchase interest rate-capped options to enhance returns or for hedging opportunities. When a Fund writes an interest rate-capped option, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. When a Fund purchases an interest rate-capped option, the Fund pays a premium which is recorded as an asset and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. The purpose of purchasing interest rate-capped

options is to protect a Fund from floating rate risk above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in interest rate linked products.

Options on Exchange-Traded Futures Contracts Certain Funds may write or purchase options on exchange-traded futures contracts ("Futures Option") to hedge an existing position or future investment, for speculative purposes or to manage exposure to market movements. A Futures Option is an option contract in which the underlying instrument is a single futures contract.

(d) Swap Agreements Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements may be privately negotiated in the over the counter market ("OTC swaps") or may be cleared through a third party, known as a central counterparty or derivatives clearing organization ("centrally cleared swaps"). A Fund may enter into asset, credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Centrally cleared swaps are marked to market daily based upon valuations as determined from the underlying contract or in accordance with the requirements of the central counterparty or derivatives clearing organization. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net change in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps ("Swap Variation Margin"), if any, are disclosed within centrally cleared financial derivative instruments on the Statements of Assets and Liabilities. OTC swap payments received or paid at the beginning of the measurement period are included on the Statements of Assets and Liabilities and represent premiums paid or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions (credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and other relevant factors). Upfront premiums received (paid) are initially recorded as liabilities (assets) and subsequently marked to market to reflect the current value of the swap. These upfront premiums are recorded as realized gains or losses on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realized gains or losses on the Statements of Operations.

For purposes of applying a Fund's investment policies and restrictions, swap agreements are generally valued by the Fund at market value. In the case of a credit default swap, in applying certain of the Fund's investment policies and restrictions, the Fund will value the credit default swap at its notional value or its full exposure value (i.e., the sum of the notional amount for the contract plus the market value), but may value the credit default swap at market value for purposes of applying certain of the Fund's other investment policies and restrictions. For example, the Fund may value credit default swaps at full exposure value for purposes of the Fund's credit quality guidelines (if any) because such value in general better reflects the Fund's actual economic exposure during the term of the credit default swap agreement. As a result, a Fund may, at times, have notional exposure to an asset class (before netting) that is greater or lesser than the stated limit or restriction noted in the Fund's Offering Memorandum. In this context, both the notional amount and the market value may be positive or negative depending on whether the Fund

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

is selling or buying protection through the credit default swap. The manner in which certain securities or other instruments are valued by the Fund for purposes of applying investment policies and restrictions may differ from the manner in which those investments are valued by other types of investors. Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. The risk may be mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements Certain Funds may use credit default swaps on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event that the referenced entity, obligation or index, as specified in the swap agreement, undergoes a certain credit event. As a seller of protection on credit default swap agreements, a Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If a Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If a Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event).

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. A Fund may use credit default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are instruments for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues as of period end, if any, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. They serve as an indicator of the current status of payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the referenced entity. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement. For credit default swap agreements on asset-backed securities and credit indices, the quoted market prices and resulting values serve as the indicator of the current status of the payment/performance risk. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller of protection could be required to make under a credit default swap agreement equals the notional amount of the agreement. Notional amounts of each individual credit default swap agreement outstanding as of period end for which a Fund is the seller of protection are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by a Fund for the same referenced entity or entities.

Cross-Currency Swap Agreements Certain Funds may enter into cross-currency swap agreements to gain or mitigate exposure to currency risk. Cross-currency swap agreements involve two parties exchanging two different currencies with an agreement to reverse the exchange at a later date at specified exchange rates. The exchange of currencies at the inception date of the contract takes place at the current spot rate. The re-exchange at maturity may take place at the same exchange rate, a specified rate, or the then current spot rate. Interest payments, if applicable, are made between the

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

parties based on interest rates available in the two currencies at the inception of the contract. The terms of cross-currency swap contracts may extend for many years. Cross-currency swaps are usually negotiated with commercial and investment banks. Some cross-currency swaps may not provide for exchanging principal cash flows, but only for exchanging interest cash flows.

Interest Rate Swap Agreements Certain Funds are subject to interest rate risk exposure in the normal course of pursuing their investment objectives. The value of the fixed rate bonds that a Fund holds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost and at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

Total Return Swap Agreements Certain Funds may enter into total return swap agreements to gain or mitigate exposure to the underlying reference. Total return swap agreements involve commitments where single or multiple cash flows are exchanged based on the price of an underlying reference asset and on a fixed or variable interest rate. Total return swap agreements may involve commitments to pay interest in exchange for a market-linked return. One counterparty pays out the total return of a specific underlying reference asset, which may include a single security, a basket of securities, or an index, and in return receives a fixed or variable rate. At the maturity date, a net cash flow is exchanged where the total return is equivalent to the return of the underlying reference asset less a financing rate, if any. As a receiver, a Fund would receive payments based on any positive total return and would owe payments in the event of a negative total return. As the payer, a Fund would owe payments on any positive total return, and would receive payments in the event of a negative total return.

Volatility Swap Agreements Certain Funds may enter into volatility swap agreements, also known as forward volatility agreements and volatility swaps, which are agreements in which the counterparties agree to make payments in connection with changes in the volatility (i.e., the magnitude of change over a specified period of time) of an underlying reference instrument, such as a currency, rate, index, security or other financial instrument. Volatility swaps permit the parties to attempt to hedge volatility risk and/or take positions on the projected future volatility of an underlying reference instrument. For example, a Fund may enter into a volatility swap in order to take the position that the reference instrument's volatility will increase over a particular period of time. If the reference instrument's volatility does increase over the specified time, the Fund will receive payment from its counterparty based upon the amount by which the reference instrument's realized volatility level exceeds a volatility level agreed upon by the parties. If the reference instrument's volatility does not increase over the specified time, the Fund will make a

payment to the counterparty based upon the amount by which the reference instrument's realized volatility level falls below the volatility level agreed upon by the parties. At the maturity date, a net cash flow is exchanged, where the payoff amount is equivalent to the difference between the realized price variance of the underlying asset and the strike price multiplied by the notional amount. As a receiver of the realized price variance, the Fund would receive the payoff amount when the realized price variance of the underlying asset is greater than the strike price and would owe the payoff amount when the variance is less than the strike. As a payer of the realized price variance, the Fund would owe the payoff amount when the realized price variance of the underlying asset is greater than the strike price and would receive the payoff amount when the variance is less than the strike. Payments on a volatility swap will be greater if they are based upon the mathematical square of volatility (i.e., the measured volatility multiplied by itself, which is referred to as "variance"). This type of volatility swap is frequently referred to as a variance swap.

7. PRINCIPAL RISKS

In the normal course of business, the Funds (or Acquired Funds) trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to such things as changes in the market (market risk) or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk). See below for a detailed description of select principal risks.

Fund of Funds To the extent that certain Funds invest substantially all of their respective assets in Acquired Funds, the risks associated with investing in these Funds will be closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Acquired Funds. The ability of the Funds to achieve their respective investment objectives may depend upon the ability of the Acquired Funds to achieve their respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of any Acquired Fund will be achieved. The NAV of an Acquiring Fund will fluctuate in response to changes in the respective NAV of the Acquired Fund in which it invests.

In the normal course of business, Acquired Funds trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk), or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk).

Market Risks A Fund's investments in financial derivative instruments and other financial instruments expose the Fund to various risks such as, but not limited to, interest rate, foreign (non-U.S.) currency, equity and commodity risks.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities and other instruments held by a Fund may decline in value because of an increase in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by a Fund is likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Interest rate changes can be sudden and unpredictable, and a Fund may lose money if these changes are not anticipated by Fund management. A Fund may not be able to hedge against changes in interest rates or may choose not to do so for cost or other reasons. In addition, any hedges may not work as intended.

Duration is a measure used to determine the sensitivity of a security's price to changes in interest rates that incorporates a security's yield, coupon, final maturity and call features, among other characteristics. Convexity is an additional measure used to understand a security's or Fund's interest rate sensitivity that measures the rate of change of duration in response to changes in interest rates. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

volatile than securities with shorter durations. A wide variety of factors can cause interest rates to rise (e.g., central bank monetary policies, inflation rates, general economic conditions, etc.). Under current economic conditions, interest rates are near historically low levels. The Funds currently face a heightened level of interest rate risk, especially since the Federal Reserve Board has ended its quantitative easing program and has begun, and may continue, to raise interest rates. To the extent that the Federal Reserve continues to raise interest rates, there is a risk that rates across the financial system may rise. Further, while bond markets have steadily grown over the past three decades, dealer "market making" ability has not kept pace and in some cases has decreased. Given the importance of intermediary "market making" in creating a robust and active market, fixed income securities are currently facing increased volatility and liquidity risks. All of these factors, collectively and/or individually, could cause a Fund to lose value. If the Fund lost enough value, the Fund could face increased Unitholder redemptions, which could force the Fund to liquidate investments at disadvantageous times or prices, thereby adversely affecting the Fund. Also, the Fund may be adversely affected when a large Unitholder purchases or redeems large amounts of units, which can occur at any time and may impact the Fund in the same manner as a high volume of redemption requests. Large Unitholder transactions may impact the Fund's liquidity and net asset value. Such transactions may also increase the Fund's transaction costs or otherwise cause the Fund to perform differently than intended. Moreover, the Fund is subject to the risk that other Unitholders may make investment decisions based on the choices of a large Unitholder.

To the extent that certain Funds may invest in securities and instruments that are economically tied to Russia, the Funds are subject to various risks such as, but not limited to political, economic, legal, market and currency risks. The risks include uncertain political and economic policies, short-term market volatility, poor accounting standards, corruption and crime, an inadequate regulatory system, and unpredictable taxation. Investments in Russia are particularly subject to the risk that further economic sanctions may be imposed by the United States and/or other countries. Such sanctions, which may impact companies in many sectors, including energy, financial services and defense, among others, may negatively impact a Fund's performance and/or ability to achieve its investment objective. The Russian securities market, as compared to U.S. markets, has significant price volatility, less liquidity, a smaller market capitalization and a smaller number of traded securities. Adverse currency exchange rates are a risk and there may be a lack of available currency hedging instruments. Investments in Russia may be subject to the risk of nationalization or expropriation of assets. Oil, natural gas, metals, and timber account for a significant portion of Russia's exports, leaving the country vulnerable to swings in world prices.

Foreign (non-U.S.) securities in this report are classified by the country of incorporation of a holding. In certain instances, a security's country of incorporation may be different from its country of economic exposure.

If a Fund invests directly in foreign (non-U.S.) currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign (non-U.S.) currencies, or in financial derivative instruments that provide exposure to foreign (non-U.S.) currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Fund, or, in the case of hedging positions, that the Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments

in the United States or abroad. As a result, a Fund's investments in foreign currency-denominated securities may reduce the Fund's returns.

The market values of equities, such as common stocks and preferred securities or equity related investments such as futures and options, have historically risen and fallen in periodic cycles and may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment generally. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. Different types of equity securities may react differently to these developments. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

Credit and Counterparty Risks A Fund will be exposed to credit risk to parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. A Fund minimizes concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognized and reputable exchanges, where applicable. OTC derivative transactions are subject to the risk that a counterparty to the transaction will not fulfill its contractual obligations to the other party, as many of the protections afforded to centrally cleared derivative transactions might not be available for OTC derivative transactions. For derivatives traded on an exchange or through a central counterparty, credit risk resides with the creditworthiness of the Fund's clearing broker, or the clearinghouse itself, rather than to a counterparty in an OTC derivative transaction. Changes in regulation relating to a Fund's use of derivatives and related instruments could potentially limit or impact the Fund's ability to invest in derivatives, limit the Fund's ability to employ certain strategies that use derivatives and/or adversely affect the value or performance of derivatives and the Fund. A Fund could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a financial derivative instruments contract, repurchase agreement or a loan of portfolio securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities and financial derivative instruments are subject to varying degrees of credit risk, which may be reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, a Fund may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which a Fund has unsettled or open transactions will default. PIMCO, as the Manager, minimizes counterparty risks to the Funds through a number of ways. Prior to entering into transactions with a new counterparty, the PIMCO Counterparty Risk Committee conducts an extensive credit review of such counterparty and must approve the use of such counterparty. Furthermore, pursuant to the terms of the underlying contract, to the extent that unpaid amounts owed to a Fund exceed a predetermined threshold, such counterparty shall advance collateral to a Fund in the form of cash or securities equal in value to the unpaid amount owed to a Fund. A Fund may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to a Fund subsequently decreases, a Fund would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced. PIMCO's attempts to minimize counterparty risk may, however, be unsuccessful.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once a Fund has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

8. MASTER NETTING ARRANGEMENTS

The Funds may be subject to various netting arrangements ("Master Agreements") with select counterparties. Master Agreements govern the terms of certain transactions, and are intended to reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardization that is intended to improve legal certainty. Each type of Master Agreement governs certain types of transactions. Different types of transactions may be traded out of different legal entities or affiliates of a particular organization, resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. As the Master Agreements are specific to unique operations of different asset types, they allow a Fund to close out and net its total exposure to a counterparty in the event of a default with respect to all the transactions governed under a single Master Agreement with a counterparty. For financial reporting purposes the Statements of Assets and Liabilities generally present derivative assets and liabilities on a gross basis, which reflects the full risks and exposures prior to netting.

Master Agreements can also help limit counterparty risk by specifying collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Under most Master Agreements, collateral is routinely transferred if the total net exposure to certain transactions (net of existing collateral already in place) governed under the relevant Master Agreement with a counterparty in a given account exceeds a specified threshold, which typically ranges from zero to \$250,000 depending on the counterparty and the type of Master Agreement. United States Treasury Bills and U.S. dollar cash are generally the preferred forms of collateral, although other forms of AAA rated paper or sovereign securities may be used depending on the terms outlined in the applicable Master Agreement. Securities and cash pledged as collateral are reflected as assets on the Statements of Assets and Liabilities as either a component of Investments at value (securities) or Deposits with counterparty (cash). Cash collateral received is not typically held in a segregated account and as such is reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities as Deposits from counterparty. The market value of any securities received as collateral is not reflected as a component of NAV. The Fund's overall exposure to counterparty risk can change substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements and Global Master Repurchase Agreements (individually and collectively "Master Repo Agreements") govern repurchase, reverse repurchase, and sale-buyback transactions between the Funds and select counterparties. Master Repo Agreements maintain provisions for, among other things, initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral. The market value of transactions under the Master Repo Agreement, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Master Securities Forward Transaction Agreements ("Master Forward Agreements") govern certain forward settling transactions, such as TBA securities, delayed-delivery or sale-buyback transactions by and between the Funds and select counterparties. The Master Forward Agreements maintain provisions for, among other things, initiation and confirmation, payment and transfer, events of default, termination, and maintenance of collateral. The market value of forward settling transactions, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Customer Account Agreements and related addenda govern cleared derivatives transactions such as futures, options on futures, and cleared OTC derivatives. Such transactions require posting of initial margin as determined by each relevant clearing agency which is segregated in an account at a

futures commission merchant ("FCM") registered with the Commodity Futures Trading Commission ("CFTC"). In the United States, counterparty risk is significantly reduced as creditors of an FCM cannot have a claim to Fund assets in the segregated account. Additionally, portability of exposure in the event of an FCM default scenario further reduces risk to the Funds. Variation margin, or changes in market value, are exchanged daily, but may not be netted between futures and cleared OTC derivatives. The market value or accumulated unrealized appreciation (depreciation), initial margin posted, and any unsettled variation margin as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements and Credit Support Annexes ("ISDA Master Agreements") govern bilateral OTC derivative transactions entered into by the Funds with select counterparties. ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to terminate early could be material to the financial statements. In limited circumstances, the ISDA Master Agreement may contain additional provisions that add counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level. These amounts, if any, may be segregated with a third-party custodian. The market value of OTC financial derivative instruments, collateral received or pledged, and net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2016

9. FEES AND EXPENSES

Each Fund is subject to the following fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administration	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund	0.236 %	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund	0.236 %	—	—	—	—
PIMCO Euro Total Return Fund	—	0.45 % ⁽¹⁾	0.25 % ⁽²⁾	0.02 %	0.33 % ⁽³⁾
PIMCO Real Return Fund	—	0.45 % ⁽⁴⁾	0.25 % ⁽⁵⁾	0.02 %	0.33 % ⁽⁶⁾
PIMCO Short-Term Strategy	—	—	—	—	—
• J (JPY)	—	—	—	—	—
• J (USD)	—	—	—	—	—
• JPY	0.35 % ⁽⁷⁾	—	—	0.08 % ⁽⁸⁾	0.32 % ⁽⁹⁾
• USD	0.35 % ⁽¹⁰⁾	—	—	0.08 % ⁽¹¹⁾	0.32 % ⁽¹²⁾

⁽¹⁾ The PIMCO Euro Total Return Fund is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.45% per annum applies on the first EUR 500 million of the Fund's net assets; 0.40% per annum applies on the next EUR 500 million of the Fund's net assets; and 0.35% applies on all of the Fund's net assets in excess of EUR 1 billion.

⁽²⁾ The PIMCO Euro Total Return Fund is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.25% per annum applies on the first EUR 50 million of the Fund's net assets; 0.20% per annum applies on the second EUR 50 million of the Fund's net assets; and 0.15% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of EUR 100 million.

⁽³⁾ The PIMCO Euro Total Return Fund is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.25% per annum applies on the first EUR 500 million of the Fund's net assets; 0.28% per annum applies on the second EUR 500 million of the Fund's net assets; and 0.32% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of EUR 1 billion.

⁽⁴⁾ The PIMCO Real Return Fund is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.45% per annum applies on the first \$500 million of the Fund's net assets; 0.40% per annum applies on the next \$500 million of the Fund's net assets; and 0.35% applies on all of the Fund's net assets in excess of \$1 billion.

⁽⁵⁾ The PIMCO Real Return Fund is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.25% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.20% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.15% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

⁽⁶⁾ The PIMCO Real Return Fund is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.23% per annum applies on the first \$500 million of the Fund's net assets; 0.26% per annum applies on the second \$500 million of the Fund's net assets; and 0.33% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$1 billion.

⁽⁷⁾ The Class is subject to a management fee that varies based on the Bank of Japan Unsecured Overnight Call Rate Expected (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.35% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.375% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.40% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.425% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽⁸⁾ The Class is subject to an agency fee that varies based on the Bank of Japan Unsecured Overnight Call Rate Expected (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.08% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.085% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.09% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.10% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.10% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽⁹⁾ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the Bank of Japan Unsecured Overnight Call Rate Expected (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.42% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.52% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.545% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.57% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹⁰⁾ The Class is subject to a management fee that varies based on the Federal Funds Target Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.35% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.375% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.40% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.425% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.45% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹¹⁾ The Class is subject to an agency fee that varies based on the Federal Funds Target Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.08% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.085% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.09% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.10% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.10% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

⁽¹²⁾ The Class is subject to a distribution fee that varies based on the Federal Funds Target Rate (the "policy rate") as of the third to last business day of the previous month. If the issued policy rate is below 0.0%, then the fee will be 0.32% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.0%-0.5%, then the fee will be 0.42% of Class net assets; if the issued policy rate is between 0.5%-1.0%, then the fee will be 0.52% of Class net assets; if the issued policy rate is between 1.0%-2.0%, then the fee will be 0.545% of Class net assets; if the issued policy rate is 2.0% or greater, then the fee will be 0.57% of Class net assets. If the policy rate for the Class is not available, the Manager will select an equivalent rate that it deems appropriate.

The management, advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to PIMCO for providing or arranging for the provision of advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the units of the applicable Fund (or Class thereof, as applicable). In the case of the PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund and PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund, PIMCO, out of its management fee, will bear the costs associated with advisory and administrative services, 0.1% of which is designated to cover administrative expenses. In exchange for this fee, PIMCO will bear the costs of certain third-party services required by the Funds, including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, legal, transfer agent and printing services. PIMCO, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. In addition, with respect to Funds that are subject to an administrative fee, PIMCO generally makes a profit on such a fee.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, administrative, agency or distribution fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expense; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

allocated or allocable to a specific Class of units, as applicable. PIMCO has paid, or will pay, the organizational expenses associated with PIMCO Short-Term Strategy's initial set-up.

PIMCO and/or its affiliates will initially advance to PIMCO Short-Term Strategy all costs and expenses, including legal expenses, incurred in connection with the initial public offering of the JPY and USD Classes of Units of the Fund in Japan ("Offering Expenses"). At or near the commencement of the Fund's operations, the Fund will reimburse PIMCO and/or its affiliates for the Offering Expenses advanced and will amortize such Offering Expenses over the first fiscal year of its operations. However, PIMCO has agreed to waive reimbursement of the Offering Expenses to the extent that such expenses exceed 0.05% per annum of the sum of the JPY and USD Classes' Net Asset Value (the "Offering Expense Limitation"). Any Offering Expenses waived due to the Offering Expense Limitation may be recouped by PIMCO and/or its affiliates for a period not exceeding five years from the commencement of the Fund's operations; provided, the amount recouped by PIMCO and/or its affiliates shall not exceed 0.05% per annum of the sum of the JPY and USD Classes' NAV. If either of the JPY and USD Classes of Units of the Fund is terminated prior to the full reimbursement of all Offering Expenses, PIMCO and/or its affiliates shall not seek reimbursement of any remaining unreimbursed amounts from that Class. Furthermore, if both of the JPY and USD Classes of Units of the Fund are terminated prior to the full reimbursement of all Offering Expenses, PIMCO and/or its affiliates shall not seek reimbursement of any remaining unreimbursed amounts from the Fund. As of May 31, 2018, the recoverable amount of Offering Expenses to PIMCO and/or its affiliates was \$49,268.

PIMCO has appointed SMBC Nikko Securities Inc. to act as Agent Company and Distributor for the distribution and servicing of units of the PIMCO Euro Total Return Fund, PIMCO Real Return Fund, and the JPY and USD Classes of PIMCO Short-Term Strategy to retail investors in Japan. No distributors have been appointed for any of the other Funds.

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees. PIMCO Japan Ltd, PIMCO's affiliate in Japan, is paid a fee from the Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to PIMCO to compensate it for its services.

PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of the Trust. If further Funds are launched, such costs directly attributable to the relevant Fund may be borne by the relevant Fund.

10. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Investment Adviser is a related party to the Funds and is a majority-owned subsidiary of Allianz Asset Management AG. Fees paid to the related party, if any, are disclosed in Note 9, and accrued related party fee amounts, if any, are disclosed on the Statements of Assets and Liabilities.

Allianz Asset Management AG, a related party of the Trust, owned 57.118% of the net assets of the PIMCO Emerging Markets Bond Fund III and 0.129% of the net assets of the PIMCO Emerging Markets Bond Fund II as of May 31, 2018.

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a fund from or to another fund that is or could be considered an affiliate by virtue of having a common adviser (or affiliated investment advisers), is effected at the current market price. During the period ended May 31, 2018, the Fund(s) below engaged in purchases and sales of securities among affiliated funds (amounts in thousands):

Fund	Purchases	Sales
PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund	\$ 0	\$ 714
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund	0	450
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (MI)	12,805	37,284
PIMCO Euro Total Return Fund	1,299	324
PIMCO Real Return Fund	554	0
PIMCO Short-Term Strategy	44,458	26,344

11. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

12. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units of beneficial interest. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the Funds are denominated in the Funds' NAV currency and converted to the Funds' functional currency at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value. The Trustee, with the consent of the Manager, may in the future create and offer an additional Fund or Class or Classes of units of any Fund.

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands*):

	PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund		PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund		PIMCO Emerging Markets Bond Fund (LSTF)		PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)	
	Year Ended May 31, 2018		Year Ended May 31, 2018		Year Ended May 31, 2018		Year Ended May 31, 2018	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	75	\$ 7,715	50	\$ 5,143	300	\$ 13,411	N/A	N/A
JPY	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	82	\$ 407
USD	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	8,032	119,731
Cost of units redeemed	(101)	(10,395)	(67)	(6,929)	(472)	(21,418)	N/A	N/A
JPY	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(117)	(661)
USD	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(22,951)	(343,303)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(26)	\$ (2,680)	(17)	\$ (1,786)	(172)	\$ (8,007)	(15,017)	\$ (224,126)

	PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen Allocation)		PIMCO Emerging Markets Bond Fund B		PIMCO Emerging Markets Bond Fund B1		PIMCO Euro Total Return Fund	
	Year Ended May 31, 2018		Year Ended May 31, 2018		Year Ended May 31, 2018		Year Ended May 31, 2018	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	23	\$ 1,582	N/A	N/A	N/A	N/A	22	EUR 223
J (BRL)	N/A	N/A	21	\$ 1,190	5	\$ 30	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	1	50	N/A	N/A
J (IDR)	N/A	N/A	5	426	2	50	N/A	N/A
J (INR)	N/A	N/A	109	8,437	1	50	N/A	N/A
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	1	50	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	18	1,105	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	N/A	N/A	3,017	64,489	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ZAR)	N/A	N/A	12	505	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	2	35	N/A	N/A
J (IDR)	N/A	N/A	0	29	2	31	N/A	N/A
J (INR)	N/A	N/A	0	29	2	35	N/A	N/A
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	2	33	N/A	N/A
Cost of units redeemed	(200)	(13,478)	N/A	N/A	N/A	N/A	(125)	(1,308)
J (BRL)	N/A	N/A	(343)	(18,908)	(28)	(516)	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1)	(73)	N/A	N/A
J (IDR)	N/A	N/A	(4)	(351)	(2)	(73)	N/A	N/A
J (INR)	N/A	N/A	(4)	(358)	(2)	(73)	N/A	N/A
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1)	(73)	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	(80)	(3,571)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	N/A	N/A	(2,345)	(44,153)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ZAR)	N/A	N/A	(104)	(4,428)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(177)	\$ (11,974)	322	\$ 4,338	(16)	\$ (154)	(133)	EUR (1,085)

Notes to Financial Statements (Cont.)

May 31, 2018

	PMACO Real Return Fund		PMACO Short-Term Strategy	
	Year Ended May 31, 2018		Year Ended May 31, 2018	
	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	86	\$ 1,472	N/A	N/A
J (JPY) ⁽¹⁾	N/A	N/A	3,580	\$ 322,728
J (USD) ⁽²⁾	N/A	N/A	110	10,258
JPY	N/A	N/A	810	74,043
USD	N/A	N/A	474	48,651
Cost of units redeemed	(86)	(1,456)	N/A	N/A
J (JPY) ⁽¹⁾	N/A	N/A	(720)	(67,205)
J (USD) ⁽²⁾	N/A	N/A	(35)	(3,281)
JPY	N/A	N/A	(218)	(20,837)
USD	N/A	N/A	(206)	(21,155)
Net increase resulting from Fund unit transactions	0	\$ 13	3,795	\$ 344,003

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽²⁾ Period from June 14, 2017 inception date to May 31, 2018

13. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Funds are not named as defendants in any material litigation or arbitration proceedings and are not aware of any material litigation or claim pending or threatened against them.

The foregoing speaks only as of the date of this report.

14. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no Bermuda withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

U.S. GAAP provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. As of May 31, 2018, there were no tax positions which met the recognition and measurement requirements of the relevant accounting standard and therefore, the Funds did not record any income or expense related to uncertain income tax positions. The Funds have no examinations in progress. As of May 31, 2018, the tax years that may remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions.

15. SUBSEQUENT EVENTS

The Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Funds' financial statements through August 8, 2018, the date that the Funds' financial statements were available to be issued. The Manager has determined that there were no material events that would require disclosure in the Funds' financial statements through this date.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年5月末日現在)

	千ユーロ (IV、Vを除く)	百万円 (IV、Vを除く)
I 資産総額	32,701	3,847
II 負債総額	7,589	893
III 純資産総額(I － II)	25,112	2,954
IV 発行済口数	2,345,029口	
V 1口当たり純資産価格 (III/IV)	10.71 ユーロ	1,260 円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 アメリカ合衆国、マサチューセッツ02110、ボストン、ポスト・オフィス・スクウェア50

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ルクセンブルグ、L-1470、ルート・デ・エッ
シュ80番所在のブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに一定範囲の名義書換事
務代行業務を委託する。

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場
合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも(アメリカ以外で)受益者集会を招集することができる。受託会社は、合
計で発行済ファンド証券に10%以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければならない。通
知は21日以上前に受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に
記載されているとおりである。受益者は、各ファンド証券ごとに1議決権を有する。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある)バーミューダ諸島の居住者または所在地事務代行
会社を含む。)によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額(2019年8月末日現在)

資本金の額 388,027,447米ドル（約413億940万円）

授權持分口数 クラスA持分850,000口、クラスB持分150,000口、クラスM持分250,000口の合計1,250,000口

発行済持分総口数 クラスA持分850,000口、クラスB持分150,000口、クラスM持分48,875.82口

最近過去5年間における資本金の額は以下のとおりである。

2015年8月末日	324,930,646米ドル
2016年8月末日	338,413,044米ドル
2017年8月末日	308,558,334米ドル
2018年8月末日	302,158,349米ドル
2019年8月末日	388,027,447米ドル

(2) 会社の機構

管理会社の常務役員(Managing Member)は、管理会社の業務・行為を管理・支配し、管理会社の業務に関して必要または必要とみなされる一切の行為を行う絶対的かつ完全な権限を有するとともに、他の役員の承認なくして、(管理会社の定款に相当する)有限責任会社契約(limited liability company agreement)に定める一定の行為を除く一切の行為を行う。

管理会社の常務役員は、書面による同意により一以上の役員会または委員会を組織し、常務役員が有する管理会社の業務・行為の管理・支配権のうち一定のものについて、全部または一部を委任することができ、常務役員の裁量によりかかる組織または委任を変更または撤回することができる。

(3) 役員および従業員の状況

(2019年8月末日現在)

氏名	役職
マンガラ・V・アナンタナラヤナン (Mangala V. Ananthanarayanan)	マネージング・ディレクター
ジョシュア・アンダーソン (Joshua Anderson)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・ボールズ (Andrew Balls)	マネージング・ディレクター
ジャミル・バズ (Jamil Baz)	マネージング・ディレクター
ライアン・P・ブルート (Ryan P. Blute)	マネージング・ディレクター
フィリップ・ボドロー (Philippe Bodereau)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・ボズムワース (Andrew Bosomworth)	マネージング・ディレクター

氏名	役職
デービッド・L・ブラウン (David L. Braun)	マネージング・ディレクター
ジェラルディン・ブリリアドリ＝ウォルシュ (Geraldine Brigliadori-Walsh)	マネージング・ディレクター
エリン・ブラウン (Erin Browne)	マネージング・ディレクター
エリザベス・キャントリル (Elizabeth Cantrill)	マネージング・ディレクター
リック・チャン (Rick Chan)	マネージング・ディレクター
マイケル・A・クジル (Michael A. Cudzil)	マネージング・ディレクター
ジョシュア・デイビス (Joshua Davis)	マネージング・ディレクター
クレイグ・A・ドーソン (Craig A. Dawson)	マネージング・ディレクター
エド・デブリン (Ed Devlin)	マネージング・ディレクター
プラモル・ダワン (Pramol Dhawan)	マネージング・ディレクター
クリス・ダイアリナス (Chris Dialynas)	マネージング・ディレクター
ジェニファー・E・ダラム (Jennifer E. Durham)	マネージング・ディレクター
モフセン・ファハミー (Mohsen Fahmi)	マネージング・ディレクター
ヨアヒム・フェルズ (Joachim Fels)	マネージング・ディレクター
デービッド・フィッシャー (David Fisher)	マネージング・ディレクター
デービッド・C・フラットム (David C. Flattum)	マネージング・ディレクター
アレサンドロ・ガンドルフィ (Alessandro Gandolfi)	マネージング・ディレクター
ラッセル・ガナウェイ (Russell Gannaway)	マネージング・ディレクター
マイケル・A・ゴメス (Michael A. Gomez)	マネージング・ディレクター
スチュアート・T・グラハム (Stuart T. Graham)	マネージング・ディレクター
サチン・グプタ (Sachin Gupta)	マネージング・ディレクター
グレゴリー・W・ホール (Gregory W. Hall)	マネージング・ディレクター
ブレント・R・ハリス (Brent R. Harris)	マネージング・ディレクター
ジョナサン・L・ホーン (Jonathan L. Horne)	マネージング・ディレクター
ダニエル・H・ハイマン (Daniel H. Hyman)	マネージング・ディレクター
ダニエル・J・アイバシン (Daniel J. Ivascyn)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・R・ジェソップ (Andrew R. Jessop)	マネージング・ディレクター
ニコラス・J・ジョンソン (Nicholas J. Johnson)	マネージング・ディレクター
アレク・ケースマン (Alec Kersman)	マネージング・ディレクター

氏名	役職
マーク・R・キーセル (Mark R. Kiesel)	マネージング・ディレクター
ジョン・J・カーコウスキー (John J. Kirkowski)	マネージング・ディレクター
キンバリー・G・コリンケ (Kimberley G. Korinke)	マネージング・ディレクター
ライアン・コリンケ (Ryan Korinke)	マネージング・ディレクター
リチャード・R・ルブラン (Richard R. LeBrun)	マネージング・ディレクター
マチュー・ルアンジュ (Matthieu Louanges)	マネージング・ディレクター
ローレン・ルッチオーニ (Laurent Luccioni)	マネージング・ディレクター
ダーク・マネルスキ (Dirk Manelski)	マネージング・ディレクター
スーディ・N・マリアッパ (Sudi N. Mariappa)	マネージング・ディレクター
ルネ・マーテル (Rene Martel)	マネージング・ディレクター
正直知哉	マネージング・ディレクター
スコット・A・マザー (Scott A. Mather)	マネージング・ディレクター
松井昭憲	マネージング・ディレクター
ラビ・K・マットゥー (Ravi K. Mattu)	マネージング・ディレクター
ロバート・ミード (Robert Mead)	マネージング・ディレクター
ジュリー・メガーズ (Julie Meggers)	マネージング・ディレクター
モヒト・ミッタル (Mohit Mittal)	マネージング・ディレクター
エリック・J・モゲロフ (Eric J. Mogelof)	マネージング・ディレクター
アルフレッド・T・ムラタ (Alfred T. Murata)	マネージング・ディレクター
ジョン・W・マレー (John W. Murrar)	マネージング・ディレクター
ロジャー・O・ニープス (Roger O. Nieves)	マネージング・ディレクター
トーマス・J・オッターバイン (Thomas J. Otterbein)	マネージング・ディレクター
ロレンツォ・パガーニ (Lorenzo Pagani)	マネージング・ディレクター
スティーブン・A・ロドスキー (Stephen A. Rodosky)	マネージング・ディレクター
エマニュエル・ローマン (Emmanuel Roman)	マネージング・ディレクター
ジェローム・M・シュナイダー (Jerome M. Schneider)	マネージング・ディレクター
マーク・P・サイドナー (Marc P. Seidner)	マネージング・ディレクター
ロビン・C・シャナハン (Robin C. Shanahan)	マネージング・ディレクター
グレッグ・E・シェアナウ (Greg E. Sharenow)	マネージング・ディレクター

氏名	役職
アダム・シュコーフスキー (Adam Shukovsky)	マネージング・ディレクター
キャサリーン・M・ストール (Cathleen M. Stahl)	マネージング・ディレクター
ジェイソン・R・スタイナー (Jason R. Steiner)	マネージング・ディレクター
クリスチャン・ストラック (Christian Stracke)	マネージング・ディレクター
ピーター・G・ストレロウ (Peter G. Strelow)	マネージング・ディレクター
ジョン・J・スタジンスキー (John J. Studzinski)	マネージング・ディレクター
スンヒ・ソ (Sung-Hee Suh)	マネージング・ディレクター
エリック・M・サザーランド (Eric M. Sutherland)	マネージング・ディレクター
竹内 一郎	マネージング・ディレクター
イブ・トゥルニエ (Eve Tournier)	マネージング・ディレクター
チー・ワン (Qi Wang)	マネージング・ディレクター
キャンディス・S・ウィッテン (Candice S. Whitten)	マネージング・ディレクター
フランク・ウィット (Frank Witt)	マネージング・ディレクター
ミヒル・P・ウォラー (Mihir P. Worah)	マネージング・ディレクター
ロバート・O・ヤング (Robert O. Young)	マネージング・ディレクター

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドのスポンサーであり、ピムコ・パーミューダ・トラスト（「トラスト」）の構成に責任を負う。1971年に設立された管理会社は、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。信託証書に従い、管理会社はファンドの投資顧問会社を務め、ファンドの日々の投資運用に最終的な責任を負う。管理会社は、ファンドに適用される投資目的および投資指針に従い、トラスト資産の選別、配分および再配分について助言を行う権限を有してファンドのポートフォリオを管理する。一定の制限を条件に、管理会社は管理業務を別の者に委託することが認められており、業務の一部を委託している。

管理会社の権利および業務は、バーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則、信託証書およびメイプルズ・トラスティ・サービシズ（バミューダ）リミテッド（「受託会社」）と管理会社の間の投資運用契約に規定されている。管理会社は、管理会社に関連するバーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則の規定（バーミューダ金融庁（「BMA」）によりトラストに課せられた付加的な要項および条件を含む。）に拘束され、同規定に定められた事項を実行し、それについて責任を負うことを了承している。かかる規定に基づき、管理会社は、信託証書、バーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則および英文目論見書に従ってファンドの投資目的と合致する投資判断を行う業務を負っている。特に、管理会社は、英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反してファンドの資産が利用または投資されることを避けるために、合理的な手順を踏み、すべての適切な注意を払う義務を有する。また、管理会社は、バーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則の遵守のために必要な会計帳簿およびその他の記録を保持することが求められている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者または60日前の書面による通知により、退任することができるが、（a）管理会社が清算手続に入った場合、（b）管理会社の財産につき管財人が選任された場合、（c）受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により言明した場合、または（d）管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または（e）現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には直ちに、受託会社によって解任されることがある。管理会社がトラストの管理会社でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、管理会社は、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任しもしくは交代させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、トラストのために、かつトラストの資産のみをもって、（i）トラストの運用もしくは受益証券の販売、または（ii）信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、費用もしくは出費（弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。）、判決および（受託会社がトラストのために和解を承諾している場合の）和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がトラストもしくは受託会社に対しいかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるトラストの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および／または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、ファンドの資産から補償される。

2019年8月末日現在、管理会社は以下の325本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は、721,749,205,558.73米ドルである。

設立国	基本的性格	本数	純資産価額
米国籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	113	423,489,684,990 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	21	13,040,807,086 米ドル
	上場投資信託、フィックス ト・インカム・ファンド	12	19,709,999,120 米ドル
アイルランド籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	65	188,009,250,855 米ドル
	上場投資信託、フィックス ト・インカム・ファンド	9	9,574,771,340 米ドル
ケイマン籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	37	10,870,466,759 米ドル
バーミューダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	34	21,133,510,363 米ドル
カナダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	13	21,952,473,758 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	1	290,124,096 米ドル
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	5	2,311,486,381 米ドル
オーストラリア籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	15	11,366,630,811 米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度（2017年1月1日から12月31日までおよび2018年1月1日から12月31日まで）の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年8月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.46円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社の監査人は、ケーピーエムジー・エルエルピーからプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーに変更された。

（１）【貸借対照表】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書
2018年および2017年12月31日に終了した年度

注	2018年		2017年（調整済み）		2017年1月1日（調整済み）		
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	
資産							
流動資産							
現金および現金等価物	2(c)	429,220,995	45,694,867	450,700,560	47,981,582	369,212,638	39,306,377
損益を通じて公正価値で計上される							
投資有価証券	2(d),5	32,459,901	3,455,681	17,499,478	1,862,994	15,079,940	1,605,410
未収投資顧問報酬および管理事務報酬							
－プール・ファンド	2(e)	552,952,116	58,867,282	594,774,505	63,319,694	528,155,825	56,227,469
－プライベート口座	2(e)	254,081,349	27,049,500	265,415,118	28,256,093	248,092,787	26,411,958
前払費用		32,694,941	3,480,703	32,353,593	3,444,364	29,806,504	3,173,200
未収販売報酬およびサービス報酬	2(e)	25,166,878	2,679,266	31,706,344	3,375,457	30,734,619	3,272,008
非連結繰延報酬トラストに対する持分	2(g),9(f)	15,657,169	1,666,862	31,943,967	3,400,755	72,809,303	7,751,278
関係会社未収金	8	7,382,210	785,910	15,679,760	1,669,267	10,599,926	1,128,468
繰延販売手数料	3,6	—	—	22,123,467	2,355,264	15,603,998	1,661,202
その他の流動資産		43,846,429	4,667,891	54,450,745	5,796,826	51,770,261	5,511,462
流動資産合計		1,393,461,988	148,347,963	1,516,647,537	161,462,297	1,371,865,801	146,048,833
固定資産							
固定資産							
（減価償却費累計額各2018年12月31日： 292,930,004ドル、2017年12月31日： 261,275,747ドル控除後）							
261,275,747ドル控除後）	2(f),7	146,862,606	15,634,993	169,666,751	18,062,722	192,255,385	20,467,508
非連結繰延報酬トラストに対する持分	2(g),9(f)	460,075,450	48,979,632	331,335,997	35,274,030	217,492,628	23,154,265
関連会社への投資	2(b)	13,463,668	1,433,342	101,758	10,833	103,150	10,981
その他の固定資産	10	29,821,480	3,174,795	19,752,989	2,102,903	21,293,880	2,266,946
固定資産合計		650,223,204	69,222,762	520,857,495	55,450,489	431,145,043	45,899,701
資産合計		2,043,685,192	217,570,726	2,037,505,032	216,912,786	1,803,010,844	191,948,534

注	2018年		2017年（調整済み）		2017年1月1日（調整済み）		
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	
負債および出資金							
流動負債							
買掛金および未払費用		433,350,570	46,134,502	524,430,033	55,830,821	366,719,665	39,040,976
関係会社からの短期借入金	8	212,000,000	22,569,520	204,000,000	21,717,840	153,000,000	16,288,380
未払報酬	9	155,868,165	16,593,725	133,064,250	14,166,020	284,765,682	30,316,155
未払手数料	6	102,698,345	10,933,266	67,149,872	7,148,775	47,547,207	5,061,876
関係会社未払金	8	20,488,078	2,181,161	22,191,262	2,362,482	25,837,663	2,750,678
繰延報酬	2(o),9(f)	15,657,169	1,666,862	31,943,967	3,400,755	72,809,303	7,751,278
その他の流動負債		8,230,351	876,203	7,958,614	847,274	11,878,828	1,264,620
流動負債合計		948,292,678	100,955,238	990,737,998	105,473,967	962,558,348	102,473,962
固定負債							
繰延報酬	2(o),9(f)	460,075,450	48,979,632	331,335,997	35,274,030	217,492,628	23,154,265
その他の未払報酬	9	130,404,396	13,882,852	87,515,282	9,316,877	59,230,194	6,305,646
将来のリース債務		42,013,112	4,472,716	44,907,555	4,780,858	42,772,551	4,553,566
その他の固定負債		1,550,631	165,080	—	—	999,204	106,375
固定負債合計		634,043,589	67,500,280	463,758,834	49,371,765	320,494,577	34,119,853
負債合計		1,582,336,267	168,455,519	1,454,496,832	154,845,733	1,283,052,925	136,593,814
出資金							
クラスAメンバー （発行済受益証券850,000口）		(792,957,184)	(84,418,222)	(721,216,276)	(76,780,685)	(806,802,240)	(85,892,166)
クラスBメンバー （発行済受益証券150,000口）		1,267,204,122	134,906,551	1,290,399,100	137,375,888	1,274,221,216	135,653,591
クラスMメンバー （発行済受益証券、2018年12月31日 および2017年12月31日： 45,705口）		23,722,086	2,525,453	28,660,677	3,051,216	25,239,087	2,686,953
クラスM受益証券オプション 保有者 （発行済オプション、2018年 12月31日： 143,858口、2017年12月31日： 122,972口）	9(a)	28,576,118	3,042,214	30,984,305	3,298,589	62,079,071	6,608,938
通貨換算調整累計額	2(1)	(65,196,217)	(6,940,789)	(45,819,606)	(4,877,955)	(34,779,215)	(3,702,595)
出資金合計		461,348,925	49,115,207	583,008,200	62,067,053	519,957,919	55,354,720
負債および出資金合計		2,043,685,192	217,570,726	2,037,505,032	216,912,786	1,803,010,844	191,948,534

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書 2018年および2017年12月31日に終了した年度

		2018年		2017年	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
投資顧問報酬					
ーブル・ファンド	2(e)	3,699,085,263	393,804,617	3,069,733,735	326,803,853
ープライベート口座	2(e)	897,932,904	95,593,937	894,875,087	95,268,402
管理事務報酬ーブル・ファンド	2(e)	1,121,459,653	119,390,595	1,010,295,001	107,556,006
販売報酬およびサービス報酬	2(e)	400,632,761	42,651,364	382,875,278	40,760,902
その他	2(e)	21,116,690	2,248,083	19,056,121	2,028,715
収益合計		6,140,227,271	653,688,595	5,376,835,222	572,417,878
費用					
報酬および給付金	9	1,921,490,575	204,561,887	1,786,117,811	190,150,102
支払手数料	6	814,837,039	86,747,551	393,884,056	41,932,897
一般管理費	2(p)	625,372,554	66,577,162	627,117,284	66,762,906
専門家報酬		246,110,361	26,200,909	212,401,017	22,612,212
賃借料および設備費	7,11	152,147,106	16,197,581	146,505,365	15,596,961
マーケティングおよび 販売促進費	2(k)	116,090,003	12,358,942	97,973,736	10,430,284
副顧問報酬および 副管理事務サービス		54,856,322	5,840,004	54,417,256	5,793,261
繰延販売手数料償却費	3	—	—	30,368,244	3,233,003
その他		63,594,897	6,770,313	29,364,266	3,126,120
費用合計		3,994,498,857	425,254,348	3,378,149,035	359,637,746
営業利益		2,145,728,414	228,434,247	1,998,686,187	212,780,131
その他の収益		24,051,878	2,560,563	50,067,120	5,330,146
関連会社持分（損失）／利益	2(b)	(1,873,076)	(199,408)	125,543	13,365
法人所得税控除前純利益		2,167,907,216	230,795,402	2,048,878,850	218,123,642
法人所得税費用	10	105,979,276	11,282,554	90,675,758	9,653,341
当期純利益		2,061,927,940	219,512,848	1,958,203,092	208,470,301
その他の包括損失					
後の期に損益に組替えられる 可能性がある項目					
通貨換算調整	2(l)	(19,376,611)	(2,062,834)	(11,040,391)	(1,175,360)
包括利益		2,042,551,329	217,450,014	1,947,162,701	207,294,941

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2018年および2017年12月31日に終了した年度

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスMメンバー		
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円
2016年12月31日現在残高	850,000	(806,802,240)	(85,892,166)	150,000	1,274,221,216	135,653,591	45,705	25,239,087	2,686,953
純利益		1,444,786,673	153,811,989		429,708,581	45,746,776		83,707,838	8,911,536
分配金		(1,407,711,685)	(149,864,986)		(413,530,697)	(44,024,478)		(80,286,248)	(8,547,274)
PIMCOクラスM 受益証券 株式プラン									
報酬費用		—	—		—	—		—	—
ベークス再配 分		48,510,976	5,164,479		—	—		—	—
その他の包括 損失		—	—		—	—		—	—
2017年12月31日現在残高	850,000	(721,216,276)	(76,780,685)	150,000	1,290,399,100	137,375,888	45,705	28,660,677	3,051,216
IFRS 第 15 号 「顧客との 契約からの収 益」の 適用による影 響		(17,852,184)	(1,900,544)		(3,319,784)	(353,424)		(959,921)	(102,193)
期首現在修正 再表示 された残高	850,000	(739,068,460)	(78,681,228)	150,000	1,287,079,316	137,022,464	45,705	27,700,756	2,949,022
純利益		1,523,328,377	162,173,539		450,997,001	48,013,141		87,602,562	9,326,169
分配金		(1,595,853,856)	(169,894,602)		(470,872,195)	(50,129,054)		(91,581,232)	(9,749,738)
PIMCOクラスM 受益証券 株式プラン									
報酬費用		—	—		—	—		—	—
ベークス再配 分		18,636,755	1,984,069		—	—		—	—
その他の包括 損失		—	—		—	—		—	—
2018年12月31日現在残高	850,000	(792,957,184)	(84,418,222)	150,000	1,267,204,122	134,906,551	45,705	23,722,086	2,525,453

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2018年および2017年12月31日に終了した年度

	クラスM受益証券オプション保有者			通貨換算調整累計額		出資金合計	
	オプション	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2016年12月31日現在残高	114,192	62,079,071	6,608,938	(34,779,215)	(3,702,595)	519,957,919	55,354,720
純利益		—	—	—	—	1,958,203,092	208,470,301
分配金		—	—	—	—	(1,901,528,630)	(202,436,738)
PIMCOクラスM受益証券株式プラン							
報酬費用		17,416,210	1,854,130	—	—	17,416,210	1,854,130
ベースス再配分		(48,510,976)	(5,164,479)	—	—	—	—
その他の包括損失		—	—	(11,040,391)	(1,175,360)	(11,040,391)	(1,175,360)
2017年12月31日現在残高	122,972	30,984,305	3,298,589	(45,819,606)	(4,877,955)	583,008,200	62,067,053
IFRS第15号「顧客との契約からの収益」の適用による影響		—	—	—	—	(22,131,889)	(2,356,161)
期首現在修正再表示							
された残高	122,972	30,984,305	3,298,589	(45,819,606)	(4,877,955)	560,876,311	59,710,892
純利益		—	—	—	—	2,061,927,940	219,512,848
分配金		—	—	—	—	(2,158,307,283)	(229,773,393)
PIMCOクラスM受益証券株式プラン							
報酬費用		16,228,568	1,727,693	—	—	16,228,568	1,727,693
ベースス再配分		(18,636,755)	(1,984,069)	—	—	—	—
その他の包括損失		—	—	(19,376,611)	(2,062,834)	(19,376,611)	(2,062,834)
2018年12月31日現在残高	143,858	28,576,118	3,042,214	(65,196,217)	(6,940,789)	461,348,925	49,115,207

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書
2018年および2017年12月31日に終了した年度

	2018年		2017年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益	2,061,927,940	219,512,848	1,958,203,092	208,470,301
営業活動から得た現金純額への 当期純利益の調整				
株式報酬	15,754,902	1,677,267	16,714,824	1,779,460
減価償却費	45,224,698	4,814,621	46,606,978	4,961,779
繰延販売手数料償却費	—	—	30,368,244	3,233,003
損益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券にかかる未実現および 実現損失／（利益）	173,827	18,506	(586)	(62)
関連会社持分損失／（利益）	1,873,076	199,408	(125,543)	(13,365)
固定資産の処分にかかる純損失	7,685,839	818,234	2,758,547	293,675
収益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券売却手取金	4,011,361	427,049	—	—
収益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券購入額	(19,366,964)	(2,061,807)	(2,292,016)	(244,008)
支払法人所得税	(104,148,954)	(11,087,698)	(87,635,240)	(9,329,648)
支払利息	(2,258,750)	(240,467)	(2,374,634)	(252,804)
営業資産、負債および 法人所得税費用の変動				
未収報酬の変動	59,695,625	6,355,196	(84,912,737)	(9,039,810)
関係会社からの未収金、 繰延販売手数料、前払費用 およびその他の資産の変動	8,957,270	953,591	(44,952,843)	(4,785,680)
買掛金、未払費用、 未払手数料、未払報酬 および法人所得税費用の変動	116,569,743	12,410,015	143,906,563	15,320,293
その他の負債、将来のリース債務 および関係会社に対する 未払金の変動	(2,775,258)	(295,454)	(6,430,815)	(684,625)
営業活動から得た現金純額	<u>2,193,324,355</u>	<u>233,501,311</u>	<u>1,969,833,834</u>	<u>209,708,510</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー				
固定資産の購入	(30,106,393)	(3,205,127)	(26,776,891)	(2,850,668)
関連会社の償還による手取額	(15,013,633)	(1,598,351)	—	—
投資活動に使われた現金純額	<u>(45,120,026)</u>	<u>(4,803,478)</u>	<u>(26,776,891)</u>	<u>(2,850,668)</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー				
関係会社からの短期借入金による受取金	2,211,000,000	235,383,060	2,260,000,000	240,599,600
関係会社からの短期借入金返済	(2,203,000,000)	(234,531,380)	(2,209,000,000)	(235,170,140)
現金分配	(2,158,307,283)	(229,773,393)	(1,901,528,630)	(202,436,738)
財務活動に使われた現金純額	<u>(2,150,307,283)</u>	<u>(228,921,713)</u>	<u>(1,850,528,630)</u>	<u>(197,007,278)</u>
現金および現金等価物にかかる 為替レート変動の影響	<u>(19,376,611)</u>	<u>(2,062,834)</u>	<u>(11,040,391)</u>	<u>(1,175,360)</u>
現金および現金等価物の純（減少） ／増加額	(21,479,565)	(2,286,714)	81,487,922	8,675,204
期首現金および現金等価物	<u>450,700,560</u>	<u>47,981,582</u>	<u>369,212,638</u>	<u>39,306,377</u>
期末現金および現金等価物	<u>429,220,995</u>	<u>45,694,867</u>	<u>450,700,560</u>	<u>47,981,582</u>

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

およびその子会社

連結財務書類に対する注記

2018年および2017年12月31日

1. 組織および事業

デラウェアを本拠地とする有限会社であり、かつ経営メンバーであるアリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「AAM LP」という。）の子会社であるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」または「当社」という。）は、カリフォルニア州ニューポートビーチに本部を置く、登録投資顧問である。当社は、多岐にわたる世界各国の投資家に対して、主として、様々な債券ポートフォリオを運用する。投資家には、公的年金および個人年金、退職金制度、教育機関、財団法人、基金、企業、金融アドバイザー、個人ならびにプライベート口座およびプール・ファンドの使用を通じたその他が含まれる。

株式資本

AAM LPは、当社のクラスA受益証券の850,000口のすべてを所有している。150,000口の合計発行済クラスB受益証券が、アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルエルシー（以下「AAM LLC」という。）およびアリアンツ・アセット・マネジメント・ユー・エス・ホールディングIIエルエルシー（以下「AAM Holding II」という。）により保有されている。当社は、250,000口の議決権のないクラスM受益証券の発行を承認し、クラスM受益証券に係るオプションがPIMCOの特定の従業員および関係事業体に付与された。2018年12月31日現在、45,705口のクラスM受益証券が発行済である。利益および分配に関して、クラスB受益証券はクラスA受益証券およびクラスM受益証券より優先する。

アリアンツ・エスイーはAAM LP、AAM LLCおよびAAM Holding IIの持分を間接的に全額所有している。アリアンツ・エスイーは保険および資産運用事業を主とした世界的な金融サービス提供会社である。

連結

添付の本連結財務書類には、当社およびその子会社の勘定が含まれている。添付の本連結財務書類において、すべての重要な会社間勘定は消去されている。

主要な投資顧問会社として、PIMCOは、以下のとおり、PIMCOインベストメンツ・エルエルシー（以下「PI LLC」という。）を含む完全所有子会社ならびに本連結財務書類に含まれる海外子会社をいくつか所有している。

PI LLCは、機関投資家およびリテール向けのミューチュアル・ファンド（以下、総称して「PIMCOファンズ」という。）、ならびにPIMCOにより管理され助言される上場投資信託の主要な販売会社であり、これらに受益者サービスを提供するブローカー／ディーラーである。PI LLCは、米証券取引委員会に登録されたブローカー／ディーラーであり、かつ米金融取引業規制機構（以下「FINRA」という。）の会員である。

- －2018年および2017年12月31日現在、PIMCOの完全所有の子会社であるストックス・プラス・マネジメント・インク（以下「ストックス・プラス」という。）は、ストックス・プラス・エルピーの持分をそれぞれ約0.00181%および約0.00165%保有していた。
- －ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「ピムコ・ヨーロッパ」という。）は、英国における登録投資顧問であり、イタリアに支店を有する。
- －ピムコジャパンリミテッド（以下「ピムコジャパン」という。）は、日本における登録投資顧問である。
- －ピムコ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ピムコ・オーストラリア」という。）は、オーストラリアにおける登録投資顧問である。
- －ピムコ・オーストラリア・マネジメント・リミテッドは、オーストラリアにおける責任主体である。
- －ピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッド（以下「ピムコ・アジア」という。）は、シンガポールにおける登録投資顧問である。
- －ピムコ・アジア・リミテッド（以下「ピムコ・香港」という。）は、香港における登録投資顧問である。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（リソーシズ）リミテッド（以下「ピムコ・リソーシズ」という。）は、PIMCOおよびその子会社に対して広域な給与計算サービスを提供する会社である。
- －ピムコ・グローバル・ホールディングス・エルエルシーは、ピムコ・カナダ・コーポレーションの持ち株会社である。
- －ピムコ・カナダ・コーポレーションは、カナダにおける登録投資顧問会社である。
- －ピムコ・グローバル・サービスズ・エルエルシーは、持ち株会社であり、英国および香港に支店を有する。
- －ピムコ（シュヴァイツ）ゲーエムベーハーは、スイスにおいてピムコ・ヨーロッパに対し特定のサービスを提供する、スイス金融市場監査局（以下「FINMA」という。）における登録販売会社である。
- －ピムコ・ラテン・アメリカ・アドミニストラドラ・デ・カルティラス・リミターダは、ブラジルにおける登録投資顧問会社である。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッドは、特定の海外ファンドに対して運用サービスを提供する。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ は、ルクセンブルグの法律に基づき、投資信託を運営および管理する。
- －ピムコ・台湾・リミテッドは、台湾における登録投資顧問会社である。
- －ピムコ・インベストメント・マネジメント（上海）リミテッドは、台湾における投資顧問会社としての登録手続中である。

エージェンシーまたは信託機関において管理される第三者資産は当社の資産ではなく、本連結財務書類においても表示されていない。

2. 重要な会計方針

a. 作成の基礎

本連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）またはIFRS解釈指針委員会もしくはその前身のいずれかにより承認された基準および解釈に準拠した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された。本連結財務書類において表示されている会計方針が、すべての期間において一貫して適用されている。本連結財務書類は、米ドル建てで表示されている。

本連結財務書類は、発生主義ならびに取得原価主義を用いる継続事業ベースで作成されており、公正価値で測定されていた特定の金融資産が修正されている。当社の現行計画および予測を査定した後に、経営メンバーは、予見できる将来において当社が事業を継続するに足りる十分な資金を有していると考える。

本連結財務書類は、2019年5月7日付で経営メンバーにより発行を承認された。

b. 連結の基礎

子会社は、当社により支配される事業体である。当社がその他の事業体の財務および運用方針を支配し、その活動から利益を得る場合に支配が存在する。これらの様々な要素ならびに支配が存在するか否かを決定するための関連事実および状況を評価する際に、経営陣の判断が必要とされる。

PIMCOがこれらの事業体を支配していないが、当社が重大な影響力を持つと判断される場合には、投資は関連会社への投資に分類される。当社は関連会社への投資を持分法により計上している。関連会社への投資は初期費用として計上され、その後、投資対象会社の純資産中PIMCOの持分の取得後の変動に対して調整される。持分利益または損失は、主に、これらの関係会社が保有する投資の公正価値の変動からの未実現および実現損益の当社の比例配分を表す。

ストラクチャード・エンティティーの持分への関与およびエクスポージャー、ならびに特定されたストラクチャード・エンティティーの持分が連結されるべきか否かについての要件を評価するにあたり、当社は、当社の投資（もしあれば）の性質、当社がストラクチャード・エンティティーから得る報酬の性質、運用を管理するパワーを含む、ストラクチャード・エンティティーに付随する他の事業体により保有されるパワー、およびストラクチャード・エンティティーにおける投資家の権利や制限を含む要因について考慮する。

ストラクチャード・エンティティーとは、誰が当該事業体を支配しているかを決定する際に、議決権や類似の権利は主要な要素ではないとする事業体である。例えば、議決権が管理上の役割においてのみ関連する場合、ならびに主要な活動が契約により指示される場合等である。ストラクチャード・エンティティーは、しばしば活動が制限され、狭義かつ明確な定義を持つ。

c. 現金および現金等価物

当社は、当初の満期が3か月未満の流動性の高い金融商品をすべて現金等価物とみなしている。現金および現金等価物は、金融機関への預託金、関連のないマネー・マーケット・アカウントおよびAAM LPを通じてアリアンツ・エスイーにより管理されるキャッシュ・プールへの現金預入れを含むことがある。2018年および2017年12月31日現在、それぞれ180.9百万米ドルおよび143.2百万米ドルが、関連のないマネー・マーケット・アカウントに投資されていた。2018年12月31日現在、アリアンツ・エスイーのキャッシュ・プールに預入れられた現金等価物は620千米ドルにのぼり、2017年12月31日現在、キャッシュ・プールに預入れられた現金等価物は395千米ドルであった。経営陣は、マネー・マーケット・アカウントに対する投資を連結キャッシュ・フロー計算書において現金等価物であるとみなしている。これらの投資は償却原価で計上されているが、それはほぼ公正価値と同じである。当社は、残りの現金および現金等価物を合衆国政府により保証された複数の金融機関に保有している。各機関における勘定収支は、一般的に米国の連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）の保険適用範囲を超過し、この結果として、FDICの保険適用範囲超過分の金額に関する信用リスクの集中が存在する。

d. 損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券

損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券は、売買目的保有のビジネスモデルにおける金融資産のことを表す。売買目的投資有価証券は、主として短期および中期保有目的のピムコのプール・ファンドへの投資により構成される。売買目的投資有価証券は公正価値で計上される。公正価値の変動は、連結損益および包括利益計算書に直接計上される。これらの投資有価証券にかかる取引は、取引日ベースで計上される。

e. 収益の認識

当社は、サービスと引き換えに権利を得ると当社が見込んでいる金額でサービスを顧客に移転することにより、収益を認識する。

投資顧問報酬および管理事務報酬

投資顧問報酬および管理事務報酬はサービスが提供された時に認識される。これらの報酬は、投資顧問サービスと引き換えに得られるものであり、多くの場合、監査、保管、ポートフォリオ会計、法務、名義書換および印刷費用を含む、顧客のために管理事務サービスを提供または調達するものである。履行義務は、実質的に同一である、日々履行される一連の異なるサービスとみなされる。

これらの報酬は主に運用資産の公正価値に対する比率に基づいており、他の期間に提供されたサービスとは区別して当該期間中に提供されたサービスについて認識される。投資顧問報酬および管理事務報酬は、主に運用資産に対する比率に基づいており、かかる収益の対価は変動し、また予測不可能な資産価値に依存するため、制約を受けているとみなされる。収益は、制約が除去された時点で認識されるが、通常は、これらの値が決定された時点で認識される。

また、プライベート口座およびプール・ファンドは、投資の運用成績に基づいた報酬を計上することもある。当社はまた、運用目標値を上回る特定のオルタナティブ投資商品よりキャリード・インタレストを受領することができる。これらの報酬は、重要な戻入れの可能性が高くなった場合に認識されるが、通常は、あらかじめ設定された運用目標値が達成され、かつ、当該報酬がクロバック（払戻し）の対象でなくなった各測定期間終了時に計上される。

販売報酬およびサービス報酬

販売報酬およびサービス報酬は、当社がPIMCO ミューチュアル・ファンズのために販売およびサービス活動の履行義務を遂行するために受領する継続的な報酬である。販売報酬およびサービス報酬収益については、履行義務は、実質的に同一である、日々履行される一連の異なるサービスとみなされる。この収益は、契約期間にわたって日々履行義務の引き渡しに対応するために、時間の経過に応じて比例的に稼得される。販売報酬およびサービス報酬の収益額は、PIMCO ミューチュアル・ファンズの日々の平均純資産価額の比率に基づいており、かかる収益の対価は変動し、また予測不可能な資産価値に依存するため、制約を受けているとみなされる。これらの値が決定された時点で、制約は除去される。

契約資産および負債

投資顧問および管理事務に関連する収益は、添付の連結財政状態計算書の未収投資顧問報酬および管理事務報酬に含まれる。販売報酬およびサービス報酬に関連する収益は、添付の連結財政状態計算書の未収販売報酬およびサービス報酬に含まれる。顧客との契約から生じる収益に関連して当期に認識された債権の減損は重要ではなかった。これらの契約に関連する契約債務はない。

f. 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額で計上される。事務機器、什器および備品ならびにソフトウェアは、一般に3年から5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。賃借資産改良費は、当該賃借契約の残存期間またはかかる改良費の耐用年数のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。

資産の経済的耐用年数および残存価額は各会計期間末に見直され、必要に応じて調整される。処分時、またはその使用もしくは処分による将来の経済的利益が期待できない場合には、有形固定資産項目への認識が中止される。処分手取金純額と当該資産の簿価間の差異として計算される資産の処分により生じる損益は、当該資産が売却または消却された年度において連結損益および包括利益計算書に含まれる。

g. 非連結繰延報酬トラストに対する持分

当社は、非連結繰延報酬トラストに対する持分について、IFRS第9号「金融商品」に基づく公正価値オプションを選択した。

h. 法人所得税

PIMCOは、有限責任会社として組織され、パートナーシップとして課税されるため、米国連邦税を課されない。PIMCOに発生した課税所得に対しては、最終的にPIMCOのメンバーが、各自の持分に従いその納税に責任を負う。PIMCOは、米国の特定の法域において、州税の課税対象である。

一定の連結事業体は連邦税、外国税、州税および地方税の課税対象であることから、独自に納税申告書を提出しており、法人所得税について資産・負債法に基づき会計処理をしている。かかる方法により、連結財務書類または納税申告書に計上されている事象に関する将来の見積税効果に基づく繰延税金資産負債が計上される。繰延税金負債は、通常、すべての課税一時的差異に対して認識され、繰延税金資産は、控除可能な一時的差異に対して将来の課税所得が見込まれる範囲において認識される。繰延税金資産および負債は、割引前ベースで測定される。

i. 分配

契約要件はないものの、PIMCOは通常、その営業利益（PIMCOの有限責任会社契約に定義済）を、各四半期毎に、当該四半期末から30日以内に分配する。

j. 株式報酬制度

当社は、株式報酬制度の取決めを計上するにあたって、株式に基づく報奨の交付日現在の公正価値に基づき、持分商品による報奨と引替えに受領した従業員サービスの価格を決定する。従業員サービス費用は費用として認識され、出資金の同額の増加とともに株式に基づく支払報奨と引替えに従業員がサービスを提供する期間全体に渡り認識される。当社の持分商品は公的な取引による時価を有さないため、公正価値は、一部は類似する公開事業体の売買価額の包括的分析、割引キャッシュ・フロー、類似する事業体の市場取引ならびに当社の過去の財務実績および将来の財務実績の見通しに関する検討に基づいて、当社の経営陣により決定される。

k. マーケティングおよび販売促進費

当社は、マーケティング資料の作成および第三者の仲介業者の支援を行うことにより、個人投資家ならびに機関投資家への販売促進のためのマーケティング費用を負担する。当社は、マーケティングおよび販売促進費を発生時に費用計上している。

l. 外貨建て取引

外国子会社の資産および負債は、年度末現在存在する現行の為替レートにより、米ドルへ換算されている。収益および費用は、主に当該取引が認識された日の為替レートにより換算される。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算による影響は、その他の包括損失に含まれる。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社のバランスシートの換算の換算調整累計額は、2018年および2017年12月31日現在の連結財政状態計算書の出資金の構成要素に含まれる。

m. 見積りの使用

IFRSに従い連結財務書類を作成するに当たって、経営陣は将来の事象についての見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよびその根底にある仮定は、報告された資産および負債、偶発資産および負債の開示、報告された収益および費用額、ならびに添付の連結財務書類に対する注記に影響を及ぼす。これらの見積りおよび仮定は、経営陣の最良の判断に基づく。経営陣は、過去の経験および経営陣が状況を鑑みて合理的であると考え現在の経済環境を含むその他の既知の要因を使用して、見積りおよび仮定について継続的に試査する。経営陣は、事実および状況がかかる見積りおよび仮定に影響を及ぼす場合に調整を行う。将来の事象およびその影響を正確に判断することはできないため、実際の結果はかかる見積額とは大幅に異なることがある。経済環境の継続的な変動によるかかる見積額の変更は、将来期間において財務書類上で反映される。経営陣は、判断が必要とされる重大な領域は、下記に関するものであると考える。

- 当社の持分権証券の公正価値の見積りを含む、株式報酬制度の測定。これらの見積りはとりわけ、当社の将来の収益、および
- 引当金の評価に関する仮定に対して感応度が高い。

会計方針適用の際に、経営陣により重大な判断がなされた。以下を含むこれらの判断は、連結財務書類において認識される金額に対して最も重大な影響を及ぼす。

- 成功報酬に関して収益の認識に付随する測定基準の評価（注記2（e）で記載される）。
- （注記2（b）で記載される）事業体に関連する支配ならびに当該事業体の連結の影響に対する評価。

n. 引当金

当社が過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローが見込まれる場合において、引当金が認識される。引当金として認識される金額は、報告日現在における債務の最良の見積りである。その影響が重大である場合、貨幣の時間的価値および必要に応じて負債に特有のリスクに対する現在の市場評価を反映した利率における予測将来キャッシュ・フローを割引くことにより引当金が決定される。債務の決済の際に求められる金額に影響を及ぼす可能性のある将来の事象は、当該事象が発生するという十分な客観的証拠がある場合において引当金に反映される。一部またはすべての支出が保険会社またはその他の当事者により払い戻されることが予想され、それがほぼ確実な場合、当該払戻しは連結財政状態計算書において個別の資産として認識され、その金額は連結損益および包括利益計算書において計上される。引当金は各会計期間末に見直され、現在の最良の見積りを反映するよう調整される。当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローがもはや見込まれない場合、引当金は戻入れられる。

o. 繰延報酬

当社は、IAS第19号に従い繰延報酬負債を計上し、添付の連結財政状態計算書の非連結繰延報酬トラストに対する持分ならびに添付の連結損益および包括利益計算書の報酬および給付金で公正価値の変動に対する負債の帳簿価額を調整している。

p. 一般管理費

一般管理費は、主に、契約獲得または契約履行のための費用としての要件を満たしていない管理事務報酬契約に基づく履行義務に関連する費用により構成される。当社は、これらの取決めにおいて主要であるとみなされ、これらの費用を総額で認識している。

q. 会計方針の変更

当社は、2018年中に繰延報酬制度に関連する会計方針を試査し、その会計方針をより望ましい方法に変更することを決定した。従来、繰延報酬制度の持分および繰延報酬負債は、当該制度がスポンサー企業であるAAM LPにより会計処理されていたため、連結財務書類には反映されていなかった。経営陣は、より望ましい処理は、繰延報酬トラストの持分および繰延報酬負債を連結財務書類に反映させることであると判断した。従って、過年度の比較数値は、かかる望ましい会計処理を反映するように調整されている。遡及適用による純利益または資本への影響はなかった。

3. 直近の会計基準公表

収益

当社は、2018年1月1日付で、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を採用し、当初適用日に認識した基準を適用したことに伴う累積的影響額を遡及適用している。適用後、利益剰余金の累積調整額は22.1百万ドルとなった。この調整は、以前資産計上されていた初期販売手数料なしで販売された関連ミューチュアル・ファンズの受益証券の売却に関連し、第三者の仲介業者に支払われた販売手数料に関するものである。これらの手数料費用は、契約を獲得するための追加費用の基準を満たさないため、IFRS第15号に基づき発生時に費用計上される。条件付繰延販売手数料を通じて戻入れられた販売手数料は、その他の収益として計上される。

当社にとって、この採用による最も重要な影響は、これまで投資顧問報酬プール・ファンドの項目で純額（ネット）で表示されていた特定の販売費用を、支払手数料の項目で総額（グロス）で表示することに関するものである。

IFRS第15号の履行の結果、収益の認識および収益の計上時期に変更がなかったため、2018年12月31日に終了した年度の収益に対するその他の影響はなかった。

金融商品

2018年1月1日付で、当社は、IAS第39号を完全に置き代えるIFRS第9号「金融商品」を採用しており、金融商品のキャッシュ・フローの特性およびその運用を行うビジネスモデルに基づき、金融商品をどのように分類するかについて新たなアプローチを提供している。さらに、当該基準は、債務証券の将来を見据えた新たな減損モデルを導入し、ヘッジ会計に対する新ルールを規定している。

IAS第39号に含まれる以下のカテゴリーのような金融資産（満期保有、貸付金および債権ならびに売却可能）は、利用可能ではなくなっている。むしろ、IFRS第9号では、金融資産は、ビジネスモデルおよび契約上のキャッシュ・フローの特性に基づく当初認識にかかる償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）または損益を通じて公正価値（以下「FVTPL」という。）で測定される。

この基準は、当社の財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。この基準の適用の結果による利益剰余金期首残高への影響はなかった。

4. 会計方針の将来の変更

IASBにより公表されたいくつかの会計基準、解釈および修正は、当社の財務書類に対してまだ効力が発生していない。以下に記載されるものは、当社の財務書類において将来最も関連がある項目である。

リース

2016年1月13日、IASBはIFRS第16号「リース」を公表した。IFRS第16号により、賃借人は、現行のファイナンス・リースがIAS第17号「リース」に基づいて計上されるのと同様の方法における基準の範囲内で、ほとんどのリースを計上している。賃借人は、財政状態計算書において資産を使用する権利および同額の金融負債を認識することになっている。当該資産はリース期間にわたり償却され、金融負債は償却原価で測定される。賃貸人の会計処理は、IAS第17号に基づく方法と実質的に変わらない。IFRS第16号は、2019年1月1日以後に開始する年次期間から効力が発生することになっている。

当社は連結財務書類にかかる影響に対する評価を完了している。当社は、移行日時点で発生している繰延賃料およびその他のインセンティブも反映した約236.1百万ドルの新たな資産ならびにオフィス・スペースのオペレーティング・リースに対する276.8百万ドルの新たな負債を認識すると見積もっている。

5. 金融商品の公正価値

IFRS第7号は、連結財政状態計算書において公正価値で計上される金融商品を、使用される評価技法およびこれらの評価技法に対するインプットが市場において観測可能であるか否かにより、3レベルのヒエラルキーに分類するよう要求している。

- レベル1：その公正価値が、同一の資産および負債についての活発な市場における取引相場価格（未調整）を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。取引相場価格が容易に入手可能であり、その価格が市場での独立第三者間取引で実際にかつ定期的に発生するものであることを表している場合、金融商品は活発な市場において見積られるとみなされる。
- レベル2：その公正価値が、観測可能な市場データに基づく（観測可能インプット）重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。
- レベル3：その公正価値が、観測可能な市場データに基づかない（観測不可能インプット）少なくとも一つの重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。

当社は、2018年および2017年12月31日現在、それぞれ合計32.5百万米ドルおよび17.5百万米ドルにのぼる損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券について試査を行い、公正価値測定に使用される活発な市場における未調整の取引相場価格に基づき、当該投資有価証券は2018年および2017年のレベル1の投資証券に分類されると判断した。

非連結繰延報酬トラストに対する持分の原投資対象は、主にミューチュアル・ファンズおよび持分証券により構成され、2018年および2017年について、レベル1の金融商品に分類される。

2018年および2017年12月31日に終了した年度中、当社の評価方針に変更はなかった。

未収投資顧問報酬、未収販売報酬およびサービス報酬、繰延販売手数料、関係会社未収金ならびに関係会社未払金の公正価値は、満期までの期間が短いことと信用リスクが低いことから、簿価に近似するとみられている。関係会社からの短期借入金の公正価値は、当社で入手可能な類似債務の現在の市場利率との比較に基づく。当社の意向により、満期時または回収時まで当該金融商品を保有する。

6. 手数料および繰延販売手数料

トレイル・コミッションは、受益証券の分配、受益者に対する個人向けサービスの提供および受益者の口座の維持にかかる参加ブローカーへの販売ならびにサービス関連支払から構成される。これらのトレイル・コミッションは、全体で、PIMCOミューチュアル・ファンズの平均日次純資産額の0.10%から1.00%の範囲に及ぶことがある。

特定のクラスA受益証券およびクラスC受益証券の販売に関連し、PI LLCは、発生時に費用計上される手数料を第三者の仲介業者に前払いする。当初手数料は、通常、クラスA受益証券（百万米ドルを超える販売について）およびクラスC受益証券に対して1%の料率を上限に支払われる。条件付繰延販売手数料は、受益証券の早期償還時に回収される。ただし、適用される償還が再投資された配当またはキャピタル・ゲインの分配を通じて累積された残高、または投資された金額を超える勘定にかかる未実現利益に関係する場合等、適用免除が適用される場合はこの限りではない。PI LLCは、2018年12月31日に終了した年度において、第三者の仲介業者に3,060万米ドルの手数を負担し、かかる手数料は添付の連結損益および包括利益計算書の手数料に含まれている。

条件付繰延販売手数料は、特定の受益証券の早期買戻し時に回収される。クラスC受益証券にかかる条件付繰延販売手数料の料率は、通常、適用あるPIMCOファンズの購入後、初年度中に買戻された場合において、1%となる。また、当該クラスA受益証券の当初購入額が一定の値を超えた場合、特定のPIMCOファンズのクラスA受益証券の買戻しにかかる条件付繰延販売手数料の料率は、買戻し受益証券の純資産の1%となる。PI LLCは、2018年12月31日に終了した年度において、3.5百万米ドルの条件付繰延販売手数料を受領し、かかる手数料は添付の連結損益および包括利益計算書のその他の収益に含まれている。

7. 固定資産

固定資産の主要項目は以下のとおりである。

	事務機器、什器 および備品 (米ドル)	賃借資産改良費 (米ドル)	美術品 (米ドル)	合計 (米ドル)
2016年12月31日現在簿価	93,780,071	97,460,778	1,014,536	192,255,385
追加	24,467,417	2,309,474	—	26,776,891
処分	(2,653,000)	(105,547)	—	(2,758,547)
減価償却	(38,382,925)	(8,224,053)	—	(46,606,978)
2017年12月31日現在簿価	77,211,563	91,440,652	1,014,536	169,666,751
追加	28,017,364	2,082,129	6,900	30,106,393
処分	(7,685,840)	—	—	7,685,840)
減価償却	(35,360,085)	(9,864,613)	—	(45,224,698)
2018年12月31日現在簿価	62,183,002	83,658,168	1,021,436	146,862,606

当社は2018年および2017年12月31日に終了した年度に、それぞれ45.2百万米ドルおよび46.6百万米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

8. 関連当事者間取引

PIMCOおよびその子会社は、時間および用途に基づいて配賦される特定の間接費、管理サービス費用および賃借料をAAM LPに対して払い戻した。これらの費用は、通常、レンタル費用、給料ならびに財務、情報技術およびその他の一般管理サービスに対する関連給付により構成される。2018年および2017年における、これらのサービスに対する請求金額はそれぞれ合計50.4百万米ドルおよび49.3百万米ドルにのぼり、連結損益および包括利益計算書の一般管理費に含まれている。関係会社への未払金にはこれらのサービスに関してAAM LPへ支払われるべき負債およびPIMCOに提供したサービスに関しての他の関係会社への未払金ならびに商取引上の通常過程においてPIMCOに代わって支払われた費用としての他の関係会社への未払金が含まれており、2018年および2017年12月31日現在、それぞれ合計10.7百万米ドルおよび13.6百万米ドルにのぼった。

短期の運用資金需要に充当させるため、随時、3か月物LIBORに0.5%を上乗せした利率により、通常90日以内の有利子短期貸付が、AAM LPおよびPIMCOの間で交付されている。2018年度および2017年度中、PIMCOは、運用資金需要に充当させるため、AAM LPからの当該短期キャッシュ・ローンのいくつかの借入を行い、完済した。2018年および2017年12月31日現在、PIMCOは添付の連結財政状態計算書において関係会社からの短期借入金として表示される、それぞれ合計212.0百万米ドルおよび204.0百万米ドルにのぼる未決済の短期ローンを有していた。PIMCOはローンにかかる利子費用において、2018年および2017年度中、2.3百万米ドルおよび2.5百万米ドルを負っており、かかる金額は連結損益および包括利益計算書にその他費用として含まれる。

当社は、系列のファンド・コンプレックスから投資顧問報酬、管理事務報酬ならびに販売報酬およびサービス報酬を得ているが、ほぼすべての金額が、連結損益および包括利益計算書においてそれぞれ投資顧問報酬プール・ファンド、管理事務報酬プール・ファンドならびに販売報酬およびサービス報酬に含まれている。2018年12月31日現在、当社は系列のファンド・コンプレックスからの関連未収金として、578.1百万米ドル（2017年：626.5百万米ドル）を有していた。

当社は、アリアンツ・エスイーの特定の関連子会社について、プライベート口座を運用する。これらの口座について稼得された投資顧問報酬は、2018年および2017年12月31日に終了した年度において、それぞれ合計41.9百万米ドルおよび40.2百万米ドルであり、主に添付の連結損益および包括利益計算書の投資顧問報酬—プライベート口座に含まれる。

アリアンツ・エスイーの間接的完全所有の子会社であるアリアンツ・ライフ・インシュアランス・オブ・ニューヨークは、PIMCOファンズに投資している特定の変額年金および／または変額生命保険契約に対し、当社に代わって特定のサービスを提供する。2018年および2017年12月31日に終了した年度において、これらのサービスに対し当社が支払った報酬合計は、それぞれ6.2百万米ドルおよび9.3百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の一般管理費に含まれる。

機関投資家との特定の顧問契約について、当社は、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの完全所有の子会社であるピムコ・ドイチュラント・ゲーエムベーハーおよびその支社（以下、あわせて「PDG」という。）との間で、当該顧問契約を履行する責任を分担している。アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーは、アリアンツ・エスイーの完全所有の子会社であり、PIMCOのすべての子会社とともに、すべてのPIMCOの事業体によって提供される共同運用サービスに関して、PIMCOのグローバル移転価格方針（以下「移転価格方針」という。）の対象となる。提供される共同運用サービスには、ポートフォリオ運営、口座運営ならびに業務運営および管理事務業務が含まれる。共同運用サービスに関し第三者より得た収益は、移転価格方針に従って割当てられる。2018年度中、共同運用サービスに関し第三者より稼得し、PDGに割当てられた収益は、PDGから割当てられた収益を36.9百万米ドル（2017年：11.9百万米ドル）超過し、添付の連結損益および包括利益計算書のプライベート口座において投資顧問報酬の減少として表示されている。さらに、その他の共同サービスの遂行にかかる費用は、頭数ならびに推定時間的要因および利用要因に基づき、PDGに割当てられる。2018年度中、PDGに割り当てられた費用は30.8百万米ドル（2017年：25.0百万米ドル）であり、添付の連結損益および包括利益計算書において報酬および給付金ならびに一般管理費の減少として表示されている。2018年12月31日現在、当社は、6.5百万米ドル（2017年：11.9百万米ドル）にのぼるPDGからの未収金および9.8百万米ドル（2017年：8.6百万米ドル）にのぼるPDGへの未払金を有していたが、これらは、添付の連結財政状態計算書においてそれぞれ関係会社未収金および関係会社未払金に含まれる。

AAM LPは、アリアンツ・エスイーに対し、2020年11月に失効する600.0百万米ドルのリボルビング信用枠を有している。当該信用枠は、LIBORに20ベシス・ポイント（2018年12月31日現在2.578%の利率）を上乗せした変動利率での短期借入を可能にするものである。必要な範囲において、AAM LPは、PIMCOを含む子会社に代わり、かかるリボルビング信用枠から引き出すことができる。2018年および2017年12月31日現在、かかる契約の下での未決済金額はなかった。

最高経営責任者および特定のその他の役員は、経営陣の主要メンバーであるとみなされる。経営陣は、これらの個人が当社に対し大きな貢献を行ったと考える。これらのサービスと引き替えに、彼らは、経営陣がえり抜きのメンバーに対して与えると考える報酬を受領する。年間ベースの給料に加え、主要経営陣は、注記9において記載される各給付プランに参加している。経営陣の主要メンバーの報酬総額は、連結損益および包括利益計算書に含まれている報酬および給付金の大部分を構成している。

9. 給付プラン

a. クラスM受益証券資本参加プラン

PIMCOは、PIMCOにサービスを提供する一定の個人、および一定のPIMCOの関係者に対するクラスM受益証券資本参加プラン（以下「M受益証券プラン」という。）を設定した。M受益証券プランの参加者は、M受益証券を取得するオプションを付与されるが、これは、オプション付与日の3年目、4年目および5年目の応当日に3分の1ずつ権利が確定するものである。M受益証券にかかるオプションは、M受益証券の公正価値の上昇に基づき、関連する権利確定期間に渡りM受益証券に転換される。行使日現在、権利確定済みオプションは、参加者がM受益証券の繰延べプランを通じてM受益証券の繰延べを選択しない限り、キャッシュレス取引により自動的に行使される。注記9（f）において開示されるとおり、参加者はM受益証券をAAM LPの執行役員向け繰延報酬制度（以下「EDCP」という。）に繰延べることができる。権利確定時において、PIMCOのクラスM受益証券の見積り公正価値がオプション報奨の行使価格を下回る場合、クラスM受益証券は発行されない。クラスM受益証券はPIMCOの無議決権受益証券であり、保有者は、当社の第二修正再録済有限責任会社契約に従い、四半期毎に受領する権利を与えられる。M受益証券の繰延べプランを通じてM受益証券の受領時に繰延べを選択したこれらの参加者は、引き続き四半期毎の分配を受領する。

M受益証券プランに基づき、最大250,000口のM受益証券が発行を承認されている。2018年および2017年12月31日現在、M受益証券プランにおいて、それぞれ143,858口および122,972口のオプションが未決済であり、45,705口のM受益証券がオプションの行使により発行されている。

付与された各オプションの公正価値は、権利付与日においてブラック・ショールズ・オプション価格設定モデルを使用することにより見積られる。かかるモデルは、特定のインプットの変数に関して、経営陣に見積りの開発を要求するものである。第三者による評価が、クラスM受益証券の公正価値決定の際に、経営陣を補佐する目的で履行された。分配利回りは、PIMCO M受益証券保有者に分配される過去の分配可能営業利益（以下「OPAD」という。）に基づいて見積られた。予想ボラティリティは、選択された同一グループの平均ヒストリカル・ボラティリティおよびインプライド・ボラティリティに基づく。予想年数は、3つの権利確定済みトランシェ（すなわち3、4および5年目に3分の1ずつ）を個別のオプションとして取扱うことにより、計算された。

下記の表は、2018年度および2017年度中に付与されたM受益証券オプションの公正価値の計算に使用される仮定を規定したものである。

	2018年	2017年
加重平均交付日現在公正価値	15,528米ドル	11,804米ドル
仮定：		
予想年数	3.84年	3.84年
予想ボラティリティ	21.0%	25.2%
予想利回り	11.8%	13.7%
無リスク利益率	2.5%	1.9%

発行済であり、行使可能なM受益証券オプションの口数および加重平均行使価格に関連する、2018年および2017年度の活動の概要は下記のとおりである。

	オプションの口数			加重平均 行使価格 (米ドル)
	権利確定済み	権利未確定	合計	
2016年12月31日現在の発行済高	—	114,192	114,192	17,932
当年度中の以下による変動：				
権利付与済み	—	49,195	49,195	11,804
権利確定済み	33,344	(33,344)	—	—
行使済み	(33,344)	—	(33,344)	21,810
失権済み	—	(7,071)	(7,071)	16,928
2017年12月31日現在の発行済高	—	122,972	122,972	14,486
当年度中の以下による変動：				
権利付与済み	—	49,595	49,595	15,528
権利確定済み	19,084	(19,084)	—	—
行使済み	(19,084)	—	(19,084)	23,594
失権済み	—	(9,625)	(9,625)	14,954
2018年12月31日現在の発行済高	—	143,858	143,858	13,606
2018年12月31日現在の行使可能高	—	—	—	—

2018年12月31日現在発行済のM受益証券オプションは、11,319米ドルおよび24,012米ドル間の行使価格および3.08年の加重平均残存契約年数を有している。

オプション日現在、行使済みの1口当たりの加重平均公正価値は、15,487米ドル（2018年）および11,932米ドル（2017年）であった。2018年中に合計19,084口のM受益証券オプションが権利確定し、2017年中に合計33,344口のM受益証券オプションが権利確定した。権利確定日現在のM受益証券の見積り公正価値は、これらの各オプション報奨の行使価格を下回っていた。したがって、自動キャッシュレス決済の特性を受けて、2018年または2017年においてM受益証券は発行されず、添付の連結出資金変動表において、ブラック・ショールズの総額がクラスM受益証券オプションの出資金勘定からクラスAメンバーの出資金勘定に再配分された。それ以外に、当期中に発生したM受益証券の活動はなかった。2018年12月31日現在、45,274口のM受益証券が現在および従前の従業員により保有され、431口のM受益証券がAAM LLCにより保有された。

M受益証券オプション報奨の公正価値は、報酬費用として、個別のトランシェ毎の関連権利確定期間にわたり、段階的受給権帰属法で減価償却される。権利確定が予定されているM受益証券オプション報奨の合計口数は、見積失権額に対して調整される。2018年および2017年12月31日に終了した年度におけるM受益証券プランの下で認識される報酬費用はそれぞれ15.8百万米ドルおよび16.7百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。2018年12月31日現在、2023年12月31日に至る将来期間において認識されると予想される見積失権額を控除したM受益証券オプション報奨の権利未確定に関連する見積報酬費用は、26.5百万米ドルである。

b. 利益分配および報奨制度

PIMCOおよびその子会社は、収益性と自由裁量の賞与を基礎に参加者に対して給付する各種の利益分配および報奨制度を設けている。これらの制度のための報酬は、2018年および2017年12月31日に終了した年度において、それぞれ12億米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

c. 長期報奨制度

当社は、特定の重要な従業員に対し、長期報奨制度（以下「LTIP」という。）を有している。報奨は、主に指定された営業利益目標の達成に基づいており、3年に渡り権利確定される。当プランは、負債報奨として会計処理され、関連する権利確定期間に渡り報酬として費用勘定につけられる。当社は、2018年および2017年12月31日に終了した年度において、LTIPに基づく報酬費用をそれぞれ52.6百万米ドルおよび48.6百万米ドル認識した。LTIP報酬費用は、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。2018年および2017年12月31日現在、未払LTIP負債の合計はそれぞれ106.4百万米ドルおよび87.7百万米ドルであり、添付の連結財政状態計算書に流動負債項目中の未払報酬および固定負債項目中のその他の未払報酬として含まれる。

d. 特別実績報酬

特別実績報酬（以下「SPA」という。）は、報酬制度の強化策であった。SPAは、2014年の第4四半期中に付与された繰延現金報酬により構成される。当該繰延現金報酬は、2017年半ばまでの日に稼得され、支払われた。この計画の目的は、実績を確保し、かつ優秀な人材を保持することであった。2018年12月31日に終了した年度中、当該SPAに関連し当社が計上した費用合計はなく、また、2017年12月31日に終了した年度中は21.2百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の報酬および給付金に含まれている。2017年12月31日現在、SPA負債は全額支払われた。

e. 貯蓄および投資プラン

AAM LPは、PIMCO従業員向け確定拠出型従業員貯蓄および退職金制度のスポンサーである。このプランは、内国歳入法第401（k）条に基づき許可されたものであり、適格従業員に対し、内国歳入法で随時定められる金額を上限として、年間給与額の100%まで拠出することを認めるものである。従業員は、概して、満21歳に達するか、または開始日の翌月の初日付で適格者となる。満1年の必要な勤務が完了した後に、当社は、内国歳入法により定められた金額を上限として、従業員が拠出した年間給与額を拠出する。このプランに関連する当社の費用計上額は、2018年および2017年12月31日に終了した年度においてそれぞれ13.3百万米ドルおよび13.2百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

f. 執行役員向け繰延報酬制度

AAM LPは、非適格繰延報酬制度を設けている。この制度に基づき、当社の一部の適格従業員に対して給付されるはずの報酬の一部は強制的に繰延べられ、また、かかる適格従業員は追加的な報酬の繰延べを選択できる。この制度は、主として、改正された1974年従業員退職年金保障法 第201（2）条、第301（a）（3）条および第401（a）（1）条で定義されている範囲において、経営陣または高額報酬受給従業員から成る特定のグループに繰延報酬制度を提供する目的で維持されている。この制度のもとで繰延べられた金額は、従業員の意向に従って有価証券およびM受益証券またはその他の投資パートナーシップへ投資され、グラントー・トラストにおいて保有されている。グラントー・トラストにおいて保有されている資産は、当社の継続的な活動の資金として利用することはできず、倒産が生じた場合にのみ当社の債権者にとって利用可能となる。2018年12月31日現在および2017年12月31日現在トラストが保有する投資有価証券および制限付預金ならびに現金等価物の合計は、それぞれ475.7百万米ドルおよび363.3百万米ドルであり、添付の連結財政状態計算書の非連結繰延報酬トラストに対する持分および繰延報酬に含まれている。

g. 従業員株式購入制度

アリアンツ・エスイーは、適格な従業員に対して、毎年所定の日のアリアンツ・エスイーの米国預託株式を割引価格で購入する機会を与えることを目的とした、従業員株式購入制度を有する。当該制度のために、総額250,000口の米国預託株式が引き当てられている。アリアンツ・エスイーは、株式の総購入額を決定し、当社により任命された委員会が割引価格を決定する。従業員は、購入日後1年以内の株式の売却または譲渡を許されていない。当社より支払われた時価と割引価格の差額または割引額は、1.1百万米ドル（2018年）および1.3百万米ドル（2017年）にのぼり、添付の連結財政状態計算書の報酬および給付金に含まれている。

10. 法人所得税

法人所得税計上費用額（ベネフィット）は、以下のとおりである。

		12月31日に終了した年度	
		2018年 (米ドル)	2017年 (米ドル)
当期：			
連邦税		6,278	2,030,711
州 税		856,534	1,127,343
外国税		108,644,006	85,232,952
	当期合計	109,506,818	88,391,006
繰延：			
連邦税		—	(999,204)
外国税		(3,527,542)	3,283,956
	繰延合計	(3,527,542)	2,284,752
	引当金合計	105,979,276	90,675,758

法人所得税計上額の報告金額と、税引前所得に対して連邦法定法人所得税率を適用して算出される税額との差額は、主に、米国の税務上、パートナーシップであるという当社の立場に加え、州税、国際税および損金不算入費用によるものである。

2018年および2017年12月31日現在、未払法人所得税はそれぞれ39.7百万米ドルおよび34.0百万米ドルであり、これは添付の連結財政状態計算書の買掛金および未払費用に含められている。さらに、2018年および2017年12月31日現在の繰延税金資産はそれぞれ17.7百万米ドルおよび14.4百万米ドルにのぼった。2018年12月31日現在、繰越税金負債は21千米ドルにのぼった。2017年12月31日現在、繰延税金負債はなかった。繰延税金資産および繰延税金負債はそれぞれ、添付の連結財政状態計算書にその他の固定資産およびその他の固定負債として含まれる。

11. リース契約

PIMCOは、解約不能オペレーティング・リース契約に基づき事務所スペースをリースしている。この契約の期間は1年超であり、将来の最低リース料は以下のとおりである。

12月31日に終了する年度：

	(米ドル)
2019年	34,973,549
2020年	35,085,091
2021年	33,843,209
2022年	33,077,475
2023年	31,796,216
以降	37,810,486
合計	206,586,026

これらのリースに基づく賃借料は、2018年および2017年12月31日に終了した年度において、それぞれ31.1百万米ドルおよび29.5百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。特定のリース契約は、リース存在期間に渡り、賃借料の上昇について規定している。当社は、リース期間に渡って、定額法によって賃借料の上昇を認識する。

12. 金融リスク管理

当社は、金融商品の使用により以下のリスクに対するエクスポージャーを有している。

- ・ 信用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 市場リスク

リスク管理は、当社の事業全体にとって重要である。経営陣は、リスクと管理の適切なバランスが達成されるように当社のリスク管理プロセスを継続的に監視する。リスク管理方針および体制は、市況の変動および当社の活動を反映させるために見直される。経営陣は、その重要な活動をアリアンツ・エスイーの子会社であるアリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーのリスク管理委員会に報告する。

（a）信用リスク

信用リスクは、顧客または金融商品の取引相手方が契約上の義務を履行できない場合の当社への財務損失のリスクであり、主に当社の売掛金、銀行預金および投資有価証券から生じる。

未収投資顧問報酬およびその他の未収金：当社の信用リスクに対するエクスポージャーは、主にそれぞれの顧客の個々の特性により影響を受ける。当社の顧客層は、業種および事業を行っている国のデフォルト・リスクを含めて、信用リスクに関する影響がそれほどない。しかし、地理的に信用リスクの集中はなく、当社の運営にとって個別に重要な顧客は皆無である。

顧客の信用度は、新規取引先の受入手続きの一部として評価される。当社は、取引債権またはその他の未収金に関して担保を要求しないが、未決済の債権残高に関して各顧客の運用資産を監視する。当社は、未収債権の回収には優れた実績があり、個々の顧客に取立リスクが確認された場合のみ貸倒引当金を設定する。

銀行預金：銀行預金は、主要な金融機関に対する債権である。当社は、かかる銀行の信用度を見直し、当該機関の財務体質に問題がある場合には、かかる機関と取引を行わない。

投資：当社の投資は、投資ビークル内で行われ、詳細な投資ガイドラインに従って管理されている。法令遵守手続きは、個々のビークルがそれぞれの適用される信用リスクおよび流動性リスク限度の範囲内で運用されるように整備されている。

（b）流動性リスク

流動性リスクは、当社が期日の到来する金融債務を支払うことができないリスクである。流動性を管理するための当社のアプローチは、通常およびストレスのかかる状態において、許容できない損失を被ることまたは当社の評判を傷つけるリスクを冒すことなく、できる限り、期日に債務を支払うために十分な流動性を常に維持することである。非デリバティブ金融負債の大部分は、2018年12月31日時点で契約上の満期が6か月未満である。

当社は、キャッシュ・フロー要件を積極的に監視するよう努める。主として、当社は、金融債務の管理を含む予想される営業費用を支払う必要に応じるために十分な現金を保有するように努めるが、自然災害のような合理的に予想不可能な非常事態の潜在的な影響は除外する。さらに、当社は、注記8に述べられているAAM LPのアリアンツ・エスイーとの間の信用融資枠を利用できる。

（c）市場リスク

市場リスクは、為替レートや金利のような市場価格の変動が、当社の利益または保有する金融商品の価額に影響を及ぼすリスクである。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にする一方で、市場リスク・エクスポージャーを許容できるパラメーターの範囲に管理・制御することである。

通貨リスク：当社は、当社の機能通貨以外の通貨建ての収益、購入および借入にかかる通貨リスクにさらされる。当社の取引の大部分は米ドル建てであるが、かなり限られた範囲で、主にユーロ建て、英ポンド建ておよび円建ての取引も発生する。

当社は、通貨リスクに対するエクスポージャーは限られていると判断し、現在のところ当該リスクを限定するためのヘッジまたはその他の技法を積極的には採用していない。

金利リスク：当社は、そのすべてが短期性の関係会社との借入契約のみの範囲で、金利リスクにさらされる。経営陣は当該リスクはわずかであると判断しており、かかるリスクを限定するための積極的なヘッジまたはその他の技法は採用されていない。

その他の市場価格リスク：市場価格リスクは、当社が保有し管理する、それぞれ固有の投資指針に基づく投資ファンドが保有している投資有価証券から発生する。かかるファンドの主要な投資対象は、個別の基準に基づいて管理され、すべての売買判断はクライアント指針またはファンドの約款に従って行われる。

当社の市場リスクに対するエクスポージャーを監視するため、経営陣は為替レート、金利およびその他の市場リスク要因の変動に対する当社の感応度を試査する。2018年12月31日現在において、2018年12月31日現在のメンバーの出資金または同日に終了した年度の報告された包括利益に重大な差異が生じたかもしれない合理的に可能と思われるかかる要因に変動はなかった。

（d）資本管理

当社の方針は、投資者、債権者および市場の信頼を保持し、また将来の事業の発展を継続するために強固な資本基盤を維持することである。

当期中、資本管理に対する当社のアプローチに変更はなかった。

当社、またはその子会社は、PI LLC（注記14を参照のこと。）および一部の海外子会社を例外として、外部から必要資本要件の引き上げを課されることはない。

13. 引当金

PIMCOは、通常の事業の過程において生じる各種の係争、訴訟ならびに規制についての問い合わせの当事者となっている。経営陣の意見では、これらの案件の処分がPIMCOおよびその子会社の財務ポジションまたは運用実績に重大な影響を及ぼすとは考えられていない。経営陣は、添付の連結財政状態計算書および添付の連結損益および包括利益計算書において、引当金に対する適切な見積りを行っていると考えている。当社は、発生に応じて関連弁護士報酬を費用計上する。

14. 純出資金

PI LLC は、最低純資本金額の維持を要求し、純資本金に対する負債総額の比率が、双方とも定義されるように、15対1を超えないことを要求する、1934年証券取引法に基づく統一純資本金規則（規則15c3-1）の対象となっている。2018年および2017年12月31日現在、規制目的において、PI LLCは、それぞれ49.7百万米ドルおよび50.3百万米ドルの純出資金を有していたが、要求される純出資金3.8百万米ドルおよび4.5百万米ドルに対し、それぞれ45.9百万米ドルおよび45.8百万米ドルの資本超過であった。2018年および2017年12月31日現在、PI LLCの純資本金に対する負債総額の比率は、それぞれ1.14対1および1.35対1であった。

15. 非連結ストラクチャード・エンティティの持分

当社は、多岐にわたる投資戦略を通じ、当社の顧客に代わって財産を投資する目的で、様々なストラクチャード・プロダクトおよびその他のファンドを運用している。ほとんどの場合、当社が運用する投資ビークルは、実体的な排除権または残余財産分配請求権を持つ。実体的な排除権または残余財産分配請求権を持たない投資ビークルは、ストラクチャード・エンティティと特定される。かかるビークルは、独立した法的組織であり、当社の顧客が行う投資により出資される。当社は、かかるビークルに対して提供する投資運用サービスに対して、かかるビークルから直接報酬を支払われる。2018年および2017年12月31日に終了した年度中、当社は、それぞれ178.2千米ドルおよび1.3百万米ドルの投資顧問報酬をストラクチャード・エンティティから稼得したが、当該報酬は添付の損益および包括利益計算書において投資顧問報酬プール・ファンドの項目に含まれている。

以下の表は、実体的な排除権または残余財産分配請求権を持たない非連結投資ビークルならびに当該ビークルにおける当社の持分の規模の両方について要約したものである。

	2018年 (米ドル)	2017年 (米ドル)
非連結ストラクチャード・エンティティの純資産	289,027,697	184,813,595
未収投資顧問報酬プール・ファンド	131,786	191,510

当社の非連結ストラクチャード・エンティティーに対するエクスポージャー最大額は、未収投資顧問報酬に限定される。

16. 後発事象

当社は、連結財務書類において調整を要するまたは開示すべき後発事象があるか否かを決定するために、連結財政状態計算書日から連結財務書類発行日である2019年5月7日までに発生した事象を試査した。当社は、以下の開示すべき事象を特定していることに留意されたい。

2019年1月15日付で、22,293口のPIMCOのM受益証券オプションの権利が付与された。これらの付与されたオプションは、2019年3月29日付で、M受益証券プランに定められたキャッシュレス決済機能により行使された。その結果、約3,171口のM受益証券が発行された。

PIMCOは、2019年3月14日付で、受益証券1口当たり14,516米ドルの行使価格を有する、39,684口のM受益証券オプションを付与した。

2019年1月2日、PIMCOは、地方債の運用会社であるゲルタン・ミュニシパル・ボンド・マネジメント（Gurtin Municipal Bond Management）の株式を完全に取得した。

[前へ](#)

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Financial Condition
Years ended December 31, 2018 and 2017

		Assets		As adjusted	As adjusted
		Note	2018	2017	1/1/2017
Current assets:					
Cash and cash equivalents	2(c)	\$	429,220,995	450,700,560	369,212,638
Investments carried at fair value through profit and loss	2(d),5		32,459,901	17,499,478	15,079,940
Investment advisory and administrative fees receivable:					
Pooled funds	2(e)		552,952,116	594,774,505	528,155,825
Private accounts	2(e)		254,081,349	265,415,118	248,092,787
Prepaid expenses			32,694,941	32,353,593	29,806,504
Distribution and servicing fees receivable	2(e)		25,166,878	31,706,344	30,734,619
Interest in non-consolidated deferred compensation trust	2(g),9(f)		15,657,169	31,943,967	72,809,303
Receivables from affiliates	8		7,382,210	15,679,760	10,599,926
Deferred sales charges	3,6		—	22,123,467	15,603,998
Other current assets			43,846,429	54,450,745	51,770,261
Total current assets			<u>1,393,461,988</u>	<u>1,516,647,537</u>	<u>1,371,865,801</u>
Noncurrent assets:					
Property and equipment, net of accumulated depreciation of \$292,930,004 and \$261,275,747 at December 31, 2018 and 2017, respectively	2(f),7		146,862,606	169,666,751	192,255,385
Interest in non-consolidated deferred compensation trust	2(g),9(f)		460,075,450	331,335,997	217,492,628
Investments in associates	2(b)		13,463,668	101,758	103,150
Other noncurrent assets	10		29,821,480	19,752,989	21,293,880
Total noncurrent assets			<u>650,223,204</u>	<u>520,857,495</u>	<u>431,145,043</u>
Total assets		\$	<u><u>2,043,685,192</u></u>	<u><u>2,037,505,032</u></u>	<u><u>1,803,010,844</u></u>
Liabilities and Capital					
Current liabilities:					
Accounts payable and accrued expenses		\$	433,350,570	524,430,033	366,719,665
Short-term borrowings from affiliates	8		212,000,000	204,000,000	153,000,000
Accrued compensation	9		155,868,165	133,064,250	284,765,682
Commissions payable	6		102,698,345	67,149,872	47,547,207
Payables to affiliates	8		20,488,078	22,191,262	25,837,663
Deferred compensation	2(o),9(f)		15,657,169	31,943,967	72,809,303
Other liabilities			8,230,351	7,958,614	11,878,828
Total current liabilities			<u>948,292,678</u>	<u>990,737,998</u>	<u>962,558,348</u>
Noncurrent liabilities:					
Deferred compensation	2(o),9(f)		460,075,450	331,335,997	217,492,628
Other accrued compensation	9		130,404,396	87,515,282	59,230,194
Future lease obligations			42,013,112	44,907,555	42,772,551
Other liabilities			1,550,631	—	999,204
Total noncurrent liabilities			<u>634,043,589</u>	<u>463,758,834</u>	<u>320,494,577</u>
Total liabilities			<u>1,582,336,267</u>	<u>1,454,496,832</u>	<u>1,283,052,925</u>
Capital:					
Class A members (issued and outstanding 850,000 units)			(792,957,184)	(721,216,276)	(806,802,240)
Class B members (issued and outstanding 150,000 units)			1,267,204,122	1,290,399,100	1,274,221,216
Class M members (45,705 units issued and outstanding as of December 31, 2018, and as of December 31, 2017)			23,722,086	28,660,677	25,239,087
Class M unit option holders (143,858 options issued as of December 31, 2018, and 122,972 options issued as of December 31, 2017)	9(a)		28,576,118	30,984,305	62,079,071
Cumulative foreign currency translation adjustments	2(l)		(65,196,217)	(45,819,606)	(34,779,215)
Total capital			<u>461,348,925</u>	<u>583,008,200</u>	<u>519,957,919</u>
Total liabilities and capital		\$	<u><u>2,043,685,192</u></u>	<u><u>2,037,505,032</u></u>	<u><u>1,803,010,844</u></u>

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Income and Comprehensive Income
Years ended December 31, 2018 and 2017

Revenues:	Note	2018	2017
Investment advisory fees:			
Pooled funds	2(e)	\$ 3,699,085,263	3,069,733,735
Private accounts	2(e)	897,932,904	894,875,087
Administrative fees - pooled funds	2(e)	1,121,459,653	1,010,295,001
Distribution and servicing fees	2(e)	400,632,761	382,875,278
Other	2(e)	21,116,690	19,056,121
Total revenues		<u>6,140,227,271</u>	<u>5,376,835,222</u>
Expenses:			
Compensation and benefits	9	1,921,490,575	1,786,117,811
Commissions	6	814,837,039	393,884,056
General and administrative	2(p)	625,372,554	627,117,284
Professional fees		246,110,361	212,401,017
Occupancy and equipment	7,11	152,147,106	146,505,365
Marketing and promotional	2(k)	116,090,003	97,973,736
Subadvisory and subadministrative services		54,856,322	54,417,256
Deferred charges amortization	3	—	30,368,244
Other		63,594,897	29,364,266
Total expenses		<u>3,994,498,857</u>	<u>3,378,149,035</u>
Operating income		2,145,728,414	1,998,686,187
Other income		24,051,878	50,067,120
Equity in (loss)/income of associates	2(b)	(1,873,076)	125,543
Net income before income taxes		2,167,907,216	2,048,878,850
Income tax expense	10	105,979,276	90,675,758
Net income		2,061,927,940	1,958,203,092
Other comprehensive loss:			
Item that may be reclassified subsequently to profit or loss:			
Foreign currency translation adjustments	2(l)	(19,376,611)	(11,040,391)
Comprehensive income		<u>\$ 2,042,551,329</u>	<u>1,947,162,701</u>

See accompanying notes to consolidated financial statements.

[前へ](#)

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Changes in Capital
Years ended December 31, 2018 and 2017

									Cumulative	
	Class A members		Class B members		Class M members		Class M unit option holders		translation adjustment	Total capital
	Units	Amounts	Units	Amounts	Units	Amounts	Options	Amounts		
Balances at December 31, 2016	850,000	\$ (806,802,240)	150,000	\$ 1,274,221,216	45,705	\$ 25,239,087	114,192	\$ 62,079,071	\$ (34,779,215)	\$ 519,957,919
Net income		1,444,786,673		429,708,581		83,707,838		—	—	1,958,203,092
Distributions		(1,407,711,685)		(413,530,697)		(80,286,248)		—	—	(1,901,528,630)
PIMCO Class M unit equity plan:										
Compensation expense		—		—		—		17,416,210	—	17,416,210
Reallocation of basis		48,510,976		—		—		(48,510,976)	—	—
Other comprehensive loss		—		—		—		—	(11,040,391)	(11,040,391)
Balances at December 31, 2017	850,000	(721,216,276)	150,000	1,290,399,100	45,705	28,660,677	122,972	30,984,305	(45,819,606)	583,008,200
Impact relating to adoption of IFRS 15 <i>Revenue from Contracts with Customers</i>		(17,852,184)		(3,319,784)		(959,921)		—	—	(22,131,889)
Restated balances at the beginning of the financial year	850,000	(739,068,460)	150,000	1,287,079,316	45,705	27,700,756	122,972	30,984,305	(45,819,606)	560,876,311
Net income		1,523,328,377		450,997,001		87,602,562		—	—	2,061,927,940
Distributions		(1,595,853,856)		(470,872,195)		(91,581,232)		—	—	(2,158,307,283)
PIMCO Class M unit equity plan:										
Compensation expense		—		—		—		16,228,568	—	16,228,568
Reallocation of basis		18,636,755		—		—		(18,636,755)	—	—
Other comprehensive loss		—		—		—		—	(19,376,611)	(19,376,611)
Balances at December 31, 2018	850,000	\$ (792,957,184)	150,000	\$ 1,267,204,122	45,705	\$ 23,722,086	143,858	\$ 28,576,118	\$ (65,196,217)	\$ 461,348,925

See accompanying notes to consolidated financial statements.

[前へ](#)

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Cash Flows
Years ended December 31, 2018 and 2017

	2018	2017
Cash flows from operating activities:		
Net income	\$ 2,061,927,940	1,958,203,092
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:		
Equity compensation	15,754,902	16,714,824
Depreciation and amortization	45,224,698	46,606,978
Amortization of deferred sales charges	—	30,368,244
Unrealized and realized loss/(gain) on investments carried at fair value through profit and loss	173,827	(586)
Equity in loss/(income) of associates	1,873,076	(125,543)
Net loss on disposal of property and equipment	7,685,839	2,758,547
Proceeds from sale of investments carried at fair value through income	4,011,361	—
Purchases of investments carried at fair value through income	(19,366,964)	(2,292,016)
Income taxes paid	(104,148,954)	(87,635,240)
Interest paid	(2,258,750)	(2,374,634)
Change in operating assets, liabilities, and income tax expense:		
Fees receivable	59,695,625	(84,912,737)
Receivables from affiliates, deferred sales charges, prepaid expenses, and other assets	8,957,270	(44,952,843)
Accounts payable, accrued expenses, commissions payable, accrued compensation, and income tax expense	116,569,743	143,906,563
Other liabilities, future lease obligations, and payables to affiliates	(2,775,258)	(6,430,815)
Net cash provided by operating activities	<u>2,193,324,355</u>	<u>1,969,833,834</u>
Cash flows from investing activities:		
Purchases of property and equipment	(30,106,393)	(26,776,891)
Purchases from redemptions in associates	(15,013,633)	—
Net cash used in investing activities	<u>(45,120,026)</u>	<u>(26,776,891)</u>
Cash flows from financing activities:		
Proceeds from short-term borrowings from affiliates	2,211,000,000	2,260,000,000
Repayment of short-term borrowings from affiliates	(2,203,000,000)	(2,209,000,000)
Cash distributions	(2,158,307,283)	(1,901,528,630)
Net cash used in financing activities	<u>(2,150,307,283)</u>	<u>(1,850,528,630)</u>
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	<u>(19,376,611)</u>	<u>(11,040,391)</u>
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(21,479,565)	81,487,922
Cash and cash equivalents, beginning of year	<u>450,700,560</u>	<u>369,212,638</u>
Cash and cash equivalents, end of year	<u>\$ 429,220,995</u>	<u>450,700,560</u>
See accompanying notes to consolidated financial statements.		

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(1) Organization and Business

Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO or the Company), a Delaware limited liability company and subsidiary of Allianz Asset Management of America L.P. (AAM LP), the Managing Member, is a registered investment adviser, headquartered in Newport Beach, California. The Company manages a variety of predominately fixed-income portfolios for a wide range of investors located throughout the world. Investors include public and private pensions and retirement plans, educational institutions, foundations, endowments, corporations, financial advisers, individuals, and others through the use of private accounts and pooled funds.

Capitalization

AAM LP owns all 850,000 Class A units of the Company. There are a total of 150,000 Class B units, which are owned by Allianz Asset Management of America LLC (AAM LLC) and Allianz Asset Management U.S. Holding II LLC (AAM Holding II). The Company has authorized 250,000 nonvoting Class M units for issuance and options on Class M units have been granted to certain employees of PIMCO. As of December 31, 2018, 45,705 Class M units have been issued and are outstanding. Class B units have priority over Class A and M units with respect to income and distributions.

AAM LP, AAM LLC, and AAM Holding II are indirectly wholly owned by Allianz SE. Allianz SE is a global financial services provider predominantly in the insurance and asset management business.

Consolidation

The accompanying consolidated financial statements include the accounts of the Company and its subsidiaries. All significant intercompany items have been eliminated in the accompanying consolidated financial statements.

PIMCO, as the primary investment adviser, has several wholly owned subsidiaries including PIMCO Investments LLC (PI LLC) as well as international subsidiaries that are included in these consolidated financial statements as follows:

- PI LLC is a broker/dealer that is the primary distributor and provides shareholder services to institutional and retail mutual funds (collectively, PIMCO Funds) and exchange traded funds that are managed and advised by PIMCO. PI LLC is a registered broker/dealer with the Securities and Exchange Commission and is a member of the Financial Industry Regulatory Authority (FINRA).
- StocksPLUS Management, Inc. (StocksPLUS), a wholly owned subsidiary of PIMCO, owned approximately 0.00181% interest and 0.00165% interest in StocksPLUS L.P. as of December 31, 2018 and 2017, respectively.
- PIMCO Europe Ltd (PIMCO Europe) is a registered investment adviser in the United Kingdom, with a branch in Italy.
- PIMCO Japan Ltd (PIMCO Japan) is a registered investment adviser in Japan.
- PIMCO Australia Pty Limited (PIMCO Australia) is a registered investment adviser in Australia.
- PIMCO Australia Management Limited is a registered responsible entity in Australia.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

- PIMCO Asia Pte Ltd (PIMCO Asia) is a registered investment adviser in Singapore.
- PIMCO Asia Limited (PIMCO Hong Kong) is a registered investment adviser in Hong Kong.
- PIMCO Global Advisors (Resources) Limited (PIMCO Resources) is a company that provides global payroll services to PIMCO and its subsidiaries.
- PIMCO Global Holdings LLC is the holding company for PIMCO Canada Corp.
- PIMCO Canada Corp is a registered investment adviser in Canada.
- PIMCO Global Services LLC is a holding company, with branches in the United Kingdom and Hong Kong.
- PIMCO (Schweiz) GmbH provides certain services to PIMCO Europe in Switzerland and is a registered distributor with Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA).
- PIMCO Latin America Administradora de Cartejas Ltda. is a registered investment adviser in Brazil.
- PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited provides management services to certain international funds.
- PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A. administers and manages an investment fund under the laws of Luxembourg.
- PIMCO Taiwan Limited is a registered investment advisor in Taiwan.
- PIMCO Investment Management (Shanghai) Limited is in the process of registering as an investment advisor in Taiwan.

Third-party assets managed in an agency or fiduciary capacity are not assets of the Company and are not presented in these consolidated financial statements.

(2) Significant Accounting Policies

(a) Basis of Preparation

These consolidated financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), which are in compliance with standards and interpretations approved by either the International Accounting Standards Board (IASB) or the IFRS Interpretations Committee or their predecessors. The accounting policies have been applied consistently to all periods presented in the consolidated financial statements. These consolidated financial statements are presented in U.S. dollars.

The consolidated financial statements have been prepared on an accrual basis as well as a going-concern basis using the historical cost convention modified for certain financial assets that have been measured at fair value. After reviewing the Company's current plans and forecasts, the Managing Member considers that the Company has adequate resources to continue operating for the foreseeable future.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

These consolidated financial statements were authorized for issuance by the Managing Member on May 7, 2019.

(b) Basis of Consolidation

Subsidiaries are entities controlled by the Company. Control exists when the Company has the power to govern the financial and operating policies of the other entity so as to obtain benefits from its activities. Management must make judgments when it assesses these various elements and all related facts and circumstances to determine whether control exists.

Investments are classified as associates when it is determined that PIMCO does not control these entities; however, the Company has significant influence. The Company accounts for investments in associates under the equity method of accounting. An investment in an associate is recorded at its initial cost and adjusted thereafter for the post acquisition change in PIMCO's share of net assets of the investee. The equity income or loss primarily represents the Company's proportionate share of the unrealized and realized gains and losses from changes in fair value of the investments held by these associates.

In evaluating its involvement with, and exposure to, interests in structured entities, as well as the requirement as to whether or not any identified interest in a structured entity should be consolidated, the Company considers factors including the nature of the Company's investment (if any), the nature of the fees earned by the Company from the structured entities, powers held by other entities associated with the structured entities, including the power to direct or control operations, and the rights and restrictions of the investors in the structured entities.

A structured entity is an entity that has been designed so that voting and similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, for example, when any voting rights relate to administrative tasks only, and key activities are directed by contractual agreement. Structured entities often have restricted activities and a narrow and well defined objective.

(c) Cash and Cash Equivalents

The Company considers all liquid financial instruments with an original maturity of less than three months to be cash equivalents. Cash and cash equivalents may include cash on deposit with financial institutions, nonaffiliated money market accounts, and cash deposited into a cash pool, through AAM LP, administered by Allianz SE. There was \$180.9 million and \$143.2 million invested in nonaffiliated money market accounts at December 31, 2018 and 2017, respectively. As of December 31, 2018, cash equivalents deposited in the cash pool with Allianz SE totaled \$620 thousand, and \$395 thousand was deposited in the cash pool at December 31, 2017. Management considers investments in money market accounts to be cash equivalents for purposes of the consolidated statements of cash flows. These investments are carried at amortized cost, which approximates fair value. The Company maintains its remaining cash and cash equivalents in various federally insured banking institutions. The account balances at each institution generally exceed the Federal Deposit Insurance Corporation's (FDIC) insurance coverage, and as a result, there is a concentration of credit risk related to amounts in excess of FDIC insurance coverage.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(d) *Investments Carried at Fair Value through Profit and Loss*

Investments carried at fair value through profit and loss represent financial assets in the held for trading business model. Investments held for trading consist primarily of investments in PIMCO pooled funds with a short-to-moderate term duration objective. Investments held for trading are measured at fair value. Changes in fair value are recognized directly in the consolidated statements of income and comprehensive income. Transactions in these investments are recorded on a trade-date basis.

(e) *Revenue Recognition*

The Company recognizes revenue as it transfers services to customers at an amount that the Company expects to be entitled to in exchange for those services.

Investment Advisory and Administrative Fees

Investment advisory and administrative fees are recognized as the services are performed. These fees are earned in exchange for investment advisory services and, in many cases, providing or procuring administrative services for the customer including audit, custodial, portfolio accounting, legal, transfer agency, and printing costs. The performance obligation is considered a series of distinct services performed each day that are substantially the same. Such fees are primarily based on percentages of the fair value of the assets under management and recognized for services provided during the period, which are distinct from services provided in other periods. As the investment advisory and administrative fees are primarily based on a percentage of assets under management, the consideration for this revenue is variable and deemed constrained due to the dependence on unpredictable asset values. Revenue is recognized once the constraint is removed which is generally once these values can be determined.

Private accounts and pooled funds may also generate a fee based on investment performance. The Company may also receive carried interest from certain alternative investment products that exceed performance hurdles. Such fees are recognized when it is no longer probable that there will be a significant reversal, which is usually at the end of the respective measurement period if the prescribed performance hurdles have been achieved and the fees are no longer subject to claw back.

Distribution and Servicing Fees

Distribution and servicing fees are an ongoing fee that the Company receives for completing the performance obligation of distribution and servicing activities on behalf of PIMCO Mutual Funds. For distribution and servicing fee revenue, the performance obligation is considered a series of distinct services performed each day that are substantially the same. This revenue is earned ratably over time to match the delivery of the performance obligation each day over the life of the contract. As the distribution and servicing revenue amounts are based on percentages of the average daily net assets of the PIMCO Mutual Funds, the consideration for this revenue is variable and deemed constrained due to dependence of unpredictable asset values. The constraint is removed once these values can be determined.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

Contract assets and liabilities

Revenues related to investment advisory and administration is included in investment advisory and administrative fees receivable in the accompanying consolidated statements of financial condition. Revenues related to distribution and servicing fees are included in distribution and servicing fees receivable in the accompanying consolidated statements of financial condition. The impairment of any receivables recognized during the year related to revenue from contracts with customers was inconsequential. There are no contract liabilities related to these contracts.

(f) Property and Equipment

Property and equipment are stated at cost, less accumulated depreciation and amortization. Office equipment, furniture, fixtures, and software are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally three to five years. Leasehold improvements are amortized on a straight-line basis over the remaining terms of the related leases or the useful lives of such improvements, whichever is shorter.

The assets' useful economic lives and residual values are reviewed at each financial period-end and adjusted if appropriate. An item of property and equipment is derecognized upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss arising on the disposal of the asset, calculated as the difference between the net disposal proceeds and the carrying amount of the item, is included in the consolidated statements of income and comprehensive income in the year the item is sold or retired.

(g) Interest in Non-consolidated Deferred Compensation Trust

The Company elected the fair value option under IFRS 9 *Financial Instruments* for the interest in the non-consolidated deferred compensation trust.

(h) Income Taxes

PIMCO is not subject to United States (U.S.) federal income tax as it is organized as a limited liability company and is taxed as a partnership. Ultimately, the members of PIMCO are responsible for taxes on their proportionate share of PIMCO's taxable income. PIMCO is subject to state taxes in certain jurisdictions in the U.S.

Certain consolidated entities are subject to federal, foreign, state, and local income tax, and file separate tax returns and account for income taxes under the asset and liability method. This method gives recognition to deferred tax assets and liabilities based on the expected future tax consequences of events that have been recognized in the consolidated financial statements or tax returns. Deferred tax liabilities are generally recognized for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognized to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilized. Deferred tax assets and liabilities are measured on an undiscounted basis.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(i) Distributions

Although there is no contractual requirement, PIMCO generally distributes its operating income (as defined within the PIMCO limited liability company agreement) for each calendar quarter no later than 30 days after the end of such quarter.

(j) Share -Based Compensation Plans

The Company accounts for share-based payment arrangements by determining the value of employee services received in exchange for an award of equity instruments based on the grant date fair value of the share-based award. The cost of employee services is recognized as an expense, with a corresponding increase to capital, over the period during which an employee provides service in exchange for the share-based payment award. As the Company's equity instruments have no publicly traded market price, fair value is determined by the Company's management based in part on a comprehensive analysis of trading values of comparable public entities, discounted cash flows, market transactions of comparable entities, and consideration as to the Company's historical and forecasted financial performance.

(k) Marketing and Promotional

The Company incurs marketing expenses to promote its products to retail and institutional investors by creating marketing materials and supporting third party intermediaries. The Company expenses marketing and promotional fees as incurred.

(l) Foreign Currency Translation

The assets and liabilities of foreign subsidiaries have been translated into U.S. dollars at the current rate of exchange existing at year-end. Revenues and expenses are translated primarily at the exchange rate on the date on which the transactions are recognized. The effects of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar are included in other comprehensive loss. The cumulative translation adjustment of translating the balance sheet of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar is included as a component of capital in the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2018 and 2017.

(m) Use of Estimates

The preparation of the consolidated financial statements in conformity with IFRS requires management to make estimates and assumptions about future events. These estimates and the underlying assumptions affect the amounts of assets and liabilities reported, disclosures about contingent assets and liabilities, reported amounts of revenues and expenses, and the accompanying notes to the consolidated financial statements. These estimates and assumptions are based on management's best judgment. Management evaluates its estimates and assumptions on an ongoing basis using historical experience and other known factors, including the current economic environment, which management believes to be reasonable under the circumstances. Management adjusts such estimates and assumptions when facts and circumstances dictate. As future events and their effects cannot be determined with precision, actual results could differ significantly from these estimates. Changes in those estimates resulting from continuing changes in the economic environment will be reflected in the financial statements in future periods. Management believes that the significant areas where judgment is necessarily applied are those which relate to the:

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

- Measurement of share-based payment arrangements, which includes estimates of fair value of the Company's membership units. These estimates can be particularly sensitive to assumptions in regards to the Company's future earnings; and
- Assessment of provisions.

Critical judgments have been made by management in applying accounting policies. Those that have the most significant effect on amounts recognized in the consolidated financial statements include the following:

- Evaluation of the measurement criteria associated with the recognition of revenues associated with performance fees (as discussed in note 2(e)).
- Evaluation of control associated over entities (as discussed in note 2(b)), and the impact to consolidation of such entities.

(n) Provisions

Provisions are recognized when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation. The amount recognized as a provision is the best estimate of the obligation at the reporting date. If the effect is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows at a rate that reflects current market assessments of the time value of money and, where appropriate, the risk specific to the liability. Future events that may affect the amount required to settle an obligation are reflected in the amount of a provision where there is sufficient objective evidence that they will occur. Where some or all of the expenditure is expected to be reimbursed by insurance or some other party, and it is virtually certain, the reimbursement is recognized as a separate asset on the consolidated statements of financial condition, and the amount is recorded in the consolidated statements of income and comprehensive income. Provisions are reviewed at each reporting date and adjusted to reflect the current best estimate. If it is no longer probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation, the provision is reversed.

(o) Deferred Compensation

The Company accounts for its deferred compensation liability in accordance with IAS 19 and adjusts the carrying value of the liability for changes in the fair value of the interest in the non-consolidated deferred compensation trust in the accompanying consolidated statements of financial condition and compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(p) General and administrative

General and administrative expenses are mainly comprised of costs related to performance obligations under the administrative fees contracts that do not meet the criteria as costs to obtain or fulfill a contract. The Company is considered the principal in these arrangements and recognizes these costs on a gross basis.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(q) Change in Accounting Policy

During 2018, the Company evaluated its accounting policy with respect to the deferred compensation plan and determined to change its accounting policy to a more preferable method. Previously, the interest in the deferred compensation plan and the deferred compensation liabilities were not reflected in the consolidated financial statements as the plan was accounted for by the Sponsoring Entity, AAM LP. Management determined a more preferable treatment would be to reflect the interest in the deferred compensation trust and the deferred compensation liabilities in the consolidated financial statements. Accordingly, prior year comparatives have been adjusted to reflect this preferable accounting treatment. There was no impact to net income or capital as a result of the retrospective application.

(3) Recently Adopted Accounting Pronouncements

Revenue

On January 1, 2018, the Company adopted IFRS 15 *Revenue from Contracts with Customers*, retrospectively with the cumulative effect of initially applying the standard recognized on the date of initial application. Upon adoption, the cumulative adjustment to retained earnings was \$22.1 million. This adjustment relates to sales commissions paid to third party intermediaries in connection with the sale of shares of affiliated mutual funds sold without a front-end sales charge which were previously capitalized. These commission costs do not meet the criteria of incremental costs of obtaining a contract and are, therefore, expensed as incurred under IFRS 15. Any sales commissions that are recaptured through contingent deferred sales charges are recorded as other revenue.

The most significant impact of the adoption to the Company relates to the presentation of certain distribution costs gross within commission expense that were previously netted within investment advisory fees – pooled funds revenue.

There was no other impact to revenue for the year ended December 31, 2018, as revenue recognition and timing of revenue did not change as a result of implementing IFRS 15.

Financial Instruments

On January 1, 2018, the Company adopted IFRS 9 *Financial instruments*, which fully replaces IAS 39 and provides a new approach on how to classify financial instruments based on their cash flow characteristics and the business model under which they are managed. Furthermore, the standard introduces a new forward-looking impairment model for debt instruments and provides new rules for hedge accounting.

Financial assets such as the following categories included in IAS 39 are no longer available: held to maturity, loans and receivables and available for sale. Rather, under IFRS 9, a financial asset is classified as measured at: amortized cost, fair value through other comprehensive income (“FVOCI”) or fair value through profit or loss (“FVTPL”) on initial recognition based on the business model and the contractual cash flow characteristics.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

This standard did not have a significant impact to the Company's financial statements. There was no impact to opening retained earnings a result of applying this standard.

(4) Future Change in Accounting Policies

A number of accounting standards, interpretations, and amendments have been issued by the IASB, which are not yet effective for the Company's financial statements. Those that are most relevant to the Company's financial statements in future years are discussed below.

Leases

IFRS 16, *Leases*, was issued by the IASB on January 13, 2016. IFRS 16 results in lessees accounting for most leases within the scope of the standard in a manner similar to the way in which finance leases are currently accounted for under IAS 17, *Leases*. Lessees will recognize a right of use asset and a corresponding financial liability on the statements of financial position. The asset will be amortized over the length of the lease and the financial liability measured at amortized cost. Lessor accounting remains substantially the same as under IAS 17. IFRS 16 is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2019.

The Company has completed its assessment of the impact on its consolidated financial statements. The Company estimates that it will recognize approximately \$236.1 million in new assets, which also reflect deferred rent and other incentives accrued as of the transition date, and \$276.8 million in new liabilities for its operating leases of offices space.

(5) Fair Value of Financial Instruments

IFRS 7 requires that financial instruments carried at fair value in the consolidated statements of financial condition are classified into a three-level hierarchy depending on the valuation techniques used and whether the inputs to those valuation techniques are observable in the market.

- Level 1 – Financial instruments for which the fair value is determined by using quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities are classified into this category. A financial instrument is regarded as quoted in an active market if quoted prices are readily available and those prices represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.
- Level 2 – Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with any significant input being based on observable market data (observable inputs), are classified into this category.
- Level 3 – Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with at least one significant input not being based on observable market data (nonobservable inputs), are classified into this category.

The Company has evaluated its investments carried at fair value through profit and loss totaling \$32.5 million and \$17.5 million as of December 31, 2018 and 2017, respectively, and determined that based on the unadjusted quoted prices in active markets used to determine fair value that the investments are classified as Level 1 instruments for 2018 and 2017.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

The underlying investments of the non-consolidated deferred compensation trust primarily consist of mutual funds and equity securities, which are classified as Level 1 instruments for 2018 and 2017.

There have been no changes to the Company's valuation policies during the year ended December 31, 2018 or 2017.

The fair value of investment advisory fees receivable, distribution and servicing fees receivable, deferred sales charges, receivables from affiliates, and payables to affiliates has been deemed to approximate their carrying value through reference to their short maturity as well as low credit risk. The fair value of short-term borrowings from affiliates is based upon the Company's comparison to current market rates available to the Company for comparable debt. It is the Company's intention to hold such instruments until maturity or collection.

(6) Commissions and Deferred Sales Charges

Trail commissions consist of distribution and servicing payments to participating brokers for the distribution of shares, providing personal services to shareholders, and maintaining shareholder accounts. Such trail commissions, in total, can range from 0.10% to 1.00% of the average daily net assets for PIMCO Mutual Funds.

In connection with the distribution of certain Class A and Class C shares, PI LLC advances commissions to third party intermediaries, which are expensed as incurred. Initial commissions are generally paid at a rate of up to 1% for Class A shares (on sales of \$1 million or more) and for Class C shares. The contingent deferred sales charges are collected on certain early redemptions of the shares, unless an applicable exemption applies such as if the redemption relates to balances accumulated through reinvested dividends or capital gain distributions or appreciation on the account over the amount that was invested. PI LLC incurred \$30.6 million in commissions to third party intermediaries for the year ended December 31, 2018, and is included in commissions in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

The contingent deferred sales charges are collected on certain early redemptions of the shares. The contingent deferred sales charge rate on Class C shares is generally 1% if redeemed during the first year following purchase for applicable PIMCO Funds. Contingent deferred sales charges may also be received on the redemption of certain PIMCO Funds Class A shares at a rate of 1% of the net asset value of the redeemed shares, if the initial purchase of such Class A shares exceeded certain thresholds. PI LLC received \$3.5 million in contingent deferred sales charges for the year ended December 31, 2018 and is included in other revenue in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(7) Property and Equipment

The major classifications of property and equipment are as follows:

	Office equipment, furniture, fixtures, and software	Leasehold improvements	Art	Total
Carrying amount as of				
December 31, 2016	\$ 93,780,071	97,460,778	1,014,536	192,255,385
Additions	24,467,417	2,309,474	—	26,776,891
Disposals	(2,653,000)	(105,547)	—	(2,758,547)
Depreciation and amortization	(38,382,925)	(8,224,053)	—	(46,606,978)
Carrying amount as of				
December 31, 2017	77,211,563	91,440,652	1,014,536	169,666,751
Additions	28,017,364	2,082,129	6,900	30,106,393
Disposals	(7,685,840)	—	—	(7,685,840)
Depreciation and amortization	(35,360,085)	(9,864,613)	—	(45,224,698)
Carrying amount as of				
December 31, 2018	\$ <u>62,183,002</u>	<u>83,658,168</u>	<u>1,021,436</u>	<u>146,862,606</u>

The Company recorded depreciation and amortization expense of \$45.2 million and \$46.6 million for the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively, which is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(8) Related-Party Transactions

PIMCO and its subsidiaries reimburse AAM LP for certain overhead, administrative services, and occupancy costs that are allocated based on time and usage factors. These expenses generally consist of rental costs and salaries and related benefits for finance, information technology, and other general and administrative services. The amount charged for such services totaled \$50.4 million and \$49.3 million during 2018 and 2017, respectively, which is a component of general and administrative in the consolidated statements of income and comprehensive income. The payable to affiliates includes a liability to be paid to AAM LP in connection with these services and payables to other affiliates in connection with services they have provided to PIMCO and for expenses that have been paid on behalf of PIMCO over the ordinary course of business, totaling \$10.7 million as of December 31, 2018 and \$13.6 million as of December 31, 2017.

From time to time, short-term interest-bearing advances are granted between AAM LP and PIMCO for generally less than 90 days, at a rate of 3-month LIBOR plus 0.5% to cover short-term operating cash needs. During 2018 and 2017, PIMCO borrowed and fully repaid several of these short term cash loans from AAM LP to cover its operating cash needs. As of December 31, 2018 and 2017, PIMCO had outstanding short-term loans totaling \$212.0 million and \$204.0 million, respectively, which is shown as short-term borrowings from affiliates in the accompanying consolidated statements of financial condition. During 2018 and 2017, PIMCO incurred \$2.3 million and \$2.5 million, respectively, in interest expense on loans, which is included in other expenses in the consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

The Company earns investment advisory fees, administrative fees, and distribution and servicing fees from affiliated fund complexes, which comprise substantially all of the amounts included in the consolidated statements of income and comprehensive income as investment advisory fees – pooled funds, administrative fees – pooled funds, and distribution and servicing fees, respectively. As of December 31, 2018, the Company had \$578.1 million (2017: \$626.5 million) in related receivables from affiliated fund complexes.

The Company manages private accounts for certain affiliated subsidiaries of Allianz SE. Investment advisory fees earned on these accounts totaled \$41.9 million and \$40.2 million for the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively, which are primarily included in investment advisory fees – private accounts in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

Allianz Life Insurance of New York, an indirectly wholly owned subsidiary of Allianz SE, provides certain services on behalf of the Company to certain variable annuity and/or variable life insurance contracts invested in PIMCO Funds. The total fees paid for these services by the Company were \$6.2 million and \$9.3 million for the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively, and are included in general and administrative expenses in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

For certain advisory contracts with institutional clients, the Company shares the responsibility of fulfilling such service contracts with PIMCO Deutschland GmbH and its branches (collectively PDG), a wholly owned subsidiary of Allianz Asset Management GmbH, who in turn, is a wholly owned subsidiary of Allianz SE, together with all of the PIMCO subsidiaries, are subject to PIMCO's Global Transfer Pricing Policy (Transfer Pricing Policy) for shared management services that are provided by all PIMCO entities. Shared management services provided include portfolio management, account management and business management and administration. Revenues earned from third parties for shared management services are allocated in accordance with the Transfer Pricing Policy. In 2018, the revenue earned from third parties for shared management services allocated to PDG was \$36.9 million (2017: \$11.9 million) greater than the revenue allocated from PDG and is presented as a reduction of investment advisory fees – private accounts in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. In addition, costs for performing other shared services are allocated to PDG based on headcount and estimated time and usage factors. During 2018, costs allocated to PDG were \$30.8 million (2017: \$25.0 million) and are included as a reduction of compensation and benefits and general and administrative in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2018, the Company had a \$6.5 million (2017: \$11.9 million) receivable from and a \$9.8 million (2017: \$8.6 million) payable to PDG, which are included within receivables from affiliates and payables to affiliates, respectively, in the accompanying consolidated statements of financial condition.

AAM LP has a \$600.0 million revolving credit facility with Allianz SE, which expires in November 2020. The facility permits short-term borrowings at a floating rate of interest of LIBOR plus 20bps (rate of 2.578% as of December 31, 2018). To the extent necessary, AAM LP could draw on this revolving credit facility on behalf of its subsidiaries, including PIMCO. There were no amounts outstanding under this agreement at December 31, 2018 and 2017.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

Managing Directors and certain other executive officers are considered to be key members of management. Management believes that these individuals provide significant contributions to the Company. In return for their service, they receive remuneration, which management believes to be in line with its select group of peers. In addition to an annual base salary, key management participates in each of the benefit plans that are discussed in note 9. Total compensation of key members of management comprises the majority of compensation and benefits included in the consolidated statements of income and comprehensive income.

(9) Benefit Plans

(a) Class M Unit Equity Participation Plan

PIMCO has established a Class M Unit Equity Participation Plan (the M Unit Plan) for certain individuals providing services to PIMCO and certain of its affiliates. Participants in the M Unit Plan are granted options to acquire M units, which vest in one-third increments on the third, fourth, and fifth anniversary of the option grant date. M unit options are converted to M units based on the appreciation of fair value of the M unit over the related vesting period. At the exercise date, vested options will be automatically exercised in a cashless transaction unless the participant has elected to defer their M units through the M Unit Deferral Plan. As disclosed in note 9(f), participants can defer their M units into the AAM LP Executive Deferred Compensation Plan (the EDCP). If, at the time of vesting, the PIMCO Class M unit estimated fair value is less than the exercise price of the option award, no Class M units will be issued. Class M units are nonvoting units of PIMCO and entitle the holder to receive quarterly distributions in accordance with the Company's Second Amended and Restated Limited Liability Company Agreement. Those participants electing to defer the receipt of M units through the M Unit Deferral Plan continue to receive quarterly distributions.

A maximum of 250,000 M units are authorized for issuance under the M Unit Plan. As of December 31, 2018 and 2017, 143,858 and 122,972 options, respectively, were outstanding for M units and 45,705 M units have been issued from the exercise of options.

The fair value of each option grant is estimated on the date of grant using the Black-Scholes option-pricing model. The model requires management to develop estimates regarding certain input variables. A third party valuation was completed to assist management in determining the fair value of a Class M unit. The dividend yield was estimated based upon the historical Operating Profit Available for Distribution (OPAD) distributed to PIMCO M unit holders. Expected volatilities are based on the average historical and implied volatility of a select group of peers. The expected life was calculated based upon treating the three vesting tranches (one-third in years 3, 4, and 5) as separate options.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

The following table provides the assumptions used in calculating the fair value of the M unit options granted during 2018 and 2017:

	<u>2018</u>	<u>2017</u>
Weighted average grant date fair value	\$ 15,528	11,804
Assumptions:		
Expected term (years)	3.84	3.84
Expected volatility	21.0%	25.2%
Expected dividends	11.8%	13.7%
Risk-free rate of return	2.5%	1.9%

A summary of the activity in 2018 and 2017 related to the number and weighted average exercise price of the M unit options outstanding and exercisable is as follows:

	<u>Number of options</u>			<u>Weighted average exercise price</u>
	<u>Vested</u>	<u>Nonvested</u>	<u>Total</u>	
Outstanding at December 31, 2016	—	114,192	114,192	\$ 17,932
Changes during the year:				
Granted	—	49,195	49,195	11,804
Vested	33,344	(33,344)	—	—
Exercised	(33,344)	—	(33,344)	21,810
Forfeited	—	(7,071)	(7,071)	16,928
Outstanding at December 31, 2017	—	122,972	122,972	\$ 14,486
Changes during the year:				
Granted	—	49,595	49,595	15,528
Vested	19,084	(19,084)	—	—
Exercised	(19,084)	—	(19,084)	23,594
Forfeited	—	(9,625)	(9,625)	14,954
Outstanding at December 31, 2018	—	143,858	143,858	\$ 13,606
Exercisable as of December 31, 2018	—	—	—	—

The M unit options outstanding as of December 31, 2018 have an exercise price between \$11,319 and \$24,012 and a weighted average remaining contractual life of 3.08 years.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

The weighted average fair value per unit at the date the options were exercised was \$15,487 for 2018 and \$11,932 for 2017. M unit options totaling 19,084 vested during 2018 and 33,344 options vested during 2017. The M unit estimated fair values as of the vesting dates were less than the exercise price of each of these option awards. Therefore, as a result of the automatic cashless exercise feature, no M units were issued in 2018 or 2017 and the entire Black-Scholes amount was reallocated from the Class M unit option capital account to the Class A member capital account in the accompanying consolidated statements of changes in capital. No other M unit activity occurred during the year. As of December 31, 2018, 45,274 M units are owned by current employees and former employees and 431 M units are owned by AAM LLC.

The fair value of M unit option awards is amortized to compensation expense on a graded vesting attribution method over the related vesting period of each separate tranche. The total number of M unit option awards expected to vest is adjusted for estimated forfeitures. Compensation expense recognized under the M Unit Plan for the years ended December 31, 2018 and 2017 was \$15.8 million and \$16.7 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2018, the total estimated compensation cost related to nonvested M unit option awards, net of estimated forfeitures, expected to be recognized in future periods through December 31, 2023 is \$26.5 million.

(b) Profit Sharing and Incentive Plans

PIMCO and its subsidiaries have various profit sharing and incentive plans that compensate participants on the basis of profitability and discretionary bonuses. Compensation under these programs was \$1.2 billion for the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(c) Long-Term Incentive Plan

The Company has a Long-Term Incentive Plan (LTIP) for certain key employees. Awards are primarily based upon achieving specified operating earnings targets and vest over three years. This plan is accounted for as a liability award and expensed as compensation over the related vesting period. The Company had recognized expense under the LTIP of \$52.6 million and \$48.6 million for the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively. LTIP compensation expense is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. The total accrued LTIP liability was \$106.4 million and \$87.7 million at December 31, 2018 and 2017, respectively, and is included within current accrued compensation and noncurrent other accrued compensation in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(d) Special Performance Award

The Special Performance Award (SPA) was an enhancement to compensation. The SPA consists of deferred cash awards granted during the 4th quarter of 2014, which were earned and payable at various dates through mid-2017. The purpose of the program was to secure performance and to retain talent. There were no expenses recorded by the Company related to the SPA during the year ended December 31, 2018, and \$21.2 million during the year ended December 31, 2017, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. The SPA liability was fully paid as of December 31, 2017.

(e) Savings and Investment Plans

AAM LP is the sponsor of a defined contribution employee savings and retirement plan covering PIMCO employees. The plan qualifies under Section 401(k) of the Internal Revenue Code and allows eligible employees to contribute up to 100% of their annual compensation, as defined, and is subject to a maximum dollar amount determined from time to time by the Internal Revenue Code. Employees are generally eligible following the later of attainment of age 21 or on the first day of the month following the start date. After the completion of one year of credited service, the Company matches an amount of annual compensation, subject to the Internal Revenue Code limits, contributed by the employees. The amount expensed by the Company related to this plan during the years ended December 31, 2018 and 2017 was \$13.3 million and \$13.2 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(f) Executive Deferred Compensation Plan

AAM LP has a nonqualified deferred compensation plan pursuant to which a portion of the compensation otherwise payable to certain eligible employees of the Company will be mandatorily deferred and pursuant to which such eligible employees may elect to defer additional amounts of compensation. The plan is maintained primarily for the purpose of providing deferred compensation for a select group of management or highly compensated employees, within the meaning of Sections 201(2), 301(a)(3), and 401(a)(1) of the Employee Retirement Income Security Act of 1974, as amended. Amounts deferred under the plan are invested in marketable securities and M units or other investment partnerships as directed by the employees and are held in a grantor trust. The assets held in grantor trust are not available to fund ongoing activities of the Company and only would be available to the Company's creditors in the event of insolvency. Total investments and restricted cash and cash equivalents held in trust and the related liability as of December 31, 2018 and as December 31, 2017 was \$475.7 million and \$363.3 million, respectively, and are included in interest in non-consolidated deferred compensation trust and deferred compensation on the accompanying consolidated statements of financial condition.

(g) Employee Stock Purchase Plan

Allianz SE has an Employee Stock Purchase Plan that is designed to provide eligible employees with an opportunity to purchase American Depositary Shares of Allianz SE annually at a discounted price on a predetermined date. An aggregate of 250,000 American Depositary Shares are reserved for this plan. Allianz SE determines the gross purchase price of the shares, and a committee appointed by the Company determines the discount price. Employees are not allowed to sell or transfer the shares for an one-year period following the purchase date. The difference between the market price and the discount price, or the discount, was paid by the Company and amounted to \$1.1 million in 2018 and \$1.3 million in 2017 and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(10) Income Tax

The provisions for income tax expense (benefits) are as follows:

		Year ended December 31	
		2018	2017
Current:			
Federal	\$	6,278	2,030,711
State		856,534	1,127,343
Foreign		108,644,006	85,232,952
Total current		109,506,818	88,391,006
Deferred:			
Federal		—	(999,204)
Foreign		(3,527,542)	3,283,956
Total deferred		(3,527,542)	2,284,752
Total provision	\$	105,979,276	90,675,758

The differences between the reported amount of income tax expense and the amount that would result from applying the federal corporate statutory tax rates to pretax income arise primarily from the Company's status as a partnership for U.S. tax purposes as well as the effects of state and international taxes and nondeductible expense.

At December 31, 2018 and 2017, income taxes payable amounted to \$39.7 million and \$34.0 million, respectively, and are included in accounts payable and accrued expenses in the accompanying consolidated statements of financial condition. Additionally, as of December 31, 2018 and 2017, deferred tax assets amounted to \$17.7 million and \$14.4 million, respectively. The deferred tax liabilities as of December 31, 2018 amounted to \$21 thousand. There were no deferred tax liabilities as of December 31, 2017. Deferred tax assets and deferred tax liabilities are included in other noncurrent assets and other noncurrent liabilities, respectively, in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(11) Lease Commitments

PIMCO leases office space under noncancelable operating leases with terms in excess of one year and future minimum payments are as follows:

Year ending December 31:		
2019	\$	34,973,549
2020		35,085,091
2021		33,843,209
2022		33,077,475
2023		31,796,216
Thereafter		37,810,486
Total	\$	<u>206,586,026</u>

Rent expense under these leases was \$31.1 million and \$29.5 million for the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively, which is included in occupancy and equipment expenses in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. Certain lease agreements provide for rental escalations over the term of the operating lease. The Company recognizes the rental increases over the terms of the leases on a straight-line basis.

(12) Financial Risk Management

The Company has exposure to the following risks from its use of financial instruments:

- Credit risk
- Liquidity risk
- Market Risk

Risk management is integral to the whole business of the Company. Management continually monitors the Company's risk management process to ensure that an appropriate balance between risk and control is achieved. Risk management policies and systems are reviewed to reflect changes in market conditions and the Company's activities. Management reports its significant activity to the Risk and Controls Committee of Allianz Asset Management GmbH, a subsidiary of Allianz SE.

(a) Credit Risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a customer or counterparty to a financial instrument fails to meet its contractual obligations, and arises principally from the Company's receivables from customers, bank deposits, and investment securities.

Investment advisory and other receivables: The Company's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each customer. The demographics of the Company's client base, including the default risk of the industry and country in which client operates, has less of an influence on credit risk. However, geographically there is no concentration of credit risk, and no single customer who is individually material to the Company's operations.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

The creditworthiness of customers is assessed as part of new client acceptance procedures. The Company does not require collateral in respect of trade or other receivables, but monitors the assets under management for each customer in relation to their outstanding receivable balance. The Company has an excellent history of collection on outstanding receivables and establishes an allowance for impairment only when an individual customer has been identified as at risk for collection.

Interest Bearing Deposits with Banks: The interest bearing deposits with banks are due from major institutions. The Company reviews the creditworthiness of such banks and does not deal with such institutions if it is not satisfied with the institution's financial strength.

Investments: The Company's investments are within investment vehicles, which it manages subject to detailed investment guidelines. Compliance procedures are in place to ensure that the individual vehicles operate within their applicable credit and liquidity risk limitations.

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Company's reputation. The majority of non-derivative financial liabilities have a contractual maturity of less than six months at December 31, 2018.

The Company seeks to actively monitor its cash flow requirements. Typically, the Company ensures that it has sufficient cash on demand to meet expected operational expenses, including the servicing of financial obligations; this excludes the potential impact of extreme circumstances that cannot reasonably be predicted, such as natural disasters. In addition, the Company has access to AAM LP's line of credit with Allianz SE as discussed in note 8.

(c) Market Risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates and interest rates will affect the Company's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimizing the return.

Currency risk: The Company is exposed to currency risk on revenues, purchases, and borrowings that are denominated in a currency other than the functional currency of the Company. The majority of the Company's transactions are in U.S. dollars, but transactions also occur on a more limited basis primarily in Euros, British Pounds Sterling, and Japanese Yen.

The Company considers its exposure to currency risk to be limited, and currently does not actively employ any hedging or other techniques to limit such risk.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

Interest rate risk: The Company is subject to interest rate risk only to the extent of its borrowing arrangements with affiliates, all of which are short term in nature. As management considers this risk to be minimal, no active hedging or other strategies are employed to limit such risk.

Other market price risk: Market price risk arises from investment securities held within the investment funds the Company holds and manages, each of which are subject to specific investment guidelines. Material investments in such funds are managed on an individual basis and all buy and sell decisions are made in accordance with client guidelines or the funds' governing documents.

In monitoring the Company's exposure to market risks, management evaluates the Company's sensitivity to changes in currency rates, interest rates, and other market risk factors. As of December 31, 2018, there were no changes in such factors that were deemed reasonably possible that would have resulted in any material differences to members' capital as of December 31, 2018 or the reported comprehensive income for the year then ended.

(d) Capital Management

The Company's policy is to maintain a strong capital base so as to preserve investor, creditor, and market confidence and to sustain future development of the business.

There were no changes in the Company's approach to capital management during the year.

Neither the Company nor any of its subsidiaries, with the exception of PI LLC (see note 14) and certain foreign subsidiaries, are subject to externally imposed capital requirements.

(13) Provisions

PIMCO is subject to various pending and threatened legal actions as well as regulatory inquiries, which arise in the normal course of business. In the opinion of management, the disposition of these matters will not have a material adverse effect on PIMCO and its subsidiaries' financial position or results of operations. Management believes that they have made appropriate estimates for provisions in the accompanying consolidated statements of financial condition and in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. The Company expenses related legal fees as incurred.

(14) Net Capital

PI LLC is subject to the Uniform Net Capital Rule (Rule 15c3-1) under the Securities Exchange Act of 1934, which requires the maintenance of minimum net capital and requires that the ratio of aggregate indebtedness to net capital, both as defined, shall not exceed 15-to-1. At December 31, 2018 and 2017, PI LLC had net capital of \$49.7 million and \$50.3 million, respectively, for regulatory purposes, which was \$45.9 million and \$45.8 million, respectively, in excess of its required net capital of \$3.8 million and \$4.5 million, respectively. PI LLC's aggregate indebtedness to net capital ratio was 1.14-to-1 and 1.35-to-1 as of December 31, 2018 and 2017, respectively.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018 and 2017

(15) Interest in Unconsolidated Structured Entities

The Company manages a number of structured products and other funds for the purpose of investing monies on behalf of the Company's clients in a range of investment strategies. In most cases investment vehicles managed by the Company have substantive removal or liquidation rights. Investment vehicles for which substantive removal or liquidation rights do not exist have been identified as structured entities. The vehicles are separate legal entities, and are financed by investments made by the Company's clients. The Company is paid for the investment management services it provides to the vehicle directly from the vehicle. The Company earned \$178.2 thousand and \$1.3 million in investment advisory fees from structured entities during the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively, which is included in investment advisory fees – pooled funds in the accompanying statements of income and comprehensive income.

The following table summarizes both the size of the unconsolidated investment vehicles where substantive removal or liquidation rights do not exist and the Company's interests in those vehicles:

	<u>2018</u>	<u>2017</u>
Net assets of unconsolidated structured entities	\$ 289,027,697	184,813,595
Investment advisory fees receivable – pooled funds	131,786	191,510

The Company's maximum exposure to loss from unconsolidated structured entities is limited to the investment advisory fees receivable.

(16) Subsequent Events

The Company has evaluated events occurring after the date of the consolidated statements of financial condition through May 7, 2019, the date the consolidated financial statements were available to be issued, to determine whether any subsequent events necessitated adjustment to or disclosure in the consolidated financial statements, noting the Company has identified the following events to disclose:

PIMCO M unit options totaling 22,293 vested on January 15, 2019. On March 29, 2019, these vested awards were exercised under the cashless exercise feature provided in the M Unit Plan, resulting in the issuance of approximately 3,171 M units.

On March 14, 2019, PIMCO granted 39,684 M unit options that have an exercise price of \$14,516 per unit.

On January 2, 2019, PIMCO fully acquired the equity interest in Gurtin Municipal Bond Management, a municipal bond manager.

[前へ](#)

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年8月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.46円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書

2019年6月30日

(未監査)

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
現金および現金等価物	526,417,908	56,042,450
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券	18,904,554	2,012,579
未収投資顧問報酬および管理事務報酬		
ーブル・ファンド	509,900,465	54,284,004
ープライベート口座	302,071,688	32,158,552
前払費用	36,867,533	3,924,918
未収販売報酬およびサービス報酬	23,150,697	2,464,623
非連結繰延報酬トラストに対する持分	17,604,135	1,874,136
関係会社未収金	10,852,543	1,155,362
その他の流動資産	56,079,480	5,970,221
流動資産合計	1,501,849,003	159,886,845
固定資産		
固定資産	150,530,886	16,025,518
使用権資産	221,565,313	23,587,843
非連結繰延報酬トラストに対する持分	565,976,329	60,253,840
関連会社への投資	12,618,124	1,343,325
のれん	30,864,520	3,285,837
その他の固定資産	58,362,220	6,213,242
固定資産合計	1,039,917,392	110,709,606
資産合計	2,541,766,395	270,596,450
負債および出資金		
流動負債		
買掛金および未払費用	400,371,911	42,623,594
未払報酬	486,538,567	51,796,896
未払手数料	109,347,421	11,641,126
リース負債	30,035,601	3,197,590
関係会社未払金	18,364,844	1,955,121
繰延報酬	17,604,135	1,874,136
その他の流動負債	13,136,414	1,398,503
流動負債合計	1,075,398,893	114,486,966
固定負債		
繰延報酬	565,976,329	60,253,840
リース負債	232,900,862	24,794,626
その他の未払報酬	113,717,301	12,106,344
その他の固定負債	2,782,918	296,269
固定負債合計	915,377,410	97,451,079
負債合計	1,990,776,303	211,938,045
出資金		
クラスAメンバー（発行済受益証券850,000口）	(718,894,499)	(76,533,508)
クラスBメンバー（発行済受益証券150,000口）	1,278,465,927	136,105,483
クラスMメンバー（発行済受益証券48,876口）	27,621,882	2,940,626
クラスM受益証券オプション保有者（発行済オプション156,330口）	25,867,868	2,753,893
通貨換算調整累計額	(62,071,086)	(6,608,088)
出資金合計	550,990,092	58,658,405
負債および出資金合計	2,541,766,395	270,596,450

(2) 損益の状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書
2019年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	米ドル	千円
収益		
投資顧問報酬		
－プール・ファンド	1,754,941,154	186,831,035
－プライベート口座	492,969,941	52,481,580
管理事務報酬－プール・ファンド	554,379,338	59,019,224
販売報酬およびサービス報酬	185,124,457	19,708,350
その他	11,784,089	1,254,534
収益合計	2,999,198,979	319,294,723
費用		
報酬および給付金	936,982,110	99,751,115
支払手数料	425,097,429	45,255,872
一般管理費	320,280,419	34,097,053
専門家報酬	101,131,473	10,766,457
賃借料および設備費	71,616,472	7,624,290
マーケティングおよび販売促進費	57,082,620	6,077,016
副顧問報酬および副管理事務サービス	23,308,735	2,481,448
その他	12,711,464	1,353,262
費用合計	1,948,210,722	207,406,513
営業利益	1,050,988,257	111,888,210
その他の収益、純額	7,107,693	756,685
財務費用	(6,783,645)	(722,187)
関連会社持分損失	(760,018)	(80,912)
法人所得税控除前純利益	1,050,552,287	111,841,796
法人所得税費用	47,186,828	5,023,510
当期純利益	1,003,365,459	106,818,287
その他の包括利益		
後の期に損益に組替えられる可能性がある項目		
通貨換算調整	3,125,131	332,701
包括利益	1,006,490,590	107,150,988

[前へ](#)[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2019年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスMメンバー			クラスM受益証券オプション保有者			通貨換算調整累計額		出資金合計	
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	オプション	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2018年12月31日現在残高	850,000	(792,957,184)	(84,418,222)	150,000	1,267,204,122	134,906,551	45,705	23,722,086	2,525,453	143,858	28,576,118	3,042,214	(65,196,217)	(6,940,789)	461,348,925	49,115,207
純利益		732,721,403	78,005,521		224,610,692	23,912,054		46,033,364	4,900,712		-	-	-	-	1,003,365,459	106,818,287
分配金		(668,394,234)	(71,157,250)		(213,348,887)	(22,713,123)		(42,436,427)	(4,517,782)		-	-	-	-	(924,179,548)	(98,388,155)
PIMCOクラスM受益証券 株式プラン																
報酬費用		-	-		-	-		-	-		7,330,125	780,365	-	-	7,330,125	780,365
ベークス再配分		9,735,516	1,036,443		-	-		302,859	32,242		(10,038,375)	(1,068,685)	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-		-	-		-	-		-	-	3,125,131	332,701	3,125,131	332,701
2019年6月30日現在残高	850,000	(718,894,499)	(76,533,508)	150,000	1,278,465,927	136,105,483	48,876	27,621,882	2,940,626	156,330	25,867,868	2,753,893	(62,071,086)	(6,608,088)	550,990,092	58,658,405

[前へ](#)[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書
2019年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	1,003,365,459	106,818,287
営業活動から得た現金純額への当期純利益の調整		
株式報酬	7,117,776	757,758
減価償却費	33,336,196	3,548,971
財務費用	6,783,645	722,187
関連会社持分損失	760,018	80,912
固定資産の処分にかかる純損失	68,401	7,282
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券にかかる 未実現および実現利益	(72,616)	(7,731)
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券売却手取金	14,132,707	1,504,568
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券購入額	(401,218)	(42,714)
支払法人所得税	(86,028,269)	(9,158,570)
支払利息	(6,821,123)	(726,177)
営業資産、負債および法人所得税費用の変動		
未収報酬の変動	2,776,915	295,630
関係会社からの未収金、前払費用およびその他の資産の変動	(20,273,676)	(2,158,336)
買掛金、未払費用、未払手数料、未払報酬および法人所得税費用の変動	359,744,365	38,298,385
その他の負債および関係会社に対する未払金の変動	1,352,133	143,948
営業活動から得た現金純額	<u>1,315,840,713</u>	<u>140,084,402</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
事業買収に対する支払、取得現金控除後	(51,884,452)	(5,523,619)
固定資産の購入	(19,717,309)	(2,099,105)
関連会社への投資の購入	(18,000)	(1,916)
投資活動に使われた現金純額	<u>(71,619,761)</u>	<u>(7,624,640)</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社からの短期借入金による受取金	1,318,000,000	140,314,280
関係会社からの短期借入金返済	(1,530,000,000)	(162,883,800)
現金分配	(924,179,548)	(98,388,155)
リース負債の支払	(13,969,622)	(1,487,206)
財務活動に使われた現金純額	<u>(1,150,149,170)</u>	<u>(122,444,881)</u>
現金および現金等価物にかかる 為替レート変動の影響	<u>3,125,131</u>	<u>332,701</u>
現金および現金等価物の純増加額	97,196,913	10,347,583
期首現金および現金等価物	429,220,995	45,694,867
期末現金および現金等価物	<u>526,417,908</u>	<u>56,042,450</u>
非現金活動の補足開示：		
使用権資産の当初認識	233,386,374	24,846,313
リース負債の当初認識	(272,699,025)	(29,031,538)
将来のリース債務の認識の中止	39,312,651	4,185,225

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

投資顧問会社に関する潜在的利益相反

トラストと投資顧問会社、受託会社および／または管理事務代行会社との間において、一定の利益相反が発生する可能性がある。こうした利益相反は、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社の客観性およびトラストのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社は、こうした利益相反を公正に解決するよう相当の努力を尽くすが、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社がこの点に関して成功を収めるという保証は存しない。

投資顧問会社、受託会社または管理事務代行会社は、随時、直接または間接的に、投資運用会社に対する持分を保有し、また、資金をかかると運用させることができる。トラストも、その資産をかかると一社以上の投資運用会社に運用させることができる。

トラストの資産以外の資産を運用する際に、投資顧問会社は、トラストを運用する取引方法、取引方針および取引戦略とは異なる取引方法、取引方針および取引戦略を使用することができる。したがって、トラストの取引の成果は、投資顧問会社が行う他の口座とは異なる場合がある。投資者はまた、ある時に特定のファンドが行う投資および特定のファンドが達成した成果は、PIMCOが投資顧問を務めるその他のミューチュアル・ファンド(ファンドと同様の名称、投資目的および投資方針を有するミューチュアル・ファンドを含む。)の投資および投資成果と一致しないことも認識しておくべきである。

投資顧問会社は、自己の勘定で有価証券を売買することができる。さらに、投資顧問会社は、当該取引もしくは当該日のいずれかに関し価格や取引コストが平均される場合には、投資顧問会社の別の顧客のために同時に行われる取引について注文を併合して執行することができる。

投資顧問会社によるトラストの投資対象の運用と、その他の勘定の運用との間では、随時、潜在的または実際の利益相反が発生する場合がある。また、投資顧問会社によるその他の事業活動や、ある発行体に関する重大な非公開情報を投資顧問会社が所有する結果として、潜在的または実際の利益相反が発生する場合もある。投資顧問会社が管理するその他の勘定が、トラストに類似する投資方針または戦略を有していたり、トラストが追随する指数と同じ指数に追随していたり、それ以外のケースでトラストが保有、購入または売却を許可されている証券を保有、購入または売却することがある。その他の勘定が、トラストと異なる投資方針または戦略を有している場合もある。投資顧問会社または投資顧問会社の関連会社が、トラストに投資する勘定に対する投資助言者として業務を提供した結果、潜在的または実際の利益相反が生じることもある。このような場合、かかる利益相反が、理論的に見て、投資顧問会社が投資している勘定に有利でトラストに不利な方法で代理投票または受益証券の買戻しを行う動機を、投資顧問会社に与えかねない。反対に、トラストに対する投資顧問会社としての職務およびトラストに適用される規制もしくはその他の制限が、トラストに投資しているPIMCOの助言先の勘定（一部のトラストを含む。）が利用できる一連の行為に対し、このような投資を行う勘定にとって不利な方法で、影響を及ぼす場合がある。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の要因により、投資顧問会社が一定の投資を実行することを制限または禁止されることがある。

投資顧問会社が、大手の多国籍金融機関であるアライアンスの関連会社であるため、本書に記載される利益相反に類似する利益相反が、トラストまたは投資顧問会社が管理する勘定および投資顧問会社の関連会社またはかかる関連会社が管理する勘定との間で発生する場合がある。このような関連会社（または当該関連会社の依頼者）は、一般的に投資顧問会社から独立して事業を運営しているため、トラストまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定にとって不利な行動をとる場合がある。多くの場合において、投資顧問会社は、このような行動の低減またはかかる利害関係の調整を行う立場にないため、トラストまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定の運用成果に悪影響を及ぼす場合がある。

トラストの取引の認識およびタイミング 投資顧問会社によるトラストの日々の運用の結果、潜在的な利益相反が生じる場合がある。投資顧問会社は、トラストにおける自らのポジションから、トラストの取引の規模、タイミングおよび予想される市場への影響を認識する。投資顧問会社が、自らが運用する勘定に有利で場合によりトラストに不利な方法で当該情報を利用する場合は、理論的に起こり得る。投資運用会社は、かかる情報を利用して得た利益をトラストに計上したり、当該情報の入手に関していかなる点においてもトラストを補償する義務を負わない。

投資機会 投資顧問会社が異なる投資ガイドラインを有する勘定を多数管理する結果、利益相反が生じる場合がある。よくあるケースとしては、ある投資機会が、トラストおよび投資顧問会社が管理するその他の勘定の双方に適しているが、トラストおよびその他の勘定の双方を完全に参加させるために十分な量を利用できない場合である。さらに、投資顧問会社または投資顧問会社の一もしくは複数の依頼者に適用される規制要件により、一部の依頼者が、適用されていなければ自身にとって適切だった可能性がある証券を受領しないことがある。同様に、トラストおよびその他の勘定が保有する投資対象を売却する機会が制限される場合がある。投資顧問会社は、投資機会を公正かつ衡平に時間をかけて配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用している。

投資機会は、投資顧問会社の配分手続きの下で、個々の勘定の投資ガイドラインおよび投資顧問会社の投資見通しに基づいて、各種の投資戦略の間で割り当てられる。投資顧問会社は、全般的な取引配分方針を補完するために、トラストおよび一定のプールされた投資ビークルの同時運用に起因する潜在的な利益相反に対処するために計画された、追加的な手続きも採用している。

トラストおよび投資顧問会社のその他の依頼者が一発行体の異なる資本構成部分に投資する場合（トラストがある発行体の優先債務証券を保有し、その他の依頼者が同一発行体の劣後トランシェを保有している場合等）、トラストの投資機会を制限し兼ねない利益相反が発生することもある。このような状況下では、不履行事由に相当するか否かの決定、業務の条件に関する決定、または投資対象をどのように処分するかの結果、利益相反を招く場合がある。このような利益相反を最小化するために、投資顧問会社がその他の依頼者との間の利益相反を招く可能性がある一部の投資機会を見送るか、投資顧問会社がかかる利益相反の最小化のために設計された内部手続きを定めることがあり、それらにより、トラストの投資機会を制限する効果が生じることがある。加えて、投資顧問会社がその他の依頼者のための事業活動に関連して重大な非公開機密情報を入手する場合、投資顧問会社がトラストのための証券の売買を制限されることがある。さらに、投資顧問会社が管理する一もしくは複数の勘定が参加を予定しているか、既に投資しているか、または投資する意向がある取引に対して、トラストまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定が投資する場合がある。トラストおよびかかる勘定が、かかる投資対象に関して、利害および目的の対立（例えば、関連する発行体の運営および活動に関する見解、当該投資対象によるリターン目標、ならびに当該投資対象の処分の期間および方法に関するものを含むがそれらに限られない。）が生じる場合がある。また、ファンドまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定が、投資顧問会社が管理する類似もしくは相違する投資目的を有する別のファンドまたは別の勘定とは異なる、または一致しない投資ポジションを取ることがある。こうしたポジションや行為がファンドに悪影響をもたらす場合がある。例えば、ファンドがある証券を購入し、投資顧問会社が管理する別のファンドもしくはその他の勘定が同一の証券もしくは同一の発行体が発行する別の証券についてショート・ポジションを建てる可能性がある。後から行われる空売りは、ファンドが保有する証券の価格の下落を招く可能性がある。利害相反が発生し得るケースにおいて投資決定を下す場合、投資顧問会社はトラストおよびその他の勘定との間で公正かつ衡平な方法で行為するよう努めるが、一定のケースでは、利益相反の解決が、投資顧問会社がトラストの最善の利益にならない方法で他の勘定のために行う結果を招いたり、トラストの最善の利益に反することもある。

成功報酬 顧問報酬が完全にまたは部分的に運用成果に依拠しているケースに関し、投資顧問会社が一定の勘定に助言を行う場合がある。投資顧問会社が、非常に収益性が高いであろうと判断する投資機会をトラストに配分せずに他の勘定に対して配分する動機がある場合があるという点で、成功報酬の取り決めにより、投資顧問会社にとって利益相反が生じることがある。投資顧問会社は、投資機会を公正かつ衡平に時間をかけてトラストおよびかかるその他の勘定との間で配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用している。

投資顧問会社は、請求に応じて、かかる利益相反について既存の受益者および将来の受益者と協議するものとする。それぞれの受益者は、受益証券を購入するために必要な条件として、かかる活動および利益相反を明確に認め、承諾する。

受託会社に関する潜在的利益相反

受託会社は、権利もしくは裁量の行使、または取引の実行の方法において、またはこれらの結果、異なるまたは相反する利益(個人の利益であるか、または単独受託会社または他のトラストの受託会社のうちの一受託会社(他のサブ・トラストに関する受託会社を含む。))としての資格に関する利益であるかにかかわらず。)を有することになる可能性があるにもかかわらず、信託証書の条項に従って、信託証書または一般法に基づき許可されているあらゆる取引を行なう権限または裁量を行使することができる。ただし、(i)受託会社は、いつでも、信託証書に従って、かつ誠意をもって、行為しなければならないものとし、また、(ii)受託会社は、受託会社が異なるまたは相反する利益を有することになる可能性があるあらゆる事項において行為すること(単なる形式上の当事者としての行為を除く。)を回避することができる。

受託会社およびその取締役、役員および従業員は、トラストに関連し、いずれかの会社、法人または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た一切の合理的報酬またはその他の合理的便益について、かかる状況または役職が受託会社の受託者としての地位、またはトラストに関連する一切の株式、ストック、財産、権利または権限によりまたはこれらを理由に取得または保有もしくは保持することになった場合においても、説明する義務を負わない。

トラストの資産の一部を構成する現金が、受託会社または受託会社のいずれかの関連会社(銀行またはその他の金融機関)の預金勘定に移転された場合、かかる銀行またはその他の金融機関は、かかる現金について、かかる期間の預金に関する通常の銀行慣習に従って、類似の財務状態の金融機関への同様の金額および期間の預金に適用される市場実勢金利に類似する利率による金利が付されることを許可するものとする。これによりかかる銀行またはその他の金融機関は、自身の利用および利益のために、通常のすべての銀行利益および外国為替取引利益を留保することができる。受託会社またはその代理人(受託会社のいずれかの関連会社を含む。)がトラストの投資に関連し、有価証券の売買を行うためにブローカーとして行為した場合、かかる者は、通常のあらゆるブローカー利益を留保し、また、かかる業務に対する通常の報酬を請求する権利を有するものとする。

受益者は、以下の点に注意すべきである。受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社は、証券および投資顧問業界における事業を含むが、それらに限定されないその他の事業を行うことができる。上記の一般性を損なうことなく、受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社は、信託証書の条項に従って、(i)トラストからいずれかの有価証券もしくは財産を購入する場合、またはトラストに対しいずれかの有価証券もしくは財産を売却する場合、かかる有価証券もしくは財産が異なる価格で受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社によって購入され、また、その後売却される可能性があり、またかかる差額に関しトラストに説明する義務を負わないにもかかわらず、いつでも当事者として行為することができること、また、受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社は、当該時点の関連会社以外との類似の取引において一般に適用されている条件よりも受託会社、その従業員または関連会社にとって不利な条件でかかる有価証券または財産を売買しなければいけない義務はないこと。(ii)受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社にとって、ある取引において義務の対立または利益相反が生じる可能性があるとしてもトラストに関するあらゆるサービスを提供すること。(iii)トラストに関する貸付またはその他の銀行業務を提供すること。(iv)他の顧客に対し売買委託業務を提供すること。(v)有価証券の発行体を含む他の顧客に対する投資顧問会社、投資運用会社、受託会社、受託者、管理事務代行会社、保管会社、貸し手、投資サービス・データの提供者として、または類似の資格で行為すること。(vi)有価証券に関する引受人、ディーラーまたは販売会社として行為すること。(vii)投信信託、パートナーシップ、証券会社または投資顧問会社の一もしくは複数のコンサルタント、受託会社、管理会社、パートナー、株主として、または類似の資格でサービスを提供すること。(viii)企業の取締役、役員もしくは従業員、トラストの受託会社、遺産の遺言執行者もしくは遺産管理人、またはその他の事業体の管理役員を務めること。(ix)他の者のためにファンドや資産を運用すること。(x)受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社によって、設立、スポンサー、助言または管理されている有価証券、債務、ミューチュアル・ファンドまたはユニット・トラスト・ファンドに投資すること。(x i)自身の名義もしくはその他の法人格により投資を行い、継続すること。(x ii)トラストの費用で、またはトラストの利益のために保険証券の発行を手配すること。(x iii)為替取引においてカウンターパーティとして行為すること。(x iv)複数の者のために代理人として同一の取引に関し行為すること。(x v)有価証券の発行に関し、重大な利益を有すること。(x vi)適用される信託証書または関連するいずれかの契約書に基づき、受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社の業務についてトラストに対し請求する報酬に加えて、上記の業務に対する報酬および利益を得ること。

本書における反対趣旨の記載にかかわらず、管理事務代行会社によって提供される業務は、管理事務代行契約の条項に従うものとし、また、保管受託銀行によって提供される業務は、保管契約の条項に従うものとする。信託証書の条項に基づき、受託会社(およびその関連会社)は、管理会社またはトラストまたはいずれかの受益者またはその株式もしくは証券もしくは持ち分がトラストの一部をなすいずれかの会社または法人との間で金融、銀行またはその他の取引に関する契約を締結すること、またはこれらの取引を行なうこと、またはかかる契約もしくは取引に関する利益を取得することを妨げられないものとする。また、受託会社は、トラストまたは管理会社または受益者に対し、かかる契約もしくは取引によって、またはこれらに関連して受託会社が得たもしくは受けた一切の利益もしくは便益に関し、説明する義務を負わないものとする。

受託会社は、受益者に対し、本項において記載されている、また許可されているあらゆる業務によって受託会社またはいずれかの関連会社が得たもしくは受けたあらゆる報酬、手数料、利益または便益について、説明する義務を負わないものとする。疑義の回避のために記せば、かかる一切の業務によって受託会社またはいずれかの関連会社が得たもしくは受けたあらゆる報酬、手数料、利益または便益が、受託会社が信託証書に基づき受け取ることができる報酬に影響を及ぼすことはない。本書における反対趣旨の記載にかかわらず、管理事務代行会社および保管受託銀行に支払われる報酬は、管理事務代行契約および保管契約の条項に従うものとする。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 営業譲渡または営業譲受

デラウェア州法および有限責任会社契約に基づき、営業の譲渡を行うには投資顧問会社の社員の合意を要し、かつ、1940年米国投資会社法(改訂済)第15条に規定する対価の受領に関する制限に服する。

管理会社兼投資顧問会社の有限責任会社契約に基づき、社員は投資顧問会社の常務社員の承認を得た上で、その持分を譲渡できる。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、トラストは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はトラストによるもしくはトラストに対する係争中もしくは発生するおそれのある重大な訴訟または請求が存在するとは認識していない。

管理会社（「PIMCO」）は、投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすと合理的に予想されるような訴訟の対象とはなっていない。

PIMCOは、下記に述べる件が投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすことになるとは予想していないものの、以下を付記する。

2018年4月18日、PIMCOおよびピムコ・インベストメンツ・エルエルシー（「PL」）は、米国領ヴァージン諸島において行われた申立ての当事者とされた。PIMCOおよびPLのほか、本申立てでは、ブラックロックの特定の関連会社も被告とされた（総称して「本被告」という。）。本申立ては、アルティソース・アセット・マネジメント社と取引関係のあるモーゲージ・サービス会社であるオクウェン社の事業運営に損害を与える意図を持って、本被告が組織的に関与したことなどが主張された。原告は、オクウェン社とアルティソース・アセット・マネジメント社の両社の株式を所有している。2018年8月8日、原告は修正訴状を提出した。この修正訴状の主張の内容は、当初の申し立てと実質的に同じである。PIMCOは、これらの主張には実体がないと考え、本件について強く防御する意向である。

上記は、2019年8月末日現在における記述である。今後上記に関して追加の訴訟など進展がある可能性があるが、進展が重大である場合にのみ更新される。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「投資顧問会社」） (Pacific Investment Management Company LLC)

1) 資本金の額

2019年8月末日現在、388,027,447米ドル(約413億940万円)

2) 事業の内容

PIMCOは、受託会社および投資顧問会社との間の契約に従い、トラストおよびファンドの投資顧問会社を務める。PIMCOは1971年に設立され、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。PIMCOは、企業、年金、プロフィット・シェアリング・プラン、慈善団体、基金、機関に対して投資運用サービスを提供しており、原則として投資の純資産価格に基づき報酬を受領する。持株会社機構により、PIMCOはアリアンツ・エスイーの過半数出資子会社となっている。アリアンツ・エスイーは、ヨーロッパを拠点とする多国籍の保険・金融サービス持株会社であり、ドイツ籍の上場会社である。

(2) ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（「副投資顧問会社」）(PIMCO Europe Ltd)

① 資本金の額

2019年8月末日現在、157,940,374米ドル(約168億1,433万円)

② 事業の内容

ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドは、デラウェア有限責任会社であり、かつアリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルピーの完全子会社であるピムコとの会社間契約に従って経営されている。ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドは、英国金融庁に投資顧問業者として登録されている。ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドは、2019年8月末日現在、1,757億米ドル以上の資産を運用している。

(3) メイプルズ・トラスティ・サービシズ(バミューダ)リミテッド(「受託会社」)(Maples Trustee Services (Bermuda) Limited)

① 資本金の額

2019年8月末日現在、25万米ドル(約2,662万円)

② 事業の内容

受託会社は、バーミューダ諸島法に基づき2016年に免税会社として設立され、ファンドの受託者(「受託会社」)として活動する。受託会社は、バーミューダ金融庁により、業務を行う免許を受けている。

(4) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」)(Brown Brothers Harriman and Company)

1) 資本金の額

2019年8月末日現在、9億8,500万米ドル(約1,048億6,310万円)

2) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフル・サービス金融機関である。

(5) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ(「名義書換事務受託会社」)(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A)

1) 資本金の額

2019年8月末日現在、1,209万米ドル(約12億8,710万円)

2) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイは1989年に設立され、他の業務の中でもとりわけ名義書換業務を提供している。

(6) SMBC日興証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

1) 資本金の額

2019年8月末日現在、100億円

2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMBC日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(7) 野村證券株式会社(「日本における販売会社」)**1) 資本の額**

2019年8月末日現在、100億円

2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。同社は2019年8月末日現在、日本国内に139の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供している。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員として、それぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っている。

2 【関係業務の概要】

(1) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資顧問会社」) (Pacific Investment Management Company LLC)

トラストに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。

(2) ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド(「副投資顧問会社」)(PIMCO Europe Ltd)

トラストに対し、投資顧問業務を提供する。

(3) メイプルズ・トラスティ・サービシーズ(バミューダ)リミテッド(「受託会社」)(Maples Trustee Services (Bermuda) Limited)

受託会社の義務は、信託証書およびBMAがトラストに課す規定に基づきそのすべての責務を果たすまたは果たさせること、および信託証書およびBMA関連規定に従い受益者の利益のためにトラストを管理することである。ただし、かかる行為が受託者の側の債務を生じる可能性がある、信託証書の条項に反するまたはその他法律に違反すると合理的に決定される場合または法律顧問による助言があった場合、受託会社またはその代理人は、いかなる行為も要求されないものとする。

受託会社の権利および義務は、BMA関連規定および信託証書に規定されている。信託証書および投資ファンド法の条項に従い、受託会社はトラストの受託会社およびファンドの財産の保管を任されるバーミューダの保管受託銀行を務める。受託会社は、2001年信託(信託業務規則)法に基づく免許を受けている。信託証書の条件に基づき、トラストの構成要素であるすべての投資、現金およびその他の財産や資産は、受託会社に授与されている。受託会社は、トラストの資産の保管業務を委託する権限を有する。受託会社は、信託証書およびBMA関連規定の条項に従い、受託会社としてファンドの業務を監督するものとする。受託会社は、BMAによりトラストに課せられる受託会社に関する追加的な要件を含む、BMA関連規定の条項に拘束され、それらの履行およびそれらに対して責任を負うことに同意する。受託会社は、当該要件に基づき、トラストがBMA関連規定に従って管理会社により管理され、投資決定が管理会社に付与されている権限の範囲内で行われていることに関して、合理的な注意を払うことが求められる。受託会社は、受益者に対し60日前までに書面で通知することにより退任することができるものとする。受託会社の退任または解任は、管理会社の場合と同様、①当局の事前の書面による承認を得て、かつ②後任の受託会社が任命された場合のみ有効となる。管理会社は、後任の受託会社の任命を条件とし、受託会社の解任が受益者による投票総数の4分の3以上の多数により可決された場合に、その解任を書面で受託会社に通知することができるものとする。受益者は、受託会社の退任または解任および後任の受託会社の名称に関し、書面による通知を受けるものとする。

信託証書の条項に基づき、受託会社は、ファンドのために行った行為に関連して負う可能性のある債務および費用(法的費用を含む。))について、ファンド(もしくは該当の場合、そのクラス)の資産から補償を受ける権利を有するものとする。ただし、かかる損失は、受託会社の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失により生じたものではないものとする。信託証書は、受託会社の行為が同一基準に合致することを条件として、トラスト、受益者またはその他の者に対する一切の債務から受託会社を免除するものとする。受託会社は、また、管理会社の指示または助言により受託会社が行った一切の行為により生じたトラスト、受益者またはその他の者に対する一切の債務について受託会社を免除するものとする。受託会社は、受益証券の全部または一部を買戻すためトラストの資産が不十分である場合、受託会社自身の資産を使用する義務を負わないものとする。

受託会社は、トラストの受託会社としての職能においてのみ信託証書を締結し、また、かかる一切の損失、債務、損害、費用または経費、判決および解決のために支払われた金額は、受託会社が求償権を有するまたはトラストの資産から補償金を得られる範囲内に限られたものとする。いかなる状況においても、(受託会社側の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失による場合を除き、)信託証書に基づく損失、債務等を満たすために受託会社の動産を利用することはできないものとする。

受託会社は、信託証書に関連し発生した争議については、バーミューダの法域および法律に取消不能の形で従うものとする。すべての受益者は、バーミューダの包括的法域およびバーミューダの法律に従うものとする。

受託会社は信託証書に従い、トラストの受託会社として、受益者名簿を管理しトラストの資産を保有する。受託会社は、信託証書に基づく受益証券の分配金の支払、受益証券の申込みおよび買戻しの受理、および買戻し請求に対する支払を含むトラストの管理に関する全般的責任を負うものとする。管理会社は、管理会社または受託会社が随時任命するその他のアドバイザーおよび代理人の支援を受け、ファンドの資産の日常的管理を行い、分配金の支払の授権について全般的責任を負う。信託証書および投資ファンド法の規定に従い、受託会社および管理会社は、その業務の一部を委託し、トラストの保管受託銀行および管理事務代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、名義書換業務の一部をブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに委託し、これらは各々、信託証書および投資ファンド法に基づき委譲されることが許可されているすべての権利、権限および職権を有するものとする。

(4) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」)(Brown Brothers Harriman and Company)

受託会社および管理会社は、トラストの管理事務代行会社として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。管理事務代行会社は、トラストの管理事務・登録事務・名義書換事務・会計事務代行業務を行うものとし、適用法令および信託証書に従ってトラストの会計書類を保管し、各ファンドの一口当たり純資産価格を計算する。管理事務代行会社は、受託会社および管理会社の事前の書面による承諾を得た上で、管理事務代行契約に基づく業務について、関連会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイを含むがこれに限定されない）または第三者機関に対して委託するまたは下請けに出すことができる。ただし、かかる任命により、管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務と法的責任が軽減されるものではない。

管理事務代行会社は、特に、①トラストの会計帳簿、記録の保管、②トラストの財務諸表の作成に関する監督その他の管理事務、③受益者名簿の維持、④受益者との連絡業務および購入申込および売却請求の取扱、⑤トラストのための受益証券の買戻しまたは名義書換に関するトラスト宛のすべての通信の処理および対応、⑥適用あるマネー・ロンダリング規制の遵守および⑦管理事務代行契約に基づくその任務に必要なその他すべての関連業務の遂行に関し責任を負うものとする。

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社は、管理事務代行契約上の義務および業務の遂行における管理事務代行会社の作為、不作為、誤謬または遅延（判断の誤りおよび法の誤った解釈を含むがこれらに限られない）の結果としてファンドまたはファンド受益者もしくは元受益者またはそれ以外の者が被るかこれらに生じる一切の損失、損害または費用について、責任を有さず義務を負わないものとする。ただし、その義務および職務の遂行における管理事務代行会社による故意の違法行為、悪意または過失に直接起因する損失、損害または費用については、この限りではない。管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了させることができる。ただし、管理事務代行会社の退任および後任の管理事務代行会社の名称については、受益者へ書面により通知が必要とされる。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは(ii)被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

受託会社は、トラストの保管受託銀行として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。

保管受託銀行は、保管契約に従い保管受託銀行に送付され、管理されるトラストの全資産を保管する権利を有する。保管受託銀行は、トラストの資産の全部または一部を保管するために他の銀行および金融機関を任命することができ、保管契約に基づく業務について、関連会社もしくは第三者機関に対して委託するまたは下請けに出すことができる。ただし、保管受託銀行は、委託に際して、委託先の選定、保持、監視に相当な注意を払うものとし、かかる任命により、保管契約に基づく保管受託銀行の管理義務が軽減されるものではない。保管受託銀行は、保管受託銀行が決定する決済機構に有価証券を保管することができる。保管受託銀行は、トラストの資金および有価証券の預託に関し、銀行の通常の業務を有するものとする。ファンドの受益者の利益保護のため、受益証券の売却等によりファンドが受領したすべての金銭は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの口座に維持され、投資対象の購入、ファンドの受益者による買戻請求に対する支払い、ファンドの費用の支払い、またはその他の許可された支払いのために限りかかる口座から引き出され得るものとする。保管受託銀行は、申込代金を受領するものとし、また、受託会社またはその適法に任命された代理人の指示により買戻請求に応じる責任を有するものとする。

保管契約の条項に従い、保管受託銀行は、受託会社またはその適法に任命された代理人による適切な指示を受けた場合のみ、保管契約に基づくその職務を遂行する。保管契約により、保管受託銀行は、保管受託銀行の過失、悪意または故意の違法行為の結果としてトラストが被る一切の直接的損害について責任を負う旨規定されている。

保管受託銀行および受託会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは(ii)被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

**(5) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「名義書換事務受託会社」）
（Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A）**

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、トラストの一定の名義書換事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託する。この委託に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、特に、受益証券の発行および買戻しの登録、該当の場合、宣言された分配および支払われた分配の記録の保持、ならびにルクセンブルグ法に従うマネー・ロンダリング規制（「AML」）および顧客確認規則（「KYC」）により要求される受益証券の申込者に対するデュー・デリジェンス調査の実施に責任を有する。トラストに提供するサービスについては、トラストではなくブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーがブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに報酬を支払う。名義書換事務受託会社はトラストから直接報酬を受領しない。

(6) S M B C日興証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

受益証券の販売に関して、日本における販売会社および代行協会員として行為する。

(7) 野村證券株式会社(「日本における販売会社」)

受益証券の販売に関して、日本における販売会社として行為する。

3 【資本関係】

管理会社および投資顧問会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1 バーミューダ諸島における投資信託制度の概要

2018年12月末日現在、ユニット・トラストとして知られる契約型の投資信託の形態にて設定されたものを含み、ミューチュアル・ファンドまたはインベストメント・ファンドの数は525に達している。これらのユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドの純資産の総額は、2018年12月末日現在で、およそ1,650.4億米ドルである。

バーミューダにおける投資信託について、下記の統計データがBMAにより公表されている。

	2008年12月 末日現在	2009年9月 末日現在	2010年6月 末日現在	2011年9月 末日現在	2012年9月 末日現在	2013年12月 末日現在	2014年12月 末日現在	2015年12月 末日現在	2016年12月 末日現在	2017年12月 末日現在	2018年12月 末日現在
ミューチュアル・ ファンド	819	697	661	613	529	478	457	429	392	—	—
アンブレラ・ ファンド	76	72	64	47	44	42	40	38	68	—	—
サブ・ ファンド（注）	220	203	172	119	—	—	—	—	—	—	—
分離 アカウント会社	83	86	79	68	62	72	65	69	35	—	—
分離 アカウント（注）	336	343	229	209	—	—	—	—	—	—	—
ミューチュアル・ ファンド合計数	1,534	1,401	1,205	1,056	635	592	562	536	495	—	—
ユニット・ トラスト	71	53	39	39	58	57	52	52	28	—	—
アンブレラ・ トラスト	84	108	101	95	83	60	47	36	44	—	—
サブ・ トラスト（注）	198	201	175	155	—	—	—	—	—	—	—
フィーダー・ トラスト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ユニット・ トラスト合計数	353	362	315	289	141	117	99	88	72	—	—
ポートフォリオ 総数（注）	1,887	1,763	1,520	1,345	—	—	—	—	—	—	—
ファンド合計数	1,133	1,016	1,205	1,056	776	709	661	624	567	543	525
純資産総額	1,711.9億 米ドル (約18兆 2,249億円)	1,544.5億 米ドル (約16兆 4,427億円)	1,812.4億 米ドル (約19兆 2,948億円)	1,604.4億 米ドル (約17兆 804億円)	1,842.6億 米ドル (約19兆 6,163億円)	1,758.0億 米ドル (約18兆 7,157億円)	1,750.2億 米ドル (約18兆 6,326億円)	1,442.2億 米ドル (約15兆 3,537億円)	1,371.5億 米ドル (約14兆 6,010億円)	1,615.4億 米ドル (約17兆 1,975億円)	1,650.4億 米ドル (約17兆 5,702億円)

（注）BMAによる統計データの報告方法が変更されたため、2012年9月末日以降、当該データは公表されていない。

2 パーミューダ諸島における投資信託の形態

(1) 概 説

パーミューダ諸島は十分に確立された投資信託の拠点になっている。かかる結果を達成することができた一因としては、投資信託を規制する責任を負う主要な機関たるBMAがパーミューダ諸島内でファンドを設立しようとする者に対して、相当に高度な信用性を要求していることが挙げられる。パーミューダ諸島で設定された多数の大型ファンドはロンドン証券取引所および香港証券取引所等の証券取引所で取引されている。加えて、多数のファンド、とりわけヨーロッパの投資家を対象とするファンドはダブリン証券取引所またはルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

パーミューダ諸島においては、投資信託をミューチュアル・ファンド会社（Mutual Fund Company）、ユニット・トラスト（Unit Trust）またはパートナーシップ（Partnership）として等のさまざまな形態において構築、設定することができる。投資信託の各形態の詳細については、下記「（2）パーミューダ諸島における投資信託の各形態」の項に記載されている。1981年パーミューダ会社法（随時改訂）は、とりわけミューチュアル・ファンド会社の活用を可能とし、かつ促進することを意図する条項を含んでいる。パーミューダ会社法中の募集に関する一定の条項はユニット・トラストの受益証券の募集にも適用されるが、パートナーシップはパーミューダ会社法の当該条項の対象となっていない。

パーミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、パーミューダ諸島の大蔵大臣（以下「大蔵大臣」という。）は投資ファンド法を制定した。投資ファンド法の目的は投資家の利益を保護するという観点から、パーミューダ諸島における投資ファンド法セクション2で定義される投資ファンド（「投資ファンド」）の設立および運営に適用される標準および基準を確立する点にある（詳細については、2006年投資ファンド法を参照されたい。）。

1972年為替管理法（および同法に基づき制定された規則）は、受益証券または株式の発行および譲渡に対してBMAからの許認可が必要とされる限り、投資ファンドにも適用される。かかる許認可は、BMAの明示の同意なしには目論見書、プロモーター、保管銀行等の変更を行ってはならないという条件を付して付与される。

BMAは、1969年パーミューダ金融庁の法律に基づき、パーミューダ諸島内において、またはパーミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融機関である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンドに該当する金融機関を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンド法に基づき登録される投資ファンドを監督し、各投資ファンドに対して、当該投資ファンドが投資ファンド法を遵守していることを毎年確認するよう要求している。

各投資ファンドは、BMAが指定する様式、方法および頻度でBMAに情報を提供するよう要求されており、投資ファンド法により要求されている情報についてBMAに提供することを投資ファンドが拒絶する場合、BMAまたはその目的のためにBMAにより正当に授権された者は、投資ファンドの査察を実行することができる。

（２）バーミューダ諸島における投資信託の各形態

（Ａ）バーミューダ諸島の会社

バーミューダ諸島の会社の設立および運営を規定する主要な法律はバーミューダ会社法である。

バーミューダ法は、バーミューダ人が支配権を有する法人（以下「内国法人」という。）とバーミューダ人以外の者が支配権を有する法人（以下「免税会社」という。）を区別している。内国法人に限りバーミューダ諸島内で事業を遂行し、取引を行うことが認められている。免税会社はバーミューダ諸島の居住者になり、バーミューダ諸島外の取引および活動につき、バーミューダ諸島内から事業を遂行することができる。

バーミューダ会社法上、公開会社と非公開会社の概念は、正式に区別されているわけではない。ただし、バーミューダ会社法の一定の条項は、指定された証券取引所に株式が上場されている会社（以下「公開会社」という。）に排他的に適用される旨を明示している。さらに、会社が、バーミューダ会社法に定義される「一般公衆」に対して株式を発行する場合、目論見書に関するバーミューダ会社法の条項が適用される。

BMAはバーミューダ諸島のすべての免税会社の設立を承認しなければならない。また、あらゆる場合において、その実質的所有者の身分を開示しなければならない。

バーミューダ諸島の会社の基本定款および付属定款は一体として基本文書を構成する。バーミューダ大蔵省は、当該会社の基本定款の内容に関して直接的な監督権限を保持しており、基本定款が会社登記官に提出される。基本定款は公開の記録書類であり、会社登記官の事務所にて、公衆の閲覧に供される。

基本定款には、会社の授權株式資本を記載しなければならない。法定最低資本額はない（保険会社を除く。）無額面株式および無記名株式は認められていない。

投資ファンド法は、（i）株式の譲渡および死亡した株主の財産管理人の登記、（ii）会社の秘書役の職務ならびに（iii）会社の通常株主総会において定足数を満たすために必要となる株主数に関する付属定款の規定を定める付属定款の抜粋を会社登記官に提出することを義務付けているが、当該情報は公衆の閲覧に供されない。これを除き、バーミューダ諸島の会社の付属定款はバーミューダ諸島の会社登記官には提出されず、また原則として公衆の閲覧に供されない。付属定款には、当該会社、株主および取締役間の権利、義務が記載される。とりわけ、会社が異なる権利内容の種々のクラスの株式を発行している場合、各クラスの株式に付与されている権利を付属定款に記載することができる。

バーミューダ諸島の会社はバーミューダ諸島内に登記上の事務所を有さなければならず、その住所は会社登記官に登記される。郵便の私書箱は登記上の事務所として使用することができない。会社の株主名簿および記録書類は、原則として、登記上の事務所に保管しなければならない。

バーミューダ諸島の会社は少なくとも１名の取締役を置かなければならない。会社の取締役も認められている。免税会社は、バーミューダ諸島の一定の居住要件を充足していなければならない。すなわち、（a）バーミューダ諸島に居住する取締役が１名在すること、（b）バーミューダ諸島に居住する秘書役が１名存すること、または（c）バーミューダ諸島に居住する代表者が１名存すること。

会社は取締役および役員の氏名および住所を記載した名簿を作成し保持しなければならない。取締役および役員の名簿は登記上の事務所に保管しなければならない、また公衆の閲覧に供さなければならない。名簿の写しは会社登記官の元でも保管される。

バーミューダ諸島の会社の役員は、その会社の取締役であっても、または取締役でなくてもよい。バーミューダ諸島の会社は会社秘書役を選任しなければならない。秘書役は会社の記録書類を作成することを要求されている。

バーミューダ諸島の会社は、事業活動に関して適切な会計帳簿を作成しなければならない。かかる会計帳簿は、登記上の事務所または取締役が適切であると思料するその他の場所にて保管される。また取締役は、常時、会計帳簿を閲覧に供さなければならない。会計帳簿がバーミューダ諸島外で保管されている場合には、会社は取締役が四半期毎に合理的な正確性をもって会社の財務状態を確認するのに十分な記録をバーミューダ諸島内に保管しなければならない。

バーミューダ諸島の会社は、株主総会において会社の監査役を選任しなければならない。ただし、かかる要件は、全株主および全取締役が書面を以ってまたは株主総会において、監査役を設置しない旨合意することにより、放棄することができる。かかる放棄は、監査役を選任することになっていた年次株主総会にて行うことができる。

バーミューダ諸島の会社の株主は、1名以上であれば足り、かつ株主は、第三者のためのノミニーとして株式を所有することができる。会社が保持する株主名簿には、株主の氏名および住所を記入することを要する。加えて、株主名簿には、株主が所有する株式数を、および全額払込まれていない株式に関しては株式に係る払込済のまたは払込が合意された金額を、記入しなければならない。会社は、株主名簿を登記上の事務所または（適切な通知を提出することにより）バーミューダ諸島内の他の住所にて保管しなければならない。ミューチュアル・ファンドは公衆の閲覧に供される株主名簿を作成するという一般的要件を免除されている。

一定の場合、会社の設立後、ある者に対して株式を発行するためには、BMAの承認を必要とする。株式の発行手続および発行される株式の価格は、会社の付属定款に定められる。券面額を下回る発行価格による株式発行は認められない。株式の発行により生じる超過額は、原則として「払込剰余金勘定」と称する法定勘定に貸記され、かかる勘定は、いずれかのクラスの株式の特別発行を含む会社の資本取引のために使用することができる。

付属定款に別段の定めがない限り、バーミューダ諸島の会社の株式は、譲渡人および（通常の場合には）譲受人またはこれらの代理人が署名した標準的な譲渡証書により譲渡することができる。株式の発行に関して、譲受人はBMAにより承認を受けなければならない。

バーミューダ諸島の各免税会社は、バーミューダ会社法の規定に従い、大蔵大臣の監督に服する。バーミューダ諸島の法令に違反した場合、当該会社は、会社の解散および取締役と役員に対する過料の賦課等の制裁を受けることがある。大蔵大臣は、バーミューダ会社法第132条に従い、会社の業務を検査し、大蔵大臣が命じる方法により報告を行う検査役を任命することができる。会社の各取締役、役員または従業員は、検査役に対して、検査のために検査役が要求する帳簿または書類を提出しなければならない。会社の役員、代理人または従業員は、会社の業務検査に際して、（a）検査役が提出することを要求した帳簿もしくは書類の提出を拒絶し、または（b）会社の業務に関連する質問に対する回答を拒絶した場合、過料を課されることがある。検査役は、いつでも大蔵大臣に報告することができ、また、検査の完全性に関して、大蔵大臣に報告し、かつ当該報告書の写しを当該会社を送付するものとする。

大蔵大臣が、当該報告書を調査により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が（a）バーミューダ会社法の規定または同法に基づき付与された免許、許可または認可に違反する行為を、認識しつつまたは故意に行ったと判断した場合、大蔵大臣は、会社登記官に対して、当該会社の解散申立を最高裁判所に対して行うよう指示することができ、（b）また会社の株主または会社債権者の利益を損なう方法により業務を遂行したと判断した場合、大蔵大臣は、会社に対し、当該業務に関して必要とみなす措置を講じるように要求することができる。最高裁判所は、上記申立の審理により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員がバーミューダ会社法の規定に違反する行為を行ったものと認定した場合、（a）会社の解散命令を発し、（b）会社に対し2,000バーミューダ・ドルの過料を課し、または（c）当該違反を認識しつつまたは故意に承認または許可した会社の役員、代理人または従業員に対し、同額の過料を課することができる。

（B）バーミューダ諸島の免税パートナーシップ

バーミューダ諸島のパートナーシップの設立および運営を規定する主要な法律は、（1）1902年パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「パートナーシップ法」という。）（2）1883年リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「リミテッド・パートナーシップ法」という。）および（3）1992年免税パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「免税パートナーシップ法」という。）である。

免税またはリミテッド・パートナーシップは、独立した法人格の取得を決定することができる。かかる決定のない場合、パートナーシップは、法人格を有する法人には当たらず、パートナー間の法的関係にすぎない。独立した法人格の取得を決定しない場合であっても、バーミューダ法の下で、パートナーシップは、社團としてあらゆる現実的な目的のために機能することができる。裁判所規則において、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて訴え、または訴えられることが認められている。パートナーシップ法第5条および第6条ならびに代理に関する法律に基づき、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて業務を遂行する権限を付与されている。

バーミューダ諸島のパートナーシップに関する法律は、英国法の原則を手本としている。パートナーシップ法は、本質的に、パートナーシップに関するコモン・ローを法制化したものであるが、現行の衡平の原則およびコモン・ローについても、パートナーシップ法の明示の規定に反しない限り、引続き効力を有する旨規定している。パートナーシップ法は、一般に、パートナーシップの性質、パートナーと取引の相手方との関係およびパートナー相互間の関係を規律している。

パートナーシップの運営はパートナーシップ契約に定められる。ただし、当該契約が或る事項に関して規定していない場合には、パートナーシップ法が適用される。パートナーシップ契約は（免税リミテッド・パートナーシップ証書に関する情報を除き）非公開とする。

バーミューダ法の下では、2種類のパートナーシップの設立が可能である。1つは、すべてのパートナーがパートナーシップの債務および義務に関して無限責任を負担するもの（以下「ジェネラル・パートナーシップ」という。）であり、他は、リミテッド・パートナーシップ法に基づき設立されるパートナーシップで、パートナーのうちの或る者が有限責任しか負担しないもの（以下「リミテッド・パートナーシップ」という。）である。免税パートナーシップは、いずれの種類にも可能である。

免税パートナーシップは、免税パートナーシップ法において「免税パートナーシップに係る証書が免税パートナーシップ法の規定に従い登録済であり、そのパートナーのうちの1名または複数の者がバーミューダ人としての地位を有していないパートナーシップ」として定義されている。

免税リミテッド・パートナーシップの場合、免税パートナーシップ法では、リミテッド・パートナーシップ法に基づくリミテッド・パートナーの有限責任が確保されており、かつ行うべき一切の行為および負担すべき一切の罰金はジェネラル・パートナーの責任に帰する旨定められている。

免税パートナーシップは、バーミューダ諸島の居住者になり、バーミューダ諸島外に及ぶ取引および活動に関連して、バーミューダ諸島内から業務を遂行することができる。

免税パートナーシップを設立する許可を取得するためには、BMAに申請しなければならない。ただし、免税パートナーシップとしてのパートナーシップの申請を行おうとするパートナーが、2012年法人業務提供ビジネス法に基づき発行される無期限のライセンスを保有する法人業務提供企業としての業務に従事している場合はこの限りではない。

BMAの承認を取得した場合（該当する場合）、免税パートナーシップとして登録するために、会社登記官に対し、BMAの承認書の写しを付して署名済みの免税パートナーシップ証書の写しを送付しなければならない。免税パートナーシップ証書は公開の記録書類であるが、パートナーシップ契約は公開されない。

リミテッド・パートナーシップの場合には、登録のために、会社登記官に対して、リミテッド・パートナーシップ証書（免税パートナーシップ証書に記載される情報の大部分が含まれている。）を送付しなければならない。リミテッド・パートナーシップ証書が登録されない限り、リミテッド・パートナーシップは、「設立」されたとみなされない。リミテッド・パートナーシップ証書も公開の記録書類である。

免税パートナーシップの名称を変更するには、会社登記官から許可を取得することが必要とされる。ジェネラル・パートナー（リミテッド・パートナーは対象とされない。）の名称を変更するには、BMAから許可を取得することが必要とされる。ただし、当該変更が当該ジェネラル・パートナーの関連会社を対象とする場合、または免税パートナーシップが2012年法人業務提供ビジネス法に基づき発行される無期限のライセンスを保有する法人業務提供企業としての業務に従事している場合はこの限りではない。承認が付与された場合（該当する場合）には、免税パートナーシップの名称の変更、ジェネラル・パートナーの変更、居住する代表者の変更、居住する代表者の住所の変更または免税パートナーシップの登記上の事務所の住所の変更に關して免税パートナーシップの変更証書を会社登記官に届け出なければならない。

各パートナーシップは登記上の事務所（私書箱を住所とすることは認められない。）を保持し、バーミューダ諸島の「居住者たる代表者」を任命しなければならない。パートナーシップが免税パートナーシップ法の基本的な条項を遵守していない場合、居住者たる代表者は、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。居住者たる代表者は、ジェネラル・パートナーとして行為するために設立された免税会社であってもよい。

免税パートナーシップは、パートナーシップ契約に定める期間に關し、一般に妥当と認められた会計原則に従って作成された監査済財務書類を保持することを要求されている。ただし、パートナーがパートナーシップ契約に別段の定めを設けている限り、かかる規定を放棄することができる。

免税パートナーシップの解散に基づく清算の開始後30日以内に、抹消証書を会社登記官に届け出なければならない。

上記の情報に加えて、とりわけ以下の条項がリミテッド・パートナーシップに適用される。リミテッド・パートナーは、一定の要件を充足することを条件として、パートナーシップに出資することに同意した金額を超えて、パートナーシップの債務について責任を負わない。リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、ジェネラル・パートナーシップのパートナーと同一の責任を有する。リミテッド・パートナーシップの業務に關するすべての訴訟は原則として、ジェネラル・パートナーに対してのみ訴えが提起される。リミテッド・パートナーシップは、少なくとも1名のジェネラル・パートナーを有していなければならない。リミテッド・パートナーシップにおいては、原則として、ジェネラル・パートナーのみがパートナーシップの経営に關与し、業務を遂行することができる。リミテッド・パートナーがパートナーシップの経営に關与する場合、当該パートナーは有限責任を享受する利益を失うことになる。

各リミテッド・パートナーシップは、バーミューダ諸島内の事務所にて、（公開されないが）パートナーのみの閱覽に供されるリミテッド・パートナーの名簿を保管しなければならない。

リミテッド・パートナーシップの登録は、パートナーシップの解散およびこれに基づく清算により、またはリミテッド・パートナーが存在しなくなった場合には抹消することが要求される。抹消証書には、パートナーシップの名称、登録日、解散日および抹消の効力発生日を記載する。かかる証書は会社登記官にて登録されなければならない。

（Ｃ）免税ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの投資が会社の株式に対する投資に比べて受入れ易く、または魅力的であるとする地域では、投資家のために（免税会社よりも）一層活用されている。ユニット・トラストは、受託会社が信託証書に従い受益者の利益のために、信託ファンドに関する信託を宣言することにより設立される。投資家が受託会社に対し資金を提供し、原則として受託会社が保管銀行として当該資金を保管し、当該資金は投資家（つまり受益者）の利益のために投資運用会社により運用される。各受益者は、信託財産に対し割合的な持分を有する。

信託は、本来的には、英国の衡平法上の裁判所により展開されてきた法的概念であるが、現在ではある程度、実定法により規定されている。バーミューダ諸島の信託法は、英国の信託法を基礎にしているものの、特定の分野ではバーミューダの実定法により補強されている。英国のコモン・ローは、バーミューダ諸島では高度に説得的な権威を有している。

信託は、原則として証書（つまり「信託証書」）により設定される法的関係であり、これにより或る者（以下「信託設定者」という。）が受託会社に対し、財産（以下「信託財産」という。）を提供し、受託会社は、特定の者（以下「受益者」という。）の利益のために、信託財産に対する所有権を保有する。信託契約の中には、（後述の）「保護機関」が含まれることがある。

信託の特徴は、1989年信託法（以下「1989年法」という。）第2条（2）（特定条項）に、以下のように記載されている。

- （a）信託財産は、受託会社の固有の財産とは分離された信託財産を構成する（そのため受託会社の債権者は自己の債権に関して、信託財産にかかって行くことはできない。）。
- （b）信託財産に対する所有権は、受託会社の名義または受託会社を代理するノミニーの名義にて保持される。
- （c）受託会社は、法律により課される忠実義務に従い、受益者の利益のために信託の条項に基づいて、信託財産を管理し、処分する権限および義務を有する。

受託会社は、信託財産の所有権を有し、受益者の利益のために信託を管理する義務を負う者である。信託財産を構成する財産は、不動産または動産（例えば、現金、証券、土地、個人的財産その他の有形または無形資産）のいずれであってもよい。かかる財産は信託の対象となりうることが確認されているものでなければならない。受託会社は、受益者に対し忠実義務を負っており、法律により課された厳格な義務を履行することが要求されている。最も重要な義務には、以下のものが含まれる。

- （i）信託の条項に従い受益者の最善の利益のために、信義に従い誠実に行動すること。
- （ii）受託会社の固有の財産および受託されているその他の財産から分離して信託財産を管理、維持すること。
- （iii）すべての受益者が成年であり、かつ信託証書の条項に反する受託会社の行為に同意する場合でない限り、または裁判所が信託証書の条項の変更を認可する場合でない限り、信託証書の条項を遵守すること。
- （iv）受益者間では、不平等な取扱いをしないこと。とりわけ、ある受益者に対し当期利益に対する分配を行い、他の受益者に対し将来の持分を付与する場合には、かかる義務は受益者の公正な持分割合に応じて履行される。

- （v）信託証書に矛盾する明示的な定めがない限り、信託財産を保全し、不要な資産を売却すること。
- （vi）信託の管理および信託財産の投資に当たり、合理的な注意、能力および配慮を尽くすこと。無償の受託会社は、自己の固有財産の管理に際して尽くされる一般人の誠実義務、忠実義務および注意義務と同程度の忠実義務および注意義務を信託の管理に際して尽くすことで足りる。高度の水準の忠実義務および知識は（信託証書に別段の記載がない限り）有償の専門的な受託会社に対し期待されている。
- （vii）信託証書により適切に授權されている場合を除き、第三者または共同受託会社に対し、義務または権限を委任しないこと。
- （viii）信託証書に基づき別段の明示的な授權を受けていない限り、全員一致により行動すること。そのため、投資およびすべての信託財産は、共同名義により、またはすべての受託会社の指図に従い保管されなければならない。
- （ix）信託証書により報酬が承認されていない限り、無報酬にて行動すること。
- （x）自己の利益のために、信託財産から利益を得、または信託財産を買取らないこと。受託会社は、受託会社としての資格に基づいて受領した利益その他の利得に関し、受益者に説明しなければならない。信託証書により授權されていない限り、公正な対価が支払われたかどうかにかかわらず、受託会社による信託財産の買取りは受益者により無効とされることがある。
- （xi）帳簿を保管し、あらゆる合理的な時期に、かつ要請に応じて、受益者に帳簿を提供すること。

受託会社は、法律上、すべての信託財産および信託業務の適切な記録書類および会計帳簿を作成し保管することを要求されている。

バーミューダ諸島における信託を規定する主要な法律は、1975年受託会社法（本質的には、1925年英国受託会社法を基礎としている。以下「受託会社法」という。）、1989年信託（特別規定）（改正済）法、1989年永久拘束及び永久蓄積に関する法律（以下「永久蓄積法」という。）、2001年信託（信託業務規則）法および2009年永久蓄積法である。

とりわけ、受託会社法は、バーミューダ諸島の信託の受託会社に対して一定の権限を付与し、信託の設立および運営のための法的根拠を導入し、かつ信託証書に織込まれる管理規則の標準項目を定めている。

2001年信託（信託業務規則）法には、バーミューダ諸島内で信託業務を遂行するための免許が付与されるべき信託会社の規制上の枠組みが定められている。

永久型信託財産の付与および外部に対する当該付与に関する英国のコモン・ローの原則の適用は、バーミューダ諸島においては、（i）2009年8月1日より前に効力を発生する商品および（ii）バーミューダ諸島の土地に関する信託財産についてのみ、1989年永久蓄積法により変更を受けている。永久蓄積法は、蓄積に関する当該原則を近代化して、簡潔にしたものであり、コモン・ローの原則に基づき無効とされたはずの一定の信託の有効性を確保している。永久蓄積法には、信託期間として100年間を超えない確定期間を選択できる旨の規定がある。永久蓄積法第15条には、信託に基づく利益の蓄積を永久的な期間（すなわち、100年間またはコモン・ロー上の永久期間に21年を加算した期間）継続することができる旨の定めがある。2009年永久蓄積法に従い、2009年8月1日以降に設定された商品は、バーミューダ諸島に関する場合を除いて、永久性に関する規則に服することはない。バーミューダの最高裁判所は、（バーミューダ諸島の財産に関する場合を除き）2009年永久蓄積法に基づき2009年8月1日より前に設定された商品に関する申請に対して永久性に関する規則を適用外とする命令を認めることができる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産が2035年3月31日まで課税されない旨の約定を取得することができる。

（3）2006年投資ファンド法（投資ファンド法）

規則

バーミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA（集団投資ファンドスキーム分類）規則（「CIS規制」）は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バーミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドを認可を受けたファンド、クラスAプロフェッショナル向けファンド、クラスBプロフェッショナル向けファンドまたは私募ファンド（これらのうちいずれか該当するもの）として登録することを義務付けている。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、（1）法人向けファンド（Institutional funds）、（2）管理型ファンド（Administered funds）および（3）標準ファンド（Standard funds）に分類される。それぞれのファンドのクラスの詳細は、以下のとおりである。

法人向けファンド

投資ファンドは、以下の場合、法人向けファンドに分類される。

- （a）基本文書および目論見書に基づき
 - i 適格投資家のみに公開されている。
 - ii 各投資家につき、投資ファンドへの最低投資金額を100,000米ドルとする。
- （b）投資ファンドが、投資ファンドの会計帳簿および記録書類を入手できるバーミューダ諸島に居住する役員、受託者または代表者を有する。

以下に該当する場合、「適格投資家」という。

- (i) 個人的な収入が、当該年の前年、前々年の2年間、それぞれ、200,000米ドルを超えるか、その配偶者との合算収入が、かかる2年間の各年、300,000米ドルを超える場合で、投資を行う当該年においても、同様の水準の収入が合理的に見込まれる個人。
- (ii) 投資を行う当該年において、その純資産または配偶者と合算した純資産が100万米ドルを上回る個人（以下「高額資産投資家」という。）。
- (iii) 金融および事業に関係する事項について知識や経験があり、投資により見込まれるメリットやリスクを正しく評価できる個人。
- (iv) 資産総額が、500万米ドル以上の企業組織、非法人組織、パートナーシップまたは信託（かかる企業が当該資産を単独で保有しているか、またはその一部をかかる企業およびその一部を株主であるグループの一もしくは複数の株主が保有している場合。）。
- (v) そのすべての株主、構成員または受益者が上記の分類に当てはまるもの。

管理型ファンド

投資ファンドは、その事務管理会社が投資ファンド法に基づき認可されている場合で、以下の要件を充足する場合、管理型ファンドに分類される。

- (a) 基本文書および目論見書に基づき、投資家に対して、投資ファンドへの最低投資金額として50,000米ドルを要求している場合。
- (b) かかる目的のために、BMAが認める証券取引所に上場している場合。

標準ファンド

その他の分類に当てはまらない場合、投資ファンドは、標準ファンドに分類される。

大蔵大臣は、どの投資ファンドの分類についても、現在の要件を変更する権限を有し、投資ファンドの追加分類を設定できる。

申請手続

ファンドの認可の申請はBMAの「ERICA（電磁的規制情報遵守申請）」のウェブサイトによりオンラインで行われる。

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きをただちに開始する。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立／組織について早い決定をする。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設する等、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとる。しかし、ファンドが認可または免除を得るまで営業を開始できないことは明らかである。

申請の迅速な処理の一助として、BMAは、プロモーターになる予定の者およびサービス提供会社の名称をBMAに事前通知するために使用される直通連絡用Eメール・アドレスを設置したことに留意しなければならない。

認可申請は下記を伴わなければならない。

- (a) 会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書、
- (b) 認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する業務運営者の署名した証明書、

（c）BMAが合理的に要求する情報、および

（d）申請料。

BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることがある。

BMAに対する投資ファンドの認可および分類の申請は、手続きに通常、約10営業日を要する。

認可要件

適切な分類で認可を取得するために、

（a）ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければならない。ただし、BMAは、適切であると考えられる場合、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがある。

（b）ファンドは、投資管理者、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、認可を受ける段階でこれらの者を任命する。

（c）ファンドの財産は、バーミューダにおいて認可を取得しているか、またはバーミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服している保管受託銀行に委託しなければならない。

BMAは、異なる取決めによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めている。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドが保管受託銀行または承認されたプライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていることを条件とする。免除は、主としてインフラストラクチャーのタイプの資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがある。

（d）保管受託銀行はまた、業務運営者（投資ファンド法の定義では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、およびミューチュアル・ファンド会社の場合は会社をいう。）から独立していなければならない、さらに

（1）ミューチュアル・ファンド会社の場合は、取締役、

（2）パートナーシップの場合は、パートナー

からの独立が義務付けられている。

BMAは、かかる措置が適切であると考えられる場合、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、保管受託銀行は、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがある。

（e）業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行うものとして適切かつ適正な者でなければならない、その経験および知識の組み合わせは、ファンドの目的に適したものでなければならない。

（f）ファンドは、ファンドの規則および当該クラスに関するファンドの目論見書上の規則の要件を遵守しなければならない。

認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならず、かかる者がバーミューダにおいて参加者名簿を保管することを要求されている。

ファンド規則

ファンド規則は、標準ファンドに分類された認可投資ファンドにのみ適用され、当該ファンドの保管銀行はBMAによる認可が必要である。ただし、投資ファンドの事務管理会社が、バーミューダ諸島でファンドの管理事務業を行っている場合を除く。

かかる規則は、投資家または投資家になろうとする者による閲覧の用に投資ファンドの基本文書の写しを供するように要求しており、監査済財務書類を含む財務報告書の作成を義務付けている。かかる財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければならない。

ファンド目論見書規則

ファンド目論見書規則は、すべての認可投資ファンドに適用され、以下を含む、特定事項を目論見書で開示しなければならない。

- (a) 取締役、役員、および主要なサービス提供会社の名称、住所、およびその他の事項。
- (b) 投資目的および投資制限ならびに借入権限。
- (c) 重大なリスク。これには分離勘定の運営に関連する潜在的なリスクの記述が含まれる（該当する場合）。
- (d) 受益証券に付随する主要な権限と制限。
- (e) 発行価格および買戻価格の決定の基準、ファンド資産の評価の基準および頻度に関する記載。
- (f) 潜在的な利益相反の記載。
- (g) 会計年度終了日、投資家に配布される財務報告書の通知および頻度。

目論見書には、特定の免責条項、および投資家が投資ファンドへの投資メリットについて情報に基づいて判断するために合理的に請求するであろうその他の重要な情報を記載しなければならない。

BMAは、記載したような当該規則を遵守することが、必要以上に負担である、または、これにより規則が制定された目的を達成できないと判断する場合、特定の投資ファンドについて、ファンド規則またはファンド目論見書規則を変更または放棄する権限を有する。BMAが、かかる規則が保護すべき利益に過度のリスクを生じるとみなす場合には、放棄または変更は行われない。

BMAは、通常、マスター・ファンドに対して、ファンド目論見書規制による目論見書発行の要件の免除を認める。ただし、マスター・ファンドの投資者が同様の構造を持つフィーダー・ファンドであり、それぞれのフィーダー・ファンドが目論見書を作成し、発行している場合に限る。

バーミューダ会社法上の目論見書要件

ミューチュアル・ファンド（または、ユニット・トラストのバーミューダ諸島の管理会社または受託会社）による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集と同様に、1981年バーミューダ会社法上の目論見書規定に従う。ただし、（a）株式が特定証券取引所に上場しているか、または株式の上場申請を行っている場合で、かつ特定証券取引所の規則により、当該会社が当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届け出ることを義務付けられていない場合、（b）当該会社が所轄監督当局の規則または規制に準拠しており、かかる規則または規制により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届け出る必要がない場合（ただし、当該当局の管轄地以外に居住する者に対してのみ当該募集が行われることを理由として目論見書の発行および届出が免除されている場合を除く。）、（c）特定証券取引所または所轄管轄当局が、一般への株式募集に関する目論見書またはその他の書類を受領しているかまたはそれ以外により受け付けている場合のいずれかにおいては、バーミューダ会社法に基づき目論見書を発行し、届け出る必要はない。バーミューダ会社法上の目論見書規定は、パートナーシップには適用されない。下記「（4）バーミューダ会社法による目論見書要件」参照。

設立文書

投資ファンドの設立文書は、その事業の規制および運用について規定している。一般に、投資ファンド法は、設立文書で、（a）受益証券に付随する権限および制限、（b）資産および負債の評価条件、（c）受益証券1口当たり純資産価格および受益証券の発行価格および買戻価格の計算方法、（d）受益証券の発行、譲渡、転換（適用あれば）および買戻条項、（e）投資制限および借入制限（もしあれば）について規定するよう要求している。

規則対象外ファンド

私募ファンド

私募ファンドである投資ファンドは、登録されているがファンド法に基づく認可を受けた投資ファンドとしてライセンスを付与されていない。投資ファンドへの投資者数が20名以下で、投資ファンドが通常一般への募集を行わない場合に、私募ファンドとなる。

私募ファンドのファンド業務運営者は自らが私募ファンドとして登録を受ける資格があることを確認するためにBMAに申請しなければならない。私募ファンドはBMAにより認可され、かつ規制を受ける国内のサービス提供者を任命し、投資ファンド資産の安全管理の確保に関して保管受託銀行を任命しなければならない。BMAは投資ファンドの申し出により一定の状況下で保管受託銀行の任命要件を免除することができる。私募ファンドとしての登録申請を行う際に、ファンド業務運営者はBMAに対して（a）投資ファンドに関連する情報、（b）募集文書の写し、（c）サービス提供者の詳細および（d）登録料を提出しなければならない。

登録されると、私募ファンドの業務運営者は毎年BMAが指定する様式で、投資ファンドが適格基準および登録要件を充足し、継続的にそれらを充足し続ける旨をBMAに対して証明しなければならない。当該証明書の提出時に、私募ファンドの業務運営者は、（a）投資ファンドおよびその投資対象資産の純資産価格の情報、（b）投資ファンドの管理会計または監査済財務諸表の写し、および（c）当該会計年度（報告もしくは決算期間）に発生した重大な変更に関する情報もBMAに届け出なければならない。

プロフェッショナル向けファンド

投資ファンドは、一定の基準を満たすとクラスAプロフェッショナル向けファンドまたはクラスBプロフェッショナル向けファンドとして投資ファンド法に基づき登録することを申請することができる。クラスAプロフェッショナル向けファンドまたはクラスBプロフェッショナル向けファンドを投資ファンド法に基づく認可を受けたファンドとして登録する必要はない。

プロフェッショナル向けファンドには、クラスAプロフェッショナル向けファンドとクラスBプロフェッショナル向けファンドの2種類がある。登録されると、これらのファンドはBMAに対して最小限の報告義務を負う。

投資ファンドは、その投資運用会社が一定の適格基準を満たし、かつ、その証券の募集が「適格投資家」（以下に定義される）に対して行われる場合に、クラスAプロフェッショナル向けファンドとして適格となる。適格投資運用会社には、（i）投資業務法に基づきライセンスを付与された者、（ii）BMAが認める外国の規制当局により認可され、もしくはライセンスを付与された者、または（iii）BMAが認める法域において事業を行っており、（個別に、もしくはグループの一部としての）運用総資産が100百万米ドル以上である者が含まれる。

さらに、クラスAプロフェッショナル向けファンドは投資ファンドの帳簿および記録を閲覧することができる役員、受託者または代表者をバーミューダに置かなければならず、投資ファンドはファンドの事務管理会社、登録機関、監査人および保管会社またはプライム・ブローカーを任命しなければならず、また、ファンドの財務諸表は国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）または一般に妥当と認められた会計原則（以下「GAAP」という。）その他BMAが適切とみなす基準に従って作成されなければならない。

クラスAプロフェッショナル向けファンドおよびクラスBプロフェッショナル向けファンドの投資運用会社の適格要件を満たさないファンドは、適格購入者に対して証券の募集を行い、または一投資家当たり100,000米ドルの最低投資額を要求する場合、クラスBプロフェッショナル向けファンドとしての指定を受けることを選択することができる。クラスBプロフェッショナル向けファンドもまた、投資ファンドが当該投資ファンドの帳簿および記録を閲覧することができる役員、受託者または代表者をバーミューダに置くこと、投資ファンドが投資運用会社、ファンドの事務管理会社、登録機関、監査人および保管会社またはプライム・ブローカーを任命していること、ならびにファンドの財務諸表がIFRSまたはGAAPその他BMAが適切とみなす基準に従って作成されることを要求する。

継続要件は単純である。最初の登録の後は毎年、クラスAプロフェッショナル向けファンドとクラスBプロフェッショナル向けファンドのいずれも、継続して免税要件を満たしていることを証明し、監査済みの年次財務諸表の写しを提供しなければならない。また、クラスAプロフェッショナル向けファンドは、毎年、募集文書の条件の重大な変更についてBMAに通知する必要がある。クラスBプロフェッショナル向けファンドは、ファンドの取締役またはサービス提供者に変更がある場合、BMAに通知し、その事前承認を得なければならない。

法人形態のプロフェッショナル向けファンドは、バーミューダ会社法がバーミューダ諸島におけるすべての会社に関係することから同法の要件をなお満たされなければならないことに留意すべきである。

クローズド・エンド型投資ファンド

クローズド・エンド型ファンドの投資家は、保有する受益証券の買戻しを請求する権限がなく、一般的には、事前に決定された投資期間の終了時に純資産価額で買戻される。

会社型のクローズド・エンド型ファンドは、バーミューダ会社法に基づき、投資持株会社として登録されることにより、設立される。当該会社は、一般に、会社自身に（株主ではなく）、特定の状況において株式の買戻しまたは購入を実施できる権限を付与して設立されている。かかる権限は、投資家の適格規制を確実に遵守するため、また、適切な時期に投資家に資本を返還するために用いられる。かかる会社、および事実上同様の構造を持ったユニット・トラストおよびパートナーシップは、投資ファンド法に定める「投資ファンド」の定義に該当しないため、通常、投資ファンド法の規定には従わない。

クローズド・エンド型投資ファンドの管理会社は、一般に、投資ファンドについてその概要を前述した投資経験、財務上の健全性、および目論見書開示に関する同様の規則を遵守しなければならない。クローズド・エンド型投資ファンドのその他のサービス提供会社の身元も、BMAに対して開示しなければならない。ただし、かかるものに関してBMA認可は要求されないためかかる開示は、BMAが参照するに留まる。

クローズド・エンド型投資会社による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集計画と同様に、バーミューダ会社法の日論見書規定に従わなければならない。

現行規定

投資家への報告書

投資ファンドは、監査済財務書類の写しを含む、投資家への財務報告書の作成、配布の規定を設けなければならない。財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければならない。いずれかは、バーミューダ国外の法域のものとすることができる。

BMAへの報告書

投資ファンド法は、BMAが合理的に要求する投資ファンドの投資活動についての報告書を、BMAに対して提出するよう、ファンド業務運営者に要請する権限を付与している。標準ファンドは、月次ベースで、その運用について、BMAに報告しなければならない。かかる報告は、投資ファンドの1株または1口当たり価格、純資産価額および同月の販売および買戻し金額を含めなければならない。報告は、月末から20営業日以内に実施しなければならない。通常、投資ファンドの事務管理会社が、かかる報告を取扱っている。法人向けファンドおよび管理型ファンドは、標準ファンドと同じ基準で報告しなければならない。唯一の違いは、報告の頻度であり、かかる投資ファンドは、各暦四半期の終了から20営業日以内に報告するものとする。

投資ファンドは、BMAに対し、会計年度終了後6か月以内に、投資ファンドが投資ファンド法、ファンド規則およびファンド目論見書規則を遵守していることを確認する書面を提出しなければならない。

ファンドのサービス提供会社は、BMAに対して、特定事項について報告しなければならない。サービス提供会社が、実質的にファンド資産がその目論見書に従い投資されていないこと、および、投資ファンドの通常管理運営が、実質的に、その基本文書の規定に従い行われていないことに気づいた場合、当該サービス提供会社は、かかる事態の発生後、14日以内にBMAに通知しなければならないが、その業務運営者に対して、かかる事態について、書面による報告を行わなければならない。

BMAへの通知およびBMAの承認

認可投資ファンドの業務運営者は、BMAに対して、以下の場合、事前に書面による通知を行ない、承認を得なければならない。

- i ファンドの目論見書の重大な変更。
- ii サービス提供会社の変更。

会社の取締役の変更の申し出についても、BMAに対して、通知しなければならないが、BMAの事前の承認は必要ない。

標準ファンドだけが、（i）ユニット・トラストの受託会社の変更、（ii）リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーの変更、（iii）1または2つの会社の再建、合併のため、投資ファンドの業務を終了するという申し出に関して、BMAの事前の承認を得る必要がある。法人向けファンドまたは管理型ファンドは、単に、BMAに予定される変更を通知するだけでよい。

情報収集および調査権限

BMAは、認可投資ファンドの認可または私募ファンド、クラスAプロフェッショナル向けファンドもしくはクラスBプロフェッショナル向けファンドの登録を特定の場合に取消することができる。しかしながら、BMAが、その状況が、取消を正当とするものではないと判断した場合、BMAは、それに代わる指示を行うことができる。BMAは、特定の状況において、最高裁判所に対して、投資ファンドの解散を申し立てる権限を有する。

投資ファンド法は、広範な情報収集権、介入権、強制権をBMAに付与している。BMAによるか、それに代わる調査の開始の規定も含んでいる。しかしながら、BMAによる機密情報の開示を制限する防護策および保護策も設けられている。もっとも、投資ファンド法は、開示について一定の方法も提供している。かかる開示義務の範囲には、制限が設けられており、よって、例えば、「証拠漁り」を行うためにかかる権限を用いることはできない。

（４）バーミューダ会社法による目論見書の要件

（Ａ）概要

バーミューダ会社法の第３部および第35条は、目論見書および募集について定めている。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役（ユニット・トラストの場合にはユニット・トラストの受託会社または管理会社）による受益証券（share）の募集を構成する。パートナーシップは、バーミューダ会社法の当該条項の対象にはならない。したがって、投資ファンドにより作成された目論見書または募集目論見書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設立するためのBMAへの申請手続の一部を形成する。さらに、当初募集の前に当該投資ファンドは目論見書を発行しなければならない、またかかる目論見書の発行前または発行後合理的に可能になり次第、バーミューダの会社登記官に目論見書を届け出なければならない、かかる目論見書は当該投資ファンドにかかわる取締役全員もしくは取締役代行全員によって署名されるか、またはそれらを代理して署名されなければならない。当該投資ファンドの受益証券の継続的な募集のために、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、目論見書の補足を会社登記官に提出しなければならない。ユニット・トラストについて、募集を行う受託会社または管理会社がバーミューダ諸島で設立されている場合、バーミューダ会社登記官への届出要件のみが存続する。

下記の場合には前項に記載される目論見書を発行し、届出る必要はない。

- （a）株式が特定証券取引所に上場されており、当該特定証券取引所の規則により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届出る必要がない場合。
- （b）当該会社が所轄監督当局の規則または規制に準拠しており、かかる規則または規制により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届出る必要がない場合。ただし、当該当局の管轄地以外に居住する者に対してのみ当該募集が行われることを理由として目論見書の発行および届出が免除されている場合。
- （c）特定証券取引所または所轄管轄当局が、一般への株式募集に関する目論見書またはその他の書類を受領しているかまたはそれ以外により受け付けている場合。

目論見書は、バーミューダ会社法第27条第（１）項、および投資ファンド法に従う適用されるファンド目論見書規則に規定されている記載内容上の要件に従わなければならない、必要であれば、会社の監査人からの当該届出日から７日以内の日付を付した証明書（（a）監査人が、会社が発行する目論見書に自らが会社の監査人として任命されていることを受諾済みであるとして自身の氏名を記載することに同意していること、または（b）監査人が自らが作成した一切の監査報告書を当該目論見書に含めることに同意していることを確約する内容のもの）を添えて、目論見書がバーミューダ会社法を遵守していることの証明を弁護士より会社登記官に提出されなければならない。受益証券の継続的な募集のために、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、重要な変更内容を開示する目論見書の補足を公開し、会社登記官に提出しなければならない。

バーミューダ会社法は、目論見書が（i）バーミューダ会社法に定める事項を含むか、または（ii）指定された証券取引所もしくは権限ある規制当局により受領または承認されるかしなければならない旨の規定がある。

パーミューダ会社法により目論見書に記載することを要求する項目は以下の通りである。

- (a) 発起人、役員および予定されている役員の氏名、経歴および住所
- (b) 会社の事業または予定されている事業
- (c) 発起人、取締役または仮取締役の決定において発行により調達されなければならない最低募集総額
- (d) 募集される受益証券に付随する権利または制限
- (e) 目論見書に記載されている受益証券の販売に際して支払うべき手数料およびかかる販売に関して会社が受け取るべき金額
- (f) 会社の役員による会社の受益証券保有
- (g) パーミューダ会社法に基づき制定された細則が要求する様式で作成され、その要求する情報および文書の写しを記載した会社の監査人による報告書またはステートメント
- (h) 募集の開始および終了の日時

パーミューダ会社法第28条は、運転資本を含む一定の事柄を規定するために発行により調達しなければならない最低募集総額の扱いを定めている。パーミューダ会社法には、目論見書の発行日から120日以内に、会社の受領した金額がかかる最低額に達しない限り、株式を割当てることができない旨の定めがある。したがって目論見書には、その旨を記載しなければならない。またはこれに代わり、募集の要項にかかる要件に反しないようにする必要がある。

さらに、株式の発行および割当の仕組みを最低額の受領前に株式を割当てることができるようなものにしてはならない。例えば、受領すべき最低募集総額が1,000,000パーミューダ・ドルであり、1名の投資家が申込む最低額が10,000パーミューダ・ドルである場合、目論見書には株式が申込書および払込金の受領時に発行される旨、単純に記載してはならない。

継続的な募集の場合にはしばしば見受けられることであるが、取締役が最低募集総額がないと考えている場合、その旨の記載を含まなければならない。

パーミューダ会社法には、会社が株式の引受または引受手続の対価として、当該引受人に対し「妥当な手数料」を支払う旨の定めがある。上記を除き、会社は株式資本を手数料、割引料または控除額の支払に充当しない。

監査済財務諸表および監査報告書は各目論見書に含まなければならない。財務諸表は、目論見書の発行日の前6か月以内の日付のものが作成されなければならない。かかる監査済財務諸表が目論見書の発行日の6か月以上前の期間に関連するものである場合、かかる日付の前4か月以内に終了した四半期の未監査財務諸表も目論見書に含めなければならない。

新たに設立された会社の最初の募集の場合、会社がまだ事業を開始していないこと、会計書類が作成されていないことおよび配当が宣言または支払われていないことを記載した監査人による報告書を含むことで足りる。

さらに、一般的には、監査人が目論見書に監査報告書を含めることに同意し、かつ同意を撤回していない旨の記載が含まれる。

特定証券取引所または権限ある規制当局が株式を募集するための基礎として目論見書を「受領または承認」した場合、目論見書は投資ファンド法に基づく法定の記載内容上の要件に従う必要はないが、当該特定証券取引所または権限ある規制当局により受領または承認された様式にて受諾可能として取扱われる。ただし、目論見書が権限ある規制当局に受領または承認された場合でも、バーミューダ会社法第28条により要求される発行により調達しなければならない最低募集総額に関する記載を含まなければならない。

1995年会社に関する（財務諸表および監査報告書）規則は、バーミューダ会社法第27条第（1）項（h）号および（i）号により目論見書に一定の情報を含めることを要求している。（h）号は投資ファンドが事業を行っていない場合の株式または受益証券の当初募集の際に使用される目論見書に以下の3項目を含めることを要求している。

- （a）投資ファンドが事業を行っていないこと
- （b）設立以降、投資ファンドの財務状況に重大な変更がないこと
- （c）監査人が同意し、または同意を撤回していないこと
 - （i）号は株式の当初募集中の目論見書に以下の1項目を含めることを要求している。
 - （a）監査人による投資ファンドの監査人としての任命の受諾の確認書

（B）刑事上および民事上の責任

バーミューダ会社法は、記載内容が重要でないかまたはかかる記載を行った時点において真実であると確信する合理的な根拠があったことを証明しない限り、目論見書に不実の記載を行いまたはこれを承認することを刑事上の犯罪とみなしている（バーミューダ会社法第30条）。起訴され、有罪判決が宣告された場合、かかる者は5年間の懲役刑もしくは5,000バーミューダ・ドルの罰金刑に処し、または両刑を併科することがある。略式判決においては、1年間の懲役刑もしくは2,000バーミューダ・ドルの罰金刑に処し、または両刑を併科することがある。

バーミューダ会社法はまた、目論見書の不実の記載に民事上の責任を負わせることを定めている。バーミューダ会社法第31条は、目論見書を信頼して株式を引受けたすべての者が目論見書に含まれる不実の記載により蒙った損失または損害を賠償する責任を以下の者に負わせている。

- （a）目論見書の発行当時の会社の取締役もしくは役員またはユニット・トラストの管理会社
- （b）目論見書の中で役員として任命されることを承諾しもしくは役員として任命されている者、または目論見書の中で直ちにもしくは一定期間後に役員となることに同意している者
- （c）会社の発起人またはユニット・トラストの管理会社となる者
- （d）目論見書の発行を承認する者

ただし、以下の事項を証明することができる場合にはバーミューダ会社法第31条の責めを負わない。

- （i）目論見書が無断でまたは同意なしに発行され、その発行を認識したときに無断でまたは同意なしに発行されたという合理的な公告を直ちに行った場合。

(ii) 目論見書の発行後、目論見書に基づく株式の割当前に、目論見書に含まれている不実の記載を認識し、同意を撤回し、撤回およびその理由の合理的な公告を行った場合。

(iii) 株式の割当時まで記載が真実であると確信する合理的な根拠があった場合。

専門家または公務員によりなされた記載に関しては、上記（a）ないし（d）の者に責任が帰することはない。

（C）継続的な届出義務

一般的に、投資ファンド法に基づく目論見書の年次の届出業務は存在しない。

ただし、当該投資ファンドが受益証券を公衆に対して継続的に募集する場合において、目論見書のいずれかの規定が重要な点において正確ではなくなる事由が発生したときは、会社登記官に対し補足目論見書を届け出なければならない。

（5）租税、印紙税および為替管理

租税

本書の作成日現在、免税会社、免税パートナーシップもしくは免税ユニット・トラストまたはこれらの株主、パートナーもしくは受益者（バーミューダに通常居住する者を除く。）が支払義務を負うバーミューダ諸島の法人税、所得税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、資本移転税、財産税または相続税は存在しない。

これらの各法人・団体は、1966年免税事業課税防止法に基づき、①利益または所得について計算される租税、②資本性資産、キャピタル・ゲインもしくは評価益について計算される租税または③財産税もしくは相続税の性質を有するその他の租税を課す法律がバーミューダ諸島において制定された場合、かかる租税が2035年3月31日までかかる法人・団体もしくはその事業またはかかる法人・団体の株式、受益証券その他の債務証券に適用されないことを確保するよう、バーミューダ諸島大蔵大臣に申請することができ、通常かかる適用の免税を受ける。ただし、かかる租税が、バーミューダ諸島に通常居住し、かかる法人の株式、受益証券その他の債務証券を有する者に適用される場合またはかかる法人・団体に賃貸された土地に適用される場合は、この限りでない。

ユニット・トラストは、それ自体ではバーミューダ諸島において年間登録手数料を支払う義務を負わないが、ユニット・トラストのバーミューダ諸島所在の管理会社は、管理するユニット・トラストについて3,050バーミューダ・ドルの手数料を支払う。

バーミューダ諸島の免税パートナーシップの年間手数料は2,350バーミューダ・ドルであり、バーミューダ諸島の免税会社の年間手数料はその株式資本の額により、2,095バーミューダ・ドル乃至32,676バーミューダ・ドルの範囲でスライドする。

投資ファンド法は、認可または免税（場合による。）の申請を行った時点、分類の変更の申請を行った時点と、その後は、毎年、4月30日またはそれ以前に、各種手数料の支払いについて以下のように規定している。

認可申請手数料（全認可投資ファンド）	—	900.00ドル
再分類手数料（全投資ファンド）	—	900.00ドル
クラスAプロフェッショナル向けファンド認可申請手数料	—	1,620.00ドル
クラスBプロフェッショナル向けファンド年間手数料	—	1,080.00ドル
私募ファンド認可申請手数料	—	1,250.00ドル

年間手数料

法人向けファンド	—	1,020.00ドル
管理型ファンド	—	1,020.00ドル
標準ファンド	—	1,610.00ドル
クラスAプロフェッショナル向けファンド	—	1,620.00ドル
クラスBプロフェッショナル向けファンド	—	1,080.00ドル
私募ファンド	—	1,250.00ドル

印紙税

免税の会社、パートナーシップまたはユニット・トラストがその資本、株式または受益証券の発行、償還または譲渡に当たり支払義務を負う印紙税その他類似の租税は存在しない。

為替管理

バーミューダ諸島は独立した為替管理を行っており、1972年為替管理法および関連規則に基づき管理している。免税会社、免税パートナーシップおよび免税ユニット・トラストは、バーミューダ諸島の為替管理上、BMAより非居住者として分類される。またBMAは、1972年為替管理法および同法に基づく細則に基づく特段の同意を得ることなく、為替管理上バーミューダ諸島の非居住者とみなされる者に対する、またはかかる者による免税会社、免税パートナーシップまたは免税ユニット・トラストの株式または受益証券の発行、償還および譲渡を行うことを認可する。為替管理上バーミューダ諸島の居住者とみなされる者が関わる発行および譲渡には、1972年為替管理法に基づく個別の承認を事前に取得する必要がある。

第4 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2018年10月31日 有価証券届出書／有価証券報告書(第16期)

2019年2月28日 半期報告書(第17期中)／有価証券届出書の訂正届出書

第5 【その他】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バーミューダ・トラスト
受託会社御中

私どもは、添付のピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド、ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド、ピムコ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（JITF）、ピムコ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）、ピムコ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、ピムコ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドⅡ、ピムコ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドⅢ、ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドおよびピムコ ショート・ターム ストラテジー（以下「ファンズ」という。）の2018年5月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産・負債計算書、ならびに同日に終了した年度における運用計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書（ピムコ・リアル・リターン・ファンド）ならびにそれぞれに表示されている期間における経理のハイライトで構成される財務書類について監査を行った。これらの財務書類および経理のハイライトを、以下総称して「本財務書類」という。

本財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した本財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任には、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない本財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいて本財務書類について意見を表明することにある。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、本財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、本財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれる。私どもの判断により選択されるこの手続きは、不正または誤謬に関わらず本財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。かかるリスク評価において、私どもは、状況に適合する監査手続きを立案するため、本財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これはファンズの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、私どもはそのような意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計原則の適正性および重要な会計見積りの合理性についての評価とともに、本財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもの意見では、上記の本財務書類がすべての重要な点において、2018年5月31日現在の各ファンドの財政ポジション、ならびに同日に終了した年度の経営成績、純資産の変動およびキャッシュ・フロー（ピムコ・リアル・リターン・ファンド）ならびにそれぞれに表示されている期間における経理のハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
2018年8月8日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the Trustee of PIMCO Bermuda Trust:

We have audited the accompanying financial statements of PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund, PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund, PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF), PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged), PIMCO Emerging Markets Bond Fund II, PIMCO Emerging Markets Bond Fund III, PIMCO Euro Total Return Fund, PIMCO Real Return Fund and PIMCO Short-Term Strategy (the “Funds”), which comprise the statements of assets and liabilities, including the schedules of investments, as of May 31, 2018 and the related statements of operations, of changes in net assets, and for PIMCO Real Return Fund the statement of cash flows for the year then ended, and the financial highlights for each of the periods indicated therein. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as “financial statements”.

Management’s Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors’ Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund’s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control.

Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of each Fund as of May 31, 2018, and the results of each of their operations, changes in each of their net assets, and for PIMCO Real Return Fund the results of its cash flows for the year then ended, and each of their financial highlights for the periods indicated therein, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers LLP
August 8, 2018

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バミューダ・トラスト

受託会社および経営陣御中

私どもは、以下の表に記載される各ファンズ（以下総称して「ファンズ」という。）の2019年5月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産・負債計算書、ならびに下記の表に記載される期間における関連する運用計算書、純資産変動計算書、ならびにピムコ・リアル・リターン・ファンドおよびピムコ ショート・ターム ストラテジーのキャッシュ・フロー計算書および経理のハイライトで構成される添付の財務書類について監査を行った。これらの財務書類および経理のハイライトを、以下総称して「財務書類」という。

ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ⁽¹⁾	ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ⁽¹⁾
ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド ⁽¹⁾	ピムコ・ユーロ・トータル・リターン ⁽¹⁾
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF） ⁽¹⁾	ピムコ・リアル・リターン・ファンド ⁽²⁾
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M） ⁽¹⁾	ピムコ ショート・ターム ストラテジー ⁽³⁾
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ⁽¹⁾	
⁽¹⁾ 2019年5月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに経理のハイライト	
⁽²⁾ 2019年5月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびにキャッシュ・フロー計算書および経理のハイライト	
⁽³⁾ 2019年5月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびにキャッシュ・フロー計算書および記載される期間における経理のハイライト	

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した本財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任には、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいて本財務書類について意見を表明することにある。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、本財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、本財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれる。私どもの判断により選択されるこの手続きは、不正または誤謬に関わらず本財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。かかるリスク評価において、私どもは、状況に適合する監査手続きを立案するため、ファンズの財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これはファンズの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、私どもはそのような意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計原則の適正性および重要な会計見積りの合理性についての評価とともに、本財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもの意見では、上記の財務書類がすべての重要な点において、2019年5月31日現在の上記の表に記載される各ファンズの財政ポジション、ならびに上記の表に記載される期間の各ファンズの経営成績、純資産の変動およびピムコ・リアル・リターン・ファンドおよびピムコ ショート・ターム ストラテジーのキャッシュ・フローの実績、ならびに経理のハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

2019年8月6日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the Trustee and Management of PIMCO Bermuda Trust

We have audited the accompanying financial statements of each of the Funds listed in the table below (collectively referred to as the “Funds”), which comprise the statements of assets and liabilities, including the schedules of investments, as of May 31, 2019, and the related statements of operations, of changes in net assets, and for PIMCO Real Return Fund and PIMCO Short-Term Strategy the statements of cash flows, and the financial highlights for the periods indicated in the table below. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as “financial statements.”

PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund (1)	PIMCO Emerging Markets Bond Fund II (1)
PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund (1)	PIMCO Euro Total Return Fund (1)
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF) (1)	PIMCO Real Return Fund (2)
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M) (1)	PIMCO Short-Term Strategy (3)
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged) (1)	
(1) Statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year ended May 31, 2019	
(2) Statements of operations, of changes in net assets and of cash flows and the financial highlights for the year ended May 31, 2019	
(3) Statements of operations, of changes in net assets and of cash flows for the year ended May 31, 2019, and the financial highlights for each of the periods indicated therein	

Management’s Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors’ Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America.

Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Funds' preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Funds' internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinions.

Opinions

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of each of the Funds indicated in the table above as of May 31, 2019, and the results of each of their operations, the changes in each of their net assets, and for PIMCO Real Return Fund and PIMCO Short-Term Strategy the results of each of their cash flows, and each of their financial highlights for the periods indicated in the table above, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers LLP

August 6, 2019

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの経営陣各位

私どもは、添付のパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよび子会社（以下「当社」という。）の2018年12月31日現在の連結財政状態計算書、ならびに同日に終了した年度における関連の連結損益および包括利益計算書、連結出資金変動表および連結キャッシュ・フロー表で構成される添付の2018年度の連結財務書類について監査を行った。

連結財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠した本連結財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない連結財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいて本連結財務書類について意見を表明することにある。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、本連結財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、本連結財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれる。私どもの判断により選択されるこの手続きは、不正または誤謬に関わらず本連結財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。かかるリスク評価において私どもは、状況に適合する監査手続きを立案するため、当社の連結財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは当社の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、私どもはそのような意見を表明しない。監査はまた、経営陣が採用した会計原則の適正性および行った重要な会計見積りの合理性についての評価とともに、本連結財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもの意見では、上記の連結財務書類がすべての重要な点において、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社の2018年12月31日現在の財政ポジション、ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

強調事項

本連結財務書類に対する注記2（q）に記載されるとおり、当社は、2018年に繰延報酬の会計処理方法を変更した。当該事項は私どもの意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

注記２（q）に記載されている、繰延報酬の会計処理の変更を遡及適用する前の2017年12月31日現在および同日に終了した年度の本連結財務書類は、2018年３月22日付の監査報告書において無限定適正意見を表明している他の監査人により監査された。

私どもは、注記２（q）に記載されている繰延報酬の会計処理の変更を遡及適用するための調整についても監査を行った。私どもの意見では、このような調整は適切であり、適正に適用されている。私どもは、当社の2017年度の財務書類に対して、当該調整に関するものを除き、いかなる手続きを監査、検討または適用することに関与しておらず、従って、私どもは、2017年度の財務書類全体について意見またはその他のいかなる保証をも表明しない。

プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー
ロサンゼルス・カリフォルニア
2019年５月７日

[前へ](#) [次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the Management of Pacific Investment Management Company LLC

We have audited the accompanying 2018 consolidated financial statements of Pacific Investment Management Company LLC and its subsidiaries (the “Company”) , which comprise the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2018, and the related consolidated statements of income and comprehensive income, changes in capital, and cash flows for the year then ended.

Management’s Responsibility for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors’ Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Company’s preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Pacific Investment Management Company LLC and its subsidiaries as of December 31, 2018, and the results of their operations and their cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Emphasis of Matter

As discussed in Note 2(q) to the consolidated financial statements, the Company changed the manner in which it accounts for deferred compensation in 2018. Our opinion is not modified with respect to this matter.

Other Matter

The consolidated financial statements of the Company as of December 31, 2017 and for the year then ended, prior to the retrospective change in accounting for deferred compensation as discussed in Note 2(q), were audited by other auditors whose report, dated March 22, 2018, expressed an unmodified opinion on those statements.

We also have audited the adjustments to retrospectively apply the change in accounting for deferred compensation as discussed in Note 2(q). In our opinion, such adjustments are appropriate and have been properly applied. We were not engaged to audit, review, or apply any procedures to the 2017 financial statements of the Company other than with respect to the adjustments and, accordingly, we do not express an opinion or any other form of assurance on the 2017 financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers LLP

Los Angeles, California

May 7, 2019

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)